

二〇一九年度
博士論文
外池昇教授

遊廓と客

——寛文く宝暦の遊女評判記を主として

成城大学大学院

文学研究科日本常民文化専攻

博士課程(後期)

14T3001

高木まどか

遊廓と客——寛文・宝暦の遊女評判記を主として

序

本稿の構成

用語の整理と対象の概要

註

凡例

第一章 近世遊廓に見出される江戸への憧れ

——研究史の整理と問題点

はじめに

第一節 近世遊廓Ⅱ「公平に通用する世界」の展開

第二節 「公平に通用する世界」をめぐる問題点とその背景

おわりに

註

第二章 吉原遊廓における客の取締まり——

公儀との関係をめぐって

はじめに

第一節 客の取締りに関わる法

第二節 取締りの再確認と形骸化

第三節 吉原の衰微をめぐる公儀の姿勢

おわりに

註

第三章 遊女評判記の概要——その変遷と書き手・読み手

はじめに

第一節 遊女評判記とは

第二節 評判物の書き手・読み手・遊女

おわりに

註

第四章 吉原遊廓における客と客

はじめに

第一節 連れ立って遊廓に通うこと

第二節 座における客

第三節 「さし合」をめぐる客の問題

第四節 一人通いからみる吉原

おわりに

註

第五章 遊女に矛先を向ける客——遊女評判

記にみる「さし合」

はじめに

第一節 客をめぐる

第二節 「さし合」の様態

第三節 「さし合」からみる客の論理

おわりに

註

第六章 吉原における客の貴賤

はじめに

第一節 客の貴賤をめぐる言説

第二節 遊女評判記にみる客の願望

第三節 言説の差異の背景

おわりに

註

第七章 客として嫌がられた役者

はじめに

第一節 これまでの言説

第二節 揚屋の「やく者衆きんせい」

第三節 遊女評判記にみる「やくしや」

第四節 役者が嫌がられる理由

おわりに

註

第八章 長崎丸山遊廓で捕縛された「穢多」「非

人」「無宿」——『犯科帳』を主として

はじめに

第一節 先行研究の整理と対象の概要

第二節 客の取締りに関わる法

第三節 『犯科帳』にみえる「穢多」「非人」

おわりに

註

第九章 結

註

初出一覧

表

序

本稿は、近世遊廓において客になることを嫌がられた人々に着目し、それらの人々がいかに遊廓において忌避・拒否されたかを具体的に明らかにすることで、先行研究に広くみられる「近世遊廓においては客の貴賤が意味をなさなかった」といった言説に疑義を呈するものである。

近世の遊廓については多くの分野で研究蓄積が重ねられてきたが、それらの中に広くみられる興味深い見解に、近世遊廓は客の貴賤が問われない非日常の場であった、というものがある。つまり遊廓は近世一般の秩序——とりわけ身分秩序を排除した場であり、それによって客は貴賤にとらわれることなく「公平」に遊ぶことができたというのである¹⁾。しかしこうした説明は必ずしも実証に基づいたものではなく、これに対し遊廓の「非日常的な性格のみが往々にして強調される」との批判を行う立場も存在する²⁾。だが現在に至るまで、双方の立場間で実証に基づく議論の応酬はなされていない。それにも関わらず、後にも詳述する通り、近世遊廓が貴賤を問われない場であるとの見解はある種の定説と化しているようにみえる。

それでは、何故こうした説明が絶えず存在し続けているのだろうか。その背景の一つとして、近世遊廓を「文化」の発祥地として肯定的に捉えようとする傾向が根強く存在することが挙げられよう。そうした文脈の中では近世遊廓から生じた種々の「文化」³⁾、たとえば「野暮」や「粹」「色道」といった遊興理念や、遊女が上座に座るといった遊廓内の特異な慣習、あるいは遊廓がいかに文学や歌舞伎の題材とされてきたかが注目されてきた。無論、こうした研究に距離をおく議論は断続的に存在し、とりわけ近年では都市社会史に周縁的身分論の視点を加え、遊廓をその周囲との関連で重層的な「遊廓社会」として捉えようとした塚田孝・吉田伸之⁴⁾や、遊女を買う資金の調達や遊女の個別事例に注視した横山百合子⁵⁾、近世における売春観、すなわち国家や人々の倫理的判断・倫理的対応を詳らかにした曾根ひろみ⁶⁾等の研究成果が著しい。また特に客についていえば、近年では近世後期を対象とし「武士」「都市民衆」の買春観を論じた横山の成果が注目される⁷⁾。他に買売春そのものが主な関心とはされていないものの、医学書から江戸時代の梅毒観を紐解き、「江戸時代の日本人は性病に対して一概に寛容であったとは言えないし、おおらかな性道徳のもとで野放図に売買春を楽しんでいたとも考えられない」と指摘する鈴木則子の指摘も、近世遊廓とその客を捉えるにあたり重要な観点を示唆していると言える⁸⁾。但し先に挙げた「客が貴賤を問われない場」であるという遊廓をめぐる言説について言えば、遊廓における客の貴賤のあり方を精査し、そうした言説を真つ向から問うような議論はみられない。これまで遊廓の客を対象としては「野暮」や「粹」「色道」といった客の遊興理念に関する議論が多く行われてきたが、遊廓における客の貴賤については大正〜昭和前期に三田村鳶魚が包括的且つ精緻な研究を行って以降、議論が進展してきたとは言い難い¹⁰⁾。

近世遊廓が貴賤を問われない場であったという言説をなぜ論じるのかについては「第一章 近世遊廓に見出される江戸への憧れ——研究史の整理と問題点」においても述べるが、筆者が疑問を抱くのは、近世の遊廓をめぐる広く流布する肯定的なイメージである。先述の通り近世の遊廓、とりわけ吉原遊廓はしばしば「文化」の発祥地と説明され、遊女が凄惨な状況に生きたことや、組織的な売春の場であったことが留意されながらも、そこが「テーマパーク」であったといった取り上げられ方をされることも珍しくない¹¹⁾。そしてそうしたイメージと、近世遊廓を対象

とした一部の先行研究は無関係ではない。無論、近世の遊廓に文化的な側面があったことは否定しない。一部の高級遊女は市井における流行の最先端ともなり得たし、また当時の文学作品や芝居の多くが遊廓を題材に据えたことは紛れもない事実である。しかし一部の議論においては、遊廓や遊女に対して読み込まれ期待されたイメージと、その実態を区分する視角が希薄である。たとえば佐伯順子はその論考「遊女の誕生」において、客の正体が「乞食」と気付かず面目を失いそうになった当時最高級の遊女であった太夫「金山」が、「人間に、何か違ひ有べし」と喝破し却って評判を上げたという話（井原西鶴『諸艶大鑑』「夜の契は何じややら」）を引用する。その上で『諸国遊里好色由来揃』には、乞食をお客に取ったがために評判を落とし、商売が続かなくなってしまう遊女の例も紹介されているが、太夫ともなれば、たとえどんな相手に対しても情をかける、まさに「衆生済度」に近い度量が備わっていなければならなかった¹¹⁾とし、『曾根崎心中』や『艶道通鑑』を論拠に「遊女」が「すべての客を差別なく平等に扱わねばならなかった」ことを論じている¹²⁾。しかしそうした「度量」を、一体誰が求めたというのか。もし遊廓に遊んだ客の誰もが皆遊女にそうした「度量」を求めていたとすれば、太夫「金山」が面目を落としそうになるという『諸艶大鑑』の筋も、『諸国遊里好色由来揃』の話も成立しなかった筈である。確かに『諸艶大鑑』で描かれた通り、「すべての客を差別なく平等に扱」う遊女が称賛されたのも事実であろう。とりわけ「乞食」などの一般社会において卑賤視された人々は、遊女に対し「すべての客を差別なく平等に扱」うことを期待したかもしれない。また江戸中期頃から遊廓の主要な客となった「町人」も、身分秩序に基づき「武士」を優遇するような遊女がいれば嫌がったであろう。しかしだからといって「町人」や「武士」が遊女に対し、「乞食」のみならず「どんな相手」でも「平等」に扱うように期待したとは到底思われぬ。このことは「第六章 吉原における客の貴賤」の分析でも裏付けられるが、佐伯が指摘するのはあくまで当時思い描かれた遊女像の一つに過ぎない。

こうした議論に加え、近世の遊廓や遊女がしばしば「聖」や「神聖」と結び付けられ説明されること等も、遊廓・遊女に付されたイメージと実態が乖離している例と言える。確実な避妊方法も性感感染症を防ぐ手段もなかった遊女たちが望まぬ出産に怯え、次々と病に倒れていったことを思えば、間違っても遊廓を「聖空間」¹⁴⁾などと括することはできない筈である。江戸への憧れを詰め込んだようなこうした近世遊廓に対するイメージは、それが遊廓の全てであったかのような誤解を生じさせかねない。のみならず、近代以降よりも近世の遊廓・売買春により救いがあったかのように思わせる力をもっている。しかし言うまでもなく近世と近代の史料の量やその内容には圧倒的な違いがあり、近世に残された史料をみれば、そこに肯定的な要素を見出しやすいのは当然である。近世においては遊廓を対象とする文芸作品が多い一方、遊女が自身の現実を綴った手記は僅かしか残されていない。肯定的な遊廓像が提示されるにあたっては、そうした点に充分に光が当てられないまま、そこにおける「文化」や「聖」性が称揚されているのである。

本稿はそうした近世遊廓に対する肯定的な態度、もっと言えばある種の理想視に疑義を唱えることを大きな目的とする。そしてその手段として、近世遊廓、とりわけ江戸吉原に通い遊んだ客の貴賤を論じたい。先述のとおり遊廓の客はこれまで遊興理念との関わりの中、多くの場合文学作品を典拠に議論が重ねられてきた。本稿ではそうした先行研究を参照しながらも、主な典拠としては寛文から宝暦頃（十七世紀半ば）十八世紀半ば頃）までに作成された仮名草子の一種であ

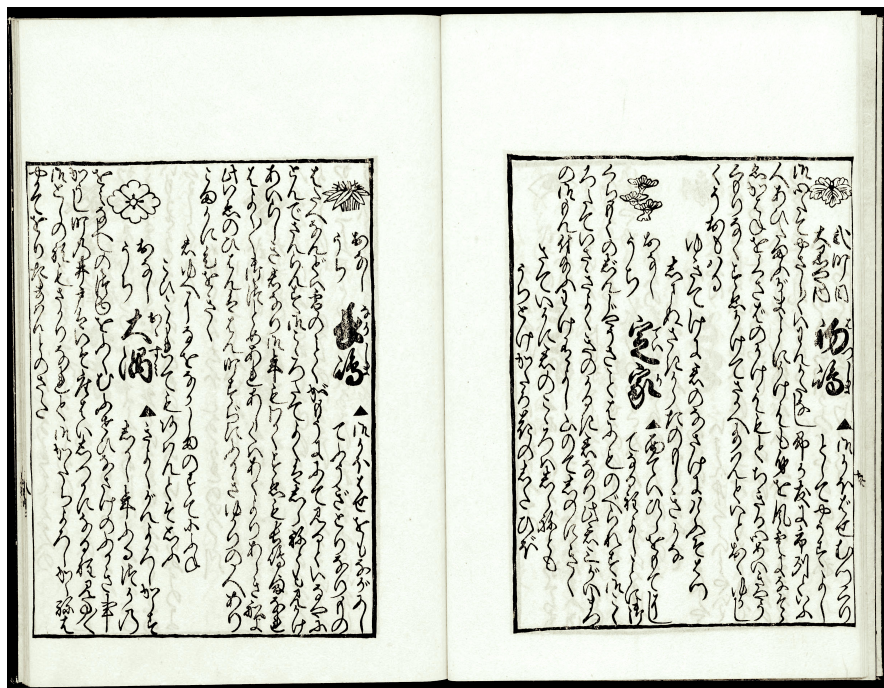


図1 遊女評判記の例『山茶やぶれ笠』（延宝三年）

る遊女評判記を扱う（図1 遊女評判記の例『山茶やぶれ笠』（延宝三年）¹⁵）。客を論じるにあたり遊女評判記がいかに有用であるかについては「第三章 遊女評判記の概要——その変遷と書き手・読み手」で詳しく論じるが、特に重要なのは、多くの場合その作者が遊女の買い手であり、作者自身や作者を取り巻く客らの体験や見聞を元に、実在した遊女の容姿や性格等について詳細な記述がなされているという点である。遊女評判記の中でも諸分泌伝物と呼ばれる、遊廓での遊びの手管を伝授する類の書は物語に仮託したものが多いが、遊女の評判を主題とした遊女評判記（以下、本稿では評判物と称す）は、遊廓や実在の遊女の内情を事細かに暴露したある種のゴシップである。無論その背後に板元やパトロンの思惑があつたことには留意しなければならない

が、書き手の目を介した遊廓の实情が存分に著されているという意味で、十分に読み解く価値のある史料である。遊女評判記はこれまで西鶴作品に至る過程の非文学的な存在とみなされ、残された冊数に比べればその一部しか遊廓研究の典拠とされていない。しかし遊女評判記は、客あるいはその周辺の実態を説明するにあたり非常に有用である。本稿ではこの遊女評判記を主な史料に据え、遊女評判記が盛んに刊行された寛文から宝暦頃までの遊廓、とりわけ江戸吉原における客の貴賤がいかなる意味をもったかを考察し、遊廓が貴賤を問わない場であつたとの言説に対しその実態を描き出すことを目指す。なお本稿はあくまで歴史学という視座のもと議論を行うが、遊廓が貴賤を問わない場であつたとの言説が種々の分野でみられること、且つ遊女評判記ということまで主に国文学で扱われてきた史料を扱うにあたり、歴史学以外の先行研究も多く参照することを予め断っておきたい。

本稿の構成

ここで本稿の構成について述べておく。はじめに第一章から第三章において本稿全体の前提を論じることとし、まず「第一章 近世遊廓に見出される江戸への憧れ——研究史の整理と問題点」では本稿全体に関わる研究史として近世遊廓が客の貴賤を問わない場であるとの言説がいかに展開されてきたかを整理・概観する。「第二章 吉原遊廓における客の取締まり——公儀との関係をめぐって」では、吉原遊廓における客の取締りを公儀との関わりから総括的に論じる。「第三章 遊女評判記の概要——その変遷と書き手・読み手」においては本論文の方法を明らかにするために、本研究の主要な史料となる遊女評判記の定義および内容の変遷に加え、遊女評判記の中でも本稿

で特に注目する延宝期前後の評判物に注視し、その書誌的考察を行う。第四章以降は客についての具体的な分析を史料に基づき行うこととし、まず「第四章 吉原遊廓における客と客」においてはそもそも吉原において客らがいかなる関係性をもっていたかという、客を論じるにあたり必要な基礎的考察を行う。「第五章 遊女に矛先を向ける客——遊女評判記にみる「さし合」では同じく基礎的考察として、「さし合」という遊廓内の客に関するきまりに注目し、客の選択をめぐり誰が責任を負ったかという点について考察する。続いて「第六章 吉原における客の貴賤」では遊廓における客の貴賤が当時の遊女評判記においていかに記述されているかを分析し、何故遊廓が貴賤を問わない場と説明されてきたかを論じる。「第七章 客として嫌がられた役者」では役者がいかに吉原遊廓で忌避・排除されてきたかを遊女評判記から明らかにし、「第八章 長崎丸山遊廓で捕縛された「穢多」「非人」「無宿」——『犯科帳』を主として」では吉原を対象とした史料からのみでは明らかにできない客としての「穢多」「非人」および「無宿」について、長崎奉行所判決記録を史料とし論じる。以上を踏まえた上で、「第九章 結」において本稿の議論を概括することとした。

次に具体的な議論に移る前に、本稿を議論する上で重要となる用語および宝暦頃までの吉原遊廓における客の変遷についてここで簡単に概略を述べておく。

用語の整理と対象の概要

(一) 江戸吉原

近世には京都の島原、大坂の新町、江戸の吉原といった幕府公許の遊廓の他、岡場所や島場所などと呼ばれる非公許遊里も数多く存在した。このうち本稿で注目するのは、江戸における唯一の公許遊廓、吉原である。吉原は元和四年（一六一八）現在の中央日本橋人形町二・三丁目付近に創設され、明暦三年（一六五七）幕命で浅草日本橋堤（現千束四丁目）に移された。この移転前の吉原を元吉原、移転後の吉原を新吉原と呼ぶが、本稿では特に必要がある場合のみこれを区別する。吉原内は江戸町一・二丁目、京町一・二丁目、角町といった元吉原と同じ五町の他、移転に伴い新たに揚屋町ができ、更に寛文八年（一六六八）には堺（境）町・伏見町が増設され、都合八町にわけられた。町の周囲には濠、通称お歯黒どぶがめぐらされ、このお歯黒どぶに沿って東西の濠に面した通りには河岸店が並んだ。河岸店は下級の店が多く並ぶ場で、金のない客は河岸や江戸町二丁目に行くのが通例であった。出入り口は基本的には大門とよばれる一箇所のみである。この大門や濠等による周囲との遮断により、公許の遊里は本来濠や高い堀で囲まれた区画を指す「郭」「廓」「曲輪」、引いては「遊廓」と呼ばれるようになったと考えられている。これに対し非公許の遊里は多く市街地周辺につくられ、囲いもなく、遊女の出入りも自由であった。

(二) 吉原における遊女と客の変遷

初期の吉原（元吉原時代）において遊女は太夫・格子女郎・端女郎の三階層に分れていた。最上位の遊女である太夫は高い教養を持ち、遊芸にも秀でていた。張見世に並んで客を待つということはせず、自分の部屋で呼び出しを待った。その下の格子女郎は文字通り格子のある張見世に並んで客を待ったが、一番手頃で格子のない見世先にいる下級の端女郎とは区別された。また元吉原は昼間だけの営業であったために町人は遊び難く、客の多くが武士階級で、歴々の者も多く通った。明暦三年（一六五七）の新吉原では移転と引き換えに夜売りも許可され、依然として武

士が多くを占めたものの、徐々に町人の客も増加した。次の大きな転機は寛文八年（一六六八）、江戸市中の非公許遊里の摘発に伴い、大量の遊女屋とその抱えの隠売女が吉原に流れ込んだ年である。この際に伏見町・境町が増設され、また流れ込んだ元隠売女は散茶女郎という新しい遊女の等級を作り出した。この散茶は従来の吉原遊女と異なり手軽く遊べたため、徐々に客層が広がり吉原の大衆化が進んだ。やがて散茶が太夫や格子に取って代わることとなるが、すぐさまそういった台頭が起きたわけではない。散茶などの下級遊女が隆盛する一方、元禄年間（一六八八―一七〇三）には新興町人が大金を投じて遊興し、これに応じる太夫や格子も隆盛した。だが、やがてこのような大臣客（遊里で大金を使って豪遊する客）は減少し、享保期（一七一六―一七三五）からは吉原の退潮と岡場所の台頭の兆しが見え始める。岡場所は安永・天明期（一七七〇―一七八〇）を最盛に宝暦から寛政頃（一七五一―一八〇〇）まで隆盛したが、これに対して吉原では宝暦頃（一七五一―一七六三）に太夫が、安永・天明（一七七〇―一七八〇）までには格子女郎が消滅した。以後は散茶女郎から派生した系統（呼出し、昼三など）がその地位に代わり、客も一部を除いて大金を落とす者は少なくなり、益々の大衆化が進んだ。

宝暦頃までの吉原の変遷を大まかに述べれば以上のとおりである。先述の通り本稿で対象とする寛文から宝暦頃（十七世紀半ば―十八世紀半ば頃）は遊女評判記の刊行に基づく区切りではあるが、対象の上限とする十八世紀半ばは、吉原における最高位の太夫が消滅した一方、岡場所の隆盛が始まった頃でもある。すなわち吉原が大きな転機を迎えた時期であった。

（三）揚屋

更に最高級の遊女であった太夫の消滅に伴っては、その遊興の場であった「揚屋」も消滅した。この「揚屋」は遊女評判記を検討する際にも頻出する言葉なので、ここで詳説しておく。

揚屋（举屋とも）とは、客が遊女屋から遊女を呼んで遊興する店である。遊女屋（女郎屋・置屋とも）とは遊女を抱える店の事で、揚屋は客の要望を聞いて遊女屋から遊女を呼び出し、客と座敷で遊興させた。遊女を呼ぶ際には「揚屋差紙」という召集状を、揚屋から女郎屋に遣わすのが習いであった。つまり揚屋は、遊女屋と客の仲介役を兼ねた貸し座敷である。更に揚屋に行くにあたっては、伝手がなければ仲介の茶屋を通す必要があった。すなわち客は茶屋と揚屋で二重の確認を受けたのである。揚屋遊びは多額の遊興費を要する豪華を極めたもので、遊女も揚がることを許されたのは、最高級の太夫とそれに次ぐ格子のみであったと説明される¹⁶。しかし『吉原七福神』（早印本：正徳二年（一七二二）・後印本：同三年（一七二三））には、「局は客の余情によつて揚屋へいさなひける。さん茶うめ茶、此事かなはず」¹⁷とあり、下位の安女郎の局（五寸¹⁸）なども揚屋の酒宴に参加する機会が存在したことがうかがえる。

そもそも揚屋とは、従来行われていた遊女の「町売り」（遊女が客の招きに応じ遊廓外に出向くこと）が禁止された頃、江戸では寛永十八年（一六四一）頃に成立したと考えられている¹⁹。元吉原では揚屋は散在していたが、新吉原移転（明暦三年（一六五七））以後は一区画にまとめられ、この区画が揚屋町と称された。寛文八年（一六六八）には先述の通り散茶が新設され、下級遊女が隆盛したが、同時に高級遊女である太夫・格子の需要も高まり、その中継ぎをする揚屋も繁盛したという。揚屋の最盛は寛文の後、延宝から天和の頃（一六七三―一六八三）であったと考えられている²⁰。またこの最盛期の天和年中（一六八一―一六八三）には「揚屋作法」と呼ばれる揚屋の内規が成立したという²¹。しかし揚屋は次第に衰微し、宝暦十年（一七六一）の細見にみえる

一軒を最後として消滅に至った。太夫や揚屋の消滅は大臣客の減少によるものと考えられているが、同じような状況に至った島原では両者とも存続しており、吉原における客層の変化に伴う経営上の判断があつたらしい²²。

以上、揚屋の概要を確認したが、次に客の選別がいかになされたかを考える上で重要になってくる、客をめぐる揚屋・茶屋・遊女屋・遣手・遊女の利害関係に触れておきたい。

(四) 揚屋・茶屋・遊女屋・遣手・遊女の関係性

先述の通り吉原において揚屋は宝暦頃に消滅したが、この消滅に伴い上級・中級遊女を買う場合の客の登楼手順には変化があつた。

*揚屋消滅以前… 茶屋 ↓ 揚屋 ↓ 遊女屋
客を伴う 遊女を呼ぶ 遊女を送る

*揚屋消滅以後… 茶屋 ↓ 遊女屋
客を伴う

揚屋消滅以前も下級遊女を買う場合は茶屋や揚屋を利用する必要はなかったが、上級・中級遊女を買う場合、登楼の手順が簡略化した。また茶屋は揚屋消滅以後は特に「引手茶屋」と呼ばれている。以下、必要のある場合において茶屋と引手茶屋を呼び分ける。

揚屋消滅以前、太夫や格子の中には特定の揚屋を「定宿」とし、揚屋を指定して客と会う者もいた。また揚屋が懇意の遊女に客を回すことや、逆に遊女が揚屋に金を貸すといったこともあつたらしい²³。すなわち遊女は単に客からの呼び出しを待つのみならず、揚屋への働きかけもその渡世にあつて必要であつた。また揚屋のみならず、貞享四年(一六八七)に定められたという吉原内の「所作法」には、茶屋が遊女から五節句の付届けを受けることの禁止がみえる。これは「此頃遊女借金出入有^レ之、自今遊女共借金不^レ致候様ニ可^レ仕旨、被^ニ仰付^一候」²⁴ための措置であつたというが、遊女と直接関係しない仲介の茶屋と遊女も、祝儀を通じ繋がりがあつたということである。但しこうした祝儀を禁じる「作法」に効果はなかつたのか、揚屋消滅後享保十四年(一七二九)に定められたという「茶屋作法」²⁵でも引手茶屋が遊女屋へ酒肴を送つたり、逆に遊女が五節句の付け届けを受けることが禁止されている。加えてこうした遊女からの祝儀は茶屋に対してのみならず、遊女の主人である楼主(轡)や遣手・妓夫(店内の若い者)等に対しても行われた。遊女からの祝儀は右に挙げた「所作法」や「新吉原規定証文」で禁止されているが、中々無くなることはなかつたようである。とりわけ留意したいのは、客の取り方に煩く口を出した遣手と遊女の間にも利害関係があつたという点である。遣手は客からも祝儀をしばしば受ける立場にあつたのみならず、嘉永六年(一八五三)の「新吉原規定証文」には遣手が遊女に金を貸し、その金をめぐつて訴訟を起こしたことが記されている²⁶。こうした遣手と遊女間の金銭貸借問題がいつ頃からあつたかは定かでないが、遊女が客をいかに取るかにあたり遣手との関係性が影響したであろうと思われる。

また揚屋・茶屋と遊女、遊女と遣手のみならず、揚屋に客を呼び込む茶屋と揚屋、揚屋と遊女を抱える店である遊女屋、揚屋消滅の後には引手茶屋と遊女屋もこうした金銭を介した利害関係にあつた。特に引手茶屋と遊女屋の相克については吉田伸之の「遊廓社会」(二〇〇六)²⁷に詳しく、そこではとりわけ天保十四年(一八四三)に公儀が遊女揚代金の訴訟について相对済しを言い渡したことで揚代の滞納が多くなり、遊女屋と茶屋の亀裂が深まったことが明らかにされている。

これ以前の茶屋と遊女屋の軋轢については寛政七年（一七九五）の「新吉原規定証文」²⁸に垣間見え、たとえば同証文五十六箇条目²⁹には揚代金（遊女を呼んで遊ぶ代金）をめぐる引手茶屋と遊女屋の確執が記されている。すなわち揚代は全て原則として現金払いで、はじめに茶屋が客から預かり、すぐに遊女屋へ（口銭を差し引き³⁰）渡されたが、客が馴染みの者の場合、茶屋は遊女屋と相對の上で「十四日払」または「晦日払」をする場合もあった。しかし日限になっても遊女屋に対し支払いをしない茶屋が多くあり、今後はそういった茶屋は名主へ届け、遊女屋仲間一統で張札をし、客案内を差し留めるといったことが規定されている。茶屋は客から預かった揚代金を遊女屋に払わず、他に貸して利金を儲けるなどしていたらしい³¹。嘉永六年（一八五三）の同規定には右に引いた内容に続き、支払いをしない茶屋の不法を訴えた遊女屋に対し茶屋が揃って客を送らず、それ故に遊女屋も揚代金の取り方が緩み迷惑しているといった両者の対立が著されている。しかし一方で、揚代滞りのために茶屋が案内を差し留めている客を、遊女屋が内々に案内させる不法があったことも同条にはみえる。つまりは互いが一様に対立していた訳ではなく、店や遊女毎に関係性が構築されていた。このことは誰が客の選別を担ったかを考える上でも留意すべき点である。

但し当然ながらそうした関係性には時代的推移があったとみえ、三味線の名手原盛和が宝暦十三年（一七六三）に書いた『隣の疝氣』は、盛和が若い頃（享保頃）に足を運んだ吉原を懐古しながら、かつてはなかったこととして、近頃は禿（遊女見習い）の衣装が華美になったため、姉女郎が算用のために「野暮でも、馬鹿でも、かさかきでも、えたでも、御機嫌次第いくつでも御膳をすえかけ」ること、また能い客を回してもらうために遊女が引出茶屋に従うなど、金銭的な困難ゆえに遊女の立場が弱くなったことが難じられている³²。本書は阿部次郎が「老人の疝癩を通じて見た歴史として幾分の割引を要する」³³と述べている通り慎重に読むべき史料ではあるものの、右は本稿の上限とする宝暦頃からそれ以前の遊廓を振り返る記述として興味深い。『隣の疝氣』には引出茶屋が客に対し無礼が増え、身勝手に客を選別するという批判もみえる³⁴。本稿「第五章 遊女に矛先を向ける客」では誰が客の選別に責任をもったかに注視するが、『隣の疝氣』の記述を裏返せば、少なくとも享保頃（一七一六―一七三六）は遊女の立場が強く、茶屋なども自分勝手に客を選別しなかったということになる。文化十三年（一八一六）成立の『世事見聞録』には楼主（「忘八」）が「出家穢多非人も厭わず、追剥人殺も賓客と取はや」すことが記されており³⁵、客の選別にあたり楼主の力が強くなっていたようにも見受けられるが、本稿では宝暦頃までの状況に注視するにあたり、客の選別に茶屋・揚屋・遊女屋・遣手・遊女間の関係性が影響したことに留意しておきたい。

（五）登楼手順

最後に、客を論じる上で前提となる客の登楼手順について述べておきたい。これについては時代や地域・店毎にも違いがあるが、ここでは宝暦以前（揚屋消滅以前）の史料にみえる吉原での遊び方を概観する。

吉原に辿り着くまでには種々の道程があるが、その点については割愛し、吉原に入る直前から述べる。まず客の貴賤の扱われ方とも関連する慣習に、編み笠がある。大門外の五十間道の編笠茶屋では編笠を借出しており、素面を隠したい客はこれを借りて大門を潜り吉原に入った。この慣習は明暦（一六五五―一六五七）以降に起きたが、宝暦から明和の頃（一七五二―一七七二）に

は廃れたという。大門を通り高位の遊女を買う場合、はじめての場合でも揚屋に伝手があるか、慣れた人が同道している場合は直接揚屋に向かう。そうでない場合は揚屋町の茶屋に頼んで引継ぎをしてもらう。延宝六年（一六七八）の『吉原恋の道引』によると、茶屋で肝心なのは金一分と揚代（花代とも。遊興費）を先に渡して「よきやうにたのむ」と言うことで、そうでなければ胡散臭がられるのだという³⁶。また茶屋ではなく、船宿が客を手引きする場合も多くあった。揚屋に到着すると普通楼主の挨拶があり、一階の階段前（あるいは座敷）で脇差を渡し、二階に上がって座敷に着く。呼ぶ遊女は事前に見立てておくか、店の者に任せる。揚屋に上がらない下位の遊女と遊ぶ場合は、直接遊女のいる店（遊女屋、女郎屋、置屋）に向かい、遊女を張見世で見立てるか、店の者に一任して選んでもらう。その後は揚屋と同様で、脇差を預け、二階の座敷で遊ぶこととなる。

以上、本研究における記述対象を理解する上で必須と思われる用語の整理と対象の歴史的概要を確認した。これらを踏まえ、次章より具体的な議論に入っていきたい。

註

¹ 西山松之助『くるわ』（至文堂、一九六三）「同著『近世風俗と社会 西山松之助著作集 第五卷』吉川弘文館、一九八五所収」他。詳細は「第一章 近世遊廓に見出される江戸への憧憬」を参照のこと。

² 中野三敏「すい・つう・いき…その生成の過程」（相良亨他編『講座 日本思想 第五卷 美』東京大学出版、一九八四）。

³ 西山は「土庶競演の文化センター」（西山松之助編『日本史小百科 遊女日本史小百科△遊女▽』東京堂出版、一九七九、一二頁）において、遊廓をめぐって創造された文化として「遊廓そのものによって創造された文化」「遊廓を舞台として創造された文化」「遊女をモデルとして発達した浮世絵など」を挙げている。

⁴ 塚田孝「吉原―遊女をめぐる人々―」（同著『身分制社会と市民社会』柏書房、一九九二）・同著「十七世紀後半の遊女と売女」（同著『近世身分制と周縁社会』東京大学出版会、一九九七）、吉田伸之「新吉原と仮宅」（浅野秀剛・吉田伸之編『浮世絵を読む 二 歌麿』朝日新聞出版、一九九八）「同著『身分的周縁と社会Ⅱ文化構造』部落問題研究所、二〇〇三所収」・同著「遊廓社会」（塚田孝編『身分的周縁と近世社会 4 都市の周縁に生きる』吉川弘文館、二〇〇六）、都市史研究会編『年報都市史研究 17 遊廓社会』（山川出版社、二〇一〇）、佐賀朝・吉田伸之著編『シリーズ遊廓社会 1 三都と地方都市』（吉川弘文館、二〇一三）。

⁵ 横山百合子「遊女を買う…遊女屋・寺社名目金・豪農」（佐賀朝・吉田伸之著編『シリーズ遊廓社会 1 三都と地方都市』吉川弘文館、二〇一三）・同著「新吉原における「遊廓社会」と遊女の歴史的性格…寺社名目金貸付と北信豪農の関わりに着目して」（『部落問題研究所紀要』二〇九、二〇一四）・同著「梅本記」…嘉永二年新吉原梅本屋佐吉抱遊女付け火一件史料の紹介」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第二〇〇集、二〇一六）。

⁶ 曾根ひろみ『娼婦と近世社会』（吉川弘文館、二〇〇二）。

売り」の禁により遊廓に足を運ぶようになったが、そうした客の中には直接女郎屋へ行くことを憚った客もいたためと考えられている(宮川曼魚『江戸売笑記』批評社、一九二七「再刊青蛙房、一九八二、四七頁」/郡司正勝『歌舞伎と吉原』淡路書房、一九五六、九九頁)。但し京都では「町売り」禁止以前から揚屋があつたと考えられ(明田鉄男『日本花街史』雄山閣、一九九〇、五三頁/中川徳右衛門『波娜娜女』合資商報会社、一九〇五、二二頁)、「町売り」の禁止は揚屋が広まった一つの切欠にすぎない可能性もある。

²⁰ 宮川曼魚『江戸売笑記』(批評社、一九二七)「再刊青蛙房、一九八二、七六頁」。

²¹ 天和年中にはじめて吉原の揚屋作法が成立したとする見解は関根金四郎編『江戸花街沿革誌 下』(六合館弦巻書店、一八九四)や宮川曼魚『江戸売笑記』(批評社、一九二七)「再刊青蛙房、一九八二」が示している。但し両者とも論拠は記していない。管見の限り揚屋作法の成立を天和と明記する史料はみえないが、西村花明園『花街漫録』(文政八年跋)(日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成 新装版(第一期)九』吉川弘文館、一九九三、三〇九―三一〇頁)に「その頃〔揚屋全盛の天和貞享頃〕の定」として揚屋作法の条文を引用していることからの推測か。

²² 宮本由紀子「5 遊里の成立と大衆化」(竹内誠編『日本の近世 第14巻 文化の大衆化』中央公論社、一九九三)、一八六頁。

²³ 遊女評判記『朱雀遠目鏡』(延宝九年)の遊女「長門」評に、「挙やどもハひみきして、客をつけたがるなり」とある(芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成 第九巻 遊び』三二書房、一九八三「初版一九七四」、三二頁)。また傍証として井原西鶴『諸艶大鑑』には、まとった金がある際に遊女が揚屋に利息を取って貸したことがみえる(麻生磯次・富士昭雄訳注『諸艶大鑑 対訳西鶴全集』明治書院、一九七九、一〇四頁)。

²⁴ 竹嶋仁左衛門「洞房古鑑 卷之五」(森銃三・野間光辰・中村幸彦・朝倉治編『随筆百花苑 第十二巻』中央公論社、一九八四、九九頁)。

²⁵ 竹嶋仁左衛門「洞房古鑑 卷之五」(『随筆百花苑 第十二巻』、一〇〇頁)。

²⁶ 石井良助「新吉原規定証文について」(『日本団体法史』創文社、一九七八)「同著『女人差別と近世賤民』明石書店、一九九五所収、二〇〇頁」。

²⁷ 吉田伸之「遊廓社会」(塚田孝編『身分的周縁と近世社会 4 都市の周縁に生きる』吉川弘文館、二〇〇六)。

²⁸ 「新吉原規定証文」は吉原の遊女屋・茶屋などによって作成された吉原すべてを対象とする規定で、寛政七年、弘化二年、嘉永六年作成の三種がある。詳細は第二章「吉原遊廓における客の取締まり」を参照のこと。寛政七年の規定は全部で八十一箇条、作成の理由は近頃「規定猥ニ成行候」ためであることがはじめに記されている。本規定は東京都編『東京市史稿 市街編五十二』(一九六二)に翻刻があるが、本書では異なる底本を用いた石井良助の翻刻(石井良助「新吉原規定証文について」(『日本団体法史』一九七八、創文社)「同著『女人差別と近世賤民』一九九五、明石書店所収」)を参照した。

²⁹ 石井良助「新吉原規定証文について」(『日本団体法史』創文社、一九七八)「同著『女人差別と近世賤民』明石書店、一九九五所収、二〇四頁」。

³⁰ ここでは明記されていないが、紹介手数料として口銭を差し引いたと考えられる。

³¹ 石井良助「新吉原規定証文について」(『日本団体法史』創文社、一九七八)「同著『女人差別と近世賤民』明石書店、一九九五所収、二二二頁」。

³² 原武太夫「隣の疝気」(森銑三・野間光辰他編『燕石十種 第五卷』中央公論社、一九八〇)、二九六頁。

³³ 阿部次郎『徳川時代の芸術と社会』(改造社、一九三一)、一四八頁。

³⁴ 原武太夫「隣の疝気」(『燕石十種 第五卷』、二八九頁)。

近年吉原の茶屋の亭主ども、殊の外きらをみがき、おごり強くして、錢にならぬ客をばあなどり、た
いこはもたで、客をたいこ同前にもてなすとはいかに、たとへそまつらしくみゆる客なりと云へど
も、茶屋つるゝ程の身としては、左様のしこなしに合ひ、中々がつてんをせぬはづ、左様に客をえり
きらいしては、茶屋いよゝ立がたからん、先年茶屋の内にも、平野屋弥右衛門など云ふものは、
まづみかけ手高に見え、少し手弱き客、又は錢に成りさうもなき客とみれば、はなの先にてあひし
らふ、俵屋佐右衛門、大和屋利兵衛、松屋八兵衛なども右の類にて、とうりものゝ客は嬉しがり、野
暮な客はきらふと云ふも、我がとうりものを鼻の先へ出し、少しも手よわき客をば、余程為に成客
といへども、取てまはず事あり

³⁵ 武陽隠士「世事見聞録」(原田伴彦他編『日本庶民生活史料集成 第八卷 見聞記』三二書房、一九
六九、七二六頁)。なお著者武陽隠士はこゝでいずれの遊里の「忘八」について述べているか明言して
いないが、前後の文脈から江戸の公許の「廓」について述べたものであることが推察される。

³⁶ 作者未詳「吉原恋の道引」(江戸吉原叢刊行会編『江戸吉原叢刊 第三卷』八木書店、二〇一〇)、
一三三頁。

凡例

- ・遊廓の客については「遊客」あるいは「嫖客」と記すのが一般的であるが、本稿では簡潔に「客」とのみ表記する。
- ・近世における性売買に従事した女性を指す言葉として遊女という用語が適切かどうかや、必ずしも統一的な呼び方をなされていなかった遊廓をいかに呼ぶかという問題があるが、本稿では基本的には史料に依拠しつつ、一般に幕府や藩から公許された売春地区を「遊廓」、「遊廓」において売春に従事した女性を「遊女」と記述する。
- ・史料の引用にあたっては読みやすさを考慮し、常用漢字へ改める、読点を付す、平仮名に相当する漢字を「」で括りルビとして付すなどした。「」のないルビはママである。引用中の「」内及び傍線は、特別に注記がない場合はすべて引用者による。引用史料の字体・句点・読点等も、適宜本稿内で統一した。
- ・引用文中には差別的表現が含まれるが、これらの記述は当時の時代・社会意識を反映させたものであり、筆者に差別を助長する意図は一切ないことをあらかじめ明記しておく。
- ・本稿は基本的に江戸吉原を主な対象とするが、他地域の遊廓においても吉原と同様の事例、あるいは比較すべき事例が散見される。こうした他地域の事例も吉原を考える上で無視できないものであるため、論旨に関わる場合は本文で言及し、大きく論旨に関わらない場合は註において言及することとした。
- ・註では影印集・翻刻集・原史料については章ごとの初出時のみにすべての書誌情報を記し、二回目以降は書名のみ記した。

第一章 近世遊廓に見出される江戸への憧れ——研究史の整理と問題点

はじめに

近世の「性」をめぐる先行研究の中には、近代よりも近世の買売春のあり方により、救いがあつたかのように思わせる議論が存在する。たとえば関口すみ子は『御一新とジェンダー』(二〇〇五)において幕末から明治の転換を論じる中で、「御一新」前の状況について「年貢や菓代のカタに娘を売るのが日常茶飯事となっており、それを「親への孝」だと少女に教え込んで、世の中全体が、つまり、カネが回っていた」としながらも、「しかし、少なくとも、身売って生きるからといって、「人間外」¹というステイグマを貼りつけるという感覚は希薄であった」と指摘する。そしてその論拠として、「遊女が」はずかしめられるような目で見られることなく、後にごく普通の結婚をすることがよくある」ことが幕末の『江戸参府随日記』²に記されていることや、『本朝烈女伝』等に「妓女」や「遊女」が職として挙げられていること、当時において花魁があこがれや称賛の対象となったこと等を挙げている³。

買売春をめぐる状況が明治期、とりわけ明治五年(一八七二)のマリアールス号事件⁴を境に大きく変容していったことは紛れもない事実であり、また種々の典拠に裏付けられた関口の見解を批判したい訳ではない。しかしこのような説明に、明治期よりも近世における買売春のあり方により、救いがあつたと思わせる力があることには、歯痒さを感じざるを得ない。「近世の買売春の方が良かった」「近世の遊女の方が幸せだった」といった解釈を読み手がすることは、意図されるところではないであろう。しかしそのように読み取ってしまうことが、明治期とそれ以前の買売春のあり方を比較する際に生じる難しさの一つである。

買売春の問題に限らず、近代よりも近世における「性」のあり方がより救いがあつたかのよう記述されることについては既に小谷野敦が「劇場と遊里」⁵や『江戸幻想批判』(一九九九)で指摘しており、そこでは「一部のフェミニストが、「近代批判」を遂行していくうち、あたかも「前近代」が女にとってより良かったかのような見方をし始めた」⁶と指摘されている。もつとも「前近代」が女にとってより良かったかのような見方を提示する意図がなくとも、買売春が止むを得ないこととして許容されていた近世における遊女への視線と、近代化の過程で買売春(とりわけ売春)が恥ずべき醜業とみなされていった明治以降における芸娼妓への視線を比較すれば、近世にまだ救いがあるかのように見えるのは無理からぬことである。

しかし西洋からみて遊女が妻になり得ることは驚きであつたかもしれないが、遊女と妻が行き来し得たのは、関口も指摘する通り当時において「身売ること」が社会的に許容されていたからこそのである。また当然ながら近世の遊女も凄惨な環境のもとにあり、その生業から足を洗うことは容易ではなかった。西山松之助は吉原遊廓の投げ込み寺であつた浄閑寺の過去帳(寛保三年(一七四三)～幕末頃)を分析し、「就業遊女は二〇歳までが最も多かつたが、こういう若い人たちがバタバタと倒れて死んでいった」⁷と、「一般社会」ではほとんど死ぬことのない年齢層が多く死んだことや、その死亡率の高さを指摘している。また横山百合子の分析する「梅本記」⁸には、とりわけ非人道的な楼主の店の例ではあるものの、吉原における遊女たちの凄惨な生活がありありと記されている。そうした遊女の困苦に対する客の心情としては『吉原つれ／＼草』(一七〇四～一七二二)に「生を苦しめて金をもふくるは、亡八〔鬻、楼主〕の心也。客の女郎を愛せし、茶

やに出て遊ぶを見て、友として慰。とらへ苦し²みたるにあらす」などとみえるが、客らは遊女の困苦を知りながらも、社会的に許容された「身売り」の構造に疑問を呈するには至らず、遊ぶところが遊女の救いになるとの考えに終始したのかもしれない。こうした状況を鑑みるにおいて、明治期前後のいずれに救いがあつたかなど比較の俎上に載せることさえできない。

こうした遊女をめぐる議論の他、近世における買売春のあり方により救いがあると思わせるものに、近世遊廓における「粹」や「野暮」といった遊びの美意識をめぐる研究や、遊廓が現実の身分秩序を遮断する「特別な社会」であつたとの議論が挙げられる。後者について、たとえば先にも触れた西山松之助は、遊女の用いた「里言葉」を考察する中で次のような見解を述べている。『くるわ』（一九六二）における記述である。

大名が大名として、僧正様が聖僧として、町人がいやしい身分として、現実社会の一般通念で遇されたのでは、あそびの意味は少しもかなえられないのである。そういう粹を完全にとりはらつて、ここばかりは現実世界とは別世界、人間が人間として、一両の金が一両として、それは大名でも町人でも、公平に通用する世界、徳川封建社会という、世の中の生活倫理から切りはなされた人間のいとなみができる世界を設定する必要があつた。そうしてはじめて、廓はあそびの世界として大きな役割を果たしたのである。

廓というところは、そういう意味で、封建社会という江戸時代の現実社会の中では、その現実を遮断した特別な社会であつた。¹⁰

すなわち西山は、「廓」での遊びは「身分」が取り払われた「公平に通用する世界」で叶えられる必要がある、「廓」は実際にそれを叶える「現実を遮断した特別な社会」として役割を果たしたとみている。西山は先述のように遊女の凄惨な境遇については論拠に基づいた重要な指摘をしているにも関わらず、ここにおいては何ら論拠が示されないまま、遊廓が持った「あそびの世界」としての意義が提示されているのである。一方で国文学者の中野三敏は「すい・つう・いき―その生成の過程」（一九八四）において、「廓」に生じた文化的創造力の特殊性を認めながらも、その特殊性を強調する見解を批判し、身分秩序はもちろん「廓外の倫理がすべて通用する」場であつたと西山の述べるような近世遊廓像を否定している¹¹。また他の先行研究においては、役者など一部の身分・職業の人々が遊廓の客になることを拒否されたことも明らかにされている¹²。こうした遊廓における客の身分秩序をめぐる見解の齟齬は、遊廓がいかなる場所であつたかを理解するにあたって混乱を来すのみならず、西山のような見解は、近世の遊廓をめぐるより美化した印象を強く植え付けかねないものである。

先にも触れた小谷野は、江戸の「性」をめぐるのは八〇代年末頃からバブル経済を背景としながら江戸の「性」の明るい側面に注視した研究が隆盛し、そうした一連の研究が「江戸幻想」（近世日本に関する妄想じみた思い込み¹³）を生み出したと指摘している。批判的文脈で言われる「明るい江戸」も¹⁴、小谷野の言う「江戸幻想」に通じるだろう。「江戸幻想」を論じるにあつて小谷野が批判するのは遊廓そのものというよりは遊女や近世女性一般の研究をめぐるのだが、この問題の難しさは田中優子が自らの著書『江戸の想像力』をめぐる述べておられる¹⁵、当人がそのような意図をもたずとも、受け入れる側に近世が「明るい」と思わせる作用があることであ

ろう。しかし長島淳子が指摘する通り、「明るい江戸」を思わせる一連の研究に対しては、とりわけ近世女性史の視座から反証がなされてきた¹⁶。また近世の遊廓をめぐっても、本稿「序」においても述べたとおり、近年では遊廓をその周囲との関連で重層的な「遊廓社会」として捉えようとした塚田孝・吉田伸之¹⁷や、遊女を買う資金の調達や遊女の個別事例に注視した横山百合子¹⁸などが、遊廓をもつばら文化の発信源等として描くような研究から距離を置いた考察を行っている¹⁹。またとりわけ遊廓の客を対象とした近年の研究としては、近世後期を対象とし「武士」「都市民衆」の買春観を論じた横山の成果が注目される²⁰。こうした近年の研究においては遊廓が「孤立する閉じた社会」空間²¹ではないことや、遊女がいかに支配されていたか、あるいは買売春を受容する意識がいかに民衆に浸透していたか等が具体的に論じられ、「現実を遮断した特別な社会」では済まされない遊廓の実態が明らかにされている。

しかし筆者の関心とする「公平に通用する世界」という言説、すなわち遊廓における客の貴賤の扱われ方をめぐる理想視については、未だに具体的な反証は見受けられない。遊廓が「公平」であったといった説明を近年の専門書においてみることは稀であるが、簡潔ながら記されている場合もあり、また一般書においても採用されているのを目にする²²。遊廓が「公平に通用する世界」であったという見方は、今日にも連綿と引き継がれているのである。

こうした傾向に異議を唱えるにあたって本稿では遊廓が「公平に通用する世界」との説明を検証していくが、本章ではそもそも何故近世遊廓が「公平に通用する世界」であることを礼賛するかのような言説が根強く存在するのかについて、俯瞰した議論を行いたい。とりわけ近世遊廓が客にとって「公平に通用する世界」であったとみなす説明が、いつ頃から、どのように展開していったのかを明らかにし、その上でそれらの研究の問題点を指摘する。

第一節 近世遊廓Ⅱ「公平に通用する世界」の展開

第一項 遊廓の非日常性

遊廓が「特別な社会」であったと説明される所以は、本稿で注目する客の身分秩序をめぐる状況にのみにある訳ではない。はじめに議論の前提として、何故遊廓が非日常と説明されるのかを、簡単に確認しておきたい。

遊廓が非日常的な場であることについては多くの研究によって指摘されてきたが、それはたとえば遊廓が中心地から離され囲われた場であったことや、遊女屋の豪華な造り、仲通りの桜や灯笼などの非日常的な景観、遊女の華美な装い、遊女が上座に座る等といった独自のしきたり等であり、あるいはそこにおける酒宴・色恋、金銭の力といった要素も非日常性を醸成する要素であったと考えられている。こうした非日常的な要素には自然と醸成されたものもあるが、桜や灯笼などの景観の観光化は吉原の経営悪化によって始められたことが指摘されている²³。つまり遊廓の非日常性は、経営上の演出によって醸成されたものも多くあったということである。

一方、遊廓において廓外での貴賤が意味をなさなかったことについて言えば、それは同じく非日常性を醸成した要素としてみなされているものの、必ずしも遊女屋の演出のみに依る訳ではない。脇差を預け「無腰」にならなければならぬのは治安上の必要から定められた決まりであったし、また遊廓という場につきものの酒や色恋、金銭も、身分秩序を骨抜きにする要素をもっていった。酒宴の席が貴賤を超える「無礼講」の場となり得たことは当時の史料にもみえるが(後述)、

現代の感覚からしても想像に難くないであろう。また遊女との色恋においては、尊い身分であることよりも、いかに好まれる容姿であるかや、その振る舞いが肝要であった。当然ながら金払いの良さも重要であり、金銭があれば町人でも座頭でも他の客に優越することができた。しかしこうした金銭の力も貨幣経済の浸透抜きには有り得なかつたし、金銭さえあれば遊女の真情を得られる訳ではないという難しさも、遊廓における客の序列を複雑にした。遊女は確かに金払いの良い客を好みはしたが、それは勤めの上のことであり、真に惚れ込んだ「間夫」には金を払わせないようしばしば計らったという。すなわち金の力で遊女屋や周囲の客にもはやされることと、遊女に真に好まれることは別であり、貴賤はもちろん金銭さえ、時に遊女の前では無力であったのである。

こうした非日常性は後世において徳川社会の特異性として意味を見出されていくものの、当時においてもこのような遊廓の非日常性およびその必要性は理解されていた。たとえば植崎九八郎は『棧策雑収』(享和元年〜二年〔二八〇一〜二八〇二〕成立)において「遊里」(ここでは特に吉原)が「別境」のものであるとし、「遊女」の衣装は「常体」と違い「衣裳其外別境のさま」であるから、「遊里」「遊女」の「美麗」を「祭礼」や「歌舞妓」の「華麗」とあわせて許容されるべきであるとしている²⁴。また遊廓の非日常性を礼賛する記述も数多く見える。歌舞伎役者の初世中村仲蔵(一七三六〜一七九〇)はその自伝『月雪花寝物語』(成立年末詳)において、「夫れ吉原は吾妻の色のみなもとにて、高位高官上下賤しき世渡りも、心をはらす遊ひの第一にて、〔略〕高位なる御方様も大門の内なればこそ無腰と成り、町人にひとしき心もゆるす御迷いなり。然は所之地をはなるゝ事なかれ、女郎も又なれしくるわをはなるれば只の女なり」²⁵と吉原を礼賛する。不思議なのは、これを記した中村仲蔵自身が時に吉原において排除された歌舞伎役者であり、この礼賛を記した同じ自伝に吉原で登楼を拒否されたことを綴っているという点である²⁶。こうした礼賛の中では、その当事者からさえも、登楼を拒否・忌避された客の存在が度外視されているのである。またこうした礼賛の中では、非日常性の演出にあたって遊女が「浮世離れ」した存在として求められ、一般的な女性の業を習い覚え、廓外で暮らす術を奪われたという問題にも無自覚である²⁷。遊廓の非日常性は確かにそこを知る人々にとって実感を伴うものであったであろうが、その礼賛をそのままに受け入れることはできない。

とはいえ、筆者は遊廓が「特別な社会」であったとの説明を、全く否定したい訳ではない。確かに近世遊廓には様々な非日常性を醸成する要素が折り重なっていたのであり、そこは当時の人々にとって特異な空間であったのだろう。そうした遊廓の非日常性は「悪所」や「公界」、または「盛り場」といった言葉を以て、国文学や歴史学のみならず、都市人類学や民俗学においても注視されてきた²⁸。松本四郎が山口昌男の成果について「都市の構成員を富裕な町人層だけでなく、下層の住民を都市の余計者としてではなく、その存在を場末や盛り場などともに本来のしくみのなかに定着させた」と述べるように、こうした研究は都市史研究上において意義があったと言える²⁹。しかし遊廓が都市の構成の中で意味をもったとして、そこが誰にとっても「公界」に通用する世界」であったかどうかは別の問題として検討する必要がある。

非日常性をあらわす言葉

近世遊廓が非日常な社会であったことを照射する言葉としては、先にも触れたとおり「公界」(「苦界」)や「悪所」(「悪所場」「悪場所」)があり、また後に述べる通り廣末保が提起した「辺

界」等が挙げられる。他に八〇年代以降の民俗学では「ケハレの空間」³⁰「盛り場」³¹「異界」³²といった言葉がみえるが、本章では客の貴賤と早くから関連付けられ論じられている「公界」(「苦界」)や「悪所」といった言葉に注目したい。

まず「悪所」という言葉は、守屋毅によれば、天和頃から上方の浮世草子などで遊廓・遊里を指す言葉として用いられはじめ、後に芝居町も指すようになった³³。一方で下重清はすでに寛文年間(一六六一―一六七三)において公儀権力自身が遊廓を「悪所」と呼び習わしていたことを指摘しており³⁴、いずれにせよ十七世紀後半には、遊廓を指す言葉として世間及び公儀に用いられていたようである。

また「公界」について、「くがい」と言う遊女の苦しい生活をいう「苦界」を連想しがちであるが、渡辺憲司によれば「苦界」はもと「公界」で、中世においては私的状況に対する表向きの場、公、晴れの舞台を指した。江戸時代前期に至ると「公界」は遊女の客勤め(「公界勤」)、遊女奉公の期間(「公界十年」)、また人付き合(「公界する」)等を指す言葉として用いられるようになり、更に江戸後期に至り仏教用語である「苦界」「苦海」の字が当てられるようになったという³⁵。管見の限りはじめて「公界」及び「苦界」について論じた三田村鳶魚は、本来「公界」であったものに、「苦界」「苦海」が誤って充てられ、それがもつともらしく用いられるようになったとの見解を示している³⁶。

以上の通り「悪所」「公界」は当時において遊廓あるいは遊女の客勤めなどを表す言葉であり、遊廓の非日常性そのものを示した言葉ではない。しかしこれから見えていくように、こうした言葉は、近世遊廓が客にとって「公平に通用する世界」であるとの議論にも密接に結びついていく。

第二項 「公平に通用する世界」をめぐる研究史

次に遊廓が客にとって「公平に通用する世界」であったとの言説を議論するに先立ち、こうした説明がいかなさされてきたかを、隣接分野の動向にも注視し一望しておきたい。本稿はあくまで歴史学という視座に立つものではあるが、遊廓が「公平に通用する世界」であるとの言説、およびそれと関連する「悪所」「公界」をめぐる議論は、歴史学のみにおいてなされてきた訳ではない。むしろこうした議論は哲学・国文学・歴史学、あるいはそうした枠に当てはまらない論考において越境的に、且つ互いに呼応しながらなされてきたのであり、歴史学のみを切りとってはその言説の総体を理解することはできない。加えて理想化された言説を捉えるにあたってはメディアの役割も見逃せないが、ここでは特に研究者の間でいかに「公平に通用する世界」が説明されてきたのかに注目することとし、その経緯を辿っていく。

遊廓を対象とする議論は近世中期頃から生じ、そこではとりわけ遊廓の事績や遊女の逸話、あるいは遊廓が経済的にも風俗的にも「必要悪」³⁷であることが主題とされていた。しかし遊廓や遊女という存在そのものが日本において本格的に議論の対象となったのは、明治五年(一八七二)年に起きたマリアルス号事件、およびそれに伴って布告された芸娼妓解放令、更に翌年に出された貸座敷渡世規則・娼妓渡世規則以降である。とりわけ明治二十年以降は娼妓制度廃止運動をめぐり、娼妓論派と存娼論派が議論を戦わせるようになる。存娼論派は娼妓の存在を肯定する立場であり、一見、近世において遊廓の美点とされた非日常性を称揚しそうなようにも思われる。

しかし存娼論における遊廓を肯定する論理は近世とはもはや全く異なる位相にあり、そこでは主に(1)遊廓は世界的な歴史的経緯からみても、男性を生物学的にみても絶対に必要なものであり

(「男性神話」)、(2)むしろ性病の温床となる私娼の存在が問題である、というのが公認の遊廓を肯定する根拠として提示されていく³⁸⁾。性売買の歴史を記述する中で近世遊廓における非日常性への言及がみられる場合もあるが、それを特別に美化し称賛するような記述はみられない。たとえば昭和の事例になるが、市川伊三郎等編『新吉原遊廓略史』(新吉原三業組合取締事務所、一九三六)では、江戸時代の遊廓について『東海道名所記』を典拠に「貴賤上下」が集う場であったことや、「出入する嫖客は此里を歌吹海喜見城とも称し、遊女を歌舞の菩薩に譬へて「優しき君達」と崇め、ひたすらにその意を迎ふるに力め、之に渴望する程であつた」ことを述べるものの、あくまで当時出入した「嫖客」の遊廓観を述べるに留めており、筆者の立場から遊廓を過度に美化するような記述はみられない。それはこうした記述が「吉原」が「江戸文化発祥地」であつたという「過去の伝統を誇るもの」ではなく、「現代にあつては現代としての、充分なる存在価値を有する」ことを、「公娼制度を持たぬ国々が如何に私娼の跋扈と、性病の蔓延とに悩みつゝあるか」をあわせて提示することで主張するための歴史記述であるが故である³⁹⁾。こうした姿勢は存娼論の文脈で著された他の論考も同様で、たとえば米田哲男『公娼制度の必要性と廢娼論の検討』(大衆国威聯盟、一九三五)では簡易に公娼制度の歴史を述べた上で、「公娼は、前述の如き歴史(「売笑禍に悩んだ結果これが取締の簡便と、私娼の撲滅を計る方法」として徳川幕府において「集娼制たる公娼が生まれた」という歴史)をもつて生まれたものであつて、風紀を乱す類ひの女は『公許遊廓といふ一地域に集めて、これを取締り、社会風紀を維持し、保護衛生を徹底せしむる』ことが必要であるという社会意識から出発して生れた真に有用な制度である」とされている⁴⁰⁾。つまり近世以前の遊廓の歴史は、「社会風紀」と「保護衛生」という観点のみから評価されているのである。身分秩序が制度上撤廃され、芸娼妓の存在が「社会風紀」と「保護衛生」から議論される文脈において、遊廓の非日常性はもはや美点になり得なかつた。こうした存娼・廢娼の議論は売春防止法が制定される昭和三十一年(一九五六)五月まで断続的に続くが、存娼論においてついに遊廓を非日常の場として称揚する見解はみられない。

「悪所」における「町人」と「武士」の転倒への注目

一方で近世遊廓の非日常性が意味のあるものとして捉え直されたのは、廢娼論・存娼論とは異なる位相で展開した近世社会の文化を対象とした研究においてである。ここでは江戸時代における遊廓礼賛の記述を端的に引き継ぐような説明がみえる。たとえば坂田俊夫『江戸猥談』(一九二八)の一節である。

吉原は、現在でこそ往時の如きほのくとした遺瀨ない所謂春宵一刻千金的な花街情緒なぞ、何処の隅を敲いたつて出はしまいが、往時は、江戸つ子の唯一の天下御免の社交場であり、大門を一度くぐれば、百万石のお殿様も、五百石取りの旗本の次男坊も、麻裏草履を爪先きに突つ掛たいなせな阿兄も、所謂一視同仁、階級無差別の歓楽場が展開されてゐたのであつた。けれど、矢張り、この世界にも亦、意地と張りと纏綿たる人情の綾が縦横に跳梁してゐた。それが、幾多の哀切な、又、華麗な、そして、うれししいかなしい物語を生んで行つた。⁴¹⁾

しかしこうした端的な記述に留めず、遊廓が「別世界」であつたことにはじめて踏み込んで論じたのは、哲学者で評論家の阿部次郎である。阿部は「悪所」を中心として發達した「徳川時代

の平民芸術」に注目する中で、「遊廓」（遊里）「この里」とも）において「士人」（武士）が「窮屈な貴族の事実から脱却」し、「一時の自由を此処に求める」⁴²とした上で、町人が「遊廓」に求めたことについて次のように述べる。

町人も固よりこの里に解脱を求める〔略〕併し町人が此処に求めて行つたものは「解脱」だけではない、云はゞ彼等の向上の志が、貴族に対する憧憬が此里にその噴火口を発見した。仮令その社会的実力は如何に偉大であつても、政治上、法制上、殆んど何等の保証せられたる権利を持たず支配階級の「斬捨御免」の気まぐれの下に置かれてゐた町人は、貴族に對抗してその癩癩を漏す自由郷を「社会外の社会」吉原に求めずにはゐられなかつた。さうしてせめて其処で手足をのばして、自分も貴族らしい心持になりたかつた。故に遊廓の階級的貴族的組織を最も深刻に喜んだものは、士人よりも寧ろ富裕な町人であつたであらう。〔傍点ママ⁴³〕

右は『徳川社会と芸術』（昭和六年〔一九三二〕）からの引用であるが、初出は大正十五年（一九二六）である。冒頭で阿部が言う「解脱」とは、武士についてと同じように町人が日常から「一時の自由」を求めることを指す。すなわち武士は日常からの脱却を「遊廓」に求め、それはまた町人も同じであつたが、町人はそれに留まらず「貴族」（ここでは武士）に「対抗」する「自由郷」として、「社会外の社会」である吉原を求めたとの見解である。阿部はさらに結局は「遊廓」において町人が勝利し武士が敗北したこと、その理由として武士の矜持や時間的制約、町人の金銀や数の力があつたことを指摘している⁴⁴。なお阿部は他の遊廓にも言及しているが、右の引用部については「社会外の社会」吉原とあり、ここで対象とされているのは江戸吉原遊廓である。

「社会外の社会」や「自由郷」など、阿部の遊廓観は冒頭にみた西山の議論に繋がりそうにもみえる。しかしここで留意しておきたいのは、阿部が述べるのはあくまで武士と町人が吉原に一時の自由を求めたこと、吉原において町人が武士に打ち勝つたという点である。すなわちすべての遊廓が、誰にとつても「自由郷」であつたと述べているわけではない。また阿部は「徳川社会」に対しては否定論者であつた点にも留意したい。

阿部の議論は後の論者に様々な方面から注目され、引き継がれたが、中でも著名なのは国文学者で演劇評論家の廣末保の議論であろう。廣末は『辺界の悪所』（一九七三）⁴⁵において阿部の議論を踏まえ⁴⁶、「悪所」をまつたくの虚構（「彼岸」「非日常」）のものではなく、かといって現実（「此岸」「日常」）にも存在しない「辺界」、すなわち「日常的に存在する非日常的な場」（傍点ママ）⁴⁷と位置付けた。そしてここでは「屋形者」（武士）が「町者」のように遊女にもてない⁴⁸など「階層秩序的な論理や価値観をなほどこ超越」⁴⁹しつつも、「それが現世のものであるかぎり、現世を支配する論理とまつたく隔絶できるわけではない」⁵⁰ことに留意している。廣末の論は「辺界」「悪所」といった概念が主眼とされており、また文芸の推移とあわせて「悪所」を論じている阿部に対し、時代的推移に留意する点が殆どない⁵¹という意味で、より哲学的な議論に昇華されている。廣末の論拠は基本的には『色道大鏡』（延宝六年〔一六七八〕）、『好色一代男』（天和二年〔一六八二〕）、『傾城反魂香』（宝永五年〔一七〇八〕頃初演）、『洞房語園』（享保五〔一七二〇〕）、『ひとりね』（享保九年〔一七二四〕頃）、『譚海』（寛政七年〔一七九五〕）であり、十七世紀末から十八世紀初頭の史料をもとに「近世」の「悪所」「辺界」が論じられていることになる。しかし

遊廓が全くの「隔絶」された世界ではないという議論に留められているという点では、西山らの示す遊廓像とは趣を異にするとと言える。

「公平に通用する世界」へ

一方で阿部と同じく「悪所」を扱いながらも、歌舞伎を民俗学的に研究した郡司正勝は『歌舞伎と吉原』（一九五六）において、「遊里」では「百姓」も「区別」されなかったと述べている。すなわち郡司は「廓へ入りこむ遊客には、恋には隠るるという心持と、華やかに飾白馬かさりを仕立て、四手籠よっでかこのかけ声も勇しく繰り込むという二つの心理が働いていたようにおもふ」と述べた上で、「またもうひとつには「悪所通い」としてまず身分は隠しておきたいという気持と、ここばかりは階級から身分を開放したいという気持もあつたであろう」とし、「遊里」が「おそらく階級制度のあれほどやかましい時代にあつて、侮蔑と憧憬の入交つた不思議な隠れ里としてのサロン」であり、「大門を一足くぐるや、武士も町人も百姓も区別はなくなるのである」とする⁵²。先述の通り阿部らが武士と町人の転倒に議論を留めている一方、郡司は特に典拠を示さず「百姓」を含めているのである。こうした記述が近世における遊廓礼賛の記述を引きつづけたものなのか、あるいは阿部の議論を念頭に置きつつ発展させたものかはわからない。

またこの郡司の議論の翌年には瀧川政次郎が「端唄紀伊の国」（初出一九五七年、後一九七二）『吉原の四季』青蛙房所収）において「幕府公許の遊廓」が「自由な世界」であつたという論を展開している。瀧川は律令を中心とした日本法制史の研究で知られるが、『売笑制度の研究』（一九四八、穂高書房）、『遊女の歴史』（一九六五、至文堂）、『吉原の四季』（一九七一、青蛙房）など、遊女や買売春、吉原に関する論考を多く上梓している。本稿で注目する吉原における役者の禁制など、遊廓の様々な側面を論じており、氏の成果が吉原や遊女に関する重要な先行研究の一つであることは間違いない。しかし氏の遊女論、特に遊女・傀儡の起源に関する論は批判がなされている⁵³。また遊廓における客の貴賤の扱われ方についても、その記述は正確さを欠いているように思われる。すなわち瀧川は「端唄紀伊の国」（一九五七）において、「江戸時代の社会は、いうまでもなく、階級的封建制の社会であつて、身分、格式の制約は、あらゆる階層の人々をがんじ絡めに縛り上げていた」とし、比較的的自由とされる町人の社会にも本町人・地借り・店借り、本家・別家、番頭・手代・丁稚の区別は厳然と存在したこと、また「金さえあればどんな勝手な真似でもできたように考へるのは大きな間違い」で、「町人はおろか世外の人といわれる穢多非人でも、身分不相応な贅沢は、いくら金を出しても、することができなかつた」ことを指摘する。そして柳沢里恭の『雲萍雑誌』から「乞食」が金を用意しても餅饅頭を買えなかつた話等を引いた上で、次のように述べる。

ところがここに一カ所、いくら金を使つて贅沢をしようが、闕所にもならなければ、お尤とがめも受けないという場所がある。それは江戸の吉原、京の島原、大坂の新町といったような幕府公許の遊廓である。廓、曲輪くまわの中でなら、町人はいくら金を使つても、誰からも小言はいわれぬ。「吉原でさむらい冥利はぬこと」という川柳がある如く、この里では武士も町人もない。すべては金の世界である。金さえばら撒けば、佐野次郎左衛門⁵⁴のようなまづい面をしていても、お大尽だいじんとあがめられ、どんな勝手な真似でもできる。新吉原は実に江戸時代のあらゆる社会的制約から免れた自由な世界であつたのである。⁵⁵

このように瀧川は「幕府公許の遊廓」（江戸吉原、京都島原、大坂新町など）が「江戸時代のあらゆる社会的制約から免れた自由な世界」であったとの見解を示している。瀧川は明確に誰もがそれを享受できたと述べている訳ではないが、「穢多非人」を挙げ「乞食」が餅饅頭を買えなかった例を挙げた上で「すべては金の世界」との見解を述べているのだから、「穢多」「非人」や「乞食」といった人々も金さえあれば登楼できたとの主旨であると解釈される。但し先にも触れたとおり瀧川は役者の禁制について右の引用（「端唄紀伊の国」初出一九五七年）より前に触れており（詳細は「第七章 客として嫌がられた役者」）、なぜ役者等の禁に留意せず「あらゆる社会的制約から免れた自由な世界」と言い切ったのかは不明である。

瀧川の議論の六年後、昭和三十八年（一九六三）に西山が本章冒頭のような見解を述べる訳であるが、西山の主張は右の瀧川の主張に立脚したもののようにも見える。また先に引用した郡司と西山は交流があり⁵⁶、互いの議論に影響を与えたのであろうか。郡司はこの後、昭和五十六年（一九八一）『国文学 解釈と教材の研究 廓のすべて』における「廓の美学」でも「ひとたび廓の大門をくぐると、あれほど厳しい封建社会の階級制度のなかにあって、武士も町人も百姓も、その区別はなくなる。平等な金の世界の前に、階級がここだけは無視されてしまう」と、同様の見解を述べている⁵⁷。但し郡司は同誌に著した「芝居と遊里」では、「役者は、表向き廓には登楼はできなかったという内規があったのである」と役者が登楼できない場合があったことに言及している⁵⁸。つまり郡司も瀧川と同様に、役者が時に「廓」から排除されることを知りながらも、そこにおける階級の無視を論じるにあたっては役者の存在を除外しているのである。

また同誌には西山が著した「廓の成立」も載るが、ここでは「別世界」である「吉原」が「士農工商の身分差を超越」⁵⁹する「人間解放の場」であったとされている。加えて小森隆吉⁶⁰も同誌における「廓の世界」において、「廓」が「金の力さえあれば、誰もがお大尽になれた」⁶¹と述べている。小森は後に西山が編纂した『日本史小百科「遊女」』の「遊客」の項においては、とりわけ元禄時代（一六八八―一七〇四）について「吉原は金の力だけがものをいう世界であった。金さえ出せば、士農工商という封建身分制度の階級枠を越えることができた」と述べ、また「大尽遊び」の項においては「江戸時代は士農工商という厳しい身分制度が確立していた。農工商は支配階級の武士に従属し、身分上頭が上らなかつた。しかし遊里吉原は別世界。そこでは士農工商の別はない。金だけが力の世界であった。廓内の人々は権力でなく、金に頭をさげた。大尽遊びは金で武士をしのぎ、身分制度のしがらみから抜け出すという意図もあつた」と「吉原」が「士農工商」を超える場であったことを強調している⁶²。

以上を整理すれば、もともと近世における遊廓の礼賛を引き継いだような記述がなされる中、阿部がはじめて「町人」と「武士」の転倒について議論を深め、更に誰が超越するかについての記述が微妙に広げられつつ（「百姓」「士農工商」「誰もが」、遊廓が客にとって「公平」であったかのような説明が断続的になされていったということである）。

こうした見解への反論としては、客になることが排除された客も存在したことや、客になることを排除されずとも「士農工商」が完全に「公平」になり得た訳ではないというものがあり得る。後者としては冒頭に触れた通り昭和五十九年（一九八四）における中野三敏の批判があつたが、中野の批判後もこうした議論は続けられていく。また郡司・瀧川・西山・小森が遊廓を「自由の

世界」や「秩序外」の場として説明をするにあたり、特に論拠を示していない点にも留意しておきたい。

論拠を示しながらの見解としては、更に下った平成五年（一九九三）、日本近世文学研究者である高田衛による「廓の精神史―公界と悪所」がある⁶³。その中でも客の貴賤についての議論に注目すると、高田はまず次の藤本箕山『色道大鏡』（延宝六年（一六七八）における巻第十八の「無礼講」の記述を引用し、次のように解釈している（『色道大鏡』本文については「第六章 吉原における客の貴賤」で改めて触れる）。

これを廓の掟というレベルに、とりなおしてまとめらば、第一に客は世俗的な身分・階級・貴賤の別を、廓内に持ちこめないということである。たとえ大名であろうと高家であろうと、廓の内では、編笠を着した一遊客としてのみ待遇されるということである。第二には登楼にあたって、腰の物（刀剣類）はかならず揚屋に預けなければならない。いかなる「貴人・勇士」であろうと例外はない。入廓の掟のひとつは、客の武装解除であったということである。

つまり、廓は公権力の支配下にはあるけれども、世俗の身分制や武士にのみ許された刀剣等を持ちこむことのできない、一種の秩序外の地であり、制度^{システム}であったという事実がここに示唆されている。この掟が機能するかぎりにおいて、廓は「公界」なのであった。客にとっては見せかけだけながら、一種の解放地であったにちがいない。⁶⁴

ここでは「客は世俗的な身分・階級・貴賤の別を、廓内に持ちこめない」とあり、「町人」や「武士」に対象を限定せず、「廓」が「一種の解放地」であったと説明されている。但し留意しておきたいのは、高田が「一遊客としてのみ待遇される」との論拠にする「編笠」は、吉原では享保頃から廃れ、元文頃には姿を消した。また『色道大鏡』（延宝六年（一六七八）の時代にも大坂では編笠を用いる者は稀であったという⁶⁵。すなわち高田は「廓」を論じるにあたって議論の対象を明確にしないまま、一時代・一地域の現象を敷衍し、一つの「廓」観を述べているように見受けられる。

更に言えば、右の引用において、「廓」が「秩序外」であったことと、「公界」が結びつけられている点も注目される。高田は同稿「廓の精神史―公界と悪所」において「公界」とは何かを定義していないが、右の引用前後では網野の『増補 無縁・公界・楽』での議論に言及しつつ⁶⁶、武芸に通じた「公界者」が吉原に居住していた理由を「秩序外の一種の治外地であり、制度であった廓は、その制度を維持するために、それなりの自衛力をそなえる必要があった」とする。すなわち「廓」「公界」「自衛力」「秩序外」が結びつけられ理解されているのである⁶⁷。遊廓が「自衛力」をもったことと「秩序外」を繋ぐ議論については後に触れたいが、冒頭にも述べたとおり「公界」は近世においてはとりわけ遊女の客勤めや人付き合い等を指す言葉にすぎなかった。しかし研究史の中で「公界」は遊廓という世界そのものさえも指す言葉として説明され⁶⁸、そこが「秩序外」であったとの議論と密接に結びついていく。

第二節 「公平に通用する世界」をめぐる問題点とその背景

第一項 先行研究における問題点の整理

以上、客にとって遊廓が「公平に通用する世界」であるといった見解をめぐる主な先行研究を概観し、その問題点に触れてきた。以上を踏まえ、これらの議論における問題点を整理していきたい。

地域性・時代性の欠如

遊廓を客にとって「公平に通用する世界」であったとする議論の多くは、あたかも「近世の遊廓」という一つの総体があるかのように考察がなされているという点で概ね共通している。すなわち対象とする地域・時代が必ずしも限定されないまま、「近世の遊廓」それ自体が一つの概念として論じられているのである。こうした傾向があてはまるのはここで注目した遊廓に関する議論に限らないものの⁶⁹、とりわけ「公平に通用する世界」を対象とした議論をめぐっては顕著であると言える。

対象とする遊廓について、瀧川や郡司は遊廓名を具体的に記しているが、これまでみてきたとおり「廓」「遊里」あるいは「悪所」といった言葉で議論が展開されている場合も少なくない。そうであっても文脈等から新吉原が対象とされている場合が多いように見受けられるが、典拠となる史料の欠如や、一時代・一地域の史料を扱いながら、結果として一つの近世遊廓像が示されている見解も見える。こうした問題は史料の少なさや、そもそも当時の史料においても単に「廓」や「悪所」と記述されている場合が多いためと考えられるが、そうであったとしても史料批判に基づき説明の対象を絞る必要がある。客がどのように受け入れられたかは、非公認の岡場所の隆盛と、公認遊廓の衰退といった時代の推移とも不可分の筈である。そもそも各妓楼の規模や、揚屋・置屋・茶屋、遊女・遣手といった立場によっても客の受け入れには違いがある⁷⁰。

遊廓への出入か買春か

加えて言えば、たとえば「身分・階級・貴賤の別を、廓内に持ちこめない」といった説明が、遊廓に出入りすること自体について言っているのか、客になるという点について言っているのか、あるいは遊女に真に惚れられるか否かをめぐってなのか、先行研究は明確でない。沖浦和光が『「悪所」の民俗誌』(二〇〇六)において指摘する通り、「近世では、それぞれの身分によって生業なりわいと役務が違い、その生活様式も日常的な社会的規範も異なっていた。したがって、お互いに入り交じって混住したり、親しく交際することはなかった」が、「悪所」(ここでは特に「遊里」と「芝居地」⁷¹)が「身分の上下を越えて、アウト・ローを含めて誰でも出入りできる特異な「場」であった⁷²」ことは確かであり、そうした「出入り」をめぐる特徴をもって遊廓を「特異な都市空間」⁷³とみなすことは首肯できる。しかしたとえば役者は「太鼓持」としての登楼は許された一方、遊女を買う客になることは時に店や遊女、他の客に嫌がられ、拒否される場合も多くあった。座頭も太鼓持に多かったようだが、安政期に高利貸の利をもって大いに遊んだ鳥山検校などは、他の客などから激しく批判され、その不満を綴った洒落本(柿本臍丸著、安永八年『廓中美人集』)までも出版された。先行研究においては「遊廓において貴賤が問われなかった」という時、それがいかなる状況においてなのか、また誰から問われなかったのかといった点に注意が払われていない。遊女屋や遊女が貴賤を問わず客を受け入れたとして、周囲の客が声高にそれを批判した場合、そうした状況を「公平」と言い得るのかは疑問である。

遊廓の「自治」「自衛力」と「公界」

また今ひとつ、高田が述べていたように、遊廓が「秩序外」であることが「自衛力」の保持や「公界」と結び付けられることにも言及しておきたい。

遊廓が「自衛力」をもち「自治」を行ったことは、遊廓が特殊であったことと結びつけて説明される。たとえば郡司は「廓の美学」において「廓」が「政治的には、見捨てられた地区であったから、一種の自治体を形成しなくてはならなかった」とし、「江戸大火が、しばしば吉原から発したのも、吉原を江戸市民としては認めず、消防法を適用しなかったことに大きな原因がある⁷⁴とする。また同氏は『歌舞伎と吉原』において「幕府は廓に自治制を与えていたから、行政司法の権能は、吉原なれば開基以来の庄司家がもち、のちには三浦屋四郎兵衛が世襲的名主となったが、大門口の四郎兵衛の家の会所は、遊里の仕置場（懲罰場）に当てられていたということである⁷⁵とする。更には「遊女たちの生殺与奪の権」も吉原では名主が握っていたとし、こうした「自治制」に任された「廓」を「社会から隔離された別世界」であったと述べている⁷⁶。

確かに遊廓は物騒な事件に備え自衛力を備えていたが、当然ながら公儀は遊廓に断続的に介入したし、遊廓で捕えた犯罪人の処罰等を行ったのも公儀である⁷⁷。また郡司は「吉原を江戸市民としては認めず、消防法を適用しなかった」と述べており、石崎芳男も火消しの町役の免除は「江戸市民からの脱落」「廓者の疎外、市民権の剥奪になる事である⁷⁸とするが、吉原の天満屋楼主竹嶋仁左衛門が寛延元年（一七八九）名主役に就任後、先例を書き集めた書である「洞房古鑑」によれば、吉原は明暦二年（一六五六）に移転する代わりに「跡火消」（火事の鎮まったあと、焼け跡の火の取り締りにあたること）を勤めることを免除され、その後元禄二年（一六八九）と宝永二年（一七〇五）に跡火消役を勤めるよう町年寄（奈良屋・樽屋）に申し渡されるも明暦二年の条件を引合いに拒否し、享保二年（一七一七）にも「朱引組合」に入らなかつた⁷⁹。しかし吉原内が火事になった場合、町火消は吉原に来たことが同書にはみえる（宝暦四年（一七五四）⁸⁰）。もともと寛政の頃に吉原は吉原町近辺（「浅草田町下谷竜泉寺町辺」）が出火し、吉原が風下の場合、吉原の人足も出火場へ出向き「消防」したい旨を願ったが、吉原から出す人足の数が少ないこと、「番外之人足組合人足」と入交じってはかえって混雑すること、また「飛火防」が行届かなくなることから、近辺の火事にも出向かず「飛火防」を専らとすることが定められている（弘化二年（一八四五）「新吉原規定証文」⁸¹）。こうした決定が「吉原を江戸市民としては認め」ないことに所以すると解釈することもできるが、仮にそうであったとして、吉原が長年火消役を拒んでいたことも無関係ではない筈である。少なくとも享保頃までの状況をみるにおいて、跡火消役の免除が「市民権の剥奪」（岩崎）であり、「見捨てられた地区であったから、一種の自治体を形成しなくてはならなかつた」（郡司）とは言い難い。そもそも遊廓が「自衛力」を持ち「自治」を行っていたとして、それ程までに特異な意味が見出させるのかという点も疑問である。

以上整理してきたとおり、遊廓が客にとつて「公平に通用する世界」であるとの説明をめぐっては、遊廓の地域性や時代性、また一部の人々が客になることを批判されたこと等が等閑視され、あたかも「近世の遊廓」が誰にとつても「公平」であったかのように提示されているという問題があると言える。

第二項 「公平に通用する世界」という言説の背景 西山松之助

各論者が何故近世遊廓を称揚し、そこが「公平に通用する世界」であったとの言説を支持したのかを明らかにすることは難しい。しかし遊廓が「公平に通用する世界」として意味をもつことについて最も言葉を尽くしている西山について言えば、同氏が「遊芸」を論じる際にも遊廓についてと同様の見解を述べていることが注目される。たとえば次のとおりである。

「日本的遊びの変遷」(一九七三)

有能なこの人たち〔成長した実力者庶民〔町人・農民〕〕は、茶道とか香道・花道・和歌・俳諧、各種の邦楽諸流などに身を投じ、そこで現実の世俗を遮断し、芸の名において別世界の遊芸人に変身した。そういう遊芸世界では、原則的に世俗の上下身分の差別は全く取り払われていた。

82

「遊びの日本の一典型」(一九七六)

〔庶民に普及した茶道では家元制度が成立し茶道文化社会を創出したことを踏まえ〕庶民の間になぜこういう現象が起ったかは重要な問題で、これは先にも述べたように、このような茶道の遊びは、利休が大成した「はれ」の場の遊びで、この遊びによって、被支配階級に定着化されていた庶民が、そういう俗世の差別の枠を取りはずし、人間としての原点に回帰して自己解放をとげたからである。他の多くの遊芸においても、それは全く同様で、このため、多くの力ある庶民は競って遊芸の遊びに殺到したのである。封建時代の遊芸の遊びには、こういう積極的な自己解放の哲学を持っていたのである。⁸³

「俗現実の世俗を遮断し」た等、本章の冒頭に挙げた『くるわ』における見解と殆ど同様であることが見て取れよう。右の引用の初出は『くるわ』(一九六三)より後(一九七三・一九七六年)であるが、しかし右で強調されている「自己解放」(傍線部)に、西山は既に主著である『家元の研究』(一九五九)において注目している。西山は家元制度を論じる中で「秘伝・称号・装束等が与えられることは、そのことによつて自己を擬態し、みずからを解放することにほかならない」⁸⁴とし、また「民衆が」自己塑形的な自己発見をなしえず、しかもそこに自己解放をなしとげようとする時、みずからを擬態するために、実質的には全く無力者であり、かつ一般的には権威者である人を擁立して家元と仰ぐのである」⁸⁵と家元制度について述べている。『西山松之助著作集第一集』の「解説」を執筆した森岡清美は、「この点〔なぜ富裕な町人や在郷商人あるいは地主が芸能を担い享受する階層として登場したのか〕の説明用語として著者が好んで使うのは、「自己解放」である。〔略〕日常生活を構造の世界といい、遊芸や宗教を反構造の世界とよぶなら、構造の世界での自己実現が阻まれているので、反構造の世界で自己解放を行なう。著者は、このような意味での「自己解放」の語によつて、なぜ膨大な遊芸人口が出現したのかを説明し、かかる自己解放をなしたものは近世ではほぼ男子に限られたことを指摘するのである」⁸⁶と解している。これらを踏まえれば、西山の場合は家元制度の研究をめぐる発見した「庶民」「民衆」(とりわけ「町人」「農民」)の「自己解放」に意味を見出し、更にそれを茶道や香道・花道といった「遊芸文

化社会」⁸⁷、及び遊廓という「あそび」⁸⁸の場にも解釈を広げたものと理解される。

家元制度への関心からはじまり、昭和三十年代以来生み出された西山の江戸町人文化論は多大な成果をもたらし、その後の町人文化研究を大きく牽引した。冒頭にみた浄閑寺過去帳の分析に基づく吉原遊女の死に迫る研究もまた、言うまでもなく意義深い成果である。しかし家元制度や遊女の死が確たる実証に基づき論じられている一方、遊廓が「公平な世界」であったとの論は、主義・主張が先立つ見解と言わざるを得ない。西山の盤石な成果とは別に、遊廓の捉え方については慎重な再考がなされるべきである。

昭和三十一年（一九五六）五月二十四日の売春防止法

またこうした西山個人の背景の他、「公平に通用する世界」という言説があげつらわれていったことと、昭和三十一年（一九五六）五月に制定された売春防止法の関係も見逃すことはできない。これまでみてきたとおり、昭和三十一年以前からも悪所に注目した阿部次郎の論や、近世の叙述を引き継いだような遊廓の礼賛はみえる。しかし誰にとつてもそこが理想郷であったことについて言葉が尽くされていったのは、郡司正勝『歌舞伎と吉原』（昭和三十一年（一九五六））にはじまり、瀧川政次郎「端唄紀伊の国」（昭和三十一年（一九五七））、西山松之助『くるわ』（昭和三十一年（一九六三））と続いており、奇しくも売春防止法の制定と時を同じくする。これに対し売春防止法制定以前に研究を進めていた三田村鳶魚について、朝野治彦は三田村が明治後半から特に盛んになった廢娼運動という政治問題・社会問題に深く注意を払っていながら吉原研究を進めたことや、論考「江戸の女」において男女間の倫理に対する「反省」がみえること等を指摘している⁸⁹。確かに三田村の論考においては、遊女や遊廓について何らかの理想を抱かせるような記述はみられない。そうした堅実な姿勢の背景には、あるいは朝倉の指摘する通り、現実に横たわる売春制度の是非をめぐる問題があつたのかもしれない。一方で「公平に通用する世界」との言説が昭和三十一年以降広がりをみせていったのは、公的に許された買売春が既に過去のものとなつたというある種の緩みもあつたのではなからうか。但し売春防止法と同年に出版された郡司の著作にそのような世相が反映されていたとは言い難いが、売春を容認しない社会風潮の高まりの中で郡司の著作が上梓され、売春防止法制定以降も近世遊廓における貴賤に種々の論者が注視し、更に現在にまで至つたことは、理想化された近世遊廓像をめぐる一つの興味深い事実である。

おわりに

以上、本章では近世遊廓が客にとつて「公平に通用する世界」あるいは「特別な社会」であったという説明がいつ頃から展開してきたのかを、その問題点に触れながら述べてきた。遊廓という場がある種の「特別な社会」であることを礼賛する記述は近世当時からみられるが、そうした遊廓の側面をはじめて精緻に論じたのは阿部次郎である。但し阿部は「悪所」が「町人」と「武士」の立場が転倒したことを述べるに留めており、誰にとつても遊廓が「公平に通用する世界」であったと記述をしている訳ではない。しかしその後昭和三十一年（一九五六）に郡司が「武士も町人も百姓も区別はなくなる」ことを論じ、その翌年（一九五七）には瀧川が「吉原」を「江戸時代のあらゆる社会的制約から免れた自由な世界」であるとの見解を示した。更に昭和三十八年（一九六三）には西山が「廓」を「公平に通用する世界」と論じるに至り、その後も遊廓が誰にとつても「公平」であるといった言説が断続的にみられるようになっていくのである。こうした遊

廓をめぐる見解は、戦後から隆盛した都市史研究³とも、八〇年代頃からの江戸ブームとも別の文脈で生じ、大きな関心事にはならずとも、冒頭に述べたとおり今日においても受け継がれている。

近世遊廓が客にとって「公平に通用する世界」であったとの説明の多くに通底する問題は、そうした説明がなされるにあたって地域性や時代性を欠いた議論がなされているという点である。そこではあたかも「近世の遊廓」という総体があるかのような一枚岩的な見解が示され、時代・地域の差異や、遊廓内においても店（茶屋・置屋・揚屋）、遊女・遣手等が重層的に種々の客の受け入れを判断したことも見逃されている。加えて、こうした説明がなされるにあたってしばしば論拠が挙げられていないこと、また挙げられていたとしても、一時代・一地域の状況を敷衍し、「近世遊廓」の特色として説明される傾向もみえる。またその他の問題点として、「身分・階級・貴賤の別を、廓内に持ちこめない」といった説明が単に遊廓に出入りすることに關してなのか、あるいは遊女の客になるという点についてなのか不明瞭であること、および遊廓の「自衛力」や「公界」といった言葉に過剰な意味付けがなされていることも指摘した。

何故一部の論者が客の拒否を知りながらも（あるいは知っていたであろうにも関わらず）それを無視し遊廓の「公平」さを論じたかは、もはや知る術がない。しかし最も遊廓の「公平」さに言葉尽くした西山について言えば、西山が以前から有していた「庶民」の「遊芸」をめぐる主義・主張の存在が「廓」の議論に影響を与えたであろうことを指摘した。しかしそうした個々人の事由のみならず、遊廓の「公平」さをめぐる説明がとりわけ昭和三十一年（一九五六）五月の売春防止法以降に広まりをみせていったことも、その時代背景として留意する必要がある。

註

¹ 「人間外」は、福沢諭吉が『品行論』（一八八五）において「芸娼妓たるが如きは、人類の最下等にして人間社会以外の業」と述べたこと等、芸娼妓が「人間」とは隔絶した存在⁴であるとの考えを指す関口の言葉である。

² 安永五年（一七七六）オランダ商館長の江戸参府に随行したペーテル・ツェンベリーによる。

³ 関口すみ子「第二編第二章 「文明」の課題」（同著『御一新とジェンダー 荻生徂徠から教育勅語まで』東京大学出版会、二〇〇五）、特に二八五頁。

⁴ ペルー国船の中国人苦力ケリの解放をめぐり仲裁裁判に発展した事件。清国人苦力約二三〇名を乗せてペルーに向け、澳門（マカオ）を出港した帆船マリアールス Maria Luz 号は、途中台風に遭って破損し、明治五年（一八七二）六月四日修理のため横浜に入港した。船内の苛酷な扱いに苦しんだ苦力は脱出をはかり、漂流中英国軍艦に救助され、虐待の惨状を訴えた。数日後再び別の苦力も救助を求め脱走し、英国代理公使ワトソンは米国公使と協議し、副島種臣外務卿に、人道上黙視できない事件として日本政府の糾明方を促し、英・米両国は極力援助する旨提議した。当時ペルーは条約未締結国であったが、副島外務卿は本件は日本に管轄権がある事件として臨時法廷を神奈川県庁に開設し審理を進めた。裁判の経過のなかで清国人船客の契約履行を求める船長側の弁護人は、問題の清国人船客よりも日本

の娼婦はもつとひどい拘束をうけていると指摘し、娼婦の契約書を証拠として法廷に提出した。こうした経過を受け日本政府は同年十月二日、太政官布告第二九五号をもって、いわゆる「芸娼妓解放令」を布告して人身売買および売買同様の行為の禁止を確認した。同月七日の司法省達第二二二号は、娼妓・芸妓は人身の権利を失う者で牛馬に異ならず、牛馬に物の返済を求める理はないから前借金などは償うべからずとしたので世に「牛馬きりほどき」と称せられた。政府は売春自身を禁止する意思はなく、貸座敷業者が独立した娼妓に座敷を貸すという形式をとり、遊廓は存続したが、マリアルルス号は日本における人身売買の歴史に転機をもたらしたと言える(『国史大辞典』田中正弘「マリアルルス号事件」、牧英正「人身売買」参照)。

⁵ 小谷野敦「劇場と遊里」(明治大学人文科学研究所『江戸文化の明暗』風間書房、二〇〇二)。

⁶ 小谷野敦『江戸幻想「江戸の性愛」礼讃論を撃つ』(新曜社、一九九九)「改定版二〇〇八、十一―十二頁」。

⁷ 西山松之助『くるわ』(至文堂、一九六三)「同著『近世風俗と社会 西山松之助著作集 第五卷』吉川弘文館、一九八五所収、一三六―一三七頁」。

⁸ 横山百合子「梅本記」…嘉永二年新吉原梅本屋佐吉抱遊女付け火一件史料の紹介」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第二〇〇集、二〇一六)。

⁹ 結城屋来示「吉原つれ／＼草」(江戸吉原叢刊行会編『江戸吉原叢刊 第四卷』八木書店、二〇一一、三四〇頁)(上巻 百廿二段)。なお引用中のルビ(メ)は『江戸吉原叢刊 第四卷』の原本東北大学附属図書館(狩野文庫)蔵本に付された柳亭種彦による傍注部分である。また何が「粹」で何が「野暮」かが論じられる中では、金を使わず遊ぶことが「粹」とする立場がある一方、そうした遊び方は遊女を苦しめるとして批判する立場もあった(中野三敏「すい・つう・いき…その生成の過程」[相良亨他編『講座 日本思想 第五卷 美』東京大学出版、一九八四]他)。

¹⁰ 西山松之助『くるわ』(至文堂、一九六三)「同著『近世風俗と社会 西山松之助著作集 第五卷』吉川弘文館、一九八五所収、七四―七五頁」。

¹¹ 中野三敏「すい・つう・いき…その生成の過程」(相良亨他編『講座 日本思想 第五卷 美』東京大学出版、一九八四)、一三九―一四〇頁。

¹² 詳細は「第七章 客として嫌がられた役者」を参照のこと。

¹³ 小谷野敦『江戸幻想「江戸の性愛」礼讃論を撃つ』(新曜社、一九九九)「改定版二〇〇八、七頁」。

¹⁴ 長島敦子『幕藩制社会のジェンダー構造』(校倉書房、二〇〇六)、四三頁。但し薮田貫『女性史としての近世』(校倉書房、一九九六)、六八頁のように、肯定的に「明るい江戸」が用いられる場合も多い。

¹⁵ 田中優子十小谷野敦「江戸文化論を語る」(小谷野敦『江戸幻想「江戸の性愛」礼讃論を撃つ』新曜社、一九九九「改定版二〇〇八、二二七―二二八頁」)。

¹⁶ 長島敦子『幕藩制社会のジェンダー構造』(校倉書房、二〇〇六)、四三頁。

¹⁷ 塚田孝「吉原―遊女をめぐる人々―」(同著『身分制社会と市民社会』柏書房、一九九二)・同著「十七世紀後半の遊女と売女」(同著『近世身分制と周縁社会』東京大学出版会、一九九七)、吉田伸之「新吉原と仮宅」(浅野秀剛・吉田伸之編『浮世絵を読む 二 歌麿』朝日新聞出版、一九九八)「同著『身分

的周縁と社会Ⅱ文化構造』部落問題研究所、二〇〇三所収」・同著「遊廓社会」（塚田孝編『身分的周縁と近世社会4 都市の周縁に生きる』吉川弘文館、二〇〇六）、都市史研究会編『年報都市史研究17 遊廓社会』（山川出版社、二〇一〇）、佐賀朝・吉田伸之著編『シリーズ遊廓社会1 三都と地方都市』（吉川弘文館、二〇一三）。

18 横山百合子「遊女を買う…遊女屋・寺社名目金・豪農」（佐賀朝・吉田伸之著編『シリーズ遊廓社会1 三都と地方都市』吉川弘文館、二〇一三）・同著「新吉原における「遊廓社会」と遊女の歴史的品格…寺社名目金貸付と北信豪農の関わりに着目して」（『部落問題研究所紀要』二〇九、二〇一四）・同著「梅本記」…嘉永二年新吉原梅本屋佐吉抱遊女付け火一件史料の紹介」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第二〇〇集、二〇一六）等。

19 佐賀朝および吉田伸之は『シリーズ遊廓社会1 三都と地方都市』の「刊行の辞」において「中世の遊女が職人の一種で「無縁性」を体现する自由な存在であったとして美化したり、近世の遊廓を、浮世絵の世界できらびやかに描かれるイメージどおりに、そこに蠢く権力者や有産者を主役とする遊客の視点で、高度で洗練された美や文化の発信源などとしてもつばら描くような傾向が、今なお歴史研究の世界においてすら横行している」と難じている（佐賀朝・吉田伸之著編『シリーズ遊廓社会1 三都と地方都市』吉川弘文館、二〇一三、iii頁）。

20 横山百合子「幕末維新期の社会と性売買の変容」（明治維新史学会編『講座 明治維新9 明治維新と女性』有志社、二〇一五）。

21 吉田伸之「遊廓社会」（塚田孝編『身分的周縁と近世社会4 都市の周縁に生きる』吉川弘文館、二〇〇六）、一四頁。

22 「外からやってくる人たちも、この中「遊廓」では身分を失うわけですし、外の世界での上下関係はここでは通用しません。そのように外部とはまったく違う秩序をここでは作り上げていました」（田中優子談「三…東アジアの遊廓学は可能か」（諏訪春雄他編『西鶴と浮世草子研究 特集性愛』四笠間書院、二〇一〇）、二七頁）／「遊廓・吉原は非日常を求める人々がやって来る特別な空間だった。時間とお金をかけて遊ぶ最高峰の贅沢の場であるとともに、身分制から離れて文化交流ができるサロンであり、江戸を代表とする観光地であり、万人に開かれた公界だったのである」（堀口菜純『吉原はスゴイ』PHP 研究所、二〇一八、七二頁）等。

23 浜田義一郎「江戸の岡場所・私娼」（『近世文学』）（『国文学』：解釈と教材の研究』九・二（一月臨時増刊 日本文学と遊女）、一九六四）、四五頁。

24 滝本誠一編『日本経済叢書 第十二』（日本経済叢書刊行会、一九一五）、四一九―四二〇頁。また吉田光邦「近世日本の遊里」（中村賢二郎編『都市の社会史』ミネルヴァ書房、一九八三）もこの点を詳述しており、参照のこと。

25 初世中村仲蔵「月雪花寝物語」（服部幸雄・小池章太郎校訂『日本庶民生活史料集成 第十五巻 都市風俗』三一書房、一九七一、八五―三頁）。

26 これについては「第七章 客として嫌がられた役者」で述べる。

27 遊女が「浮世離れ」した存在として求められたことについては佐伯順子『「愛」と「性」の文化史』（角川学芸出版、二〇〇八）、七八頁等。また文化十三年序『世事見聞録』「遊里売女の事」には、「売

女」が「世間並み」の役に立つ業（織縫」「洗ひ炊ぎ」）ができないこと、妻になりかねた「売女」が次第に「下品」の「売女」になり、年老いても「外の業」が出来ないために「売女の世界」を離れることができず、果ては「非人」「乞食」に至る場合もあったことが記されている（武陽隠士著・本庄栄治郎校訂『世事見聞録』岩波書店、一九九四、三二七頁）。

²⁸ たとえば山口昌男『祝祭都市 象徴人類学的アプローチ』（岩波書店、一九八四）、小林忠雄『都市民俗学』（名著出版、一九九〇）、陣内秀信『東京の空間人類学』（筑摩書房、一九九二）、神崎宣武『盛り場の民俗史』（岩波書店、一九九三）、照井恒衛『盛り場の都市社会学』（碧天舎、二〇〇五）等。但しこれらの研究は近世を主眼とはしていない。

²⁹ 松本四郎「総説―都市論の展開」（村上直編『日本近世史研究事典』東京堂出版、一九八九）、一二一頁。

³⁰ 神崎宣武『盛り場の民俗史』（岩波書店、一九九三）等。

³¹ 神崎宣武『盛り場の民俗史』（岩波書店、一九九三）、照井恒衛『盛り場の都市社会学』（碧天舎、二〇〇五）等。

³² 内藤正敏『江戸・都市の中の異界』（法政大学出版局、二〇〇九）等。

³³ 守屋毅『悪所』の用例（『芸能史研究』七八、一九八二）・同著『悪所』観とその形成（『日本史研究』二六〇、一九八四）。

³⁴ 下重清『身売りの日本史』（吉川弘文館、二〇一一）。

³⁵ 渡辺憲司「くがい」考（『立教大学日本文学』一〇五、二〇一〇）「のち同著『第一章第三節 公界の遊女たちの苦界』（『江戸遊女紀聞―売女とは呼ばせない』ゆまに書房、二〇一三）。

³⁶ 三田村鳶魚「苦界」（『慧星・江戸生活研究』第三年（二）、一九二八）「同著『三田村鳶魚全集 第十一卷』中央公論社、一九七五所収」。

³⁷ 近世において遊廓の必要性が多く主張されていたことについては、吉田光邦「近世日本の遊里」（中村賢二郎編『都市の社会史』ミネルヴァ書房、一九八三）、曾根ひろみ・人見佐知子「第2章 公娼制の成立・展開と廃娼運動」（服藤早苗・三成美保編『ジェンダー史叢書 第二卷 権力と身体』明石書店、二〇一一）に詳しい。具体的には西川如見『町人袋』（享保四年）、太宰春台『経済録』（享保十四年）、太田錦城『梧窓漫筆』（文化十年）、庄司勝富『北里見聞録』（文化十四年）、植崎九八郎『賤策雑収』（享和元年（二年）、神沢貞幹『翁草』（明和寛政初年）などにそうした主張がみえる。また都市以外の遊里を対象とし必要性を論じたものには佐藤信淵『坑場法律』（文政十年）がある。

³⁸ 山本俊一『日本公娼史』（中央法規出版、一九八三）、人見佐知子『近代公娼制度の社会史的研究』（日本経済評論社、二〇一五）、林葉子『性を管理する帝国…公娼制度下の「衛生」問題と廃娼運動』（大阪大学出版会、二〇一七）等に詳しい。

³⁹ 『編集復刻版 買売春問題資料集 第八卷（戦前編）』（不二出版、一九九七）、二七七・二八五頁。

⁴⁰ 『編集復刻版 買売春問題資料集 第二六卷（戦前編）』（不二出版、二〇〇三）、三六九頁。

⁴¹ 坂田俊夫『江戸猥談』（成光館出版部、一九二八）、七頁。

⁴² 阿部次郎『徳川時代の芸術と社会』（改造社、一九三二）、一〇二頁（引用箇所の出は一九二六、六『改造』）。

- 4₃ 阿部次郎『徳川時代の芸術と社会』（改造社、一九三二）、一〇二―一〇三頁（引用箇所の出は一九二六・六『改造』）。
- 4₄ 阿部次郎『徳川時代の芸術と社会』（改造社、一九三二）、一〇四―一〇五頁（引用箇所の出は一九二六・六『改造』）。
- 4₅ 廣末保『境界の悪所』（平凡社、一九七三）「初出「境界の悪所」『文学』四一（二）、一九七三。引用は平凡社版より」。
- 4₆ 阿部の「両者「善」と「悪所の美」が衝突する場合には固より美が忍従し回避しつつ、対岸の火災ほどの意味に於いて相互に否定せむとする意志を持続せること——この状態が徳川社会の文化の一種特異なる矛盾と分裂とを形成する」（阿部次郎『徳川時代の芸術と社会』改造社、一九三二、五四―五五頁〔引用箇所の出は一九二六・一『改造』〕との記述に注目し、議論を展開している）。
- 4₇ 廣末保『境界の悪所』（平凡社、一九七三）「初出「境界の悪所」『文学』四一（二）、一九七三。引用は平凡社版より」、十三頁。
- 4₈ 廣末保『境界の悪所』（平凡社、一九七三）「初出「境界の悪所」『文学』四一（二）、一九七三。引用は平凡社版より」、二二三頁。
- 4₉ 廣末保『境界の悪所』（平凡社、一九七三）「初出「境界の悪所」『文学』四一（二）、一九七三。引用は平凡社版より」、五六頁。
- 5₀ 廣末保『境界の悪所』（平凡社、一九七三）「初出「境界の悪所」『文学』四一（二）、一九七三。引用は平凡社版より」、二四頁。
- 5₁ 近世において遊女が「巫女性」を失ったことには留意しているもの（五二―五四頁）、遊廓をめぐる推移には関心が払われていない。
- 5₂ 郡司正勝『歌舞伎と吉原』（淡路書房、一九五六）、一一二頁。
- 5₃ 服藤早苗「遊行女婦から遊女へ」（女性史総合研究会編『日本女性生活史一巻 原始・古代』東京大学出版会、一九九〇）。
- 5₄ 生年不明、没年享保十六（一七三二）年か。下野国佐野の豪農で、江戸吉原の大兵庫屋の遊女八ッ橋の不実を恨んで斬り殺し、その他大勢を殺傷して、いわゆる吉原百人斬をひきおこしたとして評判になった。後様々に歌舞伎化された。（高橋則子「佐野次郎左衛門」『新版 日本架空伝承人名事典』）。
- 5₅ 瀧川政次郎「端唄紀伊の国」（地方史研究所編『熊野』七月刊、一九五七）「同著『吉原の四季』青蛙房、一九七一所収、二八七―二八八頁」。
- 5₆ （著者標目なし）「西山松之助教授年譜・著作目録」（『日本常民文化紀要』九、一九八三）によれば昭和四六年（一九七一）に市山七十郎・仁村美津夫・郡司正勝他と「勸進帳」公演の打ち合わせをしている。またその翌年、西山と郡司は『近世芸道論』（岩波書店）を共著している。但しいつ頃から親交があったかは不明である。
- 5₇ 郡司正勝「〈廓〉の美学」（『国文学 解釈と教材の研究』二六・一四、一九八二）、二四―二五頁。
- 5₈ 郡司正勝「芝居と遊里」（『国文学 解釈と教材の研究』二六・一四、一九八二）、一五六頁。
- 5₉ 「この別世界（吉原）は、土農工商の身分差を超越し、そこでは、金の力さえも時には力を失うほどの男振りが物をいうところであった。これは封建社会の身分制を無くしてしまつて、人びとを人間

そのものの原点に還元する役割を果たしたことであって、待にとつても庶民にとつてもこよなき人間解放の場であった」（西山松之助「A廓Vの成立」『国文学・解釈と教材の研究』二六・一四、一九八一）、二二頁）。

60 当時台東区教育委員会社会教育主査・台東図書館郷土資料主査。

61 「廓は金が物をいう世界だった。厳格な封建身分制度も、廓では通用しない。金さえ積めば、職人でも、商人でも、武士より丁重に扱われたし、金の力さえあれば、誰もが**お大尽**になれた」（小森隆吉

「A廓Vの世界」『国文学 解釈と教材の研究』二六・一四、一九八一）、五八―五九頁）。

62 西山松之助編『日本史小百科 遊女日本史小百科A遊女V』（東京堂出版、一九七九）、九五・九七頁。

63 高田衛「廓の精神史―公界と悪所」『国文学 解釈と教材の研究』三八・九、一九九三）。

64 高田衛「廓の精神史―公界と悪所」『国文学 解釈と教材の研究』三八・九、一九九三）、四五頁。

65 編笠については渡辺憲司「注解 色道大鏡 巻第二・寛文格（その十三）―連載第四十四回―」『国文学・解釈と鑑賞』七六・八、二〇一一）に詳しい。

66 網野義彦は『太平記』（巻十九 青野原軍）で「芸能」に関わる「道」が「公界ノ義」といわれていることに着目している（網野義彦『増補 無縁・公界・楽』平凡社、一九七八）。

67 高田衛「廓の精神史―公界と悪所」『国文学 解釈と教材の研究』三八・九、一九九三）、四四―四六頁。

68 たとえば渡辺憲司は高田と同じく網野善彦の『増補 無縁・公界・楽』に注目した上で、「尋常」（世間一般）に対し、「公界」が「世間と隔絶した遊廓という特殊な社会構成をいう」としている（渡辺憲司『江戸遊女紀聞―売女とは呼ばせない』ゆまに書房、二〇一三、五七頁）。他に遊廓と「アジール」を結びつける考えもある。研究者ではないものの、二〇〇七『歴史の中の聖地・悪所・被差別民…謎と真相（別冊歴史読本八〇）』の座談会「江戸のデイブノースを往く」の中で五木寛之は「遊廓とこの一つは一つの国をつくるというか、アジールという側面もあって、非常に独特な感じがします。確かに遊廓は人身売買の巷ちまたです。しかし、その内側に入ってしまうと、武士も商人も百姓も関係ない自由な天地としての解放感があったことは間違いありません」と発言している。またこれを受けて朝倉喬司は「浄閑寺の新吉原総霊塔には「生きては苦界、死しては浄閑寺」という句が刻まれています。「苦界」はまたアジールのな「公界」だったんでしょうが、ただその“公界性”は上から与えられたものじやなく、長い間かかって、生きた人間が苦界のまった中で作ったものだと思います」と述べている。すなわち「苦界」「公界」と「アジール」が結び付けられ、そこに立ち入った人の「解放感」が指摘されているのである。しかしそもそも公儀によって設置された遊廓を、治外法権的な場である「アジール」とまで言えるかどうかは疑問である（五木寛之・沖浦和光・朝倉喬司「江戸のデイブノースを往く」『歴史の中の聖地・悪所・被差別民…謎と真相（別冊歴史読本八〇）』新人物往来社、二〇〇七）、二五―二六頁）。

69 小谷野は自身が「江戸幻想」と呼ぶ時「近世のなかにも歴史の変遷があり、階層による道徳観の違いがあることをみないで、あたかも「江戸」という一枚岩的な世界があったかのように説く言説のことを指している」とし、過去の事象を誰の視点で問うかといった問題にも議論を及ぼしている（小谷野敦『江戸幻想 「江戸の性愛」礼讃論を撃つ』新曜社、一九九九「改定版二〇〇八、六〇頁」）。

70 たとえば役者の受け入れをめぐって吉原遊廓では妓楼の規模によって違いがあり、また店・遊女・遣手の思惑も異なった。

71 沖浦は同書において公許の廓を指す語として「遊廓」を用いているが、「遊里」と記す場合も公許の遊廓を含めている。引用した第四章では主に歌舞伎と公許の遊廓について述べられており、ここでいう「遊里」は特に公許の遊廓を指したものと理解される。

72 沖浦和光『「悪所」の民俗誌』（文芸春秋、二〇〇六）、一七三―一七六頁。

73 沖浦和光『「悪所」の民俗誌』（文芸春秋、二〇〇六）における第四章タイトルは「特異な都市空間としての「悪所」」。

74 郡司正勝「〈廓〉の美学」（『国文学 解釈と教材の研究』二六・一四、一九八二）、一三三頁。

75 郡司正勝『歌舞伎と吉原』（淡路書房、一九五六）、一三〇頁。

76 郡司正勝『歌舞伎と吉原』（淡路書房、一九五六）、二〇頁。

77 大坂では「傾城町」での喧嘩は「切られ損」との法もあったが、遊女屋が「犯科人」を隠し置いていることを諷める法度もみえる（『京都大坂諸法度』（石井良助編『徳川禁令考 前集 第六』創文社、一九五九）、二四頁〔三四五四〕）。吉原においても「新吉原規定」の作成や御尋者の取締り、島原においても天保改革に伴うと思しき客の取締りの強化など、公儀は度々遊廓のあり方に介入している。遊廓の客をめぐる取締りについては「第二章 吉原遊廓における客の取締まり」を参照のこと。

78 石崎芳男『よしむら「吉原」…『洞房語園異本』をめぐって』（早稲田出版、二〇〇三）、一一三・一三〇頁。

79 竹嶋仁左衛門「洞房古鑑 卷之二」（森銃三・野間光辰・中村幸彦・朝倉治編『随筆百花苑 第十二巻』中央公論社、一九八四、五五・五六頁）。

80 「吉原近辺出火之節御出馬有_レ之候義、并吉原町ニ出火有_レ之節町火消参候哉」との吉田十郎兵衛（南町奉行所与力カ）の尋ね（宝暦四年）に対し、「新吉原水道尻ヨリ出火之節、町火消消口有_レ之候町々十一ヶ所、其外少々手あやまちニも、毎度町火消欠附候」と答えている（『随筆百花苑 第十二巻』、五六頁）。

81 石井良助「新吉原規定証文について」（『日本団体法史』創文社、一九七八）「同著『女人差別と近世賤民』明石書店、一九九五所収、一三三頁」（弘化二年「新吉原規定証文」六十五箇条目）。

82 西山松之助「日本的遊びの変遷」（『月刊ペン』六ノ八、一九七三）「同著『近世風俗と社会 西山松之助著作集 第五巻』吉川弘文館、一九八五所収、三三三―三四頁」。

83 西山松之助「遊びの日本的一典型」（『理想』五一八、一九七六）「同著、西山『近世風俗と社会 西山松之助著作集 第五巻』吉川弘文館、一九八五所収、三〇五頁」。

84 西山松之助『家元の研究』（校倉書房、一九五九）「同著『家元の研究 西山松之助著作集 第一巻』吉川弘文館、一九八二所収、八五頁」。

85 西山松之助『家元の研究』（校倉書房、一九五九）「同著『家元の研究 西山松之助著作集 第一巻』吉川弘文館、一九八二所収、八七頁」。

86 西山松之助『家元の研究』（校倉書房、一九五九）「同著『家元の研究 西山松之助著作集 第一巻』吉川弘文館、一九八二所収、五五五頁」。

⁸⁷ 西山松之助「日本的遊びの変遷」〔月刊ペン〕六ノ八、一九七三〕「同著『近世風俗と社会 西山松之助著作集 第五卷』吉川弘文館、一九八五所収、三一三―三三三頁〕。

⁸⁸ 西山松之助『くるわ』（至文堂、一九六三）「同著『近世風俗と社会 西山松之助著作集 第五卷』吉川弘文館、一九八五所収、七四―七五頁〕。

⁸⁹ 三田村鳶魚『三田村鳶魚全集 第十一卷』（中央公論社、一九七五）、三七八―三七九頁。

⁹⁰ 松本四郎「総説―都市論の展開」（村上直編『日本近世史研究事典』東京堂出版、一九八九）。

第二章 吉原遊廓における客の取締まり——公儀との関係をめぐって

はじめに

本章は江戸吉原遊廓における客の取締まりのあり方を明らかにし、江戸時代において公儀が吉原遊廓に期待した役割、及びそれに対する吉原側の姿勢について論じるものである。

元和四年（一六一八）、江戸で唯一の公許遊廓である吉原が開業した。吉原が公許された理由は、吉原の開基を説明する『洞房語園』（享保五年〔一七二〇〕）や『新吉原町由緒』（享保十年〔一七二五〕）によれば、庄司甚右衛門が慶長十七年（一六一二）に傾城屋を集め町にすることを許してくれば、従来の傾城屋が黙認してきたような（一）人の金を横領して遊び耽るような者が出ないように客の逗留を一昼夜を限度とする、（二）人身売買の不法行為を取締まる、（三）不逞の諸浪人、悪人などの逮捕に協力するといった、治安及び風俗上の問題と結びつけて遊廓の設置を願ひ、これが許されたためである³。江戸時代後期には多くの非公許の遊所が、「渡世之潤」（生業・暮らしを豊かにする）という、いわば経済の論理を前面に押し出して公許あるいは黙許されるに至ったが⁴、少なくとも吉原は当初、江戸幕府樹立後の不安定な情勢を背景に、風俗取締り及び治安政策の一環としてその意義をもったということである。

しかしやがて幕府の治世は安定し、吉原開業当初にその主たる客として想定された武士も、派手な遊びはしなくなる⁵。後にも詳述するとおり、元禄期以降は町人が主な客にとつてかわり、徐々に大衆化も進んだ。加えて享保頃からは岡場所が台頭し、吉原は衰退の一途を辿る。他にも岡場所にあった遊女屋の流入など種々の転機があり、吉原はそのあり方を大きく変化させていったのである。

それではこういった吉原の変化に伴い、公儀側は、吉原に求める役割を変化させていくことはなかったのだろうか。また吉原はそれに対し、どのような対応をしたのであろうか。本章ではこうした疑問を明らかにするため、とりわけ客の取締りに注目する。先にもみたとおり、吉原は従来の遊女屋とは異なる方法で客を扱うとの願を受け入れる形で開業を許された場所である。すなわち客の扱い方を問うことは、吉原のあり方への問いに直結するといえよう。よって本章では公儀がどういった客の立入りを禁じ、取締りを要求したのか、吉原側はそれをどう捉え、客の扱いについて定めたかに焦点をおき、吉原に課された役割について検討を行うこととしたい。なお本章と目的を同じくするまとまった先行研究はみられないため、関連する論考を適宜参照する。

第一節 客の取締りに関わる法

第一項 幕府法——注意を要する客

（一）御書付と町触

それでははじめに公儀による法から、遊廓への登楼が禁止された者、及び通ってきた場合に届出を要する客についてみていきたい。

まず吉原では原則として、「出所慥ならざるもの不審成者」に注意すべきであったことを確認したい。これは吉原が開業を許可されるにあたって奉行所より下された「傾城町被仰付候節御書付」の五箇条の内の二箇条目（元和三年〔一六一七〕三月）にみられる文言であり、吉原等の遊廓が開業するにあたって守らねばならない大原則であった⁶。これが先にみたように、遊廓が風俗取締

り治安政策から許されたといわれる所以である。次がその五箇条目の引用である。

- 一 武士町人体之者にかきらす、出所慥ならざるもの不審成者致徘徊候ハ、住所致吟味、不審
- ニ 相見へ候ハ、奉行所江可訴出事。

この記述のみでは「不審成者」が指すところははっきりしないが、先に触れた吉原遊廓の開業を願った庄司甚右衛門は、人の金を横領して遊び耽るような者や浪人の取締りに協力することを上申している。『新吉原町由緒』(享保十年(一七二五))によれば、具体的には次のとおりである。

三ヶ条之覚

- 一 遊女買遊候もの、遊興好色ニふけり身分限ヲ不弁、家職ヲ忘レ、不断傾城屋ニ入込長居候得共、傾城屋之儀者其者方より金子をたに申請候得者、幾日も留置馳走仕候、然間おのつから其主人親方江之奉公を欠、則引負⁷横領致候御事者、傾成屋共金銀を限幾日も留置候故与奉存候、一ヶ所之場所御定被下候ハ、唯今迄有来候所々之傾城屋共を一所ニ集吟味仕、自今者一日一夜之外長留為致申間敷事

一 「略：人身売買の取締りについて」

一 近年世上御静謐ニ治候得共、濃州御平均〔関ヶ原の戦〕之御事も程不遠候得ハ、自然与透間を伺悪事を相企可申諸浪人之類も可有御座敷奉存候、左様成悪党之程者、人目を忍住所をも不恒定流浪致可罷在候、遊女屋之義ハ、金銀をたに遣候得ハ、其もの出生詮義仕候事者無御座、幾日も留置申候、右之こときの族、所々方々遊女屋杯ニ罷在候事も難計候、此外当座ニおいて不届仕出欠落仕候ものなど、当分之居所ニハ遊女屋ニ勝れたる所者無御座候間、所々之遊女屋ニかゝり罷在候ハ、たとひ御詮義ものたりともたやすく御手ニ入申間敷候、此度奉願候通、傾城丁一ヶ所ニ被為仰付被下候ハ、此義ハ殊更念を入、何ものにも不見届もの傾城町江致徘徊候ハ、其もの出所吟味仕、弥怪敷奉存候ハ、急度御訴可申上候事

御公儀様御広太之御慈悲以奉願候通被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

右御訴訟申上候者、慶長十七年之比与承伝候。

まず一条では、家職を忘れ遊興に耽り、「主人親方江之奉公を欠」いて「引負横領」する者、すなわち奉公人の遊興を抑えること、三条では「悪事を相企可申諸浪人之類」や「不届仕出欠落仕候もの」「御詮義もの」を取締まることを挙げている。この三箇条については、実際に当時作成されたものかについて三田村鳶魚が疑問を呈しているが⁹、この三箇条に依れば、吉原で取締るべき「出所慥ならざるもの不審成者」は、一条及び三条を踏まえた言葉であると解釈される。また「不審成者」を捕らえるという原則に基づいてか、後に寛文八年(一六六八)「新吉原江之御条目」において、「手負」¹⁰の者も隠し置いてはならないことが定められている。

加えてこの「新吉原江之御条目」では駕籠または乗物や馬で入ろうとする者¹¹の禁も命じられているが、これは高貴な身分の者の出入りを取締まる意図があったと考えられる。江戸においては元吉原から新吉原初期の頃に大名等が上客であったことが知られるが¹²、その後もそうした客が足を運ぶことはままあったようで、元禄六年(一六九三)には「歴々」(十一月触書¹³)が、享

保二十年（一七三五）には「旗本」（八月触書¹⁴）の「悪所」¹⁵への出入りの禁が町触にみえる。とはいえ、町触が恒久的に記憶されないことを前提に反復して出されるもの¹⁶であるにも関わらず、その後に同様の町触がみえないことから、江戸時代をとおして「歴々」や「旗本」の登楼が問題視されたわけではないことがうかがえる。金沢藩や佐賀藩、水戸藩などでは、自領に遊廓や茶屋町を許可しながらも領内の武士及び僧侶・百姓等の立ち入りを禁止したというが¹⁷、吉原において武士をどう扱ったかについては、後に詳しく検討することとしたい。

（二）判例

次に、町触等にはみえないものの、『徳川禁令考』の判例から遊廓への登楼が問題になったことがわかる客として、僧侶がいる。僧侶は女犯が禁じられていたために登楼は罪になったようで、僧侶が吉原で遊んだ後、捕縛された例がみえる¹⁸。但し僧侶は遊女に嫌われたらしいもの¹⁹、遊廓から追い出されたという記述は管見の限りみられず、むしろ僧侶が遊廓に通う姿は当時の資料に多くみえる²⁰。また江戸の判例にはみえないが、「平人」との関わりが禁止された「非人」も、「遊女買揚」が問題になったことが寛政八年（一七九六）の『南撰要類集』第二十八ノ三からうかがえる²¹。「穢多」も登楼が発覚した場合、畳・建具を新調したというから²²、同様に登楼が問題になったのであろう。「穢多」「非人」の登楼の禁止が公儀の意図によるものであったことを裏付ける史料としては、長崎奉行所判決記録『犯科帳』があり、これには長崎丸山遊廓に登楼した「穢多」「非人」に関わる判決例が残されている。これについては本稿「第八章 長崎丸山遊廓で捕縛された「穢多」「非人」「無宿」において論じた。

また長崎について言えば、他に「御役所之者」は客にしてはならなかったようで、客にしたことが露見し問題になった例がみえる²³。他に盗みで捕まった百姓の事例においては「百姓之身分として遊所等江参り候儀決而有之間敷事」と、百姓が「遊所」に赴くことが問題視するような文言がみえるもの²⁴、長崎や他の遊廓において百姓の登楼が禁止された例は見受けられない。

（三）慣習

以上公儀によって登楼が禁止される客等について述べてきたが²⁵、最後に公儀によって定められていないものの、店側が慣習的に忌避した客がいたことにも付言しておきたい。例として「隔人」（博奕打）、「くるわの内者」、「役者」等が挙げられ²⁶、これらの人々の登楼を他の客が嫌がり、店側もそれを気にして登楼を忌避した²⁷ことが、遊女の批評を記す遊女評判記類などにみえる。これについては「第六章 吉原における客の貴賤」や「第七章 客として嫌がられた役者」で詳しく述べることになるので、これらの客についてはここで触れるに留めたい。

第二項 廓法―客の選別・素性確認

次に吉原内で客を取締まるにあたり、客の選別や捕縛・通報の仕方がどう定められていたのかについて、吉原内部で定められ、公儀に提出された廓法からみていく。主な史料としては、江戸町一丁目の楼主天満屋竹嶋仁左衛門が、寛延元年に名主役に就任するにあたって参考となるべき例を集めた『洞房古鑑』²⁸、及び寛政七年（一七九五）・弘化二年（一八四五）・嘉永六年（一八五三）に町年寄が作成した「新吉原規定証文」を扱う。

（一）『洞房古鑑』

登楼手順については本稿「序」でも述べたように、まず遊廓を訪れた客は高級・中級の遊女と遊ぼうとする場合、おおむね仲介である茶屋に赴き、その後遊興の場である揚屋、または遊女屋

へ揚がり、遊女と参会した（遊女が禿「遊女見習い」を引き連れ、茶屋まで客を迎えに出る「道中」を行う場合もある）。下級の遊女と遊ぶ場合は、概ね仲介なしに遊女屋に直接出向いた。つまり遊びたい遊女と店の格により、仲介の有無の違いがあったということである²⁸。

それではこういった登楼の手順の中で、客はどういった選別や取締りをうけたのか。延宝六年（一六七八）刊の『吉原恋の道引』によると、仲介の茶屋に赴く際に肝心なのは、金一分と揚代を先に渡して「よきやうにたのむ」と言うこと²⁹で、そうでなければ胡散臭がられるのだという³⁰。

すなわち客となるには不審者と思われぬ態度が必要であった。また仲介である茶屋の法としては、先述の『洞房古鑑』の中に「茶屋作法」（享保十四年（一七二九））がみえ、これには「客人腰物預り候事」、「構有レ之客致間敷事」等とある³¹。より具体的には、同書の「遊女屋名題」の項に、茶屋を挟む客の場合とそうでない場合の取締り方が記されている。これは吉原の名主五人が天明八年（一七八八）に「樽屋」（江戸町年寄）へ宛てたもので、「吉原町遊女屋并茶屋」が「從古来ニ所取極ニ付被ニ仰渡ニ等有レ之哉、亦者所申合を以取極仕候哉」との御尋ねを受けた回答である。

一「略」昼夜商売之儀御免被ニ仰付ニ候付以ニ只今ニ一日一夜ニ限り身元慥成者ニ御座候共、御定之外長留等不レ仕、且取逃欠落等仕候者参リ候節も、其主人親元より尋参リ候者、急度相調、其者町内ニ罷在候得者先方江引渡候、勿論御公儀様ヨリ御尋之者は別テ大切ニ奉レ存、入念穿鑿仕、見当リ候ハ、早速御注進申上候義ニ御座候

但シ茶屋ヨリ以ニ案内ニ客ニ仕候節、右茶屋ニテ身元得と相調候儀ニ御座候、尤茶屋ニテ案内無レ之、直ニ以ニ相對ニ客ニ仕候節は、其者両三度も罷越候得ば名住所等承リ、身元取調候義ニ御座候

一 茶屋之儀、古来ヨリ所申合を以、人数取極メ候上、私共ヨリ申渡置候前書本文ニ申上候儀、遊女屋共同意ニ一統為ニ相守ニ候事

但未知ル人ニ無レ之候者客ニ罷越、案内致呉候様申族も有レ之候へば、是等は年久敷罷越候客之縁を以て罷越候ニ付、其引合候者ニ懸合、身元取調候事

一 近辺舟宿并田町龍泉寺町辺ニ住居仕候水茶屋共ヨリ、吉原町遊女屋へ罷越候客之儀は、右之者共ヨリ舟宿、水茶屋江掛合、身元得と相調候儀ニ御座候

右之趣古来ヨリ遊女屋并茶屋共一統相心得罷在、渡世仕来リ候儀ニ御座候、御尋ニ付、此段以ニ書付ニ申上候、以上³¹

これによると、吉原町の遊女屋・茶屋は、客の逗留は一日一夜に限り、身元が確かな者でも長逗留等はさせず、「取逃」や「欠落」等の者がきた際も、その主人や親元より尋ねる者がいたら調べて引き渡した。もちろん「御公儀様ヨリ御尋之者」は入念に穿鑿する。茶屋が案内して遊女屋が客にする場合、茶屋が客の身元を調べ、茶屋を介さずきた客の場合は、二・三度くれば身元を調べる。知らない者が客として来て、茶屋に案内を頼んでくる場合もあるが、こういった者は長年通っている客の縁を頼って来ているので、その場合はその引き合わせた者に掛け合う。近くの舟宿や、田町・竜泉寺町の水茶屋より吉原へきた場合は、舟宿や水茶屋に掛け合い、身元を確認する。これらの「取極」を「古来」より心得、渡世をしてきたという。

つまりなんらかの仲介がある場合、その仲介者が身元を調べたが、仲介を経ない場合で一回だ

けの登楼であれば、特に身元を調べなかつたということのようである。客の名を改めることは不審者を取締まる上で必要であるとともに、宮本由紀子が指摘するとおり遊興費を確実に取立てるためにも必要な措置であつたと考えられるが³²、吉原ではそこまで厳密な対応をしなかつたことは、次の「新吉原規定証文」からもうかがえる。

(二)「規定証文」

先の「遊女屋名題」(天明八年(一七八八))と同様の文言は、後の寛政七年(一七九五)に定められた「新吉原規定証文」(以下「規定証文」)の五十五条と七十条にもみえる。「規定証文」は吉原の遊女屋、茶屋を対象として作成された規定で、作成の理由としては、近年仲間の風儀が宜しくなく、この度取締方に仰せ渡されたためと記されている³³。寛政七年(一七九五)、弘化二年(一八四五)、嘉永六年(一八五三)作成の三種が残されているが、石井良助はこの内、寛政七年の「規定証文」のみが町奉行の認可を受けたものであると推定している。すなわち弘化二年のものは施行されず、嘉永六年のものは寛政七年の規定を基本に増訂したが、その増訂は認められなかつたとの推測である³⁴。しかし後にも触れる嘉永六年の「新吉原町遊女屋永続方対策上申」には、寛政七年に奉行所の先役が申し付け町年寄樽与左衛門が「規定証文」を取決めたが、「素より娼家之規則を奉行所にて議候も於二事体一可^レ然義にも無^レ之候間」(娼家の規則を奉行所で評議するものもおかしいので、今般も先例にならい「奈良屋」館市右衛門「町年寄」へ申付け、寛政七年の「規定証文」を基本に据え、現在に適するよう改定させる、といった記述がみえる³⁵。したがって嘉永六年の「規定証文」は町奉行が認可しなかつたものの、町奉行の指示で町年寄が取りまとめたものであり³⁶、効力はあつたと考えられる。第三節第二節でも述べるが、嘉永期において公儀が「規定証文」の見直しを命じたのは、岡場所の取潰しに伴いその店の一部が吉原に移転し、規定の遵守をめぐって吉原内で混乱が生じたためである。つまり吉原では公儀の命によって作成された寛政七年の「規定証文」が長い間効力をもつたが³⁷、嘉永初年にその有効性が疑われ、再び公儀の命によって嘉永六年「規定証文」が作成・遵守されるに至つたということである。本章では基本的に寛政七年の「規定証文」を参照し、必要がある場合のみ他年度の「規定証文」に言及する(以下典拠を「規定証文」とする場合、特に断りがない場合は寛政七年の「規定証文」を指すこととする)。なお以下に引用した条々で、弘化・嘉永の規定証文において削除されたものはないことを予め断つておく³⁸。

「規定証文」は全部で八十一箇条、先述のとおりこれ以前に守られた取決めと重なる部分もみえ、この「規定証文」の作成以前からの慣習やきまりが精査・選別され、まとめられたものと考えられる。同「規定証文」には、先に挙げた茶屋等における客の扱い以外に、客の取締りに関することとして、客帳と御尋者についての規定がみえる。

一、客帳

まず客帳についての規定をみていきたい。客帳とは文字どおり客の素性を店側が記すものである。近代以降については報告があるが³⁹、近世の客帳そのものについての報告は、管見の限りみられない。しかし丸山遊廓の慶応四年(一八六八)作成の「遊女屋宿泊人帳」(長崎歴史文化博物館所蔵)は客帳を基に作成された事件捜査のための帳簿であり、断片的ながら当時の長崎における客帳がいかなるものであつたかをうかがい知ることができる⁴⁰。吉原の客帳については「規定証文」五条に次のような規定がみえる。

一、遊女屋方ニ前々より客帳と号、日々客之名前記置来候儀ニ候処、未熟之分も有之趣ニ候間、自今以後、弥記置可申候、然共、右客名所記候義頭ニ取斗候ては差支も出来致、渡世之障ニも可相成哉、勿論遊女屋ども区々ニては、尚以之儀ニ付、致勘弁、一同客之不響様取斗可申事但、小見世之遊女切遊之分は、逸々客帳記候ては致混雑、行届申間敷義ニ有之、乍然、是逆も止宿之客は本文同様、客帳ニ記置可申事⁴¹

すなわち「客帳」と称するものは前々から存在したが「未熟之分も有之趣ニ候」ため今後はしつかりと記す、但し客の名や住所を詳細に書き記すことが頭になる形では客にも渡世にも差支えるかもしれないので、「一同客之不響様」取り計らって客帳をとる、という。小見世⁴²の場合はいちいち客帳を記しては混雑するので、止宿する場合は客帳に記すという。参考として前述の横田の「遊女屋宿泊人帳」も、客の素性については簡単な住居（何町、何藩等）と身分・職業（「百姓体」「鼈甲屋」等）が記されるのみで、名前は記されていないか「某」が多い⁴³。したがって丸山遊廓においても吉原と同様、商売に響かないように客の身元を確認していたであろうことが推定されるが⁴⁴、金沢藩の茶屋町では、名前帳に客の名前を書くことを課し、且つ人数と揚代・祝儀を含む遊興費の総計に対し課税をしていたというから、地域による相違があったようである⁴⁵。慶応頃の吉原では「月々遊女揚代取揚高之一割」を上納金として支払っていたようであるが⁴⁶、金沢藩のように各人の名前を把握していたかは不明である。客帳は吉原が懸念するとおり渡世向きに影響を与えたようで、第三節でみるように、厳しく取りすぎると客足の減少につながった。他の遊廓の事例となるが、京都の島原遊廓では「穢多」が番人となつて詳しく客帳をとることになり、客足が遠のいたという。次に引く史料は文化三年（一八〇六）から弘化三年（一八四六）にかけての見聞録、『浮世の有様』（作者未詳）の一節である。

京都島原は、所々の青楼悉く此処へ引移されし事故、近辺の地面を買取家を建て、又因幡薬師の芝居をも、此郭中へ引移し、青楼々々も混雑せざるやうに祇園丁・宮川丁・五条橋下、其外の青楼々々も一丁々々に一群になりて、芝居見せつきなどこれ有ゆへ、至て賑やかなる事也と云。されとも古法なりとて、此度入口の番人に穢多を居へ置、毎夜青楼毎に客の有無を糺し、其客の名前・丁処迄悉くくはしく帳面に書留るやうになりしと云。又遊女の死せしをは、棺桶等に入れ、これ迄平人の通になせし事なれとも、これも其事なりかたく、こも包になして手足を一つに引くゝり、これに棒を通し、牛馬をかたけし如くにて、焼とも埋る共其俣にてなす事也と云。近頃至て全盛にて、諸人これか為に多の黄金を費せしに、此者死して右の如くせられしと、穢多の番人に町処・名前等帳面に書記るさるゝとに恥て、身を持てる者は、自ら遠慮して行さるやうになりしとそ。⁴⁷

「因幡薬師の芝居をも、此郭中へ引移し」とあるが、因幡薬師（京都下京区）の芝居の引き移りは天保の改革に伴うものであり、その移転が決定されたのは天保十三年十二月であるというから⁴⁸、その頃の状況を記していると考えられる。すなわち天保の改革以後、島原遊廓では「古法」であることを理由に入口の番人に「穢多」が置かれ、毎夜この「穢多」が遊女屋毎に客の名前・住

所等を調べ帳面に書留めることとなったが、客が「穢多」の番人に客帳をとられることを厭い、客足が遠のいたということである。「古法」が何を指しているのかは定かでない。「青楼毎に客の有無を糺し」とあるから、「穢多」が直接客に應對し客帳をとっていたわけではないように思われるが、「穢多」が客帳をとることが漏れ知れ、島原では客足に響く結果になったのであるうか。この見聞が事実かどうかは不明であるものの、吉原が懸念していた客帳の繊細さの一片がうかがえる。なお吉原の番人は、各町内より出した者であつたらしく、「穢多」等の被差別民ではなかつたと考えられる（「規定証文」二十七条^{4.9}）。

二、御尋者

客帳に名を記帳したとして、それが本名であつたかは定かでない^{5.0}。しかし仮に怪しい者のように思われても、それをやたらと騒ぎ立てた訳でもないらしい。このことは御尋者に関する「規定証文」七条からうかがえる（朱書以下は嘉永の「規定証文」）。次の通りである。

一、御尋之者御調之節、其者名前人体恰好等名主より得と致承知、相調可申候、尤、名主自身相廻り取調候てハ、響ニ相成、却て不行届義も可有之哉ニ付、兼て遊女屋之内一町限り、家持一組地借一組又は地借之分一町多人数之分は二組三組、其外小見世之分は一地面限ニて、廉々え世話番老人日限五日ヅ、為勤候積、順番相立、名主方え名前書出置、御尋者等之節、右世話番之者へ申合、密ニ相調候様可致候、勿論遊女屋之内ニも、一向渡世向ニ不拘、都て召仕任セ致置、等閑之向も有之哉ニ付、是等は自今以後、其主人々渡世向等閑ニ不致、右調等之節、聊籠略之義無之様精ニ入取斗可申候、且又名主ニても、右世話番之者、遊女屋共取斗調方等心懸、双方共籠略之仕方も及見聞候ハ、急度相糺候上、其者遊女屋渡世為相止可申候

附、遊女屋亭主之義、朝暮家内見廻り、火之用心ハ勿論、其外不依何事、心付可申立処、

客其外へ遠慮之心取ニ而亭主は二階へ上り不申抔仕癖ニて、御尋者等之節も、行届兼候哉

ニ付、右体之仕癖相改、等閑之義無之様、諸事心付可申事

（朱書）

「此儀御改正之節より遊女屋一統申合、行届候様ニ仕候心組にて、壹町毎ニ御調番と号、

人体宜者両三人宛も召抱、平日名主宅え為相詰、内密御調者有之候節は、即刻遊女屋中え

右之者より相達候様仕候間、自今、弥右之通ニ仕置申度候、併遊女屋亭主之儀は無籠略、

家内取調之儀は、規定証文之通り、弥相心得可申候事」^{5.1}

御尋者の取り調べにあつては、その者の名前や人体、格好等を名主がまずよく把握するが、しかし名主が直接取り調べては差障りがあるから、遊女屋に勤めさせる「世話番」が客の名前を書き出し名主に提出するといった「密」な方法をとる^{5.2}。主人がすべて召使に任せているような遊女屋や、客等へ遠慮して二階へ上がらないような主人もいるが、今後は主人もつぶさに取り調べる、という。加えて嘉永以降は「人体宜者」を「御調番」として町毎に抱え、名主の家に詰めさせ、「内密御調者」がある場合は遊女屋に通達させる旨が取決められている^{5.3}。これに加え同規定八条では御尋者を調べるにあつて「町人之内、身分輕者」を五人程見立てた「店廻」も加わることが記されている（八条^{5.4}）。これらのことから、茶屋のみならず遊女屋の亭主や名主等も客の取締りに関わったことがうかがえる^{5.5}。

以上のような取締りの結果、不審な者等の場合は奉行所に訴えたようであるが、喧嘩口論を行

ったものについては、自身番⁵⁶やその他の抱人足、または店廻の者が出向いて取鎮め、もし怪我人等があれば手当てをするが、重症の場合等、その場で済ませられないような問題は、「町法」とおりに訴えるところある(二十八条⁵⁷)。石井良助が指摘しているように吉原にはある程度の自治が認められていたが、犯罪人の処罰等には当然幕府も関わった⁵⁸。また仮にこうした規定を守らなかった場合について、「規定証文」末尾や先に挙げた七条には、その遊女屋の渡世を「相止可申候」とあり、家業を止めさせたことがわかる⁵⁹。他、曾根ひろみが詳しく分析するように、茶屋への制裁としては客の案内差止め等が行われた⁶⁰。

第三項 遊廓周辺の客を排除しない吉原

以上が吉原における客の取締りに関わる概要であるが、ここで補足しておきたいのは、吉原においては付近の者が客として禁止されなかったということである⁶¹。先にも触れたように、金沢藩や佐賀藩では領民の登楼が禁止された。また「半公許」⁶²・「準公認」⁶³な買売春の場である諸宿の飯盛旅籠でも、多くの場合風紀の乱れを理由に、飯盛旅籠を置く宿内や宿の近郷の者(特に助郷の若者)の遊興が禁止された⁶⁴。とりわけ後者については、飯盛旅籠を置く(または置こうとする)宿の近郷村が風紀の乱れを理由に飯盛旅籠の存在を問題視し、飯盛旅籠設置の反対・撤廃の訴えを役所へ願った後、宿内や近郷の者の遊興禁止が定められるケースが多くみえる。また飯盛旅籠での遊興禁止の規定は公儀及び経営側が設けたのみならず、若者組や村側が自律的に定めた場合も多い⁶⁵。こうした若者組の申合せを確実なものにするための手段として仲間相互の取調べである「共(友)吟味」があり、その結果としてしばしば「意見(忠告)」を加え、重い場合は「村八分的な扱い」をしていたという⁶⁶。中には過怠料を設けるところもあったようで、万延元年(一八六〇)「議定証之事(群馬県足門村〔現群馬町足門〕若者組ら博打等制止議定」には、博奕宿経営及び博奕をした者の過料と並んで、「一遊女遊候者 五貫文同断〔過料〕」がみえる⁶⁷。他に嘉永二年(一八四九)正月「取極メ一札之事(強戸村〔現群馬町太田市〕若者風儀につき取極一札)」等でも、「一若もの共売婦場所江遊ニ参逗留致候者、右日数三貫文過怠として可差出候」とある⁶⁸。

すなわちしばしば宿の取決めとして、あるいは自律的な議定として、周辺の者が飯盛旅籠に登楼することは禁止されていた。またこうした遊興に関する禁やその制定経緯からは、いかに村々が飯盛旅籠の存在に苦慮したかがうかがえる。一方吉原遊廓については、周囲に住む人々の遊興を禁じた様子はみられない。もちろん吉原遊廓は既に確認したとおり、そもそも遊興に耽つて横領する奉公人や不審な者を届け出る体制をとるとして公許された遊所であり、周辺の客を禁じては本来の目的を果たし得なかったことは明らかである。しかし実際に周辺の人々が吉原に通いつめれば、飯盛旅籠と同様に風紀の乱れに悩まされた筈である。吉原では客の身持ちへの対策として一夜限りが定められていたが、実のところ一度手順を踏めば居続けることは可能であった⁶⁹。もしそうした長逗留などによつて風紀の乱れに周囲の町人が悩まされれば、他所から来た物見遊山の客のみに収益を頼り、吉原周辺の者を禁じるという手段も取り得たであろう。しかし吉原については、主に飯盛旅籠をめぐる度々起きていた風紀の乱れをめぐる論争をみることはできない。この要因については第二節第三項にて詳しくみるが、他の遊廓・遊里においてしばしばみえる周辺の者の禁がみえないことは、吉原の一つの特徴である。

第二節 取締りの再確認と形骸化

以上、公儀及び廓が定めた客の取締りに関わる法についてみてきた。はじめに挙げた疑問に引き付けられ、こうした法の適用がいかに変化してきたかが重要である。史料の制約から詳細にその変遷を明らかにすることは難しいが、ここでは提示できる範囲で客の取締りの変化について検討する。これにあたり、まず本稿「序」でも述べた遊廓の盛衰と客の変遷について、改めて確認しておきたい。

第一項 吉原の盛衰と客の変遷

元和四年（一六一八）に開業した吉原は、はじめ「歴々」の武士を主な客として繁昌した。また明暦三年（一六五七）の移転により新吉原と呼ばれるようになって以降は、それまで許されなかった夜の商売が許可される等、徐々に大衆化しつつ隆盛を極めた。元禄頃には新興町人が大金を投じて遊興し、数的には不明であるものの、主な客は武士から町人にとつてかわった。しかし享保期（一七一六―一七三六）頃からは、岡場所が台頭し、吉原退潮の兆しが見え始める。一時的に目立つ客は登場するものの⁷⁰、宝暦―天明頃（一七五二―一七七二）までには吉原の高級遊女である太夫・格子及びその遊び場の揚屋が消滅するなど、経営不振と客の大衆化が進む。このような吉原の衰退を尻目に、岡場所は田沼政治による非常に緩やかな取締りの影響もあつて、宝暦―天明頃（一七五二―一七八九）まで隆盛した。その後岡場所は寛政の改革で多くが取り潰され、化政期に息を吹き返すものの、天保の改革によつて壊滅的な状況に陥った。しかしそれでも吉原が以前程の隆盛を取り戻すことはなく、火事になつた際に行われる吉原の「仮宅」が安価であること等を理由に、職人等を相手に繁盛するに留まつた。幕末には浪人や諸藩の下級武士がほとんど無銭遊興的に足を運んだという⁷¹。

第二項 「武家方」

こうした吉原の状況の変化に伴い、吉原に対する公儀の姿勢が変わつた、あるいは再確認をする必要があつたことを如実にうかがわせる史料に、武士に関するものがある。本章第一節第一項では、武士の中でも「歴々」「旗本」の「悪所」への出入りを禁じる町触が出されたこと、しかしその触が反復して出されていないことを指摘した。吉原開業の際に主な客として武士が想定されていたことを考えても、公儀が下級武士も含めてその登楼を完全に止めさせようとしたとは思われない。しかし公儀側が文化の初めに、吉原における武士の登楼に懸念を抱いたことをうかがわせる史料が、関根金四郎編『江戸花街沿革誌』にみえる。これは、文化二年（一八〇五）に江戸町奉行の属吏が、吉原に対し「古来より武家方を客に致候しても不苦儀に心得居候哉」（昔から武家方を客にしても差し支えないと心得ていたのか）と問うた際の答弁である。

一 武家方にも御越之節は無辞退客に致来候儀は前々よりの儀に御座候に付客に致間敷儀とも不存候尤是迄武家方にて遊女揚代金滞不相濟候上は無余義御訴訟申上候得ば訴状上置候様被仰度追て御呼出可被遊旨御下知有之然処右相手方より早々懸金右出入内済仕片済口にて御下け願候得は願之通御下け被下置別に蒙御沙汰候儀無御座候

一 五拾間道に相建被下置候御高札御文言にも鎗長刀門内に堅停止たるべき者也と御座候

一 享保年中大岡越前守様御番所江書上候扣書之内元和年中吉原之場所御免被仰付候其節被仰渡候御個條之内に武士商人体之者に限らず出所不慥不審之者徘徊致候はゞ住所吟味致弥不審に

見え候はゞ奉行所へ可訴出事と御座候⁷²

これによると、吉原側は前々から「武家方」であつても断つたことはなく、「客に致間敷儀とも不存候」との認識で、禁止されているのは「鎧長刀門」（高札）を所持した者や「武士商人体之者に限らず出所不慥不審之者」と心得ているということである。右の史料は出典不明であり、確実な論拠とはし難いが、もしこれを事実とすれば、公儀が文化頃に武士の登楼について懸念を抱いたこと、加えてそれまで吉原でどう武士を扱っていたかを把握していなかったことがわかる。更に第一節第一項で挙げたとおり、元禄・享保には「歴々」「旗本」の登楼が町触で禁止されたが、吉原側はそういった町触に対して何ら対応をしなかった、あるいはしたとしても、それが文化の頃には継承されていなかったということになる。武士の登楼については吉原側が自ら対処すべき問題として把握していなかった、あるいは吉原があえてそうした公儀の方針を無視したとも推察できる。登楼した場合に捕縛されたケースがあることを先に確認した「穢多」や「僧侶」についても、吉原が積極的に受け入れたという記録もみえ、利益を得るために遊女屋が公儀の意向を無視した場合があることは想像に難くない⁷³。但しここで重要なのは、開業当初、吉原で客の取締りを実行するにあたり武士が重要な位置を留めていたことを、公儀側が文化初年に至つてその認識を欠いたという点である。これは吉原が大衆を呼び込むことになった結果、文化の頃には武家の出入りが目につくようになり、公儀が取締りの対象として武家の扱いを再確認する必要があると解釈するのが穏当であろう。

加えて吉原の衰退と岡場所の台頭という変化も、「町人」を対象とする風俗取締りのあり方に影響を与えたようである。次にこの点について、吉原が岡場所を訴えるにあつたの關係史料（寛文ノ享保年中）をまとめた「御町中御法度御穿鑿遊女諸事出入書留」からみていきたい。

第三項 「町人」

「御町中御法度御穿鑿遊女諸事出入書留」（以下「書留」）は先述のとおり岡場所訴訟關係史料であるが、客への姿勢が岡場所とどう異なるかが吉原側の視点で説明されており、吉原側の客に対する見解を把握するには格好の史料である。まず「書留」中の、宝永五年（一七〇八）の訴状をみてみたい。

同「宝永五「一七〇八」年九月」廿六日、又候御訴訟申上候得ば、同十月七日如レ此之書状相認、

御内見に持参仕、御訴訟申上候

乍レ恐以ニ書付ニ御訴訟申上候

訴訟人 新吉原 名主、町人

一、從ニ前々ニ御法度に被レ為ニ仰付ニ候茶屋遊女ばいた、近年端々に発向仕、吉原町に不ニ相替ニ、昼夜商売仕、我々共及ニ渴命ニ迷惑仕候、新吉原之儀は尤遠方之儀故、町々之町人共、慰之ため通ひ申候にも、道法遠く往還之程も隙をつひやし候故、大方一日之隙を見合せ罷越候、依レ之三度通ひ候得ば、其内二度は必其主人親共存候由にて、その上吉原之儀は定り候場所に候間、かこつけ候事も無ニ御座ニ、御法度之茶屋遊女之義は、近辺に而手寄宜敷、所々に罷在候得ば、かこつけ事も有レ之候より、有徳成商売見世等之手代、親懸り之世忒、一日に兩度通ひ候ても目に立不レ申、さのみ隙をもついやし不レ申候事に奉レ存候、其上主人親共見留申儀も難レ成候得ば、

事募り候而主人親方の過分の損金を懸け、金銀の出入多く、御公儀様江申出候、尤吉原町江参り候而も、不届仕候者も間間御座候得共、右申上候ごとく、大方は主人親共早速見留、異見を加へ、又は押込差置候故、取逃欠落迄に者及義稀に御座候事⁷⁴

この訴状は宝永五年（一七〇八）十月七日に、名主四人と町人が奉行所宛に認めたものである。これによると、吉原は遠方に所在するため「町々之町人共」も通うのに一日がかりであり、何かに「かこつけ」て（他の事を口実として）行ける場所でもないため、三度通えば内二度は主人や親が通っていることに気付く。これに対して岡場所は近場にあるため、何かにかこつけて行くのが容易く、一日に二度行つたとしても周囲は気付かず、やがて金銭トラブルに発展する。尤も吉原に通う者でも不届きをする者はままいるが、大方は主人や親が遊びを見咎め、説教や押込に至るので、窃盗や欠落をするまでの者は稀であるという。このような見解は、同様に同「書留」の享保五年（一七二〇）三月「両御番所様江差上候訴状下書」にもみえる⁷⁵。引用は割愛するが、こちらでは客についての描写が詳しくなっており、吉原通いが周囲に露見する理由について、吉原は遠方のため、「江戸御府内より慰のため通ひ候者」は一・二日前より心懸け、奉公人は「身動をも仕舞」、傍輩等にもよく頼んでその日一日を隙にし、とにかく見はからつて通うためであるとか、町人でも妻子などに遠慮して忍び通う者がいるが、吉原では他人に見付かっても言い訳がでないため、町中の御法度の遊女屋に行くことになり、結果横領する者などもでてくるという。更に同下書には続いて「御公儀様尋之者」の扱いについても記述があり、不法であるために御尋者を注進しない御法度の遊女屋と異なり、吉原では厳しく御尋者を取り調べていることが強調されている。

こうした記述をそのまま信ずれば、吉原側は御尋者については厳しい対応をとっているが、市中の奉公人等の登楼については特に何か心懸けている訳でなく、単に地理的な要因で自然と客が窃盗・欠落するような事態は免れていた、ということになる⁷⁶。客が身持ちを崩すことを特に警戒するでもなく、そもそも客足を奪われていた吉原は、もはや風俗取締りの一環としての役割を担っていたとは言いがたいのではない。以上の記述はあくまで吉原側の見解であるが、地理的な要因が遊廓の経営に不利であったことは後の町奉行も認めるところであり、『嘉永撰要類集』第七十三ノ下附録四之冊の「市中取締筋其外町奉行上申」（嘉永五年（一八五二）町奉行池田播磨守頼方差出、老中阿部伊勢守正弘宛）にも、同下書と同様の見解が記されている⁷⁷。

以上、主に「書留」にみえる記述から、宝永・享保の頃には岡場所の台頭によって、吉原が本来の役割を全うすることが困難になっていたことを確認してきた。しかし吉原がその役割を全うできなかったのは、吉原に対する公儀側の対処にも要因があったようである。次節では主に寛政及び天保の改革期に焦点をおき、吉原の客足の減少をめぐる公儀の姿勢について考察を行うこととしたい。

第三節 吉原の衰微をめぐる公儀の姿勢

第一項 厳しい取締りと客足の減少

右の「書留」では風俗取締り及び治安政策という吉原が当初課された役割を岡場所が妨げていることをみたが、幕府の御家人植崎九八郎が寛政の改革を批判した上書『賤策雜収』（享和元年）

二年（一八〇一―一八〇二）成立）には、幕府の役人が岡場所を黙認し、且つ吉原で客を厳しく穿鑿したため、吉原の衰微を引き起こしたとの見解が述べられている。

諸運上り候頃より、都て茶屋町より上納金差上売女差置、御役人存候て不_レ存積りに差置候、若盗賊被_二召捕_一売女に遣ひ捨候白状に及び候て、喧嘩口論異変等にて無_レ抛売女と頭れ候節は、其所へ町奉行より組の者を遣し売女を召捕候、是を世にけいとう「けいどう。私娼窟への不意の手入れ」と申候、乍_レ恐一体之趣意不正の至に御座候、越中守「松平定信」に至世の風俗を正さんと仕ながら、此一儀を取極不_レ申、只所々手を入召捕、或は吉原町へも被_レ遣、或は親元へ被_レ下、其場所は或は潰れ、或は前々の通或は潰れんと仕又起し、或は久くたへをり候所却て再興仕、邪正取定無_レ之儀、其後只今迄不_二相替_一同様の振合にて残有_レ之候所は、前々に不_二相替_一上納も有_レ之候へば下々にてはけしからぬ取計とそしり候のみにて一向服し不_レ申、且は中途に迷ひ難渋之者多く、穩かならざる儀に御座候、是等の本立不_レ申候て、風俗直るべき様無_レ之、其上遊里へ参候ものを不断穿鑿仕候に付、御免の場所程一廓を構へをり候間、しかと頭れ候故自然と衰微仕候⁷⁸。

ここでは、寛政の改革による取締り以後も、幕府の「役人」が「茶屋町」（岡場所）から上納金を受取り、その存在を「存候て不_レ存積りに差置候」こと、そのように岡場所に対する取締りに抜けがあれば「風俗直るべき様無_レ之」にも関わらず、更に「遊里」（ここでは吉原）へ行く者を「不断穿鑿」しているため「御免之場所」である遊廓は「一廓を構へをり候間、しかと頭れ候故、自然と衰微仕候」と批判的に記されている。寛政の改革に批判的な立場からの見解であり、誇張されている面もあるが、少なくとも公儀側が吉原に依然として強く風俗取締りの役割を課し、それが却つて吉原から益々客足を奪う結果になったことがうかがえる。

第二項 岡場所の取潰しと廓内の混乱

『賤策雑収』にみえるとおり寛政の改革では岡場所に手入れがあり、一部の店は吉原に引き移ったが、これを更に徹底的に行い岡場所に壊滅的な影響を与えたのは、天保の改革である。しかしこの公儀による処置も、また吉原の客足に打撃を与えた。客の取締りという主眼からはややずれるが、ここでは公儀が吉原に期待したことを探る一環として天保の改革に伴う客足の減少についてみていきたい。なお天保の改革に伴う吉原内の混乱については吉田伸之が詳しく検討しているが⁷⁹、ここでは特に吉原内の一部で「規定証文」が遵守されなくなった問題と、経営悪化に対する公儀の対処に注目し、これを先にも言及した嘉永五年（一八五二）「市中取締筋其外町奉行上申」（以下、「嘉永五年上申」と記す）⁸⁰、及び『市中取締書留九十一』の嘉永六年（一八五三）「新吉原町遊女屋永統方対策上申」（以下、「嘉永六年上申」と記す）⁸¹からみていく。

天保十三年（一八四二）、先述のとおり天保の改革の一環で岡場所が取り潰され、岡場所に所在した一部の遊女屋が吉原に引き移った。しかし「嘉永五年上申」では岡場所を取り潰したからには吉原が「必定繁昌」する筈のところ、その後「猶更不景氣」になり立ち行かなくなったのは何故なのかということが問題視され、「嘉永六年上申」でも吉原の「不繁昌」に対しいかなる「取締」りをし、吉原を「永統」させるかが主題とされている。町奉行はこの理由について①天保十四年（一八四三）、揚代金についての訴訟を奉行所が取り上げず相対で済ますよう申し付けたため揚代

金の回収が難しくなったこと、②「野引」という若い者が廓中を徘徊し無理に遊興を勧めるため客がこれを怖がって来なくなったこと、③隠売女の代わりに「囲妾」が市中で流行していること、更に④岡場所から引き移ってきた店と従来からの吉原の店の不和が挙げられている。上申書によると、岡場所より引移った店は「廓内旧来之仕来規定等」のことを「窮屈」に考え、「自己之勝手ニ泥」んで「廓内旧来之仕来規定等」を用いなかったり（嘉永六年上申）⁸²、「同所之規定証文等取用不レ申」に「自己之利潤ニ相拘」り、茶屋の取分がよくないといって勝手に小釣銭と唱えて引手の口銭をとりはじめたという（嘉永五年上申）⁸³。引手銭とは「規定証文」五十一条で禁止されている慣行で、「茶屋船宿等へ引出と唱、遊女屋より揚代金ニ准、口銭同様金銀差遣候義」とある。こういった引手銭の慣行は、吉原内での茶屋と遊女屋の確執を生み出し、また引手銭の分だけ客の料理の質を落とす店も多く、客足の減少を招いた。中には引手銭に反感を抱く遊女屋もあらわれ、遊女を「大安売」する誘因ともなった。嘉永四年（一八五一）に遊女屋角町万字屋茂吉が「遊女大安売 現金引手なし」の引札を配ったことは横山百合子の論考に詳しいが⁸⁴、この引札には近年吉原が日増に「不繁盛」になっており、その「根元」として「遊女屋仲間」の「人氣」（雰囲気）が甚だ悪くなって「廓内寛政度之議定」が用いられず、勝手に茶屋へ引銭を差出すなどし、その分客に粗末な品が出されるなど客扱いが悪くなったことが挙げられている。それに対しこの「引札」を発行した万字屋では茶屋を通した客を受け入れず、引手銭の分だけ遊女の揚代をお得にするといった宣伝がなされている⁸⁵。こうした「寛政度之議定」をめぐる混乱の結果、町奉行は第一節で述べたとおり「奈良屋 館市右衛門」（町年寄）へ申付け、新たな「規定証文」を作成させるに至ったのであろう⁸⁶。

こうした一連の経緯が示すのは、岡場所の取り潰しという本来吉原の利になる政策が、むしろ吉原における「規定証文」の意義を危うくさせ、結果的に客足が落ちるような混乱をもたらしたということである。先に触れたように、天保十四年には揚代金についての訴訟を取り上げないという町触も出され、一連の改革は吉原の権威を大きく揺るがせた。この改革後、先述のとおり公儀は吉原の経営悪化を懸念し取調べを行なったが、しかしそこで提示されたのは、とても再び吉原の繁盛が望まれるような解決案ではなかったのである。

第三項 「高上之氣韻」

「嘉永五年上申」には先述の「遊女大安売」に関連し、吉原の矜持がうかがえる記述がみえる。

昨年中遊女揚代直下之引札出し候もの四五軒有レ之、絵草紙屋とも売捌珍敷事故世間え流布致し候処、同渡世之もの共不平ニて直下ヶ相止候得共、評判高く一時賑ひ候故相応ニ利潤相成候趣、乍レ去昔より御免之遊所世間之間へも不レ憚野卑なる工風致し候は人氣居合不レ申故之儀、右等之風説上方筋えも相聞誹謗致し、江戸一体之外聞ニも不ニ心附「自己之利潤ニ迷ひ候浮薄之人情相成候は衰微より起り候儀之旨」⁸⁷

「遊女大安売」の引札は珍しいことのために世間へ流布されたが、「同渡世之もの」（吉原内の遊女屋）が嫌がり、値下げは止めになったものの、評判になって一時期吉原が賑わった。しかし吉原は昔より「御免之遊所」であるのに「世間之間へも不レ憚」、このような値下げをしたのは吉原が人気のないためであるという風説が「上方」にまでも伝わり、誹謗されることとなった。こ

これは吉原のみならず「江戸一体」の「外聞」にも関わる問題であるのに、このように遊女屋が己の利潤に迷って軽薄なことをするのも、吉原の衰微から起こったことである、という。吉原の不評が「江戸一体之外聞」に関わるという見方は、当時における吉原の位置付けが垣間見え興味深い。「嘉永五年上申」には、華々しく遊興する者は少ないものの、桜灯籠や俄（江戸吉原の遊郭で行われた即興芝居）に見物人は群がり集まっているとあるから⁸⁸、「不繁盛」ながらも「名所」としての吉原の地位は衰えてはいなかったということであろう。

しかしこうした吉原のある種の格式の高さが客足の遠のく一因であったことは、町奉行側も充分に把握していた。「嘉永五年上申」で町奉行は、岡場所の取り潰し以前から吉原が衰微していた理由として、吉原における「作法」や「気風」「風儀」を挙げている。

吉原町は往古より御免之遊所ニ而右場所之作法有レ之、外々とは違ひ窮屈なる場合有レ之、岡場所ニ馴候客は気風ニ合兼、多分は品川外三宿之飯売女を買上遊興致し候ニ付、右宿々繁昌致し吉原町之為ニは相成不レ申候由、所々ニ売女屋有レ之頃は勤番之藩、町方之召仕等纒之時刻を計密ニ遊興致し候勝手宜、廓中は程遠ニて風儀も違ひ候ニ付遊人共跡遠ニ成行、追々不景氣相成候を遊女之勤方悪敷と心得厳敷折檻致し候族有レ之⁸⁹。

すなわち吉原町は「往古」より「御免之遊所」であり、場所の「作法」も有るから「窮屈」な場合があつて、特に岡場所に馴染んだ客は「気風」が合わず、そうした客は多く品川等の飯盛旅籠を置く四宿で遊ぶため吉原が繁昌しなかつたという。つまり吉原の不繁盛をこの「気風」や「風儀」にみている訳であるが、先に述べた天保改革後の旧岡場所と吉原の不和も、この「風儀」のあり方を要因としていたことが「嘉永六年上申」にみえる。

畢竟吉原町は古来より之作法を守髪形チ衣服等まで古風を不レ失を専一ニ仕、流行ニ連レ風俗を不レ改、大見勢遊女共は今ニ詩歌等をも相嗜、高上之気韻を尊ひ候処、岡場所之もの共は其土地之習俗時之流行ニ随ひ候故、卑劣ニて人情格別齟齬致し候所、右ニ馴染客は吉原町之上品なるを嫌ひ、深川其外野鄙下品之方気風ニ協候より、おのつから四宿旅籠屋等ニて及ニ遊興ニ候趣ニ有レ之、右廉々も吉原町え之客無数相成候一端と相聞、前段之通新古之遊女屋共間柄確執ニ相成、何事之申合も不ニ相整ニ規定相類レ混乱いたし候は、全岡場所之もの之為ニ衰微を醸し候義と苦情申唱不伏之ものも有レ之哉ニて、無レ謂儀にも無レ之候間、右事情を以て相考候得は、当時有来遊女屋之内端々より引移候もの共程克外場所え引分候へは、吉原町は悪習を退け取締も相立可レ申⁹⁰。

すなわち、吉原町は昔からの「作法」を守つて髪形や衣服等の古風なやり方を失わないことを第一とし、流行に従つて風俗を改めず、「大見勢」（大籠。格式の高い遊女屋）の遊女は今でも詩歌等を嗜んで「高上之気韻」を尊んでいたが、岡場所等に馴染む客は吉原の上品なやり方を嫌つた。またこの違いが岡場所から移つた遊女屋と従来からの遊女屋との確執となり、吉原において「規定」が廃れ混乱しているのは、すべて岡場所から引き移つた者のせいであると苦情を言う者もいる、という。

以上の状況をみた上で、町奉行が吉原衰微の解決策として提案したのは、単に引き移ってきた遊女屋を他の場所へ引き分けるという短絡的なものであった（「嘉永六年上申」）。この対策は実際には行われなかったものの、これまでみてきたとおり、町奉行側は「古来より之作法を守」るような「風儀」が、客足を他に奪われる要因になっていることを把握している。そうであれば、吉原と旧岡場所を引き離れたところで、旧岡場所側に客が集中する結果に陥ることは容易に予期できそうなものである。岡場所や四宿の隆盛をみても、「遊女大安売」による繁昌をみても、吉原の衰微を解決するためには、その「高上之気韻」を取り払う転換が有効であったのは間違いない。しかし町奉行がそれを勧めなかったことから、結局のところ公儀は吉原に集客を求めず¹、「高上之気韻」に重きを置く吉原の姿勢を是認したとも捉えることができるのである。

おわりに

以上本章では江戸吉原遊廓を対象とし、公儀が吉原にどのような期待をもったかについて、主に客の取締りに注目し検討を行ってきた。吉原遊廓は元来、風俗取締りと治安政策の一環として開業を許された場所である。だがその経営は江戸中期以降思わしくなく、吉原が役割をまっとうできていたかは疑わしい。しかし公儀は吉原に対し、武士の扱いの前例と現状の問合せ、寛政の改革に伴う厳しい処置、また寛政七年・嘉永七年「規定証文」の作成と遵守の命令等、客の扱いに関わる再確認を断続的に行っている。このことは、公儀が吉原における客の取締りに対し、時期的な緩急がありながらも、一貫して厳しい視線を向けていたことをうかがわせる。無論そのような公儀の姿勢は、吉原の経営悪化に更なる拍車をかけることともなった。吉原側はそれを見越し、客帳の取り方を緩やかにする等、公儀の意向をいなすような客への対応も行っている。しかし地理的不利や大衆が馴染みにくい「風儀」等を要因とした吉原の衰微は如何ともし難く、天保の改革による吉原の「規定証文」をめぐる混乱もあり、もともと減少していた客足はいよいよ遠のいた。客が途絶えれば、吉原を中心とする市中の風俗取締りは、もはや不可能である。しかし公儀は吉原の不繁盛について取調べを行いながらも、結果的に裏目にでることになった岡場所の取り潰しの後は、何ら有効な策はとっていない。つまり公儀は吉原に訪れる客については厳しい取締りを期待し、また吉原の繁盛への道も模索したものの、結局吉原を有効に活かす道は見出せず、市中で「囲妾」をするような者については、更なる対応を迫られる状況に陥ったということである。

註

¹ 京都や大坂では非公許遊里の一部が制限付きで許されたり、黙認されるに至ったが（明田鉄男『日本花街史』〔雄山閣、一九九〇〕、吉元加奈美「近世大坂における遊所統制―町触を素材に」『都市文化研究』一五、二〇―二三）。江戸では享保十六年十月に江戸町奉行大岡越前守（忠相）・稻生下野守（正武）が、深川等の六ヶ所を「売女御免之場所」として新規に公許することを松平左近左近将監（乗邑）へ伺い出たものの、公許には至らなかった（『享保撰要類集 一ノ中』〔巻十〕「隠売女之部」）。

² 吉原設置とその史料については東京都台東区役所編『新吉原史考』(一九六〇)、一三三―三四頁等が詳しい。

³ 詳細は曾根ひろみ・人見佐知子「第2章 公娼制の成立・展開と廃娼運動」(服藤早苗・三成美保編『ジェンダー史叢書 第一巻 権力と身体』明石書店、二〇一一)を参照のこと。

⁴ 東京都台東区役所編『新吉原史考』(一九六〇)、八三―八五頁／三田村鳶魚「元吉原の話」(『吉原に就ての話』青蛙房、一九五六)「同著『三田村鳶魚全集 第十一巻』中央公論社、一九七五所収」・同著「吉原一夕話」(『吉原に就ての話』青蛙房、一九五六)「同著『三田村鳶魚全集 第十巻』中央公論社、一九七五所収」等。

⁵ なお京都島原遊廓・大坂新町遊廓でも、同様に「不審成もの」の届出は義務付けられている(『京都町触集成』元和三年三月／大阪市参事会編『大阪市史 第三巻』一九一一、九頁〔寛永十七年五月廿三日〕)。また大坂では茶屋・風呂屋の存続を容認する独自の隠売女統制がとられたことは吉元加奈美が詳細に論じているが、元禄七年に茶立女を公許する触においても、「あはれ者」「盜賊」「怪鋪風体之者」を捕らえるべきとの達しがみえ(吉元加奈美「近世大坂における遊所統制―町触を素材に」(『都市文化研究』一五、二〇一三)、一五頁)、廓という形態でなくとも付随する条項であったと推察される。

⁶ 石井良助編『徳川禁令考 前集 第五』(創文社、一九九〇「初版一九五九」、四四三頁(三三六―一))。不審な者を訴えるべきことは寛政七年「規定証文」六条にもみえる。なお同証文の二条では切支丹宗門と博徒の勝負が禁じられているが、客に限定した記述ではないとも解釈できるため、ここでは省いた。

⁷ 使用人が主人の金を遊興に使い込んだりして、主人に負債となること。

⁸ 東京都編『重宝録 第四』(二〇〇三)、三三―三五頁。

⁹ 三田村は「主人親方江之奉公を欠」という文言について「主人」という言葉は武家の方にも通用しますが、「親方」という言葉は、どうしても武家には通用しない。慶長の江戸にも町家がありました、町家の奉公人達が遊女を買うほどになっておったかどうか。それほどの町家があったとは思われぬ」等と指摘し、この箇条の作成年について「慶長どころではありません。もつとずつと後の話でなければならぬ。享保度の話としたら、最も適当だろうと思われぬ」との見解を示している(三田村鳶魚「元吉原の話」(『吉原に就ての話』青蛙房、一九五六)「同著『三田村鳶魚全集 第十一巻』中央公論社、一九七五所収、二五三―二五六頁)。

¹⁰ 寛文八申年三月二十日新吉原江之御条目 (『徳川禁令考 前集 第五』、四四四頁(三三六―四))。

¹¹ 寛文八申年三月二十日新吉原江之御条目 (『徳川禁令考 前集 第五』、四四四頁(三三六―四))。なおこの決まりは元吉原時代からあったようで、明暦三年正月に焼失した元吉原の高札にも記されていたことがみえる(『洞房古鑑』)。高札はその後焼失により何度か建て替えがなされているが、江戸時代を通し同じ趣旨のものが建てられた。なお医者の場合には享保十四年に乗物に乗ったまま門を通ることが許されている。

¹² 三田村鳶魚「江戸時代の高級遊女」(『中央公論』三八(二)(四一八)、一九二―三)「同著『三田村鳶魚全集 第十一巻』中央公論社、一九七五所収」。

¹³ 「覚」(略)一悪所へ歴々も参候様に風聞有之候、左様之儀有之間鋪事ニ候得共、心を可被附事」(高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』岩波書店、一九五八「初版一九三四」、一三二―四頁(二九〇―四))。

歴々は身分や家柄が高い人。大名等。他に『洞房古鑑』等にも寛永九年の頃既に歴々の登楼を幕府側が懸念していたことがみえる。

¹⁴「(一) 御旗本之面々、人ニより悪所等え被罷越輩も有之様相聞え候、組中支配之内、若き者共心得違候も可有之候間、此旨急度可被申聞候、頭諸役人ハ一分之慎猶更專要之事候」(『御触書寛保集成』五八〇―五八一頁(一一一六))。なお同条(二)には「近年人ニより風俗不真、不似合遊樂を専と仕、其上悪所等えも参候輩も有之様、粗風聞有之候、心得違之面々有之哉、年若き一類などハ別て心付、自今急度相慎候様可被致候事」ともある。

¹⁵「悪所」という言葉は、守屋毅によれば元禄前後から廓・遊里を指す言葉として成立し、後に芝居町も指すようになった(守屋毅『悪所』の用例)、『芸能史研究』七八、一九八二・同著『悪所』観とその形成(『日本史研究』二六〇、一九八四)。また公儀権力が遊廓を「悪所」と呼び習わしたことは、下重清『身売りの日本史』(吉川弘文館、二〇一三)で指摘されている。

¹⁶平松義郎『江戸の罪と罰』(平凡社、一九八八)、一八―一九頁。

¹⁷五十嵐富夫『飯盛女』(新人物往来社、一九八一)、小林雅子「公娼制の成立と展開」(女性史総合研究会編『日本女性史 第三巻 近世』東京大学出版会、一九八三)、宮本由紀子「金沢の廓」(近世女性史研究会編『論集 近世女性史』吉川弘文館、一九八六)、曾根ひろみ・人見佐知子「第2章 公娼制の成立・展開と廃娼運動」(服藤早苗・三成美保編『ジェンダー史叢書 第一巻 権力と身体』明石書店、二〇一三)。

¹⁸元文三十四年(石井良助編『徳川禁令考 後集 第三』創文社、一九六〇、九六―九七頁(〇五十一))。

他『梅翁随筆』や『藤岡屋日記』、長崎の事例だが森永種夫編『犯科帳 第九巻』(犯科帳刊行会、一九六〇、一〇四頁(天保十三年))などにもみえる。遊廓を訪れ捕縛された女犯の僧については竹内勝『日本遊女考』(ブロンズ社、一九七〇)、五四―五五頁が詳しい。

¹⁹理由は記されていないものの、遊女評判記『長崎土産』(延宝九年)には坊主ほど遊女の嫌うものはないとある。同じく遊女評判記の『色道諸分難波鉦』(延宝八年)には遊女が僧侶を嫌う理由として「いかふしたるき」(態度などがべたついてなまめかしい)者であることが挙げられている(中野三敏校注『色道諸分難波鉦』岩波文庫、一九九一、二二七頁)。

²⁰例えば『艶道通鑑』(正徳五年)「釈教之恋」(五、書写性空上人の段)には僧はかつては廓通いを隠していたが、今は堂々と通うといった記述がみえる。この他、僧の廓通いを示す資料は枚挙に遑がない。

²¹「非人共取締御内慮奉伺候書付」(辰(寛政八年)九月、南町奉行 坂部能登守(広吉))。

²²加藤貴校注『徳川制度(上)』(岩波書店、二〇一四)(朝野新聞(明治二五―二六年))の記事の載録)

「穢多の一大族制」。

²³寛政八・九年(森永種夫編『犯科帳 第五巻』犯科帳刊行会、一九五九、二二―二頁)、および文政十三・天保二年(森永種夫編『犯科帳 第八巻』犯科帳刊行会、一九六〇、七三頁)。他に「寄合町諸事書上控帳(続)」(原田伴彦他編『日本都市生活史料集成 第七巻 港町篇二』学習研究社、一九八二)「初版一九七七」、二二―二頁)には「御役所并御勘定方御普請役方御普請役家来」が来たら届け出るようになるとある。

²⁴ 明和六年（森永種夫編『犯科帳 第三巻』犯科帳刊行会、一九五八、六十九頁）。

²⁵ なおこうした法以外に、家訓などで遊興が禁止されている場合も多いが、本稿では対象としなかった。

²⁶ 奥平市六（推定）『吉原すゝめ』（寛文七年）。これについては「第六章 吉原における客の貴賤」ならびに「第七章 客として嫌がられた役者」を参照のこと。

²⁷ 全八冊中内六冊まで各巻目録の末に「宝暦四年（一七五四）甲戌春三月 名主竹嶋仁左衛門春延誌」と記されているが、後の明和・安永・天明頃の記事も見えることから、春延の退役後も書き続けられ、更に名主を相続した養子春英にまで引き継がれた可能性があると野間光辰は推測している（野間光辰「解題」（洞房古鑑）（森銑三・野間光辰・中村幸彦・朝倉治編『随筆百花苑 第十二巻』中央公論社、一九八四、三四三・三四四頁）。

²⁸ 佐藤要人・最上亮太郎「傾城買心得帖」（『国文学：解釈と鑑賞』四七三（三七一四）、一九七二）が詳しい。なおはじめの場合でも揚屋に伝手があるか、慣れた人が同道している場合は、直接揚屋に向かい仲介は挟まなかった。また吉原では宝暦頃に揚屋は潰れ、遊女屋で直接遊ぶことが主流になったが、大きな店が茶屋を仲介に挟む制度は続いた。なお揚屋消滅後、客を紹介する茶屋は「引手茶屋」と呼称されるようになり、客を宴会させる茶屋もあつたが、ここでは仲介の茶屋を指して単に「茶屋」と呼ぶ。

²⁹ 江戸吉原叢刊行会編『江戸吉原叢刊 第三巻』（八木書店、二〇一〇）、一三頁。

³⁰ 『随筆百花苑 第十二巻』、一〇〇頁。

³¹ 『随筆百花苑 第十二巻』、六五・六六頁。

³² 宮本由紀子「金沢の廓」（近世女性史研究会編『論集 近世女性史』吉川弘文館、一九八六）、三二五頁。宮本によると金沢藩で公認された茶屋町では、回数に関係なく客の名を改めており、請人を立てる必要もあつた。

³³ 石井良助「新吉原規定証文について」（『日本団体法史』創文社、一九七八）「同著『女人差別と近世賤民』明石書店、一九九五所収、一八五・二二六頁」。

³⁴ 石井良助「新吉原規定証文について」（『日本団体法史』創文社、一九七八）「同著『女人差別と近世賤民』明石書店、一九九五所収、一八一頁」。

³⁵ 東京都編『東京市史稿 産業篇第五十八』（二〇一七）、七〇〇・七〇一頁。

³⁶ 規定証文の差出は吉原内の遊女屋等になっている。

³⁷ 寛政七年の「規定証文」は天保十三年（一八四二）にも町奉行鳥居甲斐守から遵守が命ぜられている（石井良助「新吉原規定証文について」（『日本団体法史』創文社、一九七八）「同著『女人差別と近世賤民』明石書店、一九九五所収、一八二・一八三頁」）。

³⁸ 但し条番号の異同はある。なお本規定は『東京市史稿 市街編第五十二』（東京都編 一九六二）等に翻刻があるが、本章では東京市史稿本及び石井良助所蔵の底本を用い校訂した石井による翻刻（石井良助「新吉原規定証文について」（『日本団体法史』創文社、一九七八）「同著『女人差別と近世賤民』明石書店、一九九五所収」）を参照し、条数も石井が付した番号を用いた。

³⁹ 近代の客帳については、折井美耶子「近代日本の公娼制と買春」（総合女性史研究会編『日本女性

史論集九 性と身体』吉川弘文館、一九九九）、横田冬彦「娼妓と客」（京都橘女子大学女性歴史文化研究所編『京都の女性史』思文閣、二〇〇二）、塚本章宏・中谷友樹「花街を訪れる人々」（矢野桂司他編『京都の歴史GIS』ナカニシヤ出版、二〇一一）等が詳しい。

⁴⁰ 史料作成年は長崎県の郷土資料史料編纂委員会編『長崎県の郷土史料』（長崎県立長崎図書館、一九八八）、一八九頁より。英艦イカルス号水兵一名が寄合町で殺害された事件を受け、捜査のために奉行所が作成したものとされる。

⁴¹ 石井良助「新吉原規定証文について」（『日本団体法史』創文社、一九七八）「同著『女人差別と近世賤民』明石書店、一九九五、一八七頁」。

⁴² 切見世。下級の遊女屋。時間決めで客をとった。

⁴³ 横田冬彦「長崎丸山遊郭の「遊女宿泊人帳」覚書」（『女性歴史文化研究所紀要』二〇、二〇一一）、八一―九一頁。

⁴⁴ この点については「第八章 長崎丸山遊廓で捕縛された「穢多」「非人」「無宿」を参照のこと。

⁴⁵ 宮本由紀子「金沢の廓」（近世女性史研究会編『論集 近世女性史』吉川弘文館、一九八六）、三二―六頁。

⁴⁶ 「市政裁判所始末」（慶応四年六月）（東京都編『市政裁判所始末』一九五九）、一〇五―一〇六頁。倒幕以前の「公役銀」については狩野文庫『梅本記』の「公役銀納控 七」や『洞房古鑑』にみえるが、遊女の揚代の割合や客の人数等については明記されていない。

⁴⁷ 作者未詳「浮世の有様」（原田伴彦・朝倉治彦編『日本庶民生活史料集成 第十一巻 世相』三一書房、一九八三）、八〇〇頁。

⁴⁸ 山近博義「近世後期の京都における寺社境内の興行地化」（『人文地理』四三、五、一九九一）、三二頁。なお同芝居は嘉永三丁五年（一八五〇―一八五二）には宮川筋五丁目に移転した。

⁴⁹ 石井良助「新吉原規定証文について」（『日本団体法史』創文社、一九七八）「同著『女人差別と近世賤民』明石書店、一九九五所収、一九四頁」。但し金沢藩の茶屋町では、客帳はとらないものの非人頭甚蔵の配下が廓内の巡回を行っていたという（宮本由紀子「金沢の廓」（近世女性史研究会編『論集 近世女性史』吉川弘文館、一九八六）、三二―六頁）。

⁵⁰ 遊廓内ではしばしば替名を名乗った。藤本箕山『色道大鏡』（延宝六年序）巻第十一人名部「客名」等に詳しい。

⁵¹ 石井良助「新吉原規定証文について」（『日本団体法史』創文社、一九七八）「同著『女人差別と近世賤民』明石書店、一九九五所収、一八七―一八八頁」。

⁵² 以上のような御尋者を「密」に取締るといふやり方は、吉原のみならず他の飯盛旅籠や平旅籠等でも同様であったようで、一例として八王子宿（甲州道中）の文書「御請一札之事（御尋者につき旅籠屋・湯屋等請証文）」（天保六年七月）（差出：横山宿食売旅籠屋・平旅籠屋・茶屋・湯屋・髪結床、宛：宿役人中）には、「当人江不響様」に様子を探るようにとみえる（八王子市市史編集委員会編『新八王子市資料編三 近世一』二〇一三、三五二―三五三頁）。

⁵³ 家内の二階の見廻り役としては「不寝番」がいた。これは半時間毎に柏子木を打って見廻ったが、心中等の防止の意味もあった（石井良助『吉原』中公新書、一九六七、六六頁）。

⁵⁴ 石井良助「新吉原規定証文について」(『日本団体法史』創文社、一九七八)「同著『女人差別と近世賤民』明石書店、一九九五所収、一八八―一八九頁」。

⁵⁵ なお吉原は町奉行単独支配地であったが、新吉原の付近が鳥の飼付を行っている場所でもある等の理由から、天保・嘉永には新吉原の名主が「野羽織」に任命され、鷹場としての取締りも行われていた(山崎久登「第二章 鷹場制度と江戸町方」(同著『江戸鷹場制度の研究』吉川弘文館、二〇一七)。

⁵⁶ 江戸時代、町の四辻など所々に置かれた町内持ちの番所で警備すること。また、そこに詰めている人。町内の地主が自身で詰めた。

⁵⁷ 石井良助「新吉原規定証文について」(『日本団体法史』創文社、一九七八)「同著『女人差別と近世賤民』明石書店、一九九五所収、一九五頁」。

⁵⁸ 石井良助『吉原』(中公新書、一九六七)、iv頁。

⁵⁹ 石井良助「新吉原規定証文について」(『日本団体法史』創文社、一九七八)「同著『女人差別と近世賤民』明石書店、一九九五、一八七―一八八、二二四頁」。なお『洞房古鑑』には「所作法相背候者、名主ヨリ相答候例」が五件載せられており(『随筆百花苑 第十二卷』、九八・九九頁)、客に関する例は見えないが、処罰としてはやはり商売の停止が通例だったようである。

⁶⁰ 曾根ひろみ「明治4年『新吉原町規定申合』成立の意義―遊女屋の仲間的結集」(『歴史学研究』九二六、二〇一四)、一一―一二頁。

⁶¹ 「第七章 客として嫌がられた役者」にも述べたとおり「くるわ内の者」の遊興の禁は存在するが、これは瀧川政次郎が推測する通り「商売人が商売物を手につけていたのでは、商売は成り立たない」ためと考えられ(瀧川政次郎『遊女の歴史』至文堂、一九六五、一六〇頁)、他の遊所でみえる「近郷の者」の禁とはその意図が異なると推察される。

⁶² 石井良助『江戸の遊女』(明石書店、一九八九)「二〇二三版、一二七頁」。

⁶³ 平田秀勝「江戸における岡場所の変遷」(『常民文化』二〇、一九九七)、一〇九頁。飯盛旅籠は飯盛女を抱えることが許されたが、幕府の認識としては飯盛女はあくまで飯炊き女であり、売春を許した遊女ではなかった。しかし過度に風俗が乱れない限り、幕府も飯盛女の売春を黙認していた。

⁶⁴ たとえば甲州道中府中宿(北原進「近世府中宿の遊女について」(府中市史編纂委員会『府中市史史料集 十三』一九六六)他)、中山道熊谷宿・長窪宿(五十嵐富夫『飯盛女』(新人物往来社、一九八一)、宇佐美ミサ子『宿場と飯盛女』(同成社、二〇〇〇)、三国街道金古宿(池田史郎「諸富津の問題と遊女」(『地方史研究』第一八七号、一九八四)・五十嵐富夫『飯盛女』(新人物往来社、一九八二)、伊豆韮山(戸羽山瀚「宿場女郎と飯盛旅籠」(『講座日本風俗史別巻六―旅風俗三宿場篇』雄山閣、一九六八)等。

⁶⁵ 若者組の議定書は、博突・賭事・飲酒・喧嘩口論・祝儀不祝儀・祭礼芸能などに加え、悪所通いの自肅が中心であった(群馬県史編さん委員会編『群馬県史 通史編六』一九九二、一七九頁)。また長野県の史料を中心に「遊び日」について考察した古川貞雄も、若者議定に遊女通い等の禁がみえることに言及している(古川貞雄『村の遊び日』平凡社、一九八六)。

⁶⁶ 群馬県史編さん委員会編『群馬県史 通史編六』(一九九二)、一七九頁。

⁶⁷ 群馬県史編さん委員会編『群馬県史 資料編一〇』(一九七八)、八五六頁。

- 6 太田市編『太田市史 史料編・近世Ⅱ』(一九七九)、七四二頁。
- 6 9 たとえば『色道大鏡』(藤本箕山・延宝六年序)には江戸吉原では「一夜切にして宿本を不_レ尋、若_レ逗留する時は請人を立る」とある(新版色道大鏡刊行会編『新版色道大鏡』八木書店、二〇〇六、三七八頁)。また石塚豊芥子「吉原大鑑」では一日以上の居続をするには茶屋まで帰り、再び女郎屋へ行くとある(江戸吉原叢刊行会編『江戸吉原叢刊 第六卷』八木書店、二〇一一、四〇六頁)。
- 7 0 明和・安永度には高利貸しの検校・勾当がはびこり、天明度には蔵前の札差を主とする「十八大通」といった客が登場した(三田村鳶魚「元吉原の話」、『吉原に就ての話』青蛙房、一九五六)。「同著」三田村鳶魚全集 第十一卷 中央公論社、一九七五所収、二二二―二二八頁)。
- 7 1 宮川曼魚『江戸売笑記』(批評社、一九二七)。「再刊青蛙房、一九八二」、平田秀勝「江戸における岡場所の変遷」(『常民文化』二〇、一九九七)、西山松之助編『日本史小百科 遊女日本史小百科』遊女(宝暦十三年)等に、吉原の遊女屋が受け入れたことがみえる。
- 7 2 関根金四郎編『江戸花街沿革誌 下』(六合館弦巻書店、一八九四)、一一五―一一六頁。
- 7 3 僧侶については、たとえば増穂残口『艶道通鑑』(正徳五年)の「卷之二 釈教之恋」「五、書写性空上人の段」では、「上人の黒衣にて遊里を憚り給ふは、中昔の律儀。その時代は、衣着たる人は茶屋も揚屋も請け込ぬ事にこそ」などとある(野間光辰校註『日本思想大系 近世色道論六〇』岩波書店、一九七六、二四七頁)。「穢多」については武陽隠士『世事見聞録』(文化十三年)、原盛和『隣の疝気』(中央公論社、一九七七)、二四七頁。
- 7 4 三田村鳶魚編『未刊随筆百種 第八』(中央公論社、一九七七)、二四七頁。
- 7 5 『未刊随筆百種 第八』、二六六―二六八頁。
- 7 6 吉原への交通の便が悪かったことはこれまでも指摘されており、石井良助『吉原』(中公新書、一九六七)等が詳しい。
- 7 7 『東京市史稿 産業篇第五十八』、六一四頁。
- 7 8 滝本誠一編『日本経済叢書 第十二』(日本経済叢書刊行会、一九一五)、四二―三頁。
- 7 9 吉田伸之「新吉原と仮宅」(浅野秀剛・吉田伸之編『浮世絵を読む二歌麿』朝日新聞出版、一九九八)「同著『身分的周縁と社会Ⅱ文化構造』部落問題研究所、二〇〇三所収」、同著「遊廓社会」(塚田孝編『身分的周縁と近世社会 4 都市の周縁に生きる』吉川弘文館、二〇〇六)。
- 8 0 『東京市史稿 産業篇第五十八』、六一四―六一七頁。
- 8 1 『東京市史稿 産業篇第五十八』、六九七―七〇二頁。
- 8 2 『東京市史稿 産業篇第五十八』、六九八頁。
- 8 3 『東京市史稿 産業篇第五十八』、六一六頁。
- 8 4 横山百合子「遊女大安売―幕末の新吉原遊廓」(『歴博』一九八、二〇一六)。
- 8 5 東京都台東区役所編『新吉原史考』(一九六〇)、一九三―一九四頁。
- 8 6 『東京市史稿 産業篇第五十八』、七〇〇頁。
- 8 7 『東京市史稿 産業篇第五十八』、六一五頁。
- 8 8 『東京市史稿 産業篇第五十八』、六一四頁。
- 8 9 『東京市史稿 産業篇第五十八』、六一四頁。

90 『東京市史稿 産業篇第五十八』、六九九頁。

91 幕末において吉原はより繁盛の見込める「仮宅」営業の許可を度々求めたが、公儀が認めなかった経緯もある。詳細は吉田伸之「新吉原と仮宅」（浅野秀剛・吉田伸之編『浮世絵を読む 二 歌麿』朝日新聞出版、一九九八）「同著『身分的周縁と社会 II 文化構造』部落問題研究所、二〇〇三所収」、宮本由紀子「吉原仮宅についての一考察」（地方史研究協議会編『都市の地方史』雄山閣、一九八〇）等を参照のこと。

第三章 遊女評判記の概要——その変遷と書き手・読み手

はじめに

遊女評判記とは、一般に遊里の案内、及び主として高級遊女の容色・気質・才芸などの評を記した書を指す¹。すなわち遊廓で遊ぶ客のためのガイドブックであり、吉原案内として知られる吉原細見の前身とも言える。客が遊女評判記を携え廓に足を運んだ様子は史料にもみえ²、またこうした案内は宣伝としての意味も兼ねていたことが指摘されている³。

しかしこうした遊女評判記に関する一般的な説明は、あくまで遊女評判記の一面面を示すに過ぎない。事実遊女評判記には、案内記というにはあまりに雑多な内容が含まれている。たとえば寛文七年（一六六七）頃の遊女評判記『吉原』讚嘲記時之大鼓』の作者「吹上氏かわずのすけ安方」は、同書を客の案内をする「太鼓もち」の代わりになる草子として刊行したと述べるが⁴、ここには案内の助けになるとは到底思われないような記述が散見される。その最たる例は、吉原角丁権左衛門内の遊女「みはる」評における次のような話である。すなわち、「みはる」はまだ若いながら気高く美しい遊女であったが、作者「吹上氏」はある時この「みはる」の道中姿に一目惚れし、すぐさま遊女の目付役である遣手に「みはる」の暇を尋ねた。今月中には会えないと言われたが、作者は「今夜もし客が早く帰れば言葉が交わせるかもしれない」と諦めきれずに夜を更かし、待ちくたびれて見世の格子の際で伏せていた。するとそれを辻番に盗人と間違われ、鉄棒で散々に叩かれて「ちめだま」（血目玉）を回したという⁵。

もし同書が真に案内を目的として著されたのであれば、この話中で必要な情報は「みはる」が予約で埋まっているという点であろう。したがって後半は「案内記」としては蛇足であろうが、小野晋によると、こうした記述は「自分が如何に通る者であるかをむしろはこっている」（傍点ママ）、つまり作者の「通り者」自慢であるという。すなわち如何に作者が廓に精通しているかを得意がっているものであり、それによって作者が嘲笑を買うことなど別段意に介されていないのだという。また「通り者」を自認する作者たちの関心は他の客にも向かっていたとみえ、遊女を批評する記述中には多々作者以外の客の行状も、事細かに挙げつらわれている。こうした記述は一見取るに足らない小話のようでもあるが、遊廓における作者や客の実態を知るためには貴重な記録である。

遊女評判記はこれまで多くの場合、井原西鶴以降の文学の発生とどう関わったかという文脈で検討が重ねられてきた⁷。したがって、先行研究において遊女評判記そのものを積極的に評価する視点は乏しい。肯定的に述べられる点を挙げるとすれば、それは当時の現実に照準を向けた史料であるという点であろう。たとえば、次は小野が遊女評判記の性格を批評した一文である。

それは正しい意味における伝記文学でもなければ、人物批評とも称し難い低俗卑猥なものであった。しかし、当代人にとつて最も興味の対象であり、憧憬渴仰の的であった遊女の内情の報告は、人々を喜ばせたに相違なく、作者も読者もそれに満足し、決して文芸的な高いものを求めていたのではなかった。従つて述作の目的は、迎合的煽情的な興味本位のもが多く、これがこの種評判記の救い難い難い性格を形作っていた。かくて評判記は、対象を現実にとりそれを写實的に描いて、そこに批判的精神を働かせ得る新しい分野を開きながらも、作そのものの目的

や作家精神の低劣さから、遂にこうしたところに止まらざるを得なかったのである。いわば評判記は、多く当時にあつても第三流の低俗な雑書と言つてよかつた。⁸

遊女評判記には遊女の批評を主とする遊女評判記（以下、評判物）と客や遊女に対し遊興の手管を伝授する諸分秘伝物（以下、秘伝物）や案内記があつたが、ここで小野が述べているのは遊女の批評を主とした評判物についてであろう。結論としては「低俗な雑書」であるものの、小野は評判物の文芸性が希薄な理由を、あくまでその時の遊女を著し、今まさに遊女を買わんとする「当代人」を喜ばせるためのものであつたことに見出している。中野三敏は遊女評判記に限らないものの、江戸時代におけるこうした評判記の特徴を「当代性」と呼び、評判記が当時の現実に照準を向けた史料であることを指摘している。⁹

「当代性」という性質は、その時々々の遊女を対象とする評判物にとっては非常に重要な要素である。同じく遊女評判記に括られる秘伝物も「当代性」は持とうが、秘伝物の中には過去あるいは他地域で発行された書を改題再板するようなものが少なくない。すなわち秘伝物はその時々にとらわれない、汎用性の高い書であつたことが指摘できる¹⁰。これに対して評判物は、時間がたつてしまえば本来の意味を失う、足の早い類の書である。本稿の目的の一つは、この評判物の「当代性」という、まさにその時しか意味をもたない性格を、遊廓を明らかにするための資料として積極的に評価することである。

遊女評判記はそれを著した作者にとつての遊廓の現実を語る史料であり、かつ基本的には遊女を買う立場にある男性に向けて書かれたものである。すなわちそこから読み取れるのは「当代」の男性たちからみた、「当代」の男性たちが納得のできる遊廓の作法や遊女の姿であつたと言えよう。しかし遊女評判記、とりわけ評判物において、客となるであろう男性に対してのみその記述が向けられている訳ではないことに留意しておきたい。評判物には作者自身の自慢は勿論、これから詳しくみるとおり、遊女への語りかけや、作者の仲間内に向けたと思しき記述も散見される。更に言えば、その記述からは、評判記の作成に周囲の客や遊女も口を出した様子が垣間見える。つまり評判物は一方的に書き手が提供した書物ではなく、いわば読み手も参加する類の書であつた。そしてそこから読み取れるのは、単に作者の主観を介した遊廓の姿でなく、作者・遊女・客らの関係性をめぐる動的な「当代性」であるといえる。

本章では以上を踏まえ、本章では改めて遊女評判記がどのような経緯で書かれ、どのように読まれたのか、すなわち遊女評判記は誰にとつて「当代性」をもつものであつたのかを明らかにすることとしたい。これに当たり、本章ではまず第一節で遊女評判記の定義およびその変遷・特色を簡単に確認する。次に第二節において、遊女評判記をめぐり、作者・周囲の客・遊女がどう関わつたかに注目する。なお遊女評判記には先述のとおり遊女の批評を主とする評判物や手管を記す秘伝物その他があつたが、第二節以降においては作者自身やその周囲についての言及を多く含む吉原を対象とした延宝期前後の評判物を主な史料に据えることとしたい。

第一節 遊女評判記とは

第一項 遊女評判記の範囲

本稿で主題とする遊女評判記とは、主に遊廓における高級遊女の容色・気質・才芸等の批評を

目的とした仮名草子¹¹を指し、その始まりは寛永初年頃とされる。その終わりをいつに据えるかは諸説あるが、宝暦五年（一七五五）頃を区切りとし、その後遊女評判記は浮世草紙や洒落本、あるいは細見に姿を変えていったというのが先行研究におけるおよそ一致した見解である。

但し「遊女評判記」という分類・呼称は、明治以降、これらが文学史上での研究対象として位置付けられる中で用いられるようになったものである。もちろん「評判記」や「遊女の評判」といった語は近世においても多くみえる。しかし遊廓案内である細見類が書名に「細見」を冠す場合が多いのとは対照的に、「遊女評判記」という語を冠する書は近世において存在しない。柳亭種彦が宝永元年（一七〇四）までの書籍を対象として編纂した『吉原書籍目録』（天保年間作成）¹²には現在遊女評判記として扱われる書が多く含まれるものの、『吉原書籍目録』という名称からもわかるように、遊女評判記はあくまで吉原関連書籍として括られている。寛文年間の書籍目録においても遊女評判記は「和書並仮名草子類」や「舞並草紙」に分類されている¹³。評判記はその内容によって「伝記」や「批書」、「教書」といった呼び分けをされていたこともみえ、近世において遊女評判記という分類が存在しなかったことは明らかである。

近代においては、遊女評判記は国文学の分野において、とりわけ浮世草子、すなわち井原西鶴以降の文学との関係で注目され、研究対象とされるに至った。早くは饗庭篁村が『小説史稿』（明治二十三年）の著者関根正直に投じた書簡（「饗庭篁村君の手翰」）¹⁴で西鶴の小説と遊女評判記の関係を指摘し、その後主に鈴木敏也¹⁵、藤井乙男¹⁶、阿部次郎¹⁷、頼原退蔵¹⁸、野間光辰¹⁹、小野晋²⁰、中野三敏²¹等の論者がこの問題について論じている。これらの研究においては各遊女評判記に注目しつつも、西鶴以後の作品（浮世草子）との関連を見出すために遊女評判記全体を俯瞰する傾向がある。加えて、西鶴との関連から離れて文学史上における遊女評判記の重要性を論じようとする暉峻康隆の論考や²²、遊女評判記ひとつひとつの内容や作者に注目した研究²³、野郎評判記と遊女評判記の記述の近似について触れた宮崎修多の論考²⁴、歴史学の立場から遊女評判記の作者の推移について議論した宮本由紀子の論考²⁵等もある。

しかしこれらの研究の中では必ずしも遊女評判記が何を指し、どの書その範囲に含むかは明言されていない。また明言されていたとしても、論者によって説明が異なる場合がある²⁶。遊女評判記の研究がはじめられた当初、その範囲が明言されなかった要因の一つには、頼原が「京阪の遊女評判記」（一九二九）において述べるように、残存する遊女評判記が少なく、また残っていない「好事家」が私蔵し、全体像を把握するのが難しいという事情があったと考えられる²⁷。たとえば明治三十八年（一九〇五）刊『元禄世相志』には「遊女の容貌風俗心情などを品臨して、嫖客の意向に投げる後世の謂ゆる細見記は、已に寛永廿年のあづま物語に濫觴し、明暦には吉原袖鏡²⁸あり、寛文には吉原根元記・吉原大全・吉原三嘲記などあり」等とみえ²⁹、遊女評判記が遊女評判記と呼称されず「細見記」の延長線上で理解されていたこと、またその把握も断片的であったことがうかがえる。

そのような中、遊女評判記の範囲をはじめて明示したのは野間光辰である。野間は出版もしくは出版を予告された遊女評判記を網羅する「近世遊女評判記年表」を昭和十三年に発表し、幾度かの増補改訂を経、昭和五十九年に書籍の形で刊行した³⁰。そこでは遊女評判記が何を意味するかという明確な定義こそなされていないものの、遊女評判記が寛永初年（一六二四）の『わらひ草のさうし』から宝暦五年（一七五五）『吉原評判都登里』（宝暦四年『交代繁栄記』改題）までを

含む、約二百一十一種であることが示されている。『日本国語大辞典』「遊女評判記」の項では「寛永（一六二四―一六四四）初年刊の「露殿物語」などにその古形が見られるが、その後、宝暦年間（一七五二―一七六四）までの間に約二〇〇種ほど刊行」されたとあり、最古の遊女評判記については相違するものの、数や区切りについては野間の提示した枠組みが採用されている。

ここで野間が区切りとする宝暦五年（一七五五）というのは、仮名草子形態の遊女評判記が確認できる限りにおいてみられる最後の年である。但し本項冒頭で「姿を変えていった」と述べたとおり、遊女評判記がここで全く途絶えた訳ではなく、その内容は部分的ながら洒落本等に引き継がれている。つまり宝暦五年（一七五五）を区切りとする考えは、内容面ではなく、遊女評判記が仮名草子であるという文学史上の形態に重きを置いた線引きであると考えられる。一方でこうした枠組みを採用せず、内容面に着目し遊女評判記を定義する立場もみられるが³⁰、管見の限り広く踏襲されているのは野間の文学史上の形態に重きを置いた枠組みである。したがって本稿においても基本的には野間の枠組みに依拠し、寛永から宝暦頃までの遊女評判記を主な対象として扱うこととしたい【遊女評判記の数について：補註】。

第二項 遊女評判記とその作者の変遷

次に小野の論考「近世遊女評判記の性格」（一九六五）³¹および中野の論考「遊女評判記と遊里案内」（一九六四）³²に依拠しつつ、他の論考も参照しながら近世における遊女評判記及びその作者の変遷について概観したい。

遊女評判記は仮名草子の一種であると分類されているが、小野によると、そもそも「草子」の作者の多くは名を現わさず、署名していても戯号に過ぎないことが多いという。これは遊女評判記の作者についても同様であるが、稀にみえる本名の記述や作者自身の独白およびその戯号の意味合い等から、遊女評判記の作者は概ね遊廓内に住む関係者（楼主や下男等）、または遊廓に精通した客であったと考えられている³³。

但し一口に客といっても、その身分・職業は幅広く、また推移もある。寛永年間までは市井の人から遊女評判記の作者を出すには至らなかつたようで、『露殿物語』（元和末―寛永初年頃／元吉原）や『四十二のみめあらそひ』（元和四―寛永三年頃³⁴／元吉原）など、初期には貴族趣味の横溢したものが多くみえる。遊女評判記の出版について論じた柏崎順子は『高屏風くだものがたり』（万治三年（一六六〇）／島原・新町・吉原（仮宅）等）の著者について、大名クラスあるいは分限者等であった可能性を指摘している³⁵。寛永以降になると、京都島原遊廓における有力な楼主であった奥村三四郎の作と言われる『秘伝書』（明暦以前成立／島原）や『こそぐり草』（承応二年／島原）など、上方を中心として、楼主が遊女に対して客の扱い、すなわち「諸分」を説く諸分物も登場する。また遊女評判記の作者には全体を通して遊興の果てに破産・勘当された身であると自称する作者がしばしばみえるが、初期には富裕な町人の家督に生まれながら遊興によって破産してもなお「色道の開祖」を志した藤本（畠山）箕山³⁶等、生まれもよく教養もありながら身を崩したと思しき作者がみえる³⁷。

しかしその後、新興町人等の台頭と安価な遊女の登場によって主要な客が大名等から町人へと推移し、遊女評判記の作者も、町人、板元や絵師、浪人・坊主等の手に移っていく。また明暦頃までは上方を対象とするものが多くを占めたが、万治（二六五八―二六六一）以降、寛文（二六六一―二六七三）頃から吉原を対象とする吉原物の出版が本格化する。それでも遊興の手管を説く諸分

物については以降も多くが上方の作者の手に依ったが、遊女の評判を主とする評判物やその他については、吉原物がその殆どを占めることとなる。この吉原物の隆盛のきっかけとして、暉峻康隆は吉原における安価な散茶女郎の登場を挙げている³⁹。そして寛文期以降の評判記の盛行は「職業的作家」³⁹、すなわち評判記で糊口を凌ぐ⁴⁰とする作者の発生を促したとみえ、延宝期（一六七三―一六八一）には、客寄せの意図をもって特定の店の遊女を贖済するような評判物がみえるようになる。このような延宝の作風は天和・貞享（一六八一―一六八八）にも引き継ぎみられるものの、元禄（一六八八―一七〇四）以後の評判物は内容的にも量的にも次第に痩せ細っていき、具体的な記述は浮世草子・洒落本に譲られていく。特に宝永・正徳（一七〇四―一七一六）以降の評判物⁴⁰は遊女を批評するものの画一的な賞賛が多くを占めており、内情の暴露や批判はほとんどなされていない。そして評判物は宝暦五年（一七五五）『吉原評判都登里』（『交代繁栄記』改題）を区切りとし、以後遊女評判記は、洒落本・細見・名寄せに形を変えた。

なお吉原物の出版が寛文の頃から本格化したこと、それに散茶女郎の登場が関係したと考えられることには既に触れたが、更に言えば、吉原では高級遊女である太夫、それに次ぐ格子女郎を呼んで遊ぶ場であった揚屋が、寛文の後、延宝から天和の頃に最も盛んであった。しかし揚屋は次第に衰微し、宝暦十年（一七六〇）の細見にみえる一軒を最後として消滅に至った。揚屋遊びを伴う太夫と格子も消滅した⁴¹。つまり評判記の隆盛は、吉原の隆盛と密接に関わっていたということである。

但し先に元禄（一六八八―一七〇四）以後の評判物は内容的にも次第に痩せ細っていったと述べた通り、遊女評判記の主たる目的である遊女に関する批評が、宝暦よりかなり以前、元禄頃からその具体的記述を失い⁴²、出版数自体も激減していた⁴³ことには留意しておきたい。すなわちそれまでの遊女評判記が遊女の欠点や客にまつわるゴシップ、作者の体験談等、具体的なエピソードを交えて多角的に人物評を試みる類の書であったのに対し、元禄以降はそうした記述が影を潜め、どこか焦点をぼかすような批評がなされるようになっていくのである。そしてそうした変化の背景の一つとして幕府の出版統制があったことは、宮本由紀子が『遊女評判記』について「『地方史研究』四一・六、一九九二」で指摘し、既に拙稿「出版統制と遊女評判記―貞享・元禄以降の販売差止例と記述内容の変化をめぐって」（『日本常民文化紀要』三四、二〇一九）においても論じたところである。以下簡単にその概略を記しておきたい。

宮本は吉原の評判物である『吉原出世鑑』（宝暦四年（一七五四））が遊女「伊澤」についての悪評を理由に訴訟を受けた例を挙げ、遊女評判記の衰退が「出版統制の政策と無縁でなかった」ことを指摘している。しかし遊女評判記の衰退と出版統制の関わりは宮本が指摘するよりも早い貞享（一六八四―一六八八）頃から出版数の減少という形で見え始めており、更に元禄七年（一六九四）に起きた『吉原草摺引』の訴訟においてより色濃くみえるようになる。ここで影響を与えたであろう出版統制とは、綱吉政権において強化された貞享の出版統制である。そこでは人の噂を記す書が罪に問われたのであり、評判物は公儀から直接的な取締こそ受けなかったものの、統制に対する萎縮が貞享における出版減少に繋がり、更に評判物に対する遊女屋の不満が遊女評判記に対する訴訟という形で元禄において現れたと考えられる。先述のとおり遊女評判記をめぐっては宝暦五年（一七五五）頃を区切りとするのが先行研究におけるおおよそ一致した見解であり、それは文学史上の形態の変化と結びつけ理解されてきた。しかし宮本が指摘し、拙稿でも指摘した

とおり、幕府による出版統制という背景もまた、遊女評判記の変化の一因としてあったと考えられるのである。

更に今ひとつ留意しておきたいのは、遊女の欠点を批判する評判物は最初期から存在し、とりわけ延宝期（一七四四―一七四八）前後には辛辣な評判物が盛んになったにも関わらず、元禄七年（一六九四）の『吉原草摺引』以前に訴えが起きなかったという点である。『吉原草摺引』の訴訟において幕府は寛文十三年（一六七三）にはじめて出された町触を罪の根拠としており、遊女屋がその気になれば評判物の訴訟はもつと早く可能であった筈である。恐らくその背景の一つには、これからみていくとおり、評判物が従来、作者・板元やそのパトロンとなる客・遊女屋との結び付きの中で作成されていたということがある。本章で注目するのは、遊女や店側が評判記作者らを恐れ、批判を受けても訴訟には至らず、むしろ時に作者に迎合し曲筆を頼んだとされる延宝期前後の状況である。そうした作者・店・遊女の関係性がいかに形成されていたかを解き明かすことも、本章の主眼の一つとしたい。

第三項 延宝記評判物の特色と評価

以上を踏まえ、本章の主眼となる延宝期前後の評判物の作者と性格、及びそれらに対する先行研究の見解について述べていきたい。

次に引用するのは、延宝期の作者の性格を示すものとして著名な『長崎土産』（延宝九年（一六八一）の一節である。これは、この頃の評判物が単に筆のすさびとして著された書ではなかったことを如実に示すものである。

我人も似たる事にて。はぎとられたるもの。上方にも多し。然ども今にこりたるいろなく。此道の批書など云て板行しつゝ。自力なければ。物持の若人共をそのかし。太鼓とも買手共わかちなく。さまよひありくもの多し。女郎屋も揚屋も。曲輪の内へのぞく事も。いやにおもひ侍るを。つよくあたりてハ何ぞ。そてなきわる口を板行されんもおそろし。且ハそめき「ぞめき。遊郭をひやかして浮かれ歩く人」の。若い衆ともなふ人なれハゆるすべしとて皆。様々と云て。しらずかほにてやミぬ。 44

これを要約すれば、次のとおりである。『長崎土産』を書く自分もそうであるが、遊廓で遊び金を剥ぎ取られた者が上方にも多い。しかし懲りずに評判物（「批書」）を板行し、自ら遊女を買う金はないから物持ちの若人をそのかして取巻きとなり、太鼓持とも客ともわからず遊廓内をさま迷い歩く。遊女屋も揚屋も内情を覗かれるのは嫌だが、強くあたつて遊女評判記に悪口を書かれても困るから、或いはぞめき（ひやかし）で来たような若い人を伴って登楼してくれる人であるから許そう等といって、皆しらない顔をするという。

延宝以前にこのような作者が全くいなかった訳ではなからうが、延宝期の評判物にはこういった作者の性格が露骨に顕れていることについて小野は次のように指摘する。

こうした「前掲『長崎土産』にみえるような」作者は、次第に売文者流に墮して、『吉原人たばね』（延宝八年刊）の作者今宮鳥や『吉原あくた川名寄』の都鳥の如きは、作中にたびたび名を表わし、書肆はまた近刊予告をしばしば掲げて売らんかなの氣勢を示した。その執筆態度は、

油虫朝臣濡高氏勘太郎・頓敵朝臣ふくべ氏十太郎『吉原失墜』や玉門寺隱居（天和元年刊『吉原三茶三幅一対』）などの戯号に徴しても明らかのように、ふざけたものが多く、中には自分の温情を蒙った戀や遊女や或いは知人のために筆を曲げるような不純な態度もあって、本来客観的に月旦品評すべき評判記が著しく恣意的になり、露骨な主観の好悪によって無責任な評語を下し、内証をあばき悪罵を放ち、お茶、「遊里で男女の交合や女陰をいう」のよしあしにまで筆が及ぶようなことが少なくなかった。〔傍点ママ⁴⁵〕

ここで『吉原人たばね』の著者として名の挙げられている今宮鳥は、かつて遊女の心中の介錯人などを経験した妓夫であつたらしい⁴⁶。その著作をみる限り、今宮鳥は『吉原あくた川名寄』の作者都鳥と師弟的な関係にあつたと思われる。都鳥は後にみる通り浪人であつた可能性があるが、数多くの評判物を残した著名な職業的作者である。今宮鳥は吉原で働く内に都鳥と懇意になり、遊女を買って批評する立場になつたのであろうか。また都鳥自身も、『長崎土産』で述べられていたように、物持ちの若人、いわゆる大尺客（遊里で大金を使って豪遊する客）の取巻きかと考えられる。本章で頻出するこの都鳥は、吉原新町（京町二丁目）の山本家等と何らかの縁故があつたらしく、山本家の遊女を贖済する偏つた批評をなしている⁴⁷。また、板木屋との関係で筆を曲げる場合もあつた⁴⁸。加えて都鳥がいくつもの変名を用いており、別人の作であるかのように評判物を作成していた可能性も指摘されている⁴⁹。こうした作者らの執筆態度に対する批判に加え、小野は延宝期における評判物、中でも吉原物に「作者の楽屋落ち内証話」⁵⁰が多いとし、延宝期の評判物を肯定的に捉えてはいない。

野間も延宝期の評判物に対する評価は辛く、職業的作者の多くが『^{すい}帥が身を喰ふ』摺り切者、すなわち粹人ともてはやされ遊興に深入りし、身持ちを崩した者であるとした上で、次のように述べている。

従つて評判記は商品として売られるために、又作者の衣食の資を稼ぐために、或いは作者の通をひけらかし、馴染の遊女・揚屋への義理立てのために、自然その使命たる批判の公正を期するといふやうなことは、到底望まらるべくもなかつたわけである。殊に延宝年間には、論難・返答の評判記が続出して、その数に乏しい遊女評判記年表の空白を埋めてゐるが、それらは殊更に論難・攻撃を繰返して、以て読者を釣らうとする単なる趣向に過ぎなかつたと思はれる。⁵¹

更に野間は、こうした状況は上方の評判記にもあり、西鶴が島原の評判記について「すいりやうの沙汰多し」と批判したことも指摘する⁵²。

小野・野間の以上の見解に加え、中野も延宝期の評判物は「何やら版元のおもわく迄が重なり、不純な物が感じられる」とする。そして遊女評判記が先書を批判するのは常法であるが、寛文期の評判記が先の評判記に対し賛辞または中正な態度を取るのに対し、延宝期は先書の批判に終止していること、遊女評の内容も、寛文期は遊女を褒めるのに対し、延宝期は遊女や店のあけすけな批判と非難・暴露に陥っていると述べている⁵³。

こうした先行研究で指摘されるとおり、延宝期前後の評判物は、それまでの評判物とは隔たりがあつた。それは遊女についての非難や暴露が多いことに加え、第二節でも詳しくみるとおり、

懇意にする遊女屋や遊女のために曲筆したことが明け透けに記されている故である。加えて先述の都鳥およびその弟子らしい今宮鳥が著した評判物について言えば、小野が「楽屋落ち内証話」と揶揄するように、仲間同士の会話といった内輪話が多々を占めている。従来の評判物が雑多な内容を含みつつも、案内記や遊女の広告の意味をもったものであるとすれば、都鳥一派の評判物がその役割を果たし得たかは甚だ疑わしい。

しかしこうした評判物に対する批判の種の一つである「不純」さ、すなわち公正・不公正という点について言えば、既に小野が「人物評には、とかく主観的な好悪感が伴いがちであり、〔略〕評判記作者の抱く評価に、客観性を求めることは困難である」と指摘する通り⁵⁴、延宝期に限らずとも、客観的な批評など存在し得ないことは言うまでもない。そもそも一人の作者がすべての遊女を知るべくもないことは、初期の遊女評判記『美夜古物語』（明暦二年〔一六五六〕）においても指摘がある⁵⁵。延宝期前後の評判物は確かに偏りが際立っているが、だからといってそれ以前の評判物に不公平さがなかったかと言えば、そうではないであろう。偏りを明け透けに記す延宝期前後の評判物と、偏りがあつたとしてもそれを思わせる記述のない時期の評判物を比較すれば、少なくとも表面上は前者の粗が目につくのは当然である。

更に言えば、遊女評判記の作者・周囲の客・遊女がどう関わったかを探る史料としてみた場合、むしろ重要なのは延宝期における明け透けさである。主観の偏りをめぐる批判を避けるためか、寛文→延宝期以後の作者は、はじめから何人かの客で寄り合つて評価したとか、評価の情報源がどの客かといったことを逐一明記するものが多くみえるようになった。もつとも伝聞であることの明記は延宝記以前の評判記からあり、たとえば明暦元年（一六五五）の『嶋原集』などにも「ある人曰く」といった記述が散見される。しかし延宝記前後の評判物の特徴は、全てではないにせよ、その「ある人」の替名（遊里で客が用いる名）や住居等をほのめかす、または明記する点にある。更に「誰に温情を受けたか」や遊女に温情を受けた際の体験談さえも、この頃には明記されているのである。こうした記述が先行研究において不公平さを示すものとして非難されている訳であるが、むしろこうした明け透けな記述こそ、客である作者と他の客・遊女がいかに関わったかの検討には不可欠である。もちろんいくら延宝期の評判物が暴露に徹しているからといえ、すべての意図があらさまに示されている訳ではないし、虚偽もあるであろう。しかし作者同士で行われた暴露の応酬を紐解けば、作者の偏りを明らかにすることは難しくない。

これまでみてきたとおり、延宝期前後の評判物は積極的な評価がなされてこなかった。しかしそれはあくまで文学性の希薄さや、不誠実な執筆態度をめぐる評価である。本章で注目する、評判物がどのような経緯で作成されたのか詳らかにするという目的にあたっては、延宝期前後の評判記はこれ以上ない貴重なものである。次節ではこうした視座のもと、延宝期およびその前後（寛文→貞享頃）の吉原を対象とする評判物を主な史料とし、遊女評判記の作者・周囲の客・遊女の関わりについて考察を行っていく。

第二節 評判物の書き手・読み手・遊女

ここでは、延宝期およびその前後（寛文→貞享頃）の吉原を対象とする評判物がどのように作成・受容されたのかを、作者とその周囲、より具体的に言えば作者・客・遊女の関係に注目し、考察を行う。これについては既に小野が指摘する部分も多いが、ここでは指摘に含まれていない記

述も加え包括的に検討する。なお伝存する寛文・貞享の吉原を対象とする評判物については表一：「延宝期前後（寛文・天和）の吉原評判物」を参照されたい。

第一項 複数人の書き手と客からの情報提供

先述の通り、寛文・延宝頃から作者が複数で作成する評判物、または情報の出典を明記する評判物があらわれるようになる。複数人で作成したことが明記されているものとして、早くは『吉原失墜』（延宝二年〔一六七四〕表一：No.6）、『吉原局惣鑑』（延宝三年〔一六七五〕表一：No.7）があるが、これ以前の『吉原よぶこ鳥』（寛文八年〔一六六八〕表一：No.2）にも助言者らしい「伝三」なる人物の記述が頻出し、複数人で評判記を作成する例は寛文頃には既に存したのである。『吉原よぶこ鳥』のように、作者として明記されているのは一人でも、内容から複数人が関わった様子うかがえる評判物も多く、複数で作成したことを示す挿絵が付された評判物⁵⁶もある。延宝三年（一六七五）『山茶やぶれ笠』（表一：No.9）の「跋」には、同書を作成するにあたって客を招き寄せたことについて、次のように記されている。

おてきたち〔客達〕をまねきよせ、ひとり／＼の心ねおもはわくのよしあし、ことこまやか〔敬達〕
にかたらせ、ふかきなかれの道すしに、つめたき水のそこぬなく、それ／＼にかたらせて、あやしき所はさつと〔察度〕を入、くわしくたゞし書しるす。さる程にめい／＼のおてきのいみやう〔異名〕
こと／＼く書くわへあらはせば、なとかしやうこにならさらんや。よろしき君はいやましに、
あしきはたしなみたまふへし。〔給〕⁵⁷

ここからは、『山茶やぶれ笠』の作者が評判物の執筆にあたって遊廓に通う客を招き寄せたこと、その一人一人から遊女について聞き取り、怪しいところは糺すなど公平な記述を期したこと、また客の替名（変名）を証拠（しやうこ）として記したことがわかる。たしかに同書には、情報提供者らしい客の住居と替名の記述が頻出する。一部抜粹すると、「はん町六かたる」（式丁目まつや内正木批評⁵⁸）、「下やにすむやまといふ人にきく」（式丁目藤や内利生批評⁵⁹）、「いちといふものにくわしくきく」（式丁目しやう／＼屋内和泉批評⁶⁰）、「町人源にきく」（さかい町ともへや内友江批評⁶¹）等、枚挙に遑がない⁶²。証拠を記したのは、他の作者や読者に対し自らの正当性を強調する意味もあつたであろう。また同書の「跋」には「よろしき君はいやましに、あしきはたしなみたまふへし」（よく書かれた遊女は一層よくし、悪く書かれた遊女はつつしんでください）とあり⁶³、読者としての遊女の存在も念頭に置いた記述であつたことがうかがえる。

この他、吉原を対象としたものではないが、『大坂新町古今若女郎衆』（延宝九年〔一六八一〕）などには、「拵屋」（揚屋。遊女を呼び遊興する店。）の裏の座敷を借り、作者と協力者（太鼓持）が評判記を作成したことが記されている⁶⁴。評判記の作成場所が揚屋であることについて、小野は「依怙鬘頭の生ずる因をなすものと見てよい」⁶⁵と指摘している。はつきりしないものの、『吉原鏡ヶ池』（天和三年〔一六八三〕表一：No.18）には揚屋と思しき場所で「吉原本」を作る作者の姿が描かれている（「吉原本つくる所」⁶⁶）。また『吉原あくた川名寄』（延宝九年〔一六八一〕表一：No.13）も、先にも触れた職業的作者的都鳥を中心に、十人程で評を成している。同書は遊女の批評をめぐって作者たちが議論を戦わせ、それを詳述するのが一つの趣向となっている。しかしこうした議論は実際的なものというよりは、「仲間誇り」「仲間褒め」の類であることが指摘され

ている⁶⁷。すなわち、真に迫った議論というよりは、仲間同士の馴れ合いに過ぎないということである。一方で都鳥たちと対立する評判物作者「四ノ宮」⁶⁸については一様に厳しい批判がなされておき、公平さを装ってはいるが、あくまで一つの仲間内で作成された評判物と言える。執筆協力者の中には前述の今宮鳥（『人たばね』作者・都鳥弟子）もおり、職業的作家都鳥の周辺にある種の派閥、いわばコミュニティが生じていたこと、同時に、それに与しない者や敵対する者たちも存在した様子がうかがえる。

日頃からそうした作者をめぐるコミュニティに関わりを持っていないくとも、評判物の作成を聞きつけ批評を頼んで来る客もいたようである。たとえば『吉原歌仙』（延宝八年（一六八〇）表一：No. 11）には、『さん茶評判胡椒頭巾』（延宝八年（一六八〇）、現在散逸）という評判物が作成される際、「せいしゆ」という遊女と深い付き合いの客が酒肴を持参し作者を訪れ、「せいしゆ」に関する評判を頼んだことがみえる。客が「せいしゆ」に対する思い入れが深い故に、むしろ「せいしゆ」について悪く書くことを依頼したという例である。

●おもだかやのせいしゆ（江戸町二丁目・散茶）

〔略〕この比いでたるこせうつきんといふそうし、ある人下かきするおりふし、このせいしゆにふかくあふきやく、さけさかなをとのへきたりて、たのみたき事有といふ。いかなる御むしんぞといへば、うけたまはり候へは、さんちやの書物を御出し候よし、風のつてにきく。さだめて、おもだかやせいしゆか事も御かきあるべく候。たのみ申たきといふは、われら事、せいしゆにあひ申候。それにつき、せいしゆが事をなるほどくあしうかきて給はり候へとたのまるよし、こせうづきんのさくしやのものかたりなり。ふかきころいれもあるにや。

69

これによると、遊女「せいしゆ」の馴染み客は評判物作成を「風のつてに」知り、酒肴を持参して悪評の執筆を頼んだという。これは作者の仲間以外も批評に関わったことをうかがわせるものである。こうした記述が事実であるかは確かめようがないが、他の評判物にも客に頼まれたため、良く書く、悪く書く、あるいは書かないといった記述は散見される。次は『吉原あくた川名寄』（表一：No. 13）の記述である。

三浦うち 篠崎（京町）

〔略〕かの事、あとより大豆だはら『吉原大豆俵評判』にはかりいれん。このたびは本町筋よりふかくたのむものあれば、石火矢はのがれたまひき。70

左は同じく『吉原あくた川名寄』（表一：No. 13）の記述である。

三浦内 野沢（京町）

〔略〕さくしやもちかづきならねども、さいもく町よりふかく頼人おはせば、ひいきの筆にまかせたと人はいへ、かさねてはまめたはらにきつと申しらせん。71

「ここでは「本町筋」や「ざいもく町」とあることから、これらの依頼主が廓外に住む客であったことが推察される。このほか単に「頼む人ありて」や、「ゆかりの人、深く頼むにより」といった、依頼主が客なのか店関係者なのかわからないような記述も頻出する⁷²。『長崎土産』にはあまり聞かない遊女を批評することに対し「もしハ縁有ての引にてハなきか」との問いがみられ⁷³、伝聞であることの明記は公平性を示すために必要であったのであろう。またこうした客からの依頼や情報を、評判に載せるか否かを判断したとの記述も散見される。たとえば『吉原大雑書』（延宝三年〔一六七五〕）には、新町（京町二丁目）たてさし伊左衛門内の遊女⁷⁴「初瀬」の評に「此君にひなんを、かきまいらせよとたのむ人おほけれども、ひとつ又かくべきいとすしもなければひかへ侍る也」⁷⁵とある。また都鳥は『吉原大豆俵評判』（天和三年〔一六八三〕表一・No.17）において、自らの評判の姿勢について次のように述べている。

作者は十人のつたへき^{〔佐〕}、五つまではゆるし^{〔評〕}、七つに及、是をゆるさずかき出す也。みなあいがふてきよりのつたゆるを、作者のとかのことくらみ給ふ。作者わ近付ならねはきやうさ⁷⁶（たぶらかすことカ）はしらすつたへ、以爰にあらはず。世のさたとなし、とかく御たしなみ候へ。

77

すなわち、作者都鳥は客から遊女についての評判を聞いた場合、十人中五人が言っても取り上げないが、七人が言っていれば評判に取り上げるといふ。そしてそれについて遊女から恨みを買うが、自分は伝え聞いたことを書いたのだから、世間の評判とし、遊女はたしなむべきであるという。このように客から聞いた情報には慎重なようであるが、都鳥は同書において「ほんぶ千人のみるめより、都鳥ひとりのみるめはるかへならん」⁷⁸とも述べており、自らの主観の偏りに自覚がなかったようである。

以上からは、作者が自らの主観のみならず、接触してくる客からも情報を取り入れながら評判物を作成した様子がうかがえた。このことから、評判物作者が廓内において、ある程度その名や顔が知られる存在であったことが指摘できる。つまり評判物は、作者のみならず、作者を軸とした客との関係性のなかで作成されたものということである。更に注目されるのは、その関係性の中には遊女も含まれていたという点である。先に挙げた『吉原大豆俵評判』の最後の語りかけ（「とかく御たしなみ候へ」）などのように、評判物には遊女に向けた言葉が散見される。次項ではこの遊女と評判物の関わりという点に注目し、評判物の記述をみることにしたい。

第二項 遊女と作者の関わり

評判物の作者が店から嫌厭されたらしい上、遊女にも恨まれたらしいことは先に『吉原大豆俵評判』における都鳥の記述からみた。今宮鳥も、都鳥が悪言を放つ故に遊女に恨まれたと述べており⁷⁹、都鳥に批判的な大ぬれや茂助（『吉原下職原』作者…表一・No.15）も、都鳥が遊女小紫に罵倒されたことを暴露している⁸⁰。この暴露には「こむらさきしかるところ」と「らうにん」の図も付されており（図2『吉原下職原』（延宝九年）⁸¹）、都鳥の身分・職業は不明だが、あるいはこの叱られる浪人が都鳥を指すのであろうか。諸分物に遊女を対象としたものがあつたことは先にも述べたが、評判物も遊女が読むものであり、またそれを意識したと思しき記述も多くみえる。後にも詳しくみるが、たとえば評判物『吉原鏡ヶ池』（天和三年〔一六八三〕／世を捨坊主著／表



図2 『吉原下職原』(延宝九年)
「こむらさきしかるところ」「らうにん」

一：No.18)の「序」には同書の板行の理由をめぐり「女郎の身もちたしなみ道具たうくにもならんとて狂まじやう哥かよみ給ふゆへ板におこす物なり」とし、「有誠女郎」と「無誠女郎」についての狂歌を付すなどしている⁸²。

遊女評判記の販売

遊女が評判物を手に取ることができたのは、評判物が吉原内で売られていたためである。ここで簡単に、遊女評判記の販売について触れておきたい。評判物『吉原草摺引』や『吉原出世鑑』の訴訟関係史料からみる限り⁸³、遊女評判記は通旅籠町の本屋や通油町の双紙屋など日本橋周辺で販売されていた他、吉原内で売られていた。『吉原出世

鑑』の売り所としては新吉原江戸町一丁目又兵衛店彌七がみえ、これは吉原細見『細見多知姿』(宝暦四年(一七五四)春)や『丸山土産』(延享五年(一七四八)春)などをみる限り、妓楼ではなく、薬商人の大坂屋又兵衛である。他に吉原内での販売については評判物『山茶やぶれ笠』(延宝三年(一六七五))の挿絵にも「ほんうり喜之介」^{〔本売〕}がみえ(図3『山茶やぶれ笠』(延宝三年)⁸⁴)、小野は遊女評判記が廊中で売り歩かれ、訪れた客はもちろん、店の関係者や遊女などの手にも渡ったであろうことを指摘している⁸⁵。なおこの「ほんうり喜之介」^{〔本売〕}は、天和三年(一六八三)刊行とされる『吉原鏡ヶ池』等にも登場している⁸⁶。長友千代治は、寛永のはじめ頃から行商本屋は貸本屋を兼ねていた可能性があるとし⁸⁷、この「ほんうり喜之介」^{〔本売〕}も貸本業を兼ねていたであろうことや、遊廓に貸本業が入りしたこと、遊女が読書したこと等について各書の挿絵から詳細に論じている⁸⁸。すなわち遊女も当然評判物の読者たり得たのであり、遊女が時に評判物の作者を罵倒したのも無理からぬことであろう。

遊女と評判記作者

このような事情からか、先述の都鳥以外にも遊女に避けられたらしい作者はいる。次は作者未詳『吉原歌仙』(表一：No.11)の引用である。

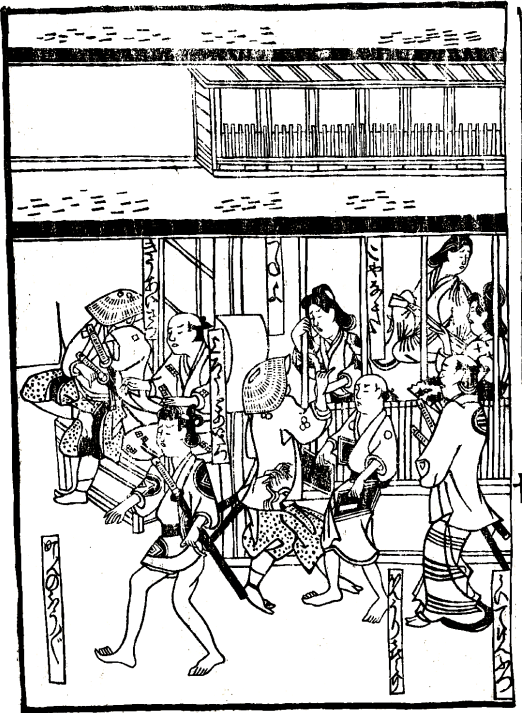


図3 『山茶やぶれ笠』(延宝三年)
「ほんうり喜之助」

大〔黒屋〕こくやむめがえ〔梅が枝〕(江戸町二丁目・散茶)
略〔伝手〕つてを以てきけば、此〔家〕いゑのうちのわかきものに御〔若〕ころざしかよふものありとそ〔者〕も、かの又兵へ〔五い〕にてはなきか。たがひにたしなめ〔通う者〕く。なんたる事にや、この比は、みち〔道〕にあ〔色〕

ひましても、われらを御らんずるとそう／＼かけこみ、まかき〔遊郭の見世の格子戸〕にては、かほをよこにさせらるゝ。ふか草の少将か露とき多にしそのおんねん、おぼしめしいだせ。⁸⁹

ここでは遊女「むめがえ」が同じ家の「わかきもの」(妓夫力)と恋仲になっていることが難じられ、加えて遊女が作者を避ける様子が記されている。『吉原歌仙』の作者は教養があることが指摘されているが⁹⁰、その身分や生業は不明である。しかし『吉原歌仙』の時に既に遊女に避けられているということは、以前にも評判物を執筆したか、あるいは日頃から遊女にうるさく言い、恨みを買っていたと考えられる。遊女が真情を捧げる男はいわゆる間夫(まぶ。間男とも)と呼ばれるが、ここで「むめがえ」が批判されているように、遊女と間夫の関係を批判する評判は非常に多い。間夫の名が一々暴露される場合も多いが、とりわけ厳しい目を向けられるのは間夫が廓関係者であった場合である。たとえば『吉原大雑書』(表一..No.8)には「お丁」(吉原のこと)の間夫をもっていた遊女「薄雲」(太夫)などが三浦屋の楼主に折檻されたことが暴露されている⁹¹。間夫が嫌われるのは揚代を払わずに遊女と密会する場合がある等、種々の要因がある。しかし歌舞伎「助六」における「間夫が無ければ女郎は闇」との台詞を引くまでもなく、間夫は辛い客勤めの中で遊女の励みともなった。そのような間夫を告発する評判物の作者やその周囲は、遊女にとって疎ましい存在であったことは想像に難くない。

この他、上方の例になるが、『色道大鑑』の著者で知られる藤本箕山も、新町の遊女から評判について咎められたことが『美夜古物語』(明暦二年(一六五六)頃)⁹²で暴露されている。箕山が新町の評判物『滿散利久佐』を著したのも同じく明暦二年(一六五六)であるから、遊女からの苦情は評判物がうまれた当初からあったのであろう。

一方で作者を避けるのではなく、積極的に作者に接触し、評判について自らの考えを伝える遊女もいた。次は『吉原大豆俵評判』(表一..No.17)の第一番に載せられ、絶賛されている遊女「小泉」の評である。

小泉〔太夫〕

新町三浦 隠居内

〔略〕此君都鳥に何やらん御あい被成度よし承り、其節まかきも二三と四五とまいり、善悪の二つうけ給はらんと思ふ所に、をのつから雲井の月あくうん⁹³はれてもとのせいけつ⁹⁴となり給ふ事、御てからとをもふによ。⁹⁵

都鳥が『吉原大豆俵評判』の前に書いた『吉原あくた川名寄』(表一..No.13)では、遊女「小泉」(『吉原あくた川名寄』では「小和泉」)は「うはき」であること等を批判され、酷評を受けている。しかし右の記述からは「小泉」が都鳥に弁明し、都鳥もそれを受け入れたことがうかがえる。評判物の批評がいかに恣意的であったかがわかる例であるが、注目すべきは、この頃の評判物が作者(およびその周囲)と遊女との関係性に基づき作成されていたということであろう。他にも『吉原あくた川名寄』には、作者と遊女が不和であったという記述が散見される⁹⁶。

特定の作者と遊女が不和になった場合、他の遊女や作者が仲介に入る場合もあった。たとえば『吉原人たばね』(表一..No.12)の兵庫屋の遊女「りしやう」評には、やはり遊女の「せんしゆの君」⁹⁷に深く頼まれたため、今回は思う所あるが書かないといったことが記されている⁹⁸。また

『吉原あくた川名寄』(表一:No.13)には、都鳥と不和で悪い批評をうけていた三浦屋の太夫「小紫」について、「三浦らのうちいでたるはつね」^(初音)、すなわち既に三浦屋から出た遊女「初音」⁹⁹から弁明の手紙が届いたことも記されている¹⁰⁰。

遊女「小紫」と都鳥の仲は随分こじれていたようで、都鳥の弟子今宮鳥はその関係性を「筆がたき」と称している。しかし当の今宮鳥は、「小紫」に対し都鳥とは異なる立場をとっている。その理由の一つとして、今宮鳥が『吉原人たばね』を執筆する際に、「小紫」から「ちかつきならねと一書をさしつかはし」^(違わ)て来たことがあったらしい。また遊女「唐崎」が亡くなった後、「小紫」が「唐崎」の忘れ形見である遊女「かせんの君」を「ついせん」^(追善)として太夫「薄雲」に冠したことを今宮鳥は絶賛し、「小紫」を悪く書いた都鳥について「めにごみ入たりと見えし」と断じている¹⁰¹。

当時吉原で第一の位とされた太夫である「小紫」が、一作者である今宮鳥にわざわざ一書を遣わしたという点は興味深い。恐らく都鳥との不和もあって他の作者との交流を図ったのであろうが、先述の通り今宮鳥はかつて廓で下働きをしていたような者である。『吉原あくた川名寄』の三浦屋の太夫「高尾」の評にも「御身せぞくのぬんま(今宮鳥)として、太夫かうしをしらず」^(格子) ¹⁰²とあることから、今宮鳥は実際に太夫を買えるような立場にはなかつたのであろう。評判物の作者という存在が廓内である種の権威を持たなければ、「小紫」が今宮鳥に手紙を送ることはあり得なかつた筈である。同書「高尾」評には、「小むらより、たかをににくきところあり、しさいは、^(高尾)たかをといへる名をつぎて、もとのさくしや「都鳥」をうしろにたて、人しらしと思ふふぎ、^(数多)すたなり」と遊女「高尾」が都鳥の勢いを利用していたらしいこともみえ¹⁰³、作者がいかに遊女に影響力を持つ存在であつたかが垣間見える。

こうした記述からは評判物の批評をめぐる遊女・作者の様々な思惑の交錯がうかがえるが、更に評判物は遊女が他の遊女を貶めるための手段にもなり得た。たとえば『吉原大雑書』(表一:No.8)には、京町三浦屋の遊女「さんしゆ」¹⁰⁴に盗癖があることが暴露されているが、このことについて「まさしく御ほうばい中の御はなしにて、ななくさみたれのじふん¹⁰⁵たのみ給ふによつて」とあり、遊女仲間(「ほうばい」)から頼まれて盗癖を記したことがうかがえる¹⁰⁶。

また『吉原あくた川名寄』(表一:No.13)には、遊女が手紙によつて悪評を依頼したらしいことがみえる。

山本内 小主水〔新町山本内小主水・格子〕

〔略〕あの山本に居て、したきれすぢめのむかしかたりかといふ人有て、あらはににくらしく^(語)かけよと一書をさくくる人あれ共、そこはかすかの里にゆかりのなかれをしとふさくしやたれ^(風)は、ひいきと筆をとめぬ。 ¹⁰⁷

遊女「小主水」について「にくらしくかけよ」と「一書」を遣わした人物は明記されていないが、「あの山本に居て」とあり、また老婆が悪役となる舌切雀を引合いに出すあたり、「小主水」と同じ遊女屋山本内の年上の遊女、あるいは遣手ではないだろうか。他にも同書『吉原あくた川名寄』には、かつて『吉原人たばね』(表一:No.12)執筆の際に、遊女「八橋」の悪評を手紙で「ざんげん」(讒言)してきたらしい遊女のこと暴露されている。次はこの『吉原人たばね』の引用である。

太夫の三 八橋 「新町」 理右衛門内

「略」さるものゝざんげん(者)によつて、かくうき名(浮)にしつみ給ふ。是をさつし見るに、もとゑん(察)州『吉原人たばね』作者今宮鳥(橋)に文をもつて八はしのつみをいつはり、おのれがぶざはい(不差別)のともになさんとはかる。「略」八はしの身のうへ(上)をいつはりそにん(偽)したる女郎の名、からころもきつゝといへる七もじ(文字)のうちにもれり。此七もじにてなをつくりて見よかし。108

かつて今宮鳥は『吉原人たばね』で遊女「八橋」について悪く書いたが、それは手紙で讒言があつたためで、その讒言をしてきた遊女の名は「からころもきつゝ」という七文字の中に含めたという。この七文字が余分な文字を含むアナグラムということであれば、遊女の名前は「かつらぎ」であろうか。同時代の「かつらぎ」には新町山本内の格子があり、『吉原あくた川名寄』にはみえないが、『吉原人たばね』で好評を得ている¹⁰⁹。遊女が手紙をもつて依頼する例はこれまでも見えたが、悪評の依頼であつても差出人が判明しているのは妙である。いずれにせよ、遊女が手紙をもつて他の遊女の悪評を依頼したことは遊女同士の関係を見る上でも興味深い。遊女同士の傍輩付き合いが悪いと余計に噂が立つたらしいことは、島原を対象とした初期の評判物『難波物語』(明暦元年〔一六五五〕／諸分物／作者未詳)においても指摘がある。次は『難波物語』における遊女「薫」の批評の一節である。

判云、あるひはだんな(旦那)な、あるひはあげやと、手くだする人もあまたなるに、この人、とりわきて名(傍)のたつ事は、はう輩(悪)づきのわるきゆへなり¹¹⁰。

右の引用の前段において、作者は遊女「薫」が「若だんな(旦那)とあぢ(味)〔色めいていること〕あるよし」と、恐らく遊女屋の若旦那と関係があることを難じている。したがつて右の引用は、「薫」と同じように廊内の男女が情交をもつことはままあるのに、とりわけ「薫」の噂が立つのは、「薫」が遊女同士(傍輩)の付き合いが悪いためである、との意であろう。評判物における悪評を恐れれば、遊女は客にも傍輩の遊女にも気を遣わねばならない。なお島原を対象とした評判物、特に『朱雀遠目鏡』(延宝九年)や『朱雀信夫摺』(貞享四年)、『朱雀遠目鑑跡追』(天和元年頃)等ではほとんどの遊女の評判に「傍輩付」(仲間付き合い)の善し悪しについての言及があり、あるいは上方において傍輩付き合いが遊女の資質として重視されたため、先の『難波物語』のような記述に繋がつたとも考えられる。

以上のとおり評判物の記述からは、遊女たちが評判物における自らの悪評に腹を立て、ときには傍輩の評判を気遣い、あるいは傍輩を貶める手段として用いるなど、様々な形でその作成に関わつたことがうかがえる。つまり遊女は単に記述される対象や読み手に留まることなく、時に作者に情報を提供する形で、書き手の側にも加わつたということである。

おわりに

以上遊女評判記の中でも延宝期前後の吉原を対象とした評判物に着目し、これらの遊女評判記が誰にとつて「当代性」を持つものなのか、すなわち誰にとつて意味のあるものであるのかにつ

いて考察を行ってきた。

延宝期の作者の多くは先に『長崎土産』からもみたとおりに、大尽客の取巻き、いわば太鼓持である場合が多かった。しかし太鼓持に留まらず、遊女と遊ぶ買手にもなったらしいことは、冒頭にみたような「通り者」自慢に加え、評判中にみえる遊女に宛てた個人的なメッセージ、たとえば温情を被った御札などからうかがえる¹¹¹。したがって、多くの作者が買手、すなわち客としての一面をもっていたことは間違いない¹¹²。

しかし第二節でみたように、評判物の作者は単なる買手や太鼓持に留まらず、その地位を高め、廓内においてある種の権威をもつ存在に至った。遊女が評判物の作成に関わる姿をみても、作者をただの客としては扱えなかったことがわかる。もちろん作者らの背後に、寛文―天和頃の揚屋の最盛期に遊ぶ大尽客の存在があったことを忘れてはならない。また宮本が指摘する通り、こうした作者の勢いはその板元の勢いとも不可分であったであろう¹¹³。すなわち作者らは客あるいは板元の力を背景に、評判物執筆に基にある種の権威を得、周囲の客や遊女を巻き込んだ「当代性」を共有する関係性を形作っていたということである。

以上を踏まえれば、延宝期前後の評判物は、見も知らぬ客に対する案内や広告を意識したものであるというよりは、作者が見知った遊女、とりわけ太夫等の高級遊女に加え、周囲の客、あるいは自分と敵対する評判物の作者等をより念頭に置いたものであり、むしろそれらの人々にとって「当代性」をもつものであったと言えよう。更に言えば、読み手として意識されたそれらの人々は、常に単なる読み手であった訳ではない。読み手は書き手に大いに口を出したのであり、評判物はいわば読み手と書き手の双方向的な関わりによって作成される書であった。

こうした延宝期評判物の特色はまさに小野が言うとおり「楽屋落ち内証話」であり、仲間内の同人誌の域を出ない。しかし忘れてはならないのは、いくら評判物が内輪向けの記述をふんだんに含むものであったとしても、その多くは刊本として発行され、吉原を訪れる人々の目に触れたということである。つまり非常にミクロな世界を記述の対象としながらも、その読み手は多分に広がりをもっていた。そうであるからこそ評判物の作者は、当時最高級の遊女らに特別扱いされるといった、ある種の権威をもつに至ったと考えられるのである。評判物は、内向きと外向きの要素を併せもつ書であった。

更に重要なのは、これまで肯定的に評価されてこなかった評判物の「楽屋落ち内証話」こそ、当時の遊廓を明らかにするにあたって貴重な記述であるということである。これまで遊女評判記、その中でもとりわけ延宝期の評判物は、先行研究において好意的に受け止められてこなかった。しかし延宝期の評判物はまさにその時の吉原の一情景を浮かび上がらせるものであり、同じく精細に遊里を描写しながらも、物語に仮託し文芸性を高めた洒落本や浮世草子とはまるで相違する。遊女客・作者らの「当代性」を明らかにするという意味において、延宝期の評判物は、文芸性とは全く異なる位相の価値を有するのである。

註

¹ 『日本国語大辞典』「遊女評判記」の項。

2 「爰こゝにある人、よしはら袖そでかゝみ、よしはら根元こんげん記をなして大全ぜんといふさうしをたざさへきたりて、此さうしのうちにはなのあとの枝えだとなりてをらぬやつもあり、新樹しんじゆのわかばへの出来できたもおほし、所／＼にすみつけくれよといふ」等とある（吹上氏かわずのすけ安方「讚嘲記時之大鼓」〔江戸吉原叢刊行会編『江戸吉原叢刊 第一巻』八木書店、二〇一〇、二五二頁〕）。

3 宮本由紀子『遊女評判記』について『地方史研究』四一・六、一九九二、六六頁。

4 『江戸吉原叢刊 第一巻』、二七一頁（ゑと町助左衛門内いつみ、後段）。

5 『江戸吉原叢刊 第一巻』、二八二・二八三頁（すみ丁権左衛門内みはる）。

6 小野晋『近世初期遊女評判記集（研究篇）』（古典文庫、一九六五、一八一・一八二頁）。

7 詳細は本稿「第一章 近世遊廓に見出される江戸への憧れ」。

8 小野晋『近世初期遊女評判記集（研究篇）』（古典文庫、一九六五、三六五・三六六頁）。

9 中野三敏『江戸名物評判記案内』（岩波書店、一九八五）、七・八・二二頁。但し中野は遊女評判記のみにこの「当代性」を見出している訳ではなく、江戸時代における種々の評判記について述べている。

10 延宝八年『色道諸分難波鉦』は初期の島原の評判記『こそくり草』『秘伝書』などを基礎としたことは野間が『近世文芸資料五 難波鉦 附返答古銀買』（野間光辰解説、古典文庫、一九五七）で指摘している。『色道諸分難波鉦』は『諸分店風』（年未詳）や『好色罌粟鹿子』（元禄七年）にも改題再板された。また島原の遊女の名寄せを付した秘伝物『ね物がたり』（明暦二年）は、遊女の名を吉原の遊女に変更して『吉原鑑』（万治二年）として再板された。

11 仮名草子とは、室町時代の御伽草紙につき、井原西鶴以後の浮世草子に先立つ物語・小説・随筆等の文学作品を指す。漢文で著された難解な古典や学問的著述に対し、仮名交じりで平易にわかり易い著述であるとしたものである（頼原退蔵「江戸時代前期の小説」『江戸文芸』晃文社、一九四二）『同著』『頼原退蔵著作集 第十七巻』中央公論社、一九八〇所収、八頁。なお著作としての初出は一九四二だが、同論考は一九四〇年に京都放送局（NHK）において国文講座として放送されたものである。頼原によると、当時仮名草子や仮名書等と呼ぶ場合には『徒然草』等の古典を指した場合もあるが、一般には江戸時代に入ってから盛んに現われた「通俗卑近」を主とした各種の書物、例えば歴史・地理・儒教・仏教等についてわかりやすく説いたものを指したという。したがってその大部分は実用的な意味をもったが、「草子」と冠されるように、第二義的でありながらも、文芸的要素を併せもつものであった（頼原退蔵「江戸時代前期の小説」〔同著』『江戸文芸』晃文社、一九四二〕〔同著』『頼原退蔵著作集 第十七巻』中央公論社、一九八〇所収、八・四〇・四二頁〕）。

12 国書刊行会編『新群書類従 第七』（一九〇六）所収。

13 頼原退蔵「仮名草子」（岩波書店編『岩波講座日本文学 九巻』岩波書店、一九三三）〔同著』『頼原退蔵著作集 第十七巻』中央公論社、一九八〇所収、四〇・四二頁〕。

14 関根正直『小説史稿』（金港堂、一八九〇）所収。

15 鈴木敏也『西鶴の研究』（天佑社、一九二〇）背・表紙の書名は『西鶴の新研究』。

16 藤井乙男『江戸文学研究』（内外出版、一九二二）・同著「西鶴の好色本と遊女評判記」〔江戸文学叢説』岩波書店、一九三二〕。

17 阿部次郎「好色一代男」おぼえがき〔『思想』五・六七、一九二七）。

- 18 穎原退蔵「京阪の遊女評判記」『書物礼讃』十、一九二九。「同著『穎原退蔵著作集 第十七巻』中央公論社、一九八〇所収」。
- 19 野間光辰「浮世草子の成立」上・下『国語国文』一〇・一一・一二、一九四〇。「同著『西鶴新攷』筑摩書房、一九四八所収」。
- 20 小野晋「評判記と西鶴」序説『西鶴研究』五、一九五二・同著『近世初期遊女評判記集（研究篇）』古典文庫、一九六五・同著「江戸小紫が事―評判記と説話と浮世草子との間―」『文芸研究』五〇、一九六五・同著「西鶴と遊女評判記」『解釈と鑑賞』三四・一一、一九六九。
- 21 中野三敏「遊女評判記研究―西鶴文学の一基盤―」『近世文芸』八、一九六二・同著「遊女評判記と遊里案内」『国文学…解釈と教材の研究』九・二、一九六四。
- 22 暉峻康隆「初期遊女評判記研究」『西鶴研究ノート』中央公論社、一九五三、一一二頁。
- 23 野間光辰「藤本箕山の生涯」『近世芸苑譜』八木書店、一九八五、倉島利仁「吉原（まや）の試論」『立教大学日本文学』七四、一九九五、若田太一「遊女評判記の世界―『色道大鏡』と延宝版『長崎土産』』『語文研究』八六・八七号、一九九九、松浦恵子「吉原伊勢物語」の改竄にみられる意図」『国語学攷』一六八、二〇〇〇、渡辺憲司「江戸遊女紀聞―売女とは呼ばせない」（ゆまに書房、二〇一三）他。また各史料の影印や翻刻に付される解説・研究も重要な先行研究であり、特に小野晋「近世初期遊女評判記集（研究篇）」（古典文庫、一九六五）が厚い。
- 24 宮崎修多「野郎評判記初期の型について」『国語国文』六〇・一一、一九九二。
- 25 宮本由紀子「遊女評判記について」『地方史研究』四一・六、一九九二。
- 26 詳細は拙稿「出版統制と遊女評判記―貞享・元禄以降の販売差止例と記述内容の変化をめぐって」（『日本常民文化紀要』三四、二〇一九）。
- 27 穎原退蔵「京阪の遊女評判記」『書物礼讃』十、一九二九。「同著『穎原退蔵著作集 第十七巻』中央公論社、一九八〇所収、一〇四頁」。
- 28 斎藤隆三「元禄世相志」(博文館、一九〇五)、二一〇・二二二頁。
- 29 はじめ「初期遊女評判記年表附綿屋文庫蔵吉原本紹介」を発表『日本文化』二四、一九三八、またこれを増補改訂した「近世遊女評判記年表」を集古会誌『集古』(庚辰二、一七二、一九四〇)に掲載し、これが『西鶴新攷』(一九四八、筑摩書房)に収録された。更にこれに増補改訂を行った「近世遊女評判記年表」が、昭和五十九年に上梓され(野間光辰『日本書誌学大系四〇初期浮世草子年表近世遊女評判記年表』青裳堂文庫、一九八四)、年表の完成をみる。
- 30 たとえば八木敬一は「宝暦期 吉原遊女評判記・細見四種 解見」(一九七五)において、普通洒落本に分類される『美人品定並紋尽』(明和九年)・『傾城評判記』(安永七年)・『娼妃地理記』(安永六年)・『濳都酒美選』(天明三年)・『傾城艦』(天明八年)等遊女評判記に含めるべきとの見解を示している(八木敬一「宝暦期 吉原遊女評判記・細見四種 解見」(八木敬一編『吉原遊女評判記細見』近世風俗研究会、一九七五)、三頁)。また同様に内容面から遊女評判記を定義したと思しき例として、平成二十二年から二十四年(二〇一〇・二〇一一)にかけて刊行された翻刻集『江戸吉原叢刊』(全七巻、江戸吉原叢刊行会編、八木書店)が挙げられる。当該翻刻集は一〜六巻を「遊女評判記(1)〜6)」と冠し(七巻は細見…宝永・明治)、元和から慶応に至るまでの吉原関連資料を所収している。

「遊女評判記」として括られている五巻（正徳・安永）・六巻（安永・慶応）は年代からもわかるとおり、従来洒落本等として扱われてきた資料を含んでいる。その他、明治期以降も評判記の類は各地で出版されている。向井信夫は「新吉原の終焉と最後の遊女評判記」において「吉原遊女評判記の殿」に明治三年（一八七〇）刊の『新吉原全盛競 娼妓評判記』を挙げるが（向井信夫「新吉原の終焉と最後の遊女評判記」〔洒落本大成編集委員会編『洒落本大成 第二一巻』中央公論新社、一九八四〕付録二一、一・三頁）、それより後にも芸妓及び娼妓を対象とした評判記の類は数多くみえる（明治十八年〔一八八五〕粹多道人『芸妓評判記』花柳楼書房、明治二十七年〔一八九四〕国保達曹編『東都全盛芸妓評判記』苦楽堂など）。

³¹ 小野晋『近世初期遊女評判記集（研究篇）』（古典文庫、一九六五）。

³² 中野三敏「遊女評判記と遊里案内」（『国文学・解釈と教材の研究』九・二、一九六四）。

³³ たとえば小野は、『吉原人たばね』の著者今宮烏が遊女の心中の介錯人であったこと（典拠は今宮烏「吉原人たばね」の「第六 小いつみ評」）、『讚嘲記時之大鼓』の著者吹上氏かわずのすけ安方が吉原の揚屋町で二・三年奉公していたらしいこと、『大坂新町古今若女郎衆序』の協力者に太鼓持がいたこと等を指摘し、作者は遊女を買う立場にありながらも、しばしば廓内に入りし、遊女の生活行動に関わり合いをもつ存在であったことを指摘している（小野晋『近世初期遊女評判記集（研究篇）』古典文庫、一九六五、二七七―二七八頁）。但し作者の素性の記述については「ある種の擬態のあることは念頭に置かなければならない」（同、三六七頁）とも注意をうながしている。

³⁴ 安原真琴「解題」（四十二のみめ諍ひ）（『江戸吉原叢刊 第一巻』、四八七頁）。

³⁵ 柏崎順子「鱗形屋」（『言語文化』四七、二〇一〇）、七一頁。作者が元吉原と新吉原の仮宅の双方の様子を伝え、さらに二度上方に上った際に京の島原と大坂の新町へ行き、両地の評判も記していることから推測されている。

³⁶ 『満散利久佐』（明暦二年／大坂新町）および『色道大鏡』（延室六年序／島原中心諸国）の作者。

³⁷ 他に小野は『嶋原集』（『桃源集』とも／明暦元年／島原）の作者が「学書生の成れの果て」と推測している。これは文辞や序跋の署名（小藤原定家序・腔田鈍太郎末孫白面書生跋）等による推測である（小野晋『近世初期遊女評判記集（研究篇）』古典文庫、一九六五、三六四頁）。

³⁸ 暉峻康隆「初期遊女評判記研究」（『西鶴研究ノート』中央公論社、一九五三）、一三六頁。寛文八年、江戸市中の非公許遊里の摘発に伴い大量の隠売女が吉原に流れ込み「散茶女郎」という新しい遊女の等級をつくりだした。従来の吉原遊女と異なり手軽く遊べたため人気を博し、吉原の大衆化が進んだ。

³⁹ 野間光辰「浮世草子の成立」上・下（『国語国文』一〇・一一・一二、一九四〇）「同著『西鶴新攷』筑摩書房、一九四八所収、一三頁」。

⁴⁰ 宝永六年『吉原大黒舞』、正徳二年『吉原七福神』、同年『吉原大評判巻にし染』等。

⁴¹ 宮川曼魚『江戸売笑記』（批評社、一九二七）「再刊青蛙房、一九八二、一〇四頁」、宮本（山城）由紀子「吉原細見」の研究——元禄から寛政期まで」（『駒沢史学』二四、一九七七）等が詳しい。

⁴² 詳細は拙稿「出版統制と遊女評判記―貞享・元禄以降の販売差止例と記述内容の変化をめぐって」（『日本常民文化紀要』三四、二〇一九）。

4₃ 遊女評判記を寛永から宝暦までのものとすれば、その前半の天和・貞享頃、すなわち井原西鶴が登場した頃（天和二年（一六八二））までにその殆どが刊行されていることは小野が指摘するところである（小野晋『近世初期遊女評判記集（研究篇）』古典文庫、一九六五、三五八頁）。

4₄ 前悪性悪大臣嶋原金捨「長崎土産」（近世文学書誌研究会編『近世文学資料類従 仮名草子編三六 遊女評判記集（下）』勉誠社、一九七九）、三二五―三二六頁。

4₅ 小野晋『近世初期遊女評判記集（研究篇）』（古典文庫、一九六五）、三六五頁。

4₆ 本章註33参照のこと。

4₇ 都鳥による『吉原あくた川名寄』は山本家の遊女に好意的な一方三浦屋の遊女には批判的であるが、『吉原下職原』の作者からは『吉原あくた川名寄』では山本家と三浦屋といった「大ぐつわ（轡）」の遊女ばかりが取り上げられていると批判されており（米河岸之住人ほんほち氏大ぬれや茂助作・若信序「吉原下職原」（江戸吉原叢刊行会編『江戸吉原叢刊 第三卷』八木書店、二〇一〇、一二三頁）、京町の三浦屋とも何らかの縁故があった可能性も考えられる。

4₈ 今宮鳥「吉原人たばね」（『江戸吉原叢刊 第三卷』、八九頁）（山本内ふぢえ評の後段）。

4₉ 小野晋『近世初期遊女評判記集（研究篇）』（古典文庫、一九六五）、二七三頁。評判物は先書の論難を行い自己の正当性を強調するという応酬が初期から行われていたが、都鳥はこうした論難を、真実味をもたせるために自ら行っていた可能性がある。

5₀ 小野晋『近世初期遊女評判記集（研究篇）』（古典文庫、一九六五）、一八三頁。

5₁ 野間光辰「浮世草子の成立」上・下（『国語国文』一〇・一一・一二、一九四〇）「同著『西鶴新攷』筑摩書房、一九四八所収、一三一―一四頁」。

5₂ 野間光辰「浮世草子の成立」上・下（『国語国文』一〇・一一・一二、一九四〇）「同著『西鶴新攷』筑摩書房、一九四八所収、一五頁」。

5₃ 中野三敏「遊女評判記研究―西鶴文学の一基盤―」（『近世文芸』八、一九六二）、二一九頁。

5₄ 小野晋『近世初期遊女評判記集（研究篇）』（古典文庫、一九六五）、六四・六五頁。

5₅ 諸分秘伝物・名寄『美夜古物語』（明暦二年／作者未詳／島原）の記述である。

そのうへ。^{〔七〕}おほき女^{〔多〕}どもの事をのみ。ひとりして、其^{〔味わい〕}あぢはひ^{〔趣〕}しらるゝ物にあらず。おほくはすいりやう、^{〔推量〕}又は、人^{〔尋〕}にたづねてかゝんずらめ。其^{〔尋〕}たづねられし男。はなす内「遊女と付き合ひのあ^{〔西〕}る内」ならばよくいふべし。か^{〔西〕}れたる「振られた、付き合ひの切れたの意か」おとこ^{〔男〕}にたづねば。よくてかるゝはまれなれば。なき事もつけて。あしくぞはいはんずらめ。人^{〔頼み〕}だのめにかくは。まこと成^{〔少〕}こと。すくなかるべし。（小野晋『近世初期遊女評判記集（本文篇）』古典文庫、一九六五、二五三頁）

ここでは推量で書かれる評判物の存在や、人に尋ねて評判を記す場合の主観の問題が難じられており、評判物の危うさが初期から認識されていたことがうかがえる。

5₆ 家満・信正・庚実『吉原局惣鑑』（延宝三年刊）。また大坂新町が対象であるが延宝八年『難波鉦返答』（『古銀買』とも／立分軒真深翁）等。

- 57 小石河住山水氏頓滴林「山茶やぶれ笠」(江戸吉原叢刊刊行会編『江戸吉原叢刊 第二巻』八木書店、二〇一〇、四一四頁)。
- 58 小石河住山水氏頓滴林「山茶やぶれ笠」(『江戸吉原叢刊 第二巻』、三八二頁)。
- 59 小石河住山水氏頓滴林「山茶やぶれ笠」(『江戸吉原叢刊 第二巻』、三八四頁)。
- 60 小石河住山水氏頓滴林「山茶やぶれ笠」(『江戸吉原叢刊 第二巻』、三八七頁)。
- 61 小石河住山水氏頓滴林「山茶やぶれ笠」(『江戸吉原叢刊 第二巻』、四〇四頁)。
- 62 他に「すまといふもの」(二丁目松屋内田宮批評：「山茶やぶれ笠」(『江戸吉原叢刊 第二巻』、三七八頁)、「子かつれ、六といふもの」(さかい町くしやくや内初山批評：「山茶やぶれ笠」(『江戸吉原叢刊 第二巻』、四一四頁)など。
- 63 小石河住山水氏頓滴林「山茶やぶれ笠」(『江戸吉原叢刊 第二巻』、四一四頁)。
- 64 作者未詳「大坂新町古今若女郎衆」(『近世初期遊女評判記集(本文篇)』、五八一頁)。
- 65 小野晋『近世初期遊女評判記集(研究篇)』(古典文庫、一九六五)、三〇六頁。小野はこの理由について詳述していないが、揚屋は基本的に太夫・格子といった高級遊女のみが呼ばれる場所であり、太夫や格子の中には特定の揚屋を「定宿」とし、揚屋を指定して客と会う者もいた。したがって作者と揚屋の結びつきは、特定の遊女や置屋(遊女を抱え置く店)との結びつきを思わせるものである。
- 66 世を捨坊主作『吉原鏡ヶ池』(Yoshiwara kagamigaikē, Princeton University, Marguand Library, Rare Books, Call Number : NE1321.85.S58.S559) 四丁ウ・五丁オ。
- 67 水谷隆之「解題」(吉原あくた川名寄) (『江戸吉原叢刊 第三巻』、四三二頁)。
- 68 延宝三年頃に『万年暦』を著したとされる江州浪人。『万年暦』は伝存しないが、『山茶やぶれ笠』『吉原人たばね』『吉原あくた川名寄』等に引用されている。
- 69 作者未詳「吉原歌仙」(『江戸吉原叢刊 第三巻』、一三二頁)。遊女の位および町名は『吉原三茶三幅一対』(延宝九年)を参照した。
- 70 とつらくしとんせい坊(都鳥)「吉原あくた川名寄」(『江戸吉原叢刊 第三巻』、一九五頁)。篠崎の位は不明だが、同書は太夫の場合は明記されているので、格子かと思われる。
- 71 『江戸吉原叢刊 第三巻』、一九九頁。位は不明だが、右の篠崎と同じく格子か。
- 72 とつらくしとんせい坊「吉原あくた川名寄」此君の事せひよろしくと頼む人有により(山本内わかむらさき：『江戸吉原叢刊 第三巻』、一八五頁)／「小むらさきのゆかりの人、ふかく頼むにより、せひなく筆はひかへぬ」(三浦内左京評：『江戸吉原叢刊 第三巻』、一九五頁)／「去人、此事をふかくたのむにより、書たき事あたかもふじはいそなり、され共此たひはゆるしはんべる」(三浦内小好：『江戸吉原叢刊 第三巻』、一九六頁)／「ぜひと頼むといふ人有て、作者がたもとにすかる」(三浦内香久山：『江戸吉原叢刊 第三巻』、一九六・一九七頁)／作者未詳「吉原よぶこ鳥」此君ばかりは、ぜひ／＼かきのせくれよと、わりなき所望なれば、まことにその心のうちもあわれにおぼえて、書付侍りぬ(遊女名欠、花月評カ：『江戸吉原叢刊 第一巻』、三〇四頁)／作者未詳「吉原袖鑑」此書にいるへき女郎にあらず。然とも、さるかたよりのたのまれ候ゆへ、あら／＼書入畢(京町孫左衛門内まさつね：『江戸吉原叢刊 第二巻』、二〇八頁)／今宮鳥「吉原人たばね」「われ／＼も、かすかのゆかり、せひたのむといふ人有ければ、あしかれとは思はず」(三浦内かせ山：『江戸吉原叢刊 第三巻』、九二頁)。

⁷³ 渡邊新左衛門内出雲の批評中 (『近世文学資料類従 仮名草子編三六 遊女評判記集(下)』、四一八頁)。

⁷⁴ 『吉原大雑書』冒頭の「たゆふかうし」(太夫・格子)の名寄に名がみえ、太夫または格子と考えられる(『江戸吉原叢刊 第二巻』、三〇九頁)。

⁷⁵ 頓滴林(推定)「吉原大雑書」(『江戸吉原叢刊 第二巻』、三三三・三五六頁)。

⁷⁶ 「きようさ」は「誑詐」(「巧詐」)でだますことの意味か。

⁷⁷ 不申共御推氏(都鳥)「吉原大豆俵評判」(『江戸吉原叢刊 第三巻』、三五六頁)(新町「京町二丁目」九兵衛内八重桐「太夫」評)。

⁷⁸ 『江戸吉原叢刊 第三巻』、三五七頁。

⁷⁹ 今宮鳥「吉原人たばね」(山本内小ながと) (『江戸吉原叢刊 第三巻』、九〇・九二頁)。

⁸⁰ ほんほち氏大ぬれや茂助作・若信序「吉原下職原」あくたがわのみやこどりだが、此きみといせやにて、人のたいこの一座のとき、三浦の上らう式三人にあつかうせられ、しかられしは、あさましかりけることどもなり」(左大臣従一威太夫「三浦屋内」こむらさき:『江戸吉原叢刊 第三巻』、一二九頁)。

⁸¹ 大ぬれや茂助 一九三七『吉原下職原』米山堂、四丁才、国立国会図書館デジタルコレクション、請求記号 304 - 16『インターネット公開(保護期間満了)』より (<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1185744>) (2018.09.29 閲覧)

⁸² 世を捨坊主作『吉原鏡ヶ池』一丁ウ・二丁才。

⁸³ 評判物をめぐる訴訟や販売差止については拙稿「出版統制と遊女評判記―貞享・元禄以降の販売差止例と記述内容の変化をめぐって」(『日本常民文化紀要』三四、二〇一九)に記したが、『洞房古鑑』巻之四の「遊女評判」と題する項目には『吉原草摺引』(元禄七年)、『吉原出世鑑』(宝暦四年)、『吉原花筏』(寛延二年)及び名称不明の評判物(宝暦十年)の販売が差止になったことについて記述がみえる。また『吉原草摺引』は「御仕置裁許帳 七」に判例が残されていることから、遊女評判記の販売方法が垣間みえる。これらを見ると、『吉原草摺引』の売所は「三左衛門 是ハ通旅籠町善右衛門店之者」であり、これは恐らく大伝馬町通旅籠町(三丁目・現中央区日本橋)の鱗形屋三左衛門の本屋と考えられる。また『吉原出世鑑』は通油町双紙屋小兵衛と新吉原江戸町一丁目又兵衛店彌七を売所としたとあるが、前者は恐らく丸屋小兵衛(豊仙堂)と思われる。鱗形屋も双紙屋も著名な本屋であり、吉原との関係も深い。また『吉原出世鑑』の今ひとつの売り所とされる新吉原江戸町一丁目又兵衛店彌七は、本文でも述べたとおり薬商人の大坂屋又兵衛と推察される。この他、細見『吉原花筏』及び名称不明の評判物は、吉原内で売り歩かれていたことが記されている。また、評判物は訪れた種々の客が手に取ったらしく、『吉原下職原』(延宝九年)には「たつときもいやしきもみるものなれば、ものしりたるもの^(作者)にていてさくしたまへ」という記述がみえる(『江戸吉原叢刊 第三巻』、二二〇頁)。

⁸⁴ 頓滴林 一九三六『山茶やぶれかさ』米山堂、十丁ウ、国立国会図書館デジタルコレクション、請求記号 152 - 90『インターネット公開(保護期間満了)』より (<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1185744>) (2018.09.29 閲覧)。

⁸⁵ 小野晋『近世初期遊女評判記集(研究篇)』(古典文庫、一九六五)、二〇八頁。

⁸⁶ 『吉原鏡ヶ池』二十ウ。他『吉原はやり小寄そうまくり』(延宝末・天和初年頃)にも取り入れら

れている。

- 87 長友千代治『近世貸本屋の研究』（東京堂出版、一九八二）、二二頁。
- 88 長友千代治『近世貸本屋の研究』（東京堂出版、一九八二）、二六・三二頁。遊女の位および町名は『吉原三茶三幅一對』（延宝九年）を参照した。
- 89 作者未詳「吉原歌仙」（『江戸吉原叢刊 第三卷』、一一四・一一五頁）。
- 90 水谷隆之「解説」（吉原歌仙）（『江戸吉原叢刊 第三卷』、四二八頁）。
- 91 『江戸吉原叢刊 第二卷』、三二七・三三二頁。
- 92 作者未詳「美夜古物語」（『近世初期遊女評判記集（本文篇）』、二五三頁）。
- 93 「あくうん」は「悪雲」または「悪運」か。
- 94 「せいけつ」は「正潔」でごまかしがなく純粹なことの意か。
- 95 『江戸吉原叢刊 第三卷』、三五一・三五二頁。
- 96 『江戸吉原叢刊 第三卷』、一八七頁（山本内舟橋）・一八八頁（山本内藤浪）他。
- 97 今宮鳥「吉原人たばね」（『江戸吉原叢刊 第三卷』、八四頁）によると、同じ兵庫屋の遊女で位は散茶。

98 『江戸吉原叢刊 第三卷』、八五頁。

99 「吉原人たばね」の細見図をみる限り、位は格子（『江戸吉原叢刊 第三卷』、三五頁）。

100 『江戸吉原叢刊 第三卷』、一七九頁。

101 『江戸吉原叢刊 第三卷』、一〇三頁。

102 今宮からすは「ゑんま」「新ゑんま」等とも名乗っている。『江戸吉原叢刊 第三卷』、一七七頁。

103 『江戸吉原叢刊 第三卷』、一七五頁。

104 「吉原人たばね」の細見図をみる限り、位は太夫（『江戸吉原叢刊 第三卷』、三五頁）。

105 「ななくさみたれのじふん」は「七草乱れの時分」か。未詳。

106 『江戸吉原叢刊 第二卷』、三二七頁。

107 『江戸吉原叢刊 第三卷』、一八九頁。

108 『江戸吉原叢刊 第三卷』、一八一・一八三頁。

109 『江戸吉原叢刊 第三卷』、九三頁。

110 作者未詳「難波物語」（『近世初期遊女評判記集（本文篇）』、一四〇頁）。

111 一部抜粋すると、作者未詳「吉原天秤」（寛文七年頃）「いつそや、まこといふものにあい給ふとき、わかみにつゆのま、はだへ^{（肌）}をゆるし給ふはうれしや」（新町三浦隠居内かしわき）『江戸吉原叢刊 第一卷』、三八七頁）／作者未詳「吉原袖鑑」（「ことに夜ふけて、と^{（床）}よりわがふし^{（臥所）}とにきたり給ひ、よさむいかゝあかすらんとて、御手つから、よるもの「寝具、夜具」を引きせ給わりしかたしけなさ、わすられす候」（新町久衛門内巴）『江戸吉原叢刊 第二卷』、一八〇頁）等。後の註112も同じく遊女への語りかけの一部である。他『吉原総局』『吉原三茶三幅一對』『吉原大雑書』『讃嘲記時之大鼓』『吉原人たばね』等、ほとんどの評判物にこの手の記述はみえる。

112 補足として、作者が買い手にもなったことは、たとえばほんほち氏大ぬれや茂助「吉原下職原」の「この君と露ばかりの枕をかわせし事あり〔略〕頃日の御さかん、かげながらうれしや」（角町中那

言正三威格子桂評：『江戸吉原叢刊 第三卷』、一三三―一三六頁）といった記述からもうかがえる。但し都鳥などは籬で遊女を見繕うということとはしてはなくなっていたらしく（今宮鳥「吉原人たばね」『江戸吉原叢刊 第三卷』、一〇二頁）、ある程度遊廓に精通した後は、周囲の噂等で評判物を記す場合もあつたと考えられる。

¹¹³ この点については宮本由紀子『遊女評判記』について（『地方史研究』四一・六、一九九一）、六七頁の指摘による。宮本は「そうした意味では評判記の作者、ひいては版元が遊廓関係者に対して繁昌を左右する功を持っていたものと思われる」と指摘している。

補註

仮に宝暦五年までを区切りとし、遊女評判記の総数および分類の内訳を確認しておきたい。

野間は約二百十一種の遊女評判記を年表¹に掲げるが、後に野間の年表を踏まえ寛永貞享の遊女評判記について更に詳細な年表を作成した小野²が加えたものを合わせれば、宝暦五年迄に二四一種の遊女評判記が存在したことになる³。但し野間や小野が含まれていなかった宝暦五年迄の細見類⁴を補えば、これに九十九種が加わる。また野間も小野も含めていない諸分物・評判物に、『しろがらす』（諸分物・貞享四年前後⁵）、『吉原遊女評判志家位名見』（評判物・享保二〇年）、『吉原評判開産記』（評判物・享保二十一年頃⁶）がある。更に数えられていない改題・再版本⁸等も二四一種に加えれば、全てあわせて約三五一種となる。

なお野間と小野の間には何を採用するかの違いがあり、小野も自ら作成した年表について「従来採択せられたものも、確証を得ないまま、私見をもって省いたものもある」とするが、この総数はそうした相違を考慮せず単に野間と小野の提示した評判記を合計した数である。

約三五一種中、影印・翻刻・原資料等のいずれかによって筆者が内容あるいは存在を確認できたものは二〇一種であるが¹⁰、その約半数は細見類である。また内容が確認できる二〇一種を、①遊女の品評を主とした評判物、②諸分を伝える秘伝物¹¹、③細見・名寄¹²、④その他に分け、対象地毎に記すと¹³、江戸吉原（含元吉原）を対象に含むものは一六三種（①四四種、②十一種、③一一種、④一五種）、京都島原（含六条三筋町）を対象に含むのは三〇種（①一〇種、②一六種・③三種、④四種）、大坂新町を対象に含むのは十七種（①五種、②四種、③四種・④四種）、その他の遊廓への言及を含むのは六種（①一種、②一種、③二種、④三種）、京坂の茶屋への言及を含むのは六種（①無し、②三種、③二種、④一種）となる。いずれに含むべきか判断し難いものもあり、以上はおおよその数である。

総数約 351 種：伝存約 201 種		
伝存評判記の地理的内訳		伝存評判記の内容的内訳
		①評判物 ②秘伝物 ③細見・名寄 ④その他
吉原（江戸）	約 163	①44 ②11 ③111 ④15
島原（京都）	約 30	①10 ②16 ③3 ④4
新町（大坂）	約 17	①5 ②4 ③4 ④4
その他遊廓	約 6	①1 ②1 ③2 ④3
京坂の茶屋	約 6	①0 ②3 ③2 ④1

補註表：寛永～宝暦5年（1624-1755）の遊女評判記数

※対象地・内容が重複する場合は重ねてカウントした。

表』青裳堂文庫、一九八四)。

- 2 小野晋『初期遊女評判記年表』(同著『近世初期遊女評判記集(研究篇)』古典文庫、一九六五)。
- 3 なおこの数字には出版予告にみえるが実際に刊行されたか不明のもの、遊女評判記が明確にわからないものも含まれている。また再版・改題も基本的には別の一種として数えられている。
- 4 野間および小野は、遊女の批評等を含まない純粹な細見類を遊女評判記に含む姿勢をみせながらも、自らが作成した年表には十種程度しか純粹な細見を含めていない。今、八木敬一・丹波謙治編『日本書誌学大系72 吉原細見年表』(青裳堂書店、一九九六)を参照し、野間も小野も年表に含めていない宝暦五年までの細見を数えると、九十九種になる。遊女評判記は野間らの研究を踏まえ二百種程度と説明されてきたから、この数えられていなかった細見を加えると、大幅にその数を増やすこととなる。
- 5 野間が京都島原揚屋町の角屋所蔵の屏風に貼り交ぜにせられているのを発見し草子の形に復原した。森銑三・野間光辰・中村幸彦・朝倉治編『随筆百花苑 第十二卷』(中央公論社、一九八四)に翻刻所収。
- 6 近世文学書誌研究会編『近世文学資料類従 仮名草子編三六 遊女評判記集(下)』勉誠社、一九七九所収。
- 7 花咲一男編『享保末期 吉原細見集』(近世風俗研究会、一九七六所収)。
- 8 野間・小野は改題・再版を基本的には別の一種としてカウントしており、筆者もそれに倣った。再版・改題された種の中に含まれていないものとして『吉原鑑』(諸分物・細見/万治二年初版力)、『諸分店嵐』(諸分物/元禄七年以降『色道諸分難波鉦』三版)、『交代盤栄記』(評判物/宝暦四年初版)、『吉原七福神』(評判物/正徳三年再版)がある。また『吉原鏡ヶ池』(評判物/天和三年)には「夏俵」「せんたく物」「礎」が先書として、『山茶よし垣』(評判物/延宝六年)には出版予定の評判物として「田舎者」が挙げられているが、これらはこれまで遊女評判記の年表に含まれてこなかった。なお『吉原鏡ヶ池』および『山茶よし垣』はPrinceton University, Marguand Library所蔵。Rare Books Call Number: NE1321.85.S58 S559・NE1321.85.S58 S5511⁹。
- 9 小野晋『近世初期遊女評判記集(研究篇)』(古典文庫、一九六五)、三八四頁。
- 10 野間や小野は「伝存」とするが、筆者では確認できないものもあつた。なお浮世絵研究者の渋井清が小野や野間が「未見」とする遊女評判記を多く所蔵していたようであるが(古版画研究學會『吉原本』岡倉書房、一九三六など)、現在も公にされていないものがある。
- 11 案内記は細見類に含まれる場合が多いが、『吉原恋の道引』など細見としての意味合いよりも遊びの手順を教えるという意味で諸分物に近いものもみえ、一部の案内記は諸分物に含めた。
- 12 評判が付されず遊女の名が列記されている場合に「名寄」とした。
- 13 但し対象地・内容が重複する場合は重ねてカウントした。

第四章 吉原遊廓における客と客

はじめに

遊廓において、客は他の客をどのように意識し、どういった関わり合いをもっていたのであろうか。その一端をうかがえる遊廓のきまりに、「さし合」がある。

「さし合」（「差合」「指合」とも）は目当ての遊女に先客がいた場合のことも言うが、客同士の間接をみるにあたって注目されるのもう一つの意味の「さし合」である。『色道大鏡』（延宝六年（一六七八））「巻第一 名目鈔」には、「おもひよる傾城をかはんとするに、其女の知音〔馴染み客〕と近付なれば、さし合といひてうらぬ法なり」¹とある。すなわち買いたい遊女がいたとしても、その遊女の馴染み客と知人であれば、その遊女は売ってもらえないというきまりである。同書『色道大鏡』にはまた「連哥にても、俳諧にても、おもひよる趣向ありて付んとするに、さし合あれば付えざる也、此心とひとし」²とある。すなわち連歌俳諧の差合、つまりは連歌や連句で同字・同類などの語が規定以上に近づくのを禁じることと遊女についての「さし合」は同じ考えであると『色道大鏡』の筆者藤本箕山は解しているのである。

この「さし合」というきまりは、当時の遊廓内における客同士の関係性をうかがい知れるという意味で極めて興味深い。何故なら「さし合」というきまりが存在したということは、客を受け入れる店側や遊女が客らの交友関係を把握していたということであり、それは客らが遊廓においてしばしば行動を共にしたであろうことを指し示しているからである。「第三章 遊女評判記の概要——その変遷と書き手・読み手」では評判物の様々な客とつながりを持った「書き手」が吉原内においてある種の勢力を築いていたことを論じたが、客らが吉原内においてどういった関わり合いを持ったかという具体的な点については、十分に論じ得なかった。また右に挙げた「さし合」は一部の客を禁じるきまりであるから、店や遊女がいかに客を禁止したかという「第七章 客として嫌がられた役者」以降の主題にも通じる。「さし合」をめぐる客がどう選択されたかについては「第五章 遊女に矛先を向ける客——遊女評判記にみる「さし合」」で詳述するが、本章ではそもそも吉原において客らが互いにどのような関わり合いをもっていたかについて、「さし合」などの諸事例に目を向けて論じることとしたい。なお本章では寛文から宝暦頃（十七世紀半ば〜十八世紀半ば）の遊女評判記を主な素材とし、上方の遊廓にも目を向けつつ、主に江戸吉原について論じる。

第一節 連れ立って遊廓に通うこと

先に見た「さし合」からもうかがえる通り、客同士はしばしば互いに面識を有した。後にみる通りそれは遊廓内で客が知り合う機会があったためでもあるが、そもそも多くの客は足を踏み入れる段階から友人・知人と連れ立った。奥平市六（推定）の『吉原すゝめ』（寛文七年（一六六七））には、遊女をかうきつかけについて次のようにある。

いにしへより、遊女にたはふるゝ者は、きはめてかしこきと、至ておろかなるとのわざなりといひつたへぬれど、それにもかきらすと見へたり。されは、まづ友にいざなはれてかの道に入事、おほかたの人のならひ也。³

すなわち、昔から「遊女にたはふるゝ者」は「きはめてかしこき」と「至ておろかなる」者だと
言われるが、それに限らず、「友」に誘われることが「おほかたの人」の遊びのきつかけとなった
という。この『吉原すゞめ』は新吉原創設から十年程経た頃の諸分物で、この頃は既に吉原にお
ける客の大衆化が進んでいた時期である。したがって「おほかたの人」には当初主要な客だった
武士のみならず、町人やその他の客も多く含まれているのであろう。同書にはまた他のきつかけ
として「子をしかり、弟をいましめ、しんるい、ほうゆうにいけんをなさんとて」、つまりは誰か
しらを叱ろうと足を踏み入れた筈が結局自らが染まってしまったという例や、「ふく人の、子のお
ろかなるをかなしみ、かのみちにも入なは、くがい〔公界。遊女勤め〕をも見ならひ、ものいひ、
さしあひもよからんなど思ひて、友をたのみ、つれをもよほしてかいならば」すといった、裕福
な親が子供を世慣れさせるために通わせたり、「下／＼にそゝのかされて」、「主人にともなひて」、
「かしら、奉行をなぐさめんとて」、すなわち日常的な主従関係をきつかけに足を踏み入れるとい
った場合があったようである⁴。この他、花見・舟あそびの帰りに立ち寄るといった例、粋な客の
姿をみて染まるといった例もみえる⁵。

このように人付き合いが遊廓通いに影響したとしても、そこに足を運ぶか否かは当然ながら当
人の選択である。しかしその選択は、男性同士の友人付き合いに影響を与える選択でもあった。
前掲『吉原すゞめ』には「その道にかゝるどし〔同士〕は、「よりあひこぞり、兄弟のごとくかた
りなぐさめ」るが、「道にいらぬ友」は、「いぶんしんほう〔古文真宝。堅苦しいさまやその人〕と
名付て、まけ／＼かいてすてよなとて、わかきものゝつきあいも、をのつからやむやうにな
りゆく」ため、「ふしやうにも、かはんと思ふ心の出くる」。等とあり、遊廓での遊びを共有しな
い者が悪口を言われ、日常的な仲間付き合いから弾き出される場合もあったことが知れる。同様
の記述は京都島原を対象とした評判物且つ諸分物である『難波物語』（明暦元年〔一六五五〕／作
者未詳／島原）にもみえ、遊廓に「一座のたはふれの体」で「一度二度は、男の見るべき道と思
ひ」足を向けたり、「話より心おごり〔人の話を聞いて興奮し〕、あるひは友にいきらかさされ〔唆
され〕、あるひは、きたなびれぬ〔卑しい真似をする〕ためとおもひ、或はおさめたる〔大人ぶっ
ている〕と人にいはれんもいやさにしめて求めて、座につらね」るような者もいたという⁷。こ
うした考えが各地でいかに形成されていたかはわからないが、右に挙げた『難波物語』（明暦元年
〔一六五五〕／島原）と『吉原すゞめ』（寛文七年〔一六六七〕／吉原）を見る限り、少なくとも
十七世紀半ば頃には江戸や京都でこうした考えがあったことがわかる。当然ながら遊廓に通うこ
とを自ら求めない男性もいたが、そうであっても仲間関係を慮り、足を運ばざるを得ない状況が
あったことは興味深い。

遊廓へ通うか否かが仲間関係に影響したことからもわかる通り、ふつう遊廓へは誰かと連れ立
って行くものであった。先に挙げた『吉原すゞめ』の作者も、書名のとおり「吉原すゞめ」、す
なわち自らは金を出さず大臣客に付き従って遊ぶ客であったと推測されている⁸。また本章の対象
年代より後の洒落本にも客が連れ添う様は多く記されている⁹。では、遊廓通いはどれくらいの人
数で行われたのか。『徒然草』の注釈本『徒然草鉄槌』を模した評判物且つ諸分物である『吉原失
墜』（延宝二年〔一六七四〕）には、「通う人数について「つれ多からず、にわくさきよき上屋（編懸）のざし
きにあそびたるばかりなくさむ事はあらじ」と、まず本文で少ない人数で庭がいい揚屋で遊ぶこ

とが肯定されており、当該文に対する註として「たまさかなる一座などは、つれがいおほくさわぎたる、おもしろきものなれ」と、偶然一緒になった一座は大勢で騒いだ方が面白いが、「水法〔粹〕なるやつらは一あるとも、二三人づれこそ、しつぱりとすれと申侍る。またある人申されしは、つれなく一人しつぱりと出たるこそ、おもしろきと申されし、珍重／＼」¹⁰と、「粹」な客たちは二三人連れでしつぱりと行くのが面白いと言ひ、あるいは一人で行くことこそ面白いと言う客もいるという。すなわち最良とする人数は各人の好みに拠った。但し一人遊びを好む意見について作者は「ある人申されし」としており、そうした意見が然程多くなかったことがうかがえる。

以上本節でみてきたように、客は日常的な人間関係をきつかけとして、吉原へ足を踏み入れるのが習いであった。尤もそれは必ずしも客らが望んだ結果ではなく、男性の仲間関係など、周囲からどうみられるかがその選択に影響した。同様に客が周囲の目や関係性を意識し振る舞ったであろうことは、酒宴の座（宴席）における客の関係からもうかがい知ることができ。次に、この酒宴の座（以下、座と略記）における客同士の関わり合いをみていきたい。

第二節 座における客

客はしばしば日常的な人付き合いの延長として吉原へ通ったが、吉原において客同士が新たに知り合う機会も存在した。その機会の一つとして、本節で注目する座（宴席）がある。先にも挙げた寛文七年（一六六七）の『吉原すゞめ』には、「又、五三人の一座のうち、しよたいめんどの男、はなす〔買う〕女郎に、つれの近づき有は、よしあし也」（数人の一座になった時、初対面の男が話す女郎に近づくのは善し悪しである）¹¹と、座で初めて会う男とその遊女に関する心がけが記されている。他の客が座に立入ったことは宝永六年（一七〇九）頃の『吉原つれ／＼草』にも記されている¹²。すなわち吉原では連れ立った友人・知人のみならず、知らない客と同座する状況があったということである。

吉原において知らない客も入交るような座がとりもたれるのは、本章で対象とする宝暦期までにおいては主に揚屋である。揚屋については本稿「序」において詳しく述べたが、客が遊女屋（遊女を抱える店。女郎屋、置屋とも）から遊女を呼んで遊興する店のことで、揚屋は客の要望を聞いて女郎屋から遊女を呼び出し、客と座敷で遊興させた。客は遊女を事前に見立てておくか、店の者に任せたり、仲間の意見によって遊女を選んだという。揚屋に上がることを許されたのは最高級の太夫とそれに次ぐ格子のみであったとしばしば説明されるが¹³、下位の安女郎の局（五寸¹⁴）なども、揚屋の酒宴に参加する機会は存在した。また揚屋にあがることができないとされる「さん茶」（散茶女郎）は先にも触れた通り女郎屋の二階で遊んだ。したがってこの二階の座敷も座が催される場となり得たと考えられる。散茶が簡易的な揚屋の役割をした茶屋に上がり、酒宴を催し、その後客と散茶が共に女郎屋の二階へ向かうということもあつたらしい¹⁵。先に挙げた『吉原すゞめ』や『吉原つれ／＼草』の座がいずれの場において催されたものかは定かでないが、このように吉原においては種々の遊女および客を対象とし、数人で催す座の機会は存在した。なおそうした座には、ふつう客達とその相方の遊女達のみならず、太鼓持や芸者も同席した。

次に、座における客同士の関わりに着目してみよう。遊廓に通うか否かが男性仲間の関係に影響したことは先に述べたが、座における振る舞いもまた、客同士の関係に影響した。たとえば先に触れた『新吉原つね／＼草』（元禄二年〔一六八九〕／諸分物）には、客が友とするのに悪い人

物の特徴が挙げられている。なお同書は『徒然草』の注釈書に擬えた諸分物であるが、本文を「磯貝捨若」と称する俳諧師磯貝舟也が執筆し、頭注は「一代男世之助」と称する井原西鶴が記したとされる。次の引用は磯貝舟也による本文である。磯貝舟也は静岡の出身であるが、諸国遍歴を重ねた人物で、江戸での経験をもとに吉原についての文章を著し、大坂で西鶴を訪れた際にこれを託したという¹⁶。

友とするにわろきもの七あり。口舌好む人、二には大よせこのむ人、三には大酒する人、四には諸分しらぬ人、五には床いそぎする人、六には飛過なる人、七には喧嘩このめる人¹⁷

すなわち、①口舌（遊女との喧嘩）を好む人、②大寄（大一座）を好む人、③大酒飲み、④諸分（遊廓のしきたりや作法）を知らない人、⑤遊女との床入りをいそぐ人、⑥移り気で浮気な人、⑦喧嘩を好む人などが、友にすべきでない人物という。右に挙げた磯貝舟也の見解の中で、座における客同士の間係をみるにあたって特に注目されるのは⑤床入りをいそぐ人（以下、床いそぎと記述）である。床いそぎは言葉の通り遊女と早く床入りを果たしたがることであるが、座が取り持たれた場合、客は周囲の様子をうかがいながら遊女との床入りを果たさねばならなかった。

同書の西鶴の註によると、「此里〔吉原〕にかよふ者、十人が九人は座興に前後をわすれ、夜ふかすも有」が、これもいつも遊べる客ならば良いが、金のない中々来られない人が「ぶらぐ」と夜をふかさされ、床入まぢかねけるはふびんなり」という。更に、こんな「床入まぢかねける」男は、必ず女郎も振ったという。振られた男は「おきわかれても是をうらみ、さりとはむごひしかたと、人しれず男泣」し、再び吉原に行こうとは思わず、「並木の茶屋あそびこそ、はじめから帯ときて気さんじ〔気軽〕也」と、気を挫かれてしまうという¹⁸。床いそぎにまつわる客の葛藤が、「並木の茶屋」（浅草、駒形橋から浅草寺正面へ向かう通りをはさむ門前町〔台東区雷門二丁目〕。参詣路の両側に茶屋が並んだ）にはなく、座を伴うような遊びをする吉原ならではの葛藤であるという認識がうかがえる。

また西鶴による頭注では引き続き、床いそぎについて次のように述べられている。すなわち、右に挙げたように床いそぎに嘆く客がいる一方で、「折ふしは爰にきて、すこし子細をしつたる人」は「さはぎの最中にそらいびきなどして、すい物の箸もとらず。おの／＼大酒無用じや、腹中は大事の物じや」などと言って抜け出すやり方を知っているが、「いな所へ知恵を出しけるは、床いそぐと見えておかし」とあり、周囲にわかってしまうような床いそぎが、他客の嘲笑を買ったことがみえる。しかし西鶴によると、「されども此男も笑ひがた」いものであり、「極まる所は、床入りなしに捨てかへるはおもはしからぬもの也」と、床いそぎはみつももないが、床入りを果たせず帰るのも本意であるという見解が示されている¹⁹。西鶴は同書で吉原が「酒宴をはじめとして、たはふれあそぶを第一」とする場であると認めているが、当然ながら遊女との床入りも希求されていた²⁰。遊女と馴染まないうちは店側が客と遊女を床にうながすという手順もあったが、初回以降や大寄の場合は、客は周囲の目を気にしながら自ら床入りのタイミングをはからなければならなかった。そのために客は、果たしたい目的と周囲との関係性との間にはさまれ、しばしば苦悩せざるを得ない状況にあったのである。

座において客が他の目を意識したのは、こういった床いそぎという行為においてのみではない。

座は互いの容姿や遊興の態度についての優劣が争われる場合もあり、それは遊女からの人気にも影響した。例えば前掲『吉原つれ／＼草』には、相方の決まっていな「大一座の初会」では、相互に挨拶をする「盃の間」に、「我こそ夫を」⁽²¹⁾などと言って遊女が客を争ったことがみえる²¹。当然遊女に争われる客とそうでない客の間には軋轢が生じたであろうし、座に参加する前から客は互いの身なりや容姿を意識したのであろう。同書には右に続き、目当ての遊女がいるのであれば座敷に出る前に決めておくべきとある。座は遊女のみならず客にとっても品評される場であり、目当ての遊女が他の客と懇意になるジレンマも時に生じたのである²²。揚屋消滅後の史料においても、茶屋での遊びについて客同士が様々に張り合ったことや、どういった態度が良いといった記述は散見される²³。もつともこうした客同士の優劣が争われたのは座においてのみでないが²⁴、こうした客同士のいざこざを思えば、客は座にも参加せず、一人で通うのが一番のように思われる。

しかし、遊郭に通うか否かの選択同様、座に参加するか否かは、やはり客の仲間関係に影響を与えた。同じく『吉原つれ／＼草』には、「すい〔粋な人〕は人目につかいかゝるやう成りしか共、常に心にしまりてむだつかひなし。野郎女郎の一座をせさりき。人はかたくな也とて、若き中のましはりをゆるささりき。暫くもこれなき人は死人におなし」²⁵と、無駄遣いをせず座に参加しない、手堅く遊ぶ「すい」な客が、若い者の交わりからはじかれたことが記されている。

先にもみたとおり遊廓に通う目的はやはり多くの場合遊女との時間を過ごすことであつたが、周囲の客との関係を断つ客は嫌厭された。仲間同士での吉原通いには煩雑な問題がつきまತ್ತたにも関わらず、あくまで客同士の関係は重視され、多くの客は幾人かの知人・友人と連れ立って吉原に通つたのである。

更に仮に客が一人で遊ぶことを試みたとしても、そこにはまだ絶つことのできない問題が存在した。それが冒頭にも示した「さし合」である。次にこの「さし合」の事例を分析し、客が他の客をどのように意識したのかをみていくこととしたい。

第三節 「やう合」をめぐる客の問題

「さし合」とははじめに述べたとおり、買いたい遊女がいたとしても、その遊女の馴染み客と「近付」であれば、その遊女は売ってもらえないというきまりである。第五章で詳しく述べるが、このきまりは吉原のみならず広い範囲で客に共有されていたにも関わらず、しばしば破られたようである。遊女評判記には「さし合」をめぐるいざこざに関する記述がしばしばみえる。ここでは客同士の関わりをみるにあたり、そもそも「さし合」が問題となる「近付」がどういった関係性を指すかに注視していきたい。

延宝八年（一六八〇）『色道諸分難波鉦』（西水庵無底居士・諸分物）には「さし合」に関する話がいくつかみえる。『色道諸分難波鉦』は大坂新町遊廓を舞台とし、遊女と客の問答を通して遊廓の諸分（手管）を説く例話集である²⁶。その内「恋請」という話では、遊女「さがみ」（相模・位は天神〔上方で最高位太夫の次位の遊女〕）が「深ふ語る中」であるという男同士のどちらも客として遇したために非難される様子が描かれている。この話において遊女「さがみ」は二人の関係性を知りつつも渡世のために共に客にすることがうかがえるが、本来「深ふ語る中」である客同士は「近付」に該当し、「さし合」のきまりに則れば、いずれかを拒否すべきであつたことがうか

がえる。

「さし合」はそもそも客同士や客と遊女との諍いを避けるためのきまりであろうから、このように「深ふ語る中」であるという客同士が「近付」に該当するのはよくわかる。しかし「深ふ語る中」のような間柄のみが「近付」と捉えられていた訳でもないようである。たとえば延宝三年（一六七五）の評判物『山茶やぶれ笠』『野分』の評では、「野分」の客に従い登楼した太鼓持が翌日「野分」に会ったところ、その太鼓持ちを客にすることを「野分」が拒まなかった点が問題とされている²⁷。太鼓持は客に付き従い遊びの手引きをする者で、宝暦年間（一七五一―一七六三）以前は兼業がほとんどであり²⁸、はやらぬ医者や針立て、座頭・役者・相撲とり等が兼ねたという²⁹。また「第七章 客として嫌がられた役者」で見るとおり、太鼓持を「かはらやくしや」と呼び、太鼓持を客にした遊女を非難する評判もみられる。つまり太鼓持は卑賤とされる身分・職業の者が多かった。更に言えば太鼓持は遊廓に足を運ぶ客らとは友人であると言うよりは、金銭を介した関係であろう。それにも関わらず『山茶やぶれ笠』『野分』の評判において、太鼓持の登楼は問題とされている。

更に、既に通ってこなくなった客との関わりにおいても、客は「近付」となり得たらしい。このことは『色道諸分難波鉦』の「木枯」という話からうかがえる³⁰。やや長くなるが、重要な部分を抜粋し以下に紹介する。

遊女「主水」（位は天神）の馴染み客は「主水」と会うのは五回目である。客は「最早いかふ心易くなりました程にいひます」（互いに馴染んだので言います）と前置きし、「こなたはいろいろと久しう会わしやつた。いろには兄弟一分に語りますゆへに、今迄思ひながら御目にかゝりませなんだ」と言う。すなわち「いろ」という客と「主水」は以前馴染みであり、「いろ」と自分は「兄弟一分に語る仲であつたため自分は「主水」に会わなかつた。しかし「この中「最近」は手がきれたと聞まして、嬉しうてならなんだ」と、「主水」と「いろ」の仲が切れたために自分は「主水」に会うようになった告白する。更に「先度から最早言わふか〜と思ふたれ共、今少し馴染みでからと思ふた」と、これを告白することを躊躇っていたことも告げている。既に「いろ」から「主水」に対して音信はないようだが、客は別れたとは言えまだ「いろ」のことを思っているだろうと「主水」を氣遣っている。この例話からは、既に関係が切れたことがわかつている場合でも、客は遊女に馴染むまで自らがかつての客の「近付」であることを言い難かつたことがうかがえる。もちろんこうした「さし合」にまつわる判断は、遊女かつての客の馴染みの深さやどのように関係が切れたか等によっても異なつたであろう。作者未詳『ね物がたり』（明暦二年（一六五六））には縁の遠いものでも強引に尋ね出し、「さし合」として禁止する客が「月」（野暮）として記述されている³¹から、少しでも縁があれば誰かれかまわず「さし合」になつたと言う訳でもなさそうである。遊女や店側としてはいくら「さし合」であつても、一人でも客を多く取りたいというのが本音であつただろう。先の遊女「主水」（『色道諸分難波鉦』『木枯』）の話の元は、島原の諸分物『秘伝書』（明暦元年以前）に載る「ちるん、中きれたる男の。そのともはうばいと、はなすとき、返事の事」と推測されている³²。細部は異なり、肝心の「さし合」の言葉もみられないが、『秘伝書』ではほぼ同様の遊女の手管が「さきの人」が聞いても嬉しがり「いまの人」も頼もしく思うように話をせよという趣旨で載せられている³³。また『秘伝書』より早い島原の秘伝物『こそぐり草』（承応二年（一六五三））には「同座に知音あまたある時の事」³⁴と、「知音」（馴染み

客)が同座することを想定した遊女の手管が記されている。全く他人同士の客が「あまた」同座することがそうあったとも考えにくいから、これは遊女が「さし合」を気にせず客をとった場合に起きた不測の事態であったのかもしれない。この頃に「さし合」のきまりがあったかは不明だが、遊女が「さし合」を破るのは渡世のためにある種当然のことであったのだろう。

以上の検討から「近付」の範囲について整理すると、少しでも繋がりがあれば「近付」とされた訳ではないが、過去の客でも「さし合」になり得たこと、また本来客に従属する立場の太鼓持であっても「近付」の範囲に属したことがわかる。しかし「さし合」やそれが問題になる「近付」には確たる基準があったというよりは、遊女と客の間の人情の機微に立ち入ったレベルで判断が下されたように見受けられる。『色道大鏡』には「さし合」が遊廓の「法」と説明されていたが、それは多分に流動的な「法」であった。

しかしこうした「さし合」の事例を見る限り、注目されるのは、「さし合」を破った場合の非難があくまで遊女のみに向けられているということである。しかし当然ながら、「さし合」は「近付」の客が買おうとしたために起きる問題であり、遊女のみが過失があった訳ではない筈である。知らなかったのであればともかく、本章でみてきたとおり客はしばしば自らが「さし合」であることを理解していた。それにも関わらず、何故「さし合」の責任が遊女のみを負わされているのだろうか。「さし合」の責任については改めて「第五章 遊女に矛先を向ける客」で詳述するが、その理由の一つに、遊女をめぐって他の客と諍いを起こすことが、遊女への執着をあらわす態度とみなされかねなかったのではないだろうか。最後に一人で遊廓に通うことに対する記述を概観し、客同士の関係性と遊女への執着がいかに関連したかを考察していきたい。

第四節 一人通いからみる吉原

これまでみてきたように客はしばしば友人・知人と連れ立って吉原に通い、また見知らぬ客と同座し共に騒ぐこともあった。しかし一人で通い、一人で遊ぶこと(以下、一人通いと呼ぶ)を好む客もいた。そのことは、前掲『吉原つれ／＼草』に座興に参加しない「すい」の記述があることや、『吉原失墜』に「ある人申されしは、つれなく一人しつほりと出たるこそ、おもしろきと申されし、珍重／＼」³⁵といった記述があることからもうかがえる。一人通いを肯定する見解は本章「はじめに」で引用した『色道大鏡』(延宝六年「二六七八」)にもみえる。同書は「色道」を樹立するという志のもと、藤本箕山によって著された。箕山は上方出身ではあるものの諸国の遊廓を実見した人物であるらしく、同書では島原をはじめとし、吉原を含む多くの遊里・遊廓に言及がある。巻第五「二十八品」は野暮から粹となる階梯が二十八段階で記されているが、野暮から半粹に至る段階である第七「暫偽品」^{ざんぎほん}には、客として「粹」に一步踏み入れた段階において一人通いが行われようになるとある。すなわち「一度すこしばかりの事にあへる輩」^{ひとまがり}は色道に「子細あり」と考えるようになり、次第に「世間を憚り、つれをうと」む程、「恋のおく山に入」^{こゝろめい}込んていくようになるという³⁶。また遊女の規範を説いた同書巻第四「寛文式下」では、「高名の女郎」^{たかめい}は突然の初めての客で、且つ連れ衆と来た客には会う必要が無いと述べており(但し太鼓持ちのみ連れている場合は良い)、著者箕山は仲間と連れ立たないことを「粹」な行爲とみなしているようである³⁷。箕山は他の客と馴染むことの弊害も記しており、巻第五「廿八品」の第廿「等賤品」^{とうせんほん}には、遊廓遊びを長くすると「いかなる高貴、福人も」皆お金を使い果たし「其身いやしきにお

ちいる」から、「野卑やひさうじん雑人」なども無理に親しんで来て煩わしく、更に関係を切れずにそういった客と親しんでしまうと人目に恥ずかしく後悔が募るとあり、嫌な客とも繋がってしまう座の状況が垣間見える³⁸。このとおり『色道大鏡』を見る限り、一人通いは「粹」であるのみならず、嫌な客と繋がるという弊害に対しても理に合った行為であったようにみえる。にも関わらず、それが必ずしも当然のこととして受け入れられなかったのは何故なのであるうか。

そもそも客が連れ立った理由としては、本章第一節で見たとおり、遊廓通いが日常的な人付き合いのもとに行なわれ、そうした付き合いを拒否するか否かが男性同士の仲間関係に影響した³⁹と等が考えられる。それに加え、高級遊女に会う場合は紹介者が必要であったこと³⁹、また遊廓の慣習に疎い者の場合、それをよく知る人物と共に通った方が都合が良いといった必要に迫られた事情も存在したであろう⁴⁰。しかしこれらの事情のみが、一人通いが一般的な行為とみなされない理由であったのだろうか。

これまでみてきた史料から考えるに、一人通いが否定されたのは、それが理に適う行為であった反面、同時に箕山の言う「恋のおく山に入る」こととして捉えられたためではなからうか。「恋のおく山に入る」ことは、すなわち真剣に遊女に惚れ込むことである。評判物且つ諸分物である『長崎土産』（延宝九年「二六八」）にも、「あまたつれ衆もともなハ」ないことは粹（甘膚）の行為であるが⁴¹、遊女が客に実のある場合は客が連れや太鼓持と共に来ることを嫌がる⁴²とあり、一人通いが遊女との真剣な付き合いを思わせる行為であったことがうかがえる⁴²。先述の『吉原つれ／＼草』（宝永六年「二七〇九」頃）には「たゞ真実にて逢てくるゝのひとりは、いかふ有かたきみそ」⁴³と、遊女にとつて真剣な客は有難いことも記されているが、同時に「遊女にふかく契らん人」に「すみやかに切べし。誰をかはぢ、誰にか知られん事を願はん。ひとり客〔遊女が他になじみを作らず特定の一人のみを客とすること〕に成なん事、またそしりのとなり」⁴⁴ともあり、真剣な客は遊女にとっては良い客であるものの、他の客から見ればそのような客は「すみやかに切べ」き存在とみなされたことがうかがえる。だからといって様々な遊女と付き合う客も嫌がられたようだが⁴⁵、いずれにせよ遊女に深く契る客が肯定され難かったことは、何故多くの客が連れ立ち遊廓に通ったかの一つの解になるであろう。すなわち、客の連れ立ちは遊女に深入りし身を滅ぼさないようにするための方策、あるいは深入りしていないことを周囲に表明するための態度として一つの意味があったと推測できるのである。同様に「さし合」において客が他客に抗議しない理由も、遊女に執着していないことを表明するための態度と捉えることもできるであろう。

以上のように一人通いを解釈すれば、他方で客の連れ立ちは客が日常生活から逸脱しないための枷としての意味をもったのではないか。『吉原つれ／＼草』にあったように、一人通いは無駄遣いをしないという意味において、一見遊廓外での日常を守るための手段である。しかしその節約はあくまで遊廓に長く通うための方策であり、つまりは「恋のおく山に入る」行為でもあった。一方、遊廓外の知人であれ遊廓内で知り合った客であれ、誰かしらと連れ立てば、それは遊廓外の日常を思い出す契機となり、客は日常につきまとめられたであろう。もつとも連れ立った理由の全てがそれであり、またそうした理由に客が自覚的であったとは思われない。先述のとおり本案内な客は誰かと連れ立ちたがったであろうし、また単に仲間同士が楽しいという思いもあったであろう。しかし一人通いが遊女との真剣な付き合いを思わせるものであったという記述を裏返

せば、様々な不自由を感じながらも客らがあえて連れ立った要因の一つとして、日常から逸脱し過ぎないよう構える姿勢が根底にあったと推測されるのである。

おわりに

以上、本章では客同士がどのように互いを意識し関わり合いをもったかを、主に寛文から宝暦頃（十七世紀半ば～十八世紀半ば）の吉原を対象に論じてきた。吉原はふつう見知った人間と連れ立って通う場であったが、そうした連れ立ちは必ずしも客の本意ではなく、周囲との関係を憂慮した選択の場合もあった（『吉原すゝめ』）。また酒宴の座は普段知り得ないような客同士が出会う場ともなったが、一方で互いの行動や容姿の評価が行われる場でもあり、客は遊女と本来の目的を果たすにあたって、周囲の目を意識せざるを得なかった（『吉原すゝめ』『吉原つれ／＼草』）。これは気軽に遊べる「並木の茶屋」など、非公許の茶屋などとは異なる吉原特有の問題であり（『新吉原つね／＼草』）、また連れ立って遊ぶからこそ起きた問題とも言える。こうしたことを考えれば、客は吉原へ一人で足を運ぶのが一番気楽そうなものである。しかし吉原へ通わない者が仲間付き合いからはじかれたのと同じように（『吉原すゝめ』『難波物語』）、仲間と連れ立たないような客もまた仲間からは嫌がられた（『吉原つれ／＼草』）。但し仮にそのような周囲の目を無視し一人で通ったとしても、知人と同じ遊女を買うかもしれないという問題（『さし合』）は存在した（『山茶やぶれ笠』）。『さし合』は表面上客と遊女の問題として扱われたが、本来は見知った客同士の問題であった筈である。すなわち客らは遊女の間にはさむ形でも、酒宴の座でも、常に他客との関係を意識せざるを得ない状況にあった。それにも関わらず客らが連れ立ったのは、第四節で論じたように、それが遊女に執着していないことを周囲の仲間に示す意味もあったであろう。

しかしこのように吉原が周囲を意識する場であったことを思えば、「第三章 遊女評判記の概要」で論じたような遊女評判記の書き手および客らの紐帯が築かれたことにも納得が行く。吉原は個々人で遊女のみを相手取る場ではなく、知人・友人のみならず見知らぬ客を意識し振る舞う場であった。書き手は太鼓持的な立場にあったと思しき者も多く、そうした者が接点となった場合もあるう。

以上本章では客同士の関わり合いを概括的に論じたが、次章では更に「さし合」に注視し、こうした「法」を破った場合、何故客らが遊女のみを非難したかについて考察していくこととした。

註

1 新版色道大鏡刊行会編『新版色道大鏡』（八木書店、二〇〇六）、三五頁。

2 『新版色道大鏡』、三五頁。

3 奥平市六（推定）「吉原すゝめ」（江戸吉原叢刊刊行会編『江戸吉原叢刊 第一巻』八木書店、二〇一〇）、一九六頁。

4 『江戸吉原叢刊 第一巻』、二〇〇頁。

5 『江戸吉原叢刊 第一巻』、一九七・二〇〇頁。

6 『江戸吉原叢刊 第一巻』、一九七頁。

7 野田壽雄校註『仮名草子集(上)』(朝日新聞社、一九七二)、三〇六頁。なお括弧内の註も同書の註を参考にした。

8 小野晋『近世初期遊女評判記集(研究篇)』(古典文庫、一九六五)、一四八頁。

9 渡辺華山カ「つゞれの錦」(天保七年成立)には「傾城買は、いかほど親がとめたりとも、その年ごろになりては、仲間のつき合ひか何かゞ有りて、いかなるかたき息子にても、一度か二度は必ずあるもの」とある(江戸吉原叢刊刊行会編『江戸吉原叢刊 第六巻』八木書店、二〇二二、四二九頁)。また慶応元年、廓遊齋都生「傾城三略巻」には「友達の馴染で行女郎屋へ行ならば、先初会は付合にて相方の女郎を買べからず」とあり、自分は買わないものの「付合」として友人の馴染みの遊女屋に行くような場合もあったらしい(『江戸吉原叢刊 第六巻』、五〇五頁)。

10 油虫朝臣濡高氏勘太郎・頓敵朝臣ふくべ氏十太郎「吉原失墜」(江戸吉原叢刊刊行会編『江戸吉原叢刊 第二巻』八木書店、二〇一〇、一三四―一三五頁)。なお『江戸吉原叢刊 第二巻』の「解題」には原本所在不明のため『未完隨筆百種』(三田村鳶魚編)に依って翻字したとあるが、現在(二〇一九年)は Princeton University の Marguand Library 渋井清コレクションに刊本の所蔵が確認できるといいたる所をすゝめ「先書『よしはらつれ〜草』(伝存不明)を抄し註を付すことであると「序」にみえる(『江戸吉原叢刊 第二巻』、二二七頁)。

11 『江戸吉原叢刊 第一巻』、二〇六頁。

12 結城屋来示「吉原つれ〜草」(江戸吉原叢刊刊行会編『江戸吉原叢刊 第四巻』八木書店、二〇一一、三九五頁)。著者結城屋来示は吉原一丁目の妓楼「ゆうきや又四郎」で、俳人宝井其角の門人。以上の著者情報および刊行年については『江戸吉原叢刊 第四巻』、五一六頁に拠った。

13 西山松之助編『日本史小百科 遊女日本史小百科』(東京堂出版、一九七九)、二六頁。

14 揚げ代が銀五匁の安女郎。『吉原大鑑』(天保五年)によると二寸・三寸局もいたが、宝永年中には途絶えたという。また京都には「八寸」もあり、八匁で揚屋入りが許されたと『吉原つれ〜草』にはある(『江戸吉原叢刊 第四巻』、六五頁)。

15 散茶は遊女屋の二階で遊ぶ「内留」とされるが、宝永六年頃成立『吉原つれ〜草』には「さん茶も、ふたりかふるなとつれて、ちや屋へ出たるきばらし、ゆゝしと見ゆ」(『江戸吉原叢刊 第四巻』、二八五頁)とある。宝暦以後に茶屋が揚屋の代わりとなり、遊女が茶屋まで客を送迎し、枕は許されなものの酒宴に侍座したことを考えれば(喜田川守貞『近世風俗志(守貞謄稿) 三』岩波書店、一九九九、三五五頁)、宝暦以前から散茶が茶屋で酒宴を催したことが想定される。¹⁶ 石上阿希「解説(新吉原つね〜草)」(『江戸吉原叢刊 第四巻』、五〇八・五〇九頁)。この『新吉原つね〜草』については野田寿雄「新吉原常々草」(『国文学：解釈と鑑賞』二五・十一、一九六〇)の四九・五二頁に詳しい。野田は西鶴がかつての江戸旅行思い出してか頭註を付けたと推測しており、本書が西鶴の吉原についての造詣や批判をくわしく知る上で最も有力な材料であるとの見解を示している。

17 磯貝捨若・一代男世之助(磯貝舟也・井原西鶴)「新吉原つね〜草」(『江戸吉原叢刊 第四巻』、

九八頁)。

¹⁸ 『江戸吉原叢刊 第四巻』、一〇一―一〇二頁。

¹⁹ 『江戸吉原叢刊 第四巻』、一〇二頁。

²⁰ 『江戸吉原叢刊 第四巻』、九九頁。もちろん個人により目的は異なつたであろう。『吉原大全』(明和五年)には女郎にかまわない「吉原ずき」の客がいたことがみえる(醉郷散人「吉原大全」〔江戸吉原叢刊行会編『江戸吉原叢刊 第五巻』八木書店、二〇一一〕、四二五頁)。

²¹ 『江戸吉原叢刊 第四巻』、三五二頁(下巻 四段)。

²² 他に座において周囲の目を気にする例としては、大坂の諸分秘伝物『色道諸分難波鉦』(西水庵無底居士著・延宝八年序)に、田舎侍の客は馴染むにはいいが、粋の大寄せの場では遊女がひげ目を感じるといったことが記されている(西水庵無底居士「色道諸分難波鉦」〔中野三敏校注『色道諸分難波鉦』岩波文庫、一九九一〕、二九頁)。

²³ 「仲の町の茶屋において」初心なる見へ客は、二階でしやれるは人目にたゞずして客のそん也と言ふ。又粋の粋にいたつては、かえつて縁先二大々と居るをよしとせず(文化十一年/露曉カ「四季の花」『江戸吉原叢刊 第六巻』、三七二頁) / 「二座の時、我あふ女良には目立ぬやうがよきなり。女郎も、我あふ人にもたれかゝりはなれぬは、いかにまかせたる身なればとて見ぐるし」(安永年間/作者未詳「大通伝」『江戸吉原叢刊 第六巻』、三二―三三頁)等。

²⁴ 客の出す祝儀(総花)は登楼客の目に付く場所に張り出されたという(佐藤要人・最上亮太郎「傾城買心得帖」〔国文学・解釈と鑑賞』四七三(三七―四)、一九七二、一四一頁)。また島原遊廓の話となるが、延宝九年刊の作者未詳「都風俗鑑」には、揚屋の座敷は勿論、揚屋の「勝手」(台所)などで見知つた客に出くわし、相手が自分よりも位の高い遊女を買っていることがまわりまわつて噂になることを嫌に思い、ひたすら上の位の遊女を求め登楼する客の心理が記されている(『新日本古典文学大系 仮名草子集』、四三九頁)。他に長崎の話になるが、享保五年(一七二〇)頃に長崎に赴いた筆者が延享三年(一七四六)頃に書き留めた雑記である『長崎閑話』に「寄合町と申遊女町は見せも格子作りにて丸山のことくの懸りなれ共、太夫天神等の女郎はなし。小天神より下の安もの計也。夫故寄合町へ行客はよきものは行す。よきもの行けは人に見られぬやうに隠れて行也。寄合町へ行ては友達へ幅に咄事成らす」(作者未詳「長崎閑話」〔原田伴彦他編『日本庶民生活史料集成 第八巻 見聞記』三一書房、一九六九、四六四頁)などがある。すなわち「よきもの」が分不相応に下級の遊女を買う場合などは、他の客に見られるのを恥ずかしがり、そもそも連れ立つこともなかったようである。

²⁵ 『江戸吉原叢刊 第四巻』、三三四頁(上巻 百九段)。

²⁶ 野間光辰解説『近世文芸資料五 難波鉦 附返答古銀買』(古典文庫、一九五七)、六一―四頁。本書の舞台とする遊廓は大坂新町であるが、内容は初期の島原の評判物『こそくり草』『秘伝書』などを基礎としている。また『諸分店風』(年未詳)や『好色罌粟鹿子』(元禄七年)としても改題再板されているから、この当時の大坂新町のみに通用する内容だつた訳ではない。なお引用は本来影印をのせる『近世文芸資料五 難波鉦 附返答古銀買』(野間光辰解説 一九五七、古典文庫)からすべきであるが、適宜一部の平仮名を漢字に改める等した『色道諸分難波鉦』(中野三敏校注 一九九一、岩波文庫)の方が文意を取り易いと考え、あえて後者に拠つた。平仮名が漢字に改められた部分については、もとの平仮名

がルビとして振られている。以下の『色道諸分難波鉦』の引用についても同様である。

²⁷ 小石河住山水氏頓滴林「山茶やぶれ笠」(『江戸吉原叢刊 第二巻』、三九二-三九三頁)。

²⁸ 藤井宗哲『たいこもち(幫間)の生活』雄山閣出版、一九八二、九頁。

²⁹ 好色軒・南花軒「朱雀しのぶずり」(芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成 第九巻 遊び』三一書房、一九八三「初版一九七四」、五九-六〇頁)等。

³⁰ 『色道諸分難波鉦』一〇六一-〇九頁。

³¹ 作者未詳『ね物がたり』(小野晋『近世初期遊女評判記集(本文篇)』古典文庫、一九六五、一七四頁)。

³² 『近世文芸資料五 難波鉦 附返答古銀買』、九頁。

³³ 『近世初期遊女評判記集(本文篇)』、七九-八一頁。

³⁴ 従吾所好社編『東京新誌』(二、三、一九二八)「同著『東京新誌 第二巻』ゆまに書房、一九八七所収、二五九頁」。

³⁵ 『江戸吉原叢刊 第二巻』、一三四-一三三五頁。

³⁶ 『新版色道大鏡』、一六六頁。

³⁷ 『新版色道大鏡』、一一五頁。

³⁸ 『新版色道大鏡』、一九二頁。

³⁹ 暉峻康隆「付録 遊里の人と生活」(井原西鶴著・暉峻康隆訳注『現代語訳 西鶴全集 第一巻 好色一代男』小学館、一九七六、二九九頁)。

⁴⁰ 暉峻康隆「付録 遊里の人と生活」(『現代語訳 西鶴全集 第一巻 好色一代男』、三〇一頁)。

⁴¹ 悪性大臣嶋原金捨跋「長崎土産」(丹波漢吉校注『長崎文献叢書第二集第四巻 長崎土産・長崎不二賛・長崎萬歳』文獻社、一九七六、四〇頁)。なお本書は長崎を対象とするが、作者「前悪性大臣嶋原金捨」は京都の出身で、島原をはじめとした遊廓各所で遊んだ人物とある(『長崎文献叢書第二集第四巻 長崎土産・長崎不二賛・長崎萬歳』、十一頁)。

⁴² 但し客が連れや太鼓持と共に来ることを嫌がるのは、客に真剣であるようにみせる遊女の手管の場合もあつたという(『長崎文献叢書第二集第四巻 長崎土産・長崎不二賛・長崎萬歳』、五五頁)。

⁴³ 『江戸吉原叢刊 第四巻』、二八八頁(上巻 九段)。なお引用中のルビ(の)は『江戸吉原叢刊 第四巻』の原本東北大学附属図書館(狩野文庫)蔵本に付された柳亭種彦による傍注である。

⁴⁴ 『江戸吉原叢刊 第四巻』、三〇三頁(上巻 三十九段)。なお「に」に付した(ママ)は註43と同じく種彦の註であるが、「そしりの脱となり」の「」は引用者註である。上野洋三校註『吉原徒然草』(岩波書店、二〇〇三、五五頁)において当該箇所は「遊女いづちよに深く契ちぎらん人ひと、またくすみやかに切きるべし」、「ひとり客きやくに成るなるなんだ亦またそしりのもととなり」とされている。本章ではこれを参照し、前者は「遊女に深く契る人とは関係を切るべき」、後者は「一人客に成事はまた誇りのもとである」と解釈した。

⁴⁵ 『長崎文献叢書第二集第四巻 長崎土産・長崎不二賛・長崎萬歳』、四二頁。

第五章 遊女に矛先を向ける客——遊女評判記にみる「さし合」

はじめに

江戸時代において多くの男性がしばしば遊廓へ通ったことは、江戸の生活が紹介されるにあたり目を引くトピックとして度々取り上げられる。但しこの時代の遊廓通いは、ただ単純に店に行き、遊女を買うという単線的な行為としては記されていない。たとえば本章で注目する遊女評判記には、遊女と床入りする前段階としての酒宴の場がよく描かれており、ここでは遊女と客が駆引きに興じた様子がうかがえる。更に興味深いのは、そうした遊廓での遊びに興じるにあたり、多くの場合客が連れ立ち、遊びを共にする姿が多く描かれていることである。つまり、遊廓は複人数で通い遊ぶ場所とされているのである。

たとえば『島原大和暦』（天和三年（一六八三））には遊廓に通う道程が記されており、そこでは客は「つれ人」（連れ人。ここでは友人）と仮の名前を言い合わせながら遊廓へ足を踏み入れ、妓楼にあがった後は床入に至る前に、連れ人とその遊女も含めて座に興じている¹。他にも同じ趣味の仲間たちが大勢で登樓し宴会で大騒ぎしたといった例（延宝九年（一六八一）『都風俗鑑』²）もみえる。すなわち遊廓に通い遊ぶということは、単に自分一人で遊女と時を過ごすことを意味せず、仲間と共に連れ立って騒ぐこともその大きな割合を占めたのである。

しかしそうした客同士の関わり合いは楽しいばかりでもなく、客らが遊女をめぐる様々な形で張り合ったことは「第四章 吉原遊廓における客と客」でもみたとおりである。中でもそうした客同士の張り合いをみるにあたって興味深いのは、遊廓関係の史料にしばしば登場する「さし合」である。「さし合」は藤本箕山の『色道大鏡』（延宝六年（一六七八）序）によれば「おもひよる傾城をかはんとするに、其女の知音〔馴染み・恋人〕と近付なれば、さし合といひてうらぬ法」³であり、すなわち見知った間柄の客が同じ遊女を買おうとしたからこそ生じた取り決めであったと考えられる⁴。またここでは「さし合」が「法」という言葉で説明されていることも注目される。ここにみえる「法」は明らかに近代国家における「法」とは全く異なるものであるが、本章ではこの『色道大鏡』の箕山による「法」という言葉を「さし合」を考えるための最も適当なキーワードとして捉え、以下「法」という言葉を用い「さし合」についての議論を進めることとしたい。

「さし合」をめぐるのは「第四章 吉原遊廓における客と客」でも論じた通り、この「法」が破られた場合に何故その責任が遊女に被せられたのかという疑問がある。確かに「さし合」は、遊女がいかに客を取るかの問題でもあろう。しかし第四章でもみたとおり、「さし合」は偶然に友人・知人が同じ遊女を買おうとしたというよりは、あえてそれを破ろうとしたケースが多くみえる。何百人もの遊女が遊廓に存在した以上、全くの偶然で友人・知人が同じ遊女を買うことはそうなかった筈である。恐らく客らは友人・知人と同座するにあたり相手の遊女を見知るなどして、その遊女を買いたい願望にかられたのであろう。すなわち「さし合」は客らが連れ立ち、座を共にしたこと起因する問題と考えられるのである。

それにも関わらず「さし合」を破られた（または破られそうになった）客があくまでその原因たる「近付」（知人・友人）を非難しない理由の一つとして、第四章では客らが遊女に執着し過ぎていないことを示す意味があったと解した。しかし何故遊女のみ批判が行き、顧客を把握している筈の店側（遊女屋の楼主や遣手・揚屋等）が「さし合」をめぐる批判されないのかという

疑問点は残されている。遊廓内の「法」がいかに守られたかという疑問は、「第六章 吉原における客の貴賤」以降で論じる役者等の禁止の論点とも通じる問題である。したがって本章では先に扱った事例も含めて「さし合」を包括的に分析し、改めて「さし合」をめぐって遊女と客、客と客、更にはそれに店側がいかに関わり、その「法」の責任が何故遊女に見出されるに至ったのかを明らかにしていくこととしたい。

第一節 客をめぐって

第一項 先行研究と研究視角

近世遊廓において客が連れ立って遊廓へ通い遊んだこと（以下、同道と記述）、およびそれに伴って生じた客らの軋轢に注視する研究は、管見の及ぶ限りほとんどみられない。但し、それはこれまでの研究において、客の同道という現象が認知されてこなかったことを意味するのではない。遊廓の客の種別について着目する研究⁵では、そこで引かれる史料中にしばしば客とその友人・知人の同道がみられるが、そのことが取り立てて言及されてはいない。すなわち、先行研究において客の同道は自明の現象として把握され、またそこに生じる軋轢の存在も説明の対象とはなされてこなかったということである。

更によれば、本章において「さし合」の責任の所在を考える上で特に留意しておきたいのは、遊廓を記す史料——とりわけ本章で着目する遊女評判記の書き手が男性であるという、ある意味では当たり前の点である。

江戸時代の遊廓についての史料の中で、遊女自身を書き手とした史料は非常に稀である。すなわち江戸時代の遊廓は基本的には当時を生きる男性によって記録に残されてきたのであり、その記述には男性のバイアスがかかっている筈である。しかしそうした視角に無自覚のまま、男性の記す遊廓や遊女の姿が当時のありのままを表すものとして解釈されることは少なくない。本稿を通して批判する「遊廓が貴賤を問わない場」であるとの説明も、ある意味では一部の書き手＝男性のバイアスを無批判に看過してきた結果であろう。

このような従来の遊廓研究の傾向に対し、小谷野敦は遊廓に関する記述がいかに男性主導のものであったのかを踏まえ、且つそこに通った男性の階級に留意しつつ、男性たちがいかなる規範・立場をもつて遊廓に通い、そこでいかに「恋」をしたのか等を論じている。小谷野はそうした議論を必ずしも一次史料の分析に基づき提示している訳ではないが、小谷野の指摘、とりわけその記述が男性主導であるという視座は、遊廓の客を論じるにあたっても不可欠である。これを踏まえ、本章では当時の史料が基本的には男性の視点で作成されたことに留意し、『色道大鏡』の箕山が遊廓の「法」と称す「さし合」を分析する。したがってそこから導き出されるのは実際の「さし合」や遊廓内「法」のあり方というよりは、書き手である男性たちが「さし合」をめぐっていかなる願望を抱き記述したかということになる。

第二項 遊女評判記

「さし合」を論じるための格好の素材として、これまでも注目してきた遊女評判記がある。多くの場合遊女評判記の作者は実際に遊女を買う客でもあったことが示唆されており、その立場から実在の遊女の批評、または作者自身の実体験や他の客とのやりとりを示しながら遊廓での作法を記すという姿勢がとられている。「第三章 遊女評判記の概要」でも触れたとおり、中野三敏は

遊女評判記をまさにその時に照準を向けた「当代性」を備えた史料とするが¹⁰、正確に言えばそれは書き手であり買い手でもある男性にとつての遊廓の現実を語る史料であると指摘できる。そこから読み取れるのは「当代」の男性たちからみた「当代」の男性たちが納得のできる遊廓の作法や遊女の姿であり、すなわちそこにはある種の願望が多分に含まれていたと考えられる。以上の史料的な性質から、遊女評判記は、遊女に対して向けられた男性の視点を探るための格好の史料であると判断できる。以上を踏まえ次節からは、遊女評判記の記述から「さし合」をめぐる論理を析出していきたい。

なお遊女評判記を分析するに当たり、対象とする地域や年代は絞らず「さし合」の事例を追ったが、結果として本章では明暦頃から貞享頃までの江戸吉原・大坂新町・京都島原を抱合した議論を展開することになる。

第二節 「さし合」の様態

第一項 「さし合」とは

本章で注目する「さし合」の意味は「第四章 吉原遊廓における客と客」でも触れたが、ここでは改めて詳細に「さし合」が何たるかについて確認する。「さし合」は「おもひよる傾城をかはんとするに、其女の知音〔馴染み客〕と近付ちかづきなれば、「さし合」といひてうらぬ法ほうなり」と藤本箕山による遊女評判記『色道大鏡』（延宝六年〔一六七八〕序¹¹）巻第一「名目鈔みやうもくせう」に説明がある¹²。「さし合」はその性質からして客らが複数人で同道したが故に必要なになった調整機能と考えられるが、遊女評判記にはその調整がいかなる形で進むのかという点について、実録的な例示のもとに記されている。

「さし合」がいつ頃から存在したのかは定かでないが、管見の及ぶ限り、早くは島原を対象とした遊女評判記『嶋原集』（作者未詳・承応四年〔一六五五〕）に「さし合て帰らん人に」とあり¹³、また翌年（明暦二年〔一六五六〕）刊行の同じく嶋原を対象とした『ね物がたり』（作者未詳）にも「指合の来りたるを」との文言がみられる¹⁴。他『ね物がたり』と同年刊行の、大坂新町を対象とした藤本箕山の『満散利久佐』における太夫「土佐」の評判にも、「さしあひ」がみえる¹⁵。いずれも「差支え」といった意味で「さし合」「指合」が用いられている可能性もあるが、いずれにせよ以上の例から、少なくとも早くは上方の遊廓において「さし合」が認識されていたと考えられる。

更に言えば、遊女評判記には「さし合」という言葉によらなくとも、その存在が示されている場合も多い。例えば家満・信正・庚実『吉原局惣鑑』（延宝三年〔一六七五〕／評判物）における、江戸吉原新町九兵衛内の局女郎「右京」を対象とした評判である¹⁶。

ある人此君にあひしか、そのつれ程へて、此君にあひしかは、右のつれとてふられしか、そのち又あひしかは、さもなくはなされし。たれもうきやう君とぞ。¹⁷

すなわち「ある人」が局女郎（下級遊女）の「右京」に会い、「ある人」の「つれ」（連れ）が暫くたった後に「右京」に会いに行ったところ、「ある人」の同行者であることを理由に振られた。しかし再度その「つれ」が「右京」に会いに行ったところ、今度は問題なく「右京」を買えたとい

う。最後の「たれもうきやう君とそ」は、「皆、有興「物好き」と言っている」という、「右京」の名にかけた批判であろうか。ここに「さし合」という言葉はないが「右京」に振られた理由が「ある人」の同行者であったということから、「さし合」の事例と考えられる。本章で注目したいのは「さし合」という言葉そのものではなく、その「法」がいかに遵守されたかという点である。したがって以下「買おうとする遊女が自分と見知った間柄の男性の馴染みである場合、その遊女を買うことができない」というきまりがある状態を「さし合」と定義し、「さし合」という言葉がみられない場合でも、その状態を示していれば「さし合」の事例として取り上げることとする。そしてそもそも「さし合」とは誰が守るべきなのかという、「第四章 吉原遊廓における客と客」では曖昧なまま論じた「さし合」の輪郭を明らかにすることに焦点を置き、その事例を解釈することとしたい。

第二項 破られる「さし合」

次に「さし合」の内容について考察するが、まず前項で「さし合」の定義を確認する際に引用した『吉原局惣鑑』における局女郎「右京」の評判に立ち返り、改めてその内容を分析したい。この「右京」の評判で注目されるのは、「さし合」として「右京」が一度「つれ」を振りながらも二度目で参会¹⁸を許したこと、また「つれ」があえて「さし合」を破ろうとした点である。この話が取沙汰されたことから、「右京」が二度目で「さし合」を破ったことは、客から非難されるべき事柄であったとわかる。しかし、「つれ」が程を経て「右京」を訪ね、更に振られてもその後訪れたこと、そして「右京」も再度来た「つれ」を客にしたという経緯からは、回数を重ねるか時間をあければ「さし合」を破っても許されるという認識があったようにもうかがえる。なお「右京」の位である局女郎はこの時代において、決して格式の高い遊女ではない。最上位の太夫、それに次ぐ格子、更にその下の安価な散茶に続く位である。この頃の揚代ははっきりしないが、吉原では「五寸局」や「三寸局」は五匁・三匁であった。それにも関わらず、客らは局女郎の右京に「さし合」の遵守を求めていたことになる。

またあえて知人の遊女を買おうとした「つれ」の行動は、客と客の関係性を考える上で極めて興味深い。知りながら「さし合」を破ることは非難される行動であるように思われるが、ここで問題になっているのは連れの行動ではなく、あくまでそれを許した「右京」である。遊女のみを責めるのは「さし合」をめぐる一般的な考え方であったのだろうか。

この点に注目し、同じように「さし合」が破られた事例をみていこう。前掲の『吉原局惣鑑』と同年（延宝三年（一六七五））に刊行された、山水氏頓滴林『山茶やぶれ笠』における吉原二丁目東屋内散茶女郎「野分」についての評判である。散茶女郎は、この頃の吉原では最高位の太夫、次点の格子（こうし）に続く階級の遊女であり、先の局女郎よりは上位である。

さるものよほとふかくせしか、まへの日太（前）こにきたりしおとこ、次の日ゆき、此君の御けん（見）にいらんといひければ、そのぎならばかのさまへは御さ（御）たなしと、やす（相違）くとの御うけに、此おとこおもふやうは、よもや御あいなさるましくおもひしに、あん（相違）にそういしたる御返事をうけ給り、よほといやにおもひけれとも、せひなくその日は御けん（見）に入、やとへかへり、ふかきおもはくのおとこにかくといひければ、大きにわか（若）く、二たひ此いゑにかようましきよし。今のおとこもわれにもかくあるへきとおもひ、二たひゆかす。あまりよくふかきゆへ、おもはく

すなわち散茶女郎「野分」に「さるもの」は深く馴染んでいたが、前日にその「さるもの」と共に来た太鼓持（「太こにきたりしおとこ」）が次の日に「野分」を買いに行ったところ、問題なく買ってしまった。太鼓持はまさか会えることになるとは思わず、予想と異なる返事を受けてとても嫌に思ったが、その日は仕方がないから「野分」に会った。宿へ帰り、「野分」の馴染み客（「さるもの」）にこれを伝えると、「さるもの」は二度と「野分」の所に通わなくなった。太鼓持も「野分」がいずれ自分に対して不義理をはたらくのだろうと思ひ、「野分」に会わなくなった。あまり欲深いためにかえて客が切れたという話で、「野分」の行動は笑い種であるという。なお太鼓持とは遊客に従ってその機嫌をとり酒興を助ける男性、またはそれを職業とする男性のことである²⁰。この評判にも「さし合」の言葉はみられないが、太鼓持が「野分」に会えないであろうと予測していたこと、「野分」の馴染み客が太鼓持から話を聞いて「野分」に会わなくなったという点から、「さし合」に関する記述であることがわかる。更に先の『吉原局惣鑑』と同様に、あえて「さし合」を破った例と考えられるであろう。

この評判では太鼓持自ら「野分」に会いたいと望んだにもかかわらず、それを許した「野分」に落胆し、「野分」の所業をその馴染み客に伝える姿が描かれている。そしてこれを聞いた「野分」の馴染み客も、「さし合」を破ろうとした太鼓持ではなく、むしろそれを許した「野分」に憤っている。この馴染み客については「大きにわか（若）く」と記されており、客は若かった（未熟であった）から遊女を許せなかったが、客の度量によつては遊女の所業が見逃されたであろうことが示唆されている。しかしここでは客の狭量さが非難の対象となつている訳ではない。あくまで悪いのは「野分」という記述であり、太鼓持と馴染み客はむしろ「野分」の件を介して連帯を強めてさえるように読める。しかし客同士の問題でもある筈のことが、何故このように遊女のみの問題として記されているのであろうか。

前掲『色道大鏡』の巻第四「寛文式」の記述には、この点について説明する手掛かりがある。この第四巻には遊女に対する教えが記述されているが、以下は「口説」（遊女と客の喧嘩）についての、遊女に対する心得である²¹。

「客の」つね／＼のしむけ、さしてためにもならず、女郎の心あまりおもしろくもなくは、すてきりたるぶんにすべし。女郎のため、さしてあしき程のちいん〔知音。馴染み〕にてもなくは、此男外の女郎にうつるまで、さしあひにうる事などはしばらくまつべし。さし合あひにうりてからは、若もおもひなをさんとしてもあはれず、此むねをよく心得べし。²²

すなわち、さしてためにもならない客とは関係を切るべきだが、そこまで悪い知音でなければ「さし合」に抵触する客と関係を持つことは暫く待った方が良く、それは「さし合」を破つてからは再びその客に会いたいと思つても会えなくなるからである、とある。つまり「さし合」を破るかどうかについて、遊女が選択権を持つているかのような記述がなされているのである。同様に、この作者は同四巻で「もらい」（他の座敷へ出ている遊女を自分の所へ呼ぶこと）について述べる中でも、もし「ぶねん」（不注意）で「さし合」を破るようなことがあれば、その遊女から客

は退くに違いないとしており、「さし合」の責任が遊女に見出されている²³。西水庵無底居士『色道諸分難波鉦』（延宝八年（一六八〇）²⁴）の「初冠」という話にも同様に、「女郎のかたから、指し合いはしらず、殿達を選ぶ事はならぬ事でごさんす」といった太夫「井筒」の台詞がみえ、遊女はふつう客を選べなかつたが、「さし合」に抵触する場合においては客を選択することが可能であったことが示されている²⁵。他に井原西鶴『諸艶大鑑』（貞享元年（一六八四））巻五の四にも「しるべ有人のつれ〔連れ〕なりせば、あふまじき事にはあらず」等という記述がみえ²⁶、史料からは一樣に「さし合」の選択権が遊女にあるように見受けられる。

しかしこのような遊女を選択権を前提とした記述をみると、遊女を遊ばせた店側に對し何ら言及がないことに疑問が生じる。「さし合」について店側は無関係な存在とみなされていたのであるうか。

店について言及のある評判はほとんどみられないが、前掲『山茶やぶれ笠』には若干の言及がみられる。先にあげた遊女「野分」と同じ店（吉原江戸町二丁目東屋²⁷）の散茶女郎「左京」の評である。

予かとも心ふかくせられし事、いかにふちせとかはりやすきなかれの身とはいひなから、水くさい御心かなと思ふ。君ひとりのみならず、くつわ〔轡〕。妓楼の主人〕ぎう〔妓夫。廓の下働き〕までとゞかざる事をうらみ、あくまでなんしたけれど、まつ／＼筆をとゞむ。²⁸

作者は散茶女郎「左京」と懇意にしていたが、「左京」が自分の友人とも深く馴染んでいたことを知り、いかに変わりやすい流れの身の遊女といえども許せず、「左京」ひとりのみならず「くつわ」や「ぎう」までも憎いという。この評判からは、「さし合」を破った場合の非難がまず遊女に向かい、それでもおさまらない場合は店の主人や若い者に矛先が向かったことがわかる。つまり評判記の作者は、「さし合」をめぐる責任は基本的には店にはないと判断していたということである。

しかし店側の責任が真つ先に問われないというあり方は、遊廓の構造から考えるに腑に落ちるものではない。確かに先に見た『吉原局惣鑑』の局女郎「右京」の例について言えば、下級遊女（端女郎）であるため揚屋や遣手（遊女の目付け役）を通すことはなかつたであろうから、「右京」のみに批判が行くのも納得がいく。しかし局女郎以上の位である遊女は多くの場合、遣手や店（特に遊女を呼び客が遊ぶ揚屋）の側が遊女よりも前に客と会って客の選別をおこなった。また轡（遊女屋〔置屋〕の主人）が遊女のためにならないような客を禁止することもあり、店の女将も客の選別に一役買ったらしいことは他の遊女評判記から推測できる²⁹。客を嫌わないことを遊女が轡に起請する場合もあつたというから³⁰、客の選別は常に遊女の主体に任されていた訳ではない。もちろん主人が店に出ない場合もあり一概には言えないが³¹、間に誰も通さず客をとることは一般的ではなかつた。以上から考えれば、「さし合」を破った非難は遊女よりもまず店の関係者に向かいそうなものである。それにも関わらず、真つ先に遊女へ非難が向けられるのは何故なのであるうか。

この疑問を解く鍵として、前掲『色道諸分難波鉦』における「恋請」という話を取り上げたい³²。この「恋請」では「さし合」を破った遊女がそれに憤る客にどう応えるかという「手管」が例話のも

と記されている。

まず遊女「さがみ」（位は天神「上方で最高位太夫の次位の遊女」）の馴染み客は、「さがみ」に不満があるという。それは「さがみ」がこの頃「太郎」に会っていることである。客と「太郎」は「深ふ語る中」であるとかねがね言っていたにも関わらず、「いかにも勤めなればあながちせく³³でもなければ、今いふ通り、嘘も実らしくしてこそなれ。つまりぬ事じや」と嘆く。そして「太郎と退いてたも。さもなければ我から退ひてまわそ」と「太郎」と別れるか自分と別れるかを「さがみ」に迫っている。これに対し「さがみ」は「いかにも御尤の御腹立でござんす」と客の言い分を認めた上で、「しかしながら、此太郎さまに会ひますは、いかふ理由のあることとござんす」とし、その理由として、「太郎」が粹人ぶった人物で、さる遊女と別れてからは色々な遊女を買い歩いていること、そしてその様な「太郎」に二度買わせれば大したものだと朋輩の遊女に言われ、「かやうに勤めの上からは、一人にても殿達を、取り留むるを手柄にしまするゆへ」に「太郎」を客にしたと説明する。それに対し馴染み客は「太郎は水（粹）らしいやうにする物ではないが、不審なことじや」と訝しみながらも、そういった張合があるなら「是非に今退きやとはいわぬ」と言い、しかし「太郎」に思いの外に惚れこみ自分を疎かにしない様にと釘を刺している³⁴。

この話からは遊女が「さし合」を破ることはままたり、それらしい言い訳も用意されていたことがわかるが、先の疑問に引きつけられ、客が「さがみ」に求めた「嘘も実らしくしてこそなれ」という言葉が重要である。客にとつての「さし合」は、言つてしまえば疑似恋愛を補完するものとしてここでは描かれている。つまり客らにとつて遊女という存在はいわば「恋人」であり、そうであるからこそ店にも責任があつたか否かは重要でなく、遊女自身が問題のある客を拒否することを求めた。だからこそ真つ先に遊女を責める記述がなされ、店への怒りは二の次とされたのである。客同士の関係が問題となる「さし合」とは異なる事例であるが、同じ店の遊女を隠して買つていた客をめぐつても、それに気付き客を振つた遊女が称賛される一方、店側に何ら言及のない評判がみえる³⁵。また役者の拒否をめぐつても遊女に責任があるとみなされたことは、「第七章 客として嫌がられた役者」で論じる。これらをあわせみれば、遊女評判記の書き手や客達が、客の選択をめぐつて遊女にこそ責任があると考へていたことは間違いないであろう。しかし店より遊女を責める理由がこのように理解されるとしても、同時に「さし合」を破った客へも非難が向けられないのは何故なのだろうか。次節ではこの問題に焦点を置き、考察を進めることとしたい。

第三節 「さし合」からみる客の論理

第一項 客に非難が向かわないこと

これまでみてきた例からもわかるとおり、遊女評判記には「さし合」を破った客に対する批判的な記述はみられない。しかし客が「さし合」に抵触することを嫌がり、時に客同士が敵対心を持ったであろうことは、遊女に対して相手と自分のどちらをとるかという選択を迫る話『難波鉦』「恋請」等からうかがえる。当事者である客は、仮にそれが故意でない場合であつたとしても、「さし合」を破った客に対し不快感を持ったと考へるのが妥当であろう。それにも関わらず、「さし合」を破った客同士の諍い、あるいは破った客への非難が直接的に遊女評判記に記述されていない要因は何なのか。

その理由の一つとして、「粹」や「野暮」といった遊客の遊興理念を客が遵守することを、作者が重視していたということが考えられる。とりわけ第二節における太鼓持が遊女野分を買おうとした『山茶やぶれ笠』の例は、遊興理念との関連で理解されるであろう。すなわち太鼓持は遊女に会おうとしたにも関わらず実際に会えたことに落胆したとされており、これは遊女が金で買えればいいものではないという、「粹」な行動・考えとみなすことができる。また野分の馴染み客もそういった「粹」な行動を理解する者として、あるいはそれを装うために、太鼓持への非難を避けたと読むことができるであろう。

遊廓においてはそもそも「怒る」とことさえ「野暮」な行為に括られていたことが、奥平市六『吉原ずめ』(寛文七「一六六七」)の「ふる事」にみえる。すなわち、遊女に対して怒り憎み、眼を吊り上げ、歯を食いしばって腹を立てるような客の行動は「此みち、ぶあんなひのゆへ」(この道、無案内の故)であり、そういった客は振られるものであったという。『此みち、ぶあんなひ』とは、「野暮」のことである。つまり作者は「野暮」の理念を用いることで、遊女への憤りを諷めているのである。もつとも怒りを顕わにする客を遊女が好まないのは当然のように思われるが、わざわざ手管としてこれが説明されているあたり、怒りを抑えられない客が少なからずいたであろうことが想像される。但しここで留意しておきたいのは、遊女評判記では客が客に対する怒りを覚えること(あるいはそれを記述すること)がとりわけ忌避されているという点である。このことは「さし合」を破った場合であっても、それが遊女と客の問題に転換されるという、これまでの事例からもうかがえる。また前掲『ね物がたり』における「さし合」をめぐる記述にも、このことは示唆されている。

月「野暮」は、我知音わが「馴染み」の。けいせい「傾城」をはなす「買う」ものを。ゑん。こうゑんびきにたづねいだし。きくよりはやく、せく「禁止する」物也。水「粹」は、大かたの指合さしあひ。「さし合」は。しらぬふりにて、はなさせ侍る。この子細は、其けいせいに。能知音、数多すたあれば。節句、盆をかづかぬ物也。。

すなわち、「月」(野暮)な客は縁の遠いものでも強引に尋ね出し、「さし合」として禁止するが、「水」(粹)な人は大方の「指合」(「さし合」)は知らぬふりをするものであり、それは、節句や盆といった客に消費が求められる日を他の客にまわすため、つまりは自分が金を使わず上手く遊ぶためであるという。つまりここでは「さし合」をめぐる粹と野暮の問題が、金銭の問題として記されているのである。しかし実のところ、これは金銭の問題というよりも、むしろ客同士との諍いをいかに避けるかが示されているのではないだろうか。ここに「粹」として示されているとおり、はじめから「さし合」の違反を許して遊女に執心していないことを表明すれば、仮に「さし合」が破られても、その客は遊女を奪われた不名誉な者とみなされなかつた筈である。つまりここでいう「粹」のあり方とは、遊女をめぐる客同士が諍いになることを避け、遊女を奪われたとしても嘲笑から体面を守る方策である。すなわち、ここでも客同士の諍いを諫める姿勢が、遊興理念を用いながら暗に示されているといえよう。

以上を整理すれば、遊女評判記には遊女に執着しすぎないこと、及び客同士が争わないことが、男性たちがとるべき振る舞いとしてとりわけ表現されていたと言える。これは他の遊女評判

記でも「さし合」を破った客への非難がみえないことと無関係ではないであろう。

しかし実は、遊女評判記においては、例外的に一部の客に至っては怒りを表明できたケースがある。次項ではそれをみていくことで、遊女評判記で理想的な「客」がどのようなものと考えられていたのかを更に析出していく。

第二項 忌避された客々「やう合」

これまで本稿において度々指摘してきたとおり、近世の遊廓はしばしば、客の貴賤が無効化される場であつたと説明される。確かに、遊廓において身分や職業をひけらかすような客が笑われたこと、また客が遊女に対し貴賤を問わない対応を求めたことは、後の「第六章 吉原における客の貴賤」でもみるとおりである。とはいえ、遊廓において全く客の貴賤が顧みられなかった訳ではない。近世社会において卑下された人々——例えば「穢多」「非人」「役者」等は、遊廓においても同様に卑下された。一例として歌舞伎・浄瑠璃役者は、太鼓持として客に付き従う立場としてならば登楼は許されたものの、遊女の客になつたことが露見した場合、遊女ともども他の客から激しく非難された。これについては「第七章 客として嫌がられた役者」で詳しく述べるが、すなわち役者は遊廓、とりわけ吉原では客として認められる存在ではなかった。

こうした一部の客の拒否と、本章の「さし合」の事例を比較して興味深いのは、これまでみてきたとおり遊女評判記では客同士の批判が避けられたにも関わらず、役者等への非難は「野暮」と諷められることもなかったという点である。「第六章 吉原における客の貴賤」でみるとおり、客らは遊女に貴賤の隔てなく接することを求めた。それにも関わらず、役者が客になることに對して非難するという行為は、何ら批判の対象となっていない。そして、この役者への非難による客の選別の論理と「さし合」を破ることへの非難が客へと向かない論理には、大きな共通点がある。それは現実の社会秩序を守り、遊びが遊廓外の「普通」を逸脱しないようにする根本的な姿勢である。つまり「さし合」を守ることは、遊女をめぐる客同士が諍い、果ては犯罪等に至るといふ現実的な不利益の可能性を防ぐ術ともなる。当時において卑下された役者の分不相応な遊女買いを責めることも、近世における身分秩序を守る行為であつた。また、前節でみたような、遊女に執心しすぎない態度が良しとされたことも、一般的な生活からの逸脱を諷める態度であると解せる。すなわち遊女評判記からは、書き手や客らが遊廓内においても外の現実・日常を守ろうとした意図が垣間みえるのである。

但し言うまでもなくその現実や日常とは、あくまで遊女評判記の書き手や主要な客——とりわけ主要な客となつた町人にとつての不都合のない現実・日常であつた。そのことは、役者等の一部の人々が登楼することを拒否されたにも関わらず、そうしたある種の「不平等さ」が全く問題とされず、むしろ一部の客を拒否する店が遊女評判記において称賛されていることから明らかである。すなわち遊廓の客に関わる秩序は、遊女や店側が主導した部分もありながらも、主要な客らの声高な批判に比べ、彼らにとつて都合よくつくられた部分も多くあつたと考えられるということである。当時の社会的位置付けが影響したと考えられる役者の忌避と、個々人の些細な問題にみえる「さし合」の違反に対し客へ非難が向かわないことは、一見乖離した問題のようである。しかしその根底を探れば、両者は全く同じ前提、すなわち遊廓外の現実を不都合のない範囲で守ろうとする意識のもと、成立する態度であつたと考えられよう。

以上の考察で示したような、いわゆる「現実社会」と遊廓の関わりの問題は、これまでも遊廓

を対象とする諸研究において論じられてきた主要な関心事の一つである。多くの先行研究の中でも、とりわけ本章の目的と関係するのは、本稿「序」でも触れた阿部次郎と廣末保の議論である。阿部は「悪所」（遊廓と芝居町）を論じる中で、悪所の倫理と現実の倫理が連続していたことに着目し⁴⁰、その議論を継いだ廣末も悪所を全くの虚構のものではなく、かといって現実にも存在しない「境界」、すなわち「日常的に存在する非日常的な場」（傍点原文⁴¹）と位置付けた。そして、そこでの遊びは現実に対し上位にたつものではなく、むしろ絶えず現実の論理に脅かされていた、とする⁴²。この廣末の説明は、「さし合」をめぐる客の態度に日常を守る姿勢をみる先の考察と密接に関係する。但し以上のような廣末らの議論には、「誰にとって」悪所が「境界」であるのかという、その主体を問う視点が欠けている。つまり両者は悪所と男性の生活の関わりを論じながらも、それを悪所と社会の関係として捉えるが故に、客が男性であること、及び遊廓の状況を記録した史料が男性によって書かれたことへの注視を欠いているのである。しかし悪所はそれに関係しない人々にとつて「境界」ではあり得ず、また店や遊女といった当事者にとつては現実には他ならない。そうであれば、悪所が「境界」であったのは遊廓で遊び遊廓を記述した客、とりわけ主要な客にとつてこそであり、絶えず現実の論理に脅かされていたのもまたその主要な客、男性たちであったと言えよう。更に言えば、そのように客らが都合良く日常を守るにあたって、責任の所在を見出されやり玉にあげられたのは他でもない遊女であった。遊女評判記には「さし合」についての責任を遊女に押し付け、遊女に執着しすぎないことを「粹」とするような、ホモソーシャルと呼ぶことさえできる世界観が理想的なものとして描かれている。客の相方である遊女は「敵」や「お敵」とも呼ばれたが、本章でみてきたとおり客らにとつて責任を見出す対象が店や遣手等でなく遊女であったことは、遊廓における「法」の遵守を考えるにあたって興味深い事柄である。

おわりに

本章では、遊女評判記における「さし合」の事例に焦点を置き、遊廓内の「法」がいかに守られたのかについて考察をおこなってきた。「さし合」は箕山によつて「法」と称されながらも、誰も誰が守るべきかが曖昧な、些細なきまりのようにもみえる。しかしこれまでみてきたとおり、「さし合」は江戸吉原・大坂新町・京都島原及び種々の階級の遊女を対象としてみえる広範なきまりである。連れ立って通うことの多い客や、そうした客らに相對する遊女にとつて、些細ながらも避け難い問題であったのだろう。そして本章ではこの「さし合」をめぐる記述の中でも、とりわけ「さし合」を破った場合に着目し、この遊廓の「法」がいかなるものであったかの解明を試みた。

遊女評判記において「さし合」は遊女たちこそが守るべきものとして記されており、「さし合」が破られた場合の非難は店でも客でもなく、専ら遊女に向けられている。それは例え「さし合」が客によつて故意に破られた場合であっても同様であり、あえて「法」を破った客に対しての非難はみられない。客が「さし合」をめぐる遊女にのみ矛先を向けた理由の一つとしては、客らが遊女に「真実らしうすること、すなわち疑似恋愛を求めたことがあったと解される。つまり客は遊女に対し真に恋人らしい態度を求め、「さし合」となる客を自らの判断で断ることを期待したのである。一方で、故意に「さし合」を破った客にさえ非難が向けられない理由としては、

遊女をめぐる争うことが遊女に対する真剣さを思わせる行為として忌避されたことが考えられる。遊女評判記では「さし合」や遊女に固執する客が「野暮」とされる一方、客⇨男性同士が諍わないことを「粹」とする客らの世界観が描かれている。そのような世界観において、遊女をめぐる客同士が諍うなど「野暮」の極みであろう。そしてそうした真剣な客を「野暮」とみなす考への背景に、一般的な生活からの逸脱を諫める客らの姿勢があったことも指摘した。このことは役者の忌避の論理とも関係することを第三節第二項で述べたが、役者については更に「第七章 客として嫌がられた役者」で詳しく述べる。

最後に留意しておきたいのは、本章でみてきたように客の怒りの矛先が遊女に向けられたからといって、この時代には遊女の立場が強く、遊女に客の選択権があったと一概に言いきることはできないという点である。本章第一節で述べた通り、ここで依拠したのはあくまで客⇨男性のバイアスを通して著された遊女評判記である。したがって実際に遊女に客の選択権があったのか、その実態については明らかでない。したがってここでは客の禁に関わる遊廓の「法」をめぐる、客ら以外にもない遊女に責任を見出した点に注視し、ひとまず論を締め括ることとしたい。

註

- 1 作者未詳「島原大和暦」（国書刊行会編『近世文芸叢書 風俗 第十』（一九二一）、三六七―三六九頁）。
- 2 作者未詳「都風俗鑑」（渡辺守邦・渡辺憲司校注『新日本古典文学大系 74 仮名草子集』岩波書店、一九九一、四三四頁）。
- 3 新版色道大鏡刊行会編『新版色道大鏡』（八木書店、二〇〇六）、三五頁。
- 4 「さし合」は「指合」「差合」等と表記される場合もある。また「買おうとした遊女に先客があること」を意味する場合もあるが、本章ではその意味での「さし合」には注目しない。
- 5 多田光「遊客百態」（『国文学・解釈と鑑賞』三七・一四、一九七二）、西山松之助編『日本史小百科 遊女日本史小百科△遊女▽』（東京堂出版、一九七九）等。
- 6 横山百合子は遊女の日記を含む、吉原の放火事件に関わる史料を紹介・分析している（横山百合子「梅本記」・嘉永二年新吉原梅本屋佐吉抱遊女付け火一件史料の紹介」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第二〇〇集、二〇一六）。また遊女評判記（諸分秘伝物）『しろがらす』（貞享四年前後）なども島原の太夫「もろこし」の自筆本とされている（森銑三・野間光辰・中村幸彦・朝倉治編『随筆百花苑 第十二巻』中央公論社、一九八四）。
- 8 小谷野敦『男の恋の文学史』（朝日新聞社、一九九七）、同著『江戸幻想 「江戸の性愛」 札讀論を撃つ』（新曜社、一九九九）「改定版二〇〇八」。
- 9 遊女評判記の作者については小野晋『近世初期遊女評判記集（研究篇）』（古典文庫、一九六五）、三六三―三七二頁／宮本由紀子『遊女評判記』について（『地方史研究』四一・六、一九九一）、六六―六九頁等が詳しい。
- 10 中野三敏『江戸名物評判記案内』（岩波書店、一九八五）、二二頁。
- 11 なお『色道大鏡』は京都島原についての記述が多いが、作者藤本箕山は諸国の遊廓を実見した人物

であり、ここで言う「さし合」が特定の遊廓のきまりとして想定されているのは明確でない。

¹² 『新版色道大鏡』、三五頁。

¹³ 小野晋『近世初期遊女評判記集（本文篇）』（古典文庫、一九六五）、九四頁。

¹⁴ 小野晋『近世初期遊女評判記集（本文篇）』（古典文庫、一九六五）、一七一頁。

¹⁵ 小野晋『近世初期遊女評判記集（本文篇）』（古典文庫、一九六五）、一九七頁。

¹⁶ なおこの『吉原局惣鑑』の記述は、『ね物がたり』（島原対象）の改竄本『吉原鑑』（作者未詳、万治二年（一六五九）を除けば、吉原を対象とした「さし合」についての最も早い記述である。

¹⁷ 家満・信正・庚実「吉原局惣鑑」（江戸吉原叢刊刊行会編『江戸吉原叢刊 第二巻』八木書店、二〇一〇、二六八頁）。

¹⁸ 「参会」とはここでは遊女などをあげて遊ぶこと（「参会」『日本国語大辞典』）を意味する。

¹⁹ 小石河住山水氏頓滴林「山茶やぶれ笠」（『江戸吉原叢刊 第二巻』、三九二―三九三頁）。

²⁰ 太鼓持は宝暦年間（一七五一―一七六三）以前は兼業がほとんどであり（藤井宗哲『たいこもち（幫間）の生活』雄山閣出版、一九八二、九頁）、客が太鼓持ちを雇う形で遊廓へ伴う場合が多かったと考えられる。

²¹ 遊女評判記は客に対する案内記の意味をもつものではあったが、主に遊郭内で販売されたため、店や遊女も手にした。それを意識してか、その内容には遊女や店に対して書かれたと思われる記述が多く含まれることは本稿「第三章 遊女評判記の概要——その変遷と書き手・読み手」で述べた。またここで扱っている『色道大鏡』の著者藤本箕山は、巻第四「寛文式」を、遊女への教えを記す巻として著している。

²² 『新版色道大鏡』、一一五頁。

²³ 『新版色道大鏡』、一二四頁。

²⁴ 同書の引用については第四章註26参照のこと。なお『色道諸分難波鉦』は遊女と客の問答を通して遊廓の諸分（廓の手管）を説く例話集で、その舞台とする遊廓は大坂新町であるが、手管の内容のほとんどは島原など上方の先行評判物がもとになっている。同書は初期の島原の評判記『こそくり草』『秘伝書』などを基礎としており（野間光辰解説『近世文芸資料五 難波鉦 附返答古銀買』古典文庫、一九五七、六一―四頁）、また『諸分店風』（年未詳）や『好色罌粟鹿子』（元禄七年）としても改題再板された。したがってこの当時の大坂新町のみに通用する内容だった訳ではない。

²⁵ 西水庵無底居士「色道諸分難波鉦」（中野三敏校注『色道諸分難波鉦』岩波文庫、一九九一、三〇〇頁）。

²⁶ 麻生磯次・富士昭雄訳注『諸艶大鑑 対訳西鶴全集二』（明治書院、一九七九）、二〇八頁。

²⁷ 前述の「野分」とこの「左京」は、所属について「二丁目あつまや内」（左京）、「式丁目東屋内」（野分）と記述が異なっており、評の順番も離れている。しかし「左京」については評判記の最後に作者が書き加えたことが記されているため、両者が同じ店「江戸町二丁目東屋」の所属と捉えた。

²⁸ 『江戸吉原叢刊 第二巻』、四一―三頁。

²⁹ 『吉原源氏五十四君』には役者と梅毒にかかった者を禁じる「定」（「やく者衆きんせい。かさかき御無用」）が載るが、この後半部には「少々御心易き御方に候共、かゝか口御すいあるましく候」とあ

る(四国太郎「宝井其角」「吉原源氏五十四君」〔江戸吉原叢刊行会編『江戸吉原叢刊 第四卷』八木書店、二〇一一、五五―五六頁)。「かゝ」は女将で揚屋の主人の内儀のこと、「口御すい」とは推挙・口利きと考えられ「役者や梅毒をもつ客は禁止であり、女将が知り合いだからといって入れてはならない」といった意味と解釈される。これは実際に施行されたか不明の「定」であるが、客を禁じるにあたって揚屋の女将の存在が意識されたことがうかがえる。

³⁰ 山人「恋慕水鏡」(天和二年)〔国書刊行会編『江戸時代文芸資料 四卷』名著刊行会、一九六四、六頁)。

³¹ 寛政七年「新吉原規定証文」七条には主人がすべて召使に任せているような遊女屋や、客等へ遠慮して二階へ上がらないような主人もいることが記されている。詳細は「第二章 吉原遊廓における客の取締まり」を参照のこと。

³² 『色道諸分難波鉦』一六六―一六九頁。

³³ 中野は「急く」(焦るの意味)と漢字を当てているが〔『色道諸分難波鉦』一六七頁、原文では「せく」〕〔近世文芸資料五 難波鉦 附返答古銀買』一八七頁)。「せく」(堰く・塞く)には客を禁止する・男女の仲を妨げるとの意味もある。ここでは「急く」(焦る)と「せく」(堰く・塞く)のいずれの意味か判断しかねるので、ひとまず漢字をあてずに表記した。

³⁴ 『色道諸分難波鉦』一六六―一六九頁。

³⁵ 頓滴林(推定)「吉原大雑書」〔江戸吉原叢刊 第二卷』三四五・三五九頁)。³⁶ 西鶴の著作とされる『諸艶大鑑』巻一や遊女評判記『朱雀遠目鏡』洒落本『四季の花』などをみる限り、遊女は同じ店の遊女や見知った遊女の客である(あった)男を振るのが作法とされた。

³⁶ 先行研究においては、現在一般的に言う「粹」「いき」には「すい」「つう」「いき」、「野暮」には「がち」といった似通った理念が存在し、その意味内容にはそれぞれ相違・変遷があったことが明らかにされている(中尾達郎『すい・つう・いき』三弥井書店、一九八四、中野三敏「すい・つう・いき」その生成の過程)〔相良亨他編『講座 日本思想 第五卷 美』東京大学出版、一九八四)等)。しかし本章ではこの区別が直接議論に関わらないため、現在一般的に認知されている「粹」と「野暮」という言葉を用い遊興理念について述べた。

³⁷ 奥平市六(推定)「吉原すゝめ」(江戸吉原叢刊行会編『江戸吉原叢刊 第一卷』八木書店、二〇一〇、二〇七頁)。

³⁸ 「ゑん。こうゑんびきにたづねいだし」は意味がとりにくいが、「こうゑん」は広延(引延ばして広げる事)か、広縁(広い仏縁)の意味かと推測される。また同書を江戸吉原を対象として改竄した『吉原鑑』には、同箇所について「けいせいをはなす者を、ゑんからゑん引にたづね出し、きくよりはやくせく物也」(作者未詳「吉原鑑」〔江戸吉原叢刊 第一卷』一二〇頁)とある。以上のことから、「縁の遠いものでも強引に尋ね出し、「さし合」として禁止する」といった意味と解釈した。

³⁹ 作者未詳『ね物がたり』〔近世初期遊女評判記集(本文篇)』一七四頁)。

⁴⁰ 阿部次郎『徳川時代の芸術と社会』(改造社、一九三二)、五四―五五頁(引用箇所の初出は一九二六、一『改造』)。

⁴¹ 廣末保『辺界の悪所』(平凡社、一九七三)「初出「辺界の悪所」『文学』四一(一)、一九七三。引

用は平凡社版より」、一三三頁。

⁴₂ 廣末保『境界の悪所』（平凡社、一九七三）「初出「境界の悪所」『文学』四一（二）、一九七三。引用は平凡社版より」、三九頁。

第六章 吉原における客の貴賤

はじめに

近世において、多くの客は何を求め遊廓に通ったのであろうか。この問いに対しては既に種々の議論がなされ、ある程度一定した見解が出されている。

最も一般的な説明は、言うまでもなく、性的欲求の解消を目的とする登楼である。とりわけ江戸の初期においては、男女比の不均衡が男性を遊廓に向かわせる大きな要因になったと考えられている。また性売買という遊廓本来の機能に則した目的のためだけでなく、非日常を楽しむ娯楽の場としても、遊廓は求められていたとされる。すなわち、物見遊山や恋愛、見知らぬ他者との交流を楽しむことも、遊廓では行われていたのである。

こういった見解に伴い、遊廓はしばしば世俗的な身分・階級・貴賤といった近世社会一般の論理が持ち込めない、特異な場として説明される。この点については既に本稿「第一章 近世遊廓に見出される江戸への憧れ」で示した通りであるが、「廓」が「大名でも町人でも」「公平に通用」するような「世の中の生活倫理から切りはなされた」遊びの世界として求められ、実際にそれを叶える「現実を遮断した特別な社会」として存在したという西山松之助の見解が代表的である¹⁾。しかし第一章でも触れたとおり、こうした遊廓像を否定する立場も存在した。国文学の視点から遊廓を論じた中野三敏は、「廓」は、建て前はどうかであれ「日常と一つながりの場所」であり、当然ながら「身分階級」など、「廓外の倫理がすべて通用する」場であったことを強調している²⁾。

いくら江戸時代の遊廓に独自の秩序や文化が生じたとはいえ、遊廓が現実社会に存した限り、西山の述べるような、遊廓がいわば理想郷であるかのような説明に疑問をもつ中野の主張は当然である。但し一方で、遊廓において「廓外の倫理がすべて通用」したとする中野も、何故「廓外の倫理がすべて通用」したにも関わらず当時においても遊廓が「貴賤を超える場」として礼賛されたのか、また「廓外の倫理がすべて通用する」という主張の根拠は何なのかについて言葉を尽くしていないように思われる。更にこうした中野の主張に対し、遊廓が「貴賤を超える場」と論じる研究者からの反駁もみられない。すなわち遊廓が「貴賤を超える場」であるという説明をめぐっては、異なる立場の研究者が議論を交わしていない状況にある。したがって本章では、なぜ同様に遊廓の研究を行いながら正反対の見解が生じるのかという疑問を出発点とし、遊廓において客の貴賤がいかに扱われたかを、主に遊女評判記から問い直すことを目的とすこととしたい。また近世には京都の島原、大坂の新町、江戸の吉原といった遊廓があったが、この内本章で主な対象とするのは、寛文〜宝暦頃（十七世紀後半〜十八世紀中頃）の吉原である。十七世紀後半の吉原は、幕命による移転（明暦三年（一六五七））と引き換えに、それまで許されなかった夜売りが許可され、客の大衆化が進んだ時期である。従来昼に遊んでいた大金を落とす武士層に加えて、昼には遊べなかった町人の客も徐々に増大し、吉原隆盛の時であった。扱う範囲の区切りとする十八世紀中頃（宝暦期）は遊女評判記の一つの区切りでもあるが、吉原の衰微と岡場所の台頭が始まった頃でもある。以上のとおり、約一世紀の間の吉原の移転後の隆盛から衰微に焦点をあてながら、この他の遊郭・時代についても傍証として参照しつつ、とりわけ吉原における貴賤について検討を進めていくこととしたい。

第一節 客の貴賤をめぐる言説

本節では、まず遊廓における客の貴賤についての議論を整理・検討した上で、本章で中心的に扱う遊女評判記についてその概要を述べていくこととしたい。

「第一章 近世遊廓に見出される江戸への憧れ」では俯瞰的に遊廓において客の貴賤が意味をなさなかったとする主張をみたが、ここでは特に客の貴賤について突っ込んだ見解を示している西山松之助、高田衛、および西山らの主旨に批判的な中野三敏に注目する。

まず、西山の議論からみていこう。西山は昭和三十八年（一九六三）に刊行された『くるわ』において、遊女の用いた「里言葉」を考察するにあたり、客が廓に求めた役割に論及している。西山はまず遊女が里言葉や名前を新しく備えた理由について、遊女は多く貧乏人の子供たちであり、その生々しい過去を断ち切るためにこれらを用いたが、それは経営者・遊女にとって必要だっただけでなく、何よりも「遊客にとつてそこには全く別世界の美女が最も好都合であったからである」という。では、なぜ客にとつて「別世界」が「好都合」であったのであろうか。この点については次のように説明がなされている。

廓のあそびは、単にセックスの問題だけではなく、それはもちろん最大の比重を占めてはいたが、江戸時代という封建社会の枠の中に生きていた人間のあそびの場であったという点で、セックスをめぐる今一つの重要な要因があった。それは、封建社会の枠をはずして、現実から昇華した別世界にあそぶという、そのあそびをかなえる場として、廓は大きな役割を果たしたのである。³

つまり「廓」は、単に性欲を満たすためだけでなく、「封建社会の枠をはずし」た「現実から昇華した別世界」としても求められていたという。その「別世界」については、次のようにも述べられている。

大名が大名として、僧正様が聖僧として、町人がいやしい身分として、現実社会の一般通念で遇されたのでは、あそびの意味は少しもかなえられないのである。そういう枠を完全にとりはらって、ここばかりは現実世界とは別世界、人間が人間として、一両の金が一両として、それは大名でも町人でも、公平に通用する世界、徳川封建社会という、世の中の生活倫理から切りはなされた人間のいとなみができる世界を設定する必要がある。そうしてはじめて、廓はあそびの世界として大きな役割を果たしたのである。

廓というところは、そういう意味で、封建社会という江戸時代の現実社会の中では、その現実を遮断した特別な社会であった。⁴

すなわち西山は、「廓」での「あそび」は「身分」が取り払われた「公平に通用する世界」で叶えられる必要がある、「廓」はそれを叶える「現実を遮断した特別な社会」として役割を果たした、とみているのである。但し西山のこの見解は「里言葉」の考察から導き出されたものであり、実際に遊廓が「現実を遮断した特別な社会」であったことを示す史料については、あえて註を残していない。

西山と同様の見解を示す高田は「廓の精神史―公界と悪所」（平成五年（一九九三））において、廓には「廓外とはまったく類を異にした、厳然たる掟」が存在し、この掟が機能するかぎりにおいて、客にとつては見せかけであるものの、「廓」が「世俗的な身分・階級・貴賤の別」を持ち込めない「一種の秩序外の地」且つ「解放地」であったとする⁵。論拠とする史料は延宝六年（一六七八）序の『色道大鏡』であるが、これについては本章第二節において詳述することとしたい。一方で、こうした考えを否定する見解もある。「廓」における遊興規範の生成過程を論じた中野三敏は、「廓」という場や、そこに生じた文化的創造力の特殊性を認めながらも、その特殊性を強調する見解を批判している。すなわち、以下の記述である。

廓という場所は日常の世界から隔離された場所である。しかしだからといって、非日常の世界ではあり得ない。廓に関して非日常的な性格のみが往々にして強調されるくらいがあるが、建て前はどうかあれ、実情はやはり日常と一つながりの場所であった。したがってそこでは当然のこと廓外の倫理がすべて通用するところであり、廓内のみの倫理などはあり得ない。身分階級においても然り。大名、武士は身分によって尊敬され、また金持ち町人はその経済力によって尊敬されること、やはり廓外と同じことである。一步内へ這入れば武士も町人も同列といういは、廓の建て前だけのこととせねばなるまい。⁶

中野はこのように、「廓」が日常から隔離された場であることを認めながら、しかしあくまで「日常」とつながった「廓外の倫理がすべて通用する」場所であるとし、「非日常的」な性格を強調する傾向を批判している。中野は結論として階級的な「あこがれ」こそが「廓」における文化的創造力を保持し「すい」「つう」「いき」といった遊興規範を養ったとしており、そういった意味では「廓」における客の「身分階級」およびその軋轢に重要な意味を見出していると言える。「身分」が意味をなさなかったとする西山の見解に反し示唆に富む考察であるが、中野の見解は遊興規範の考察から導き出されたものであり、残念ながら西山と同様に論拠となる史料は示されていない。

しかしここで考えておきたいのは、西山や高田が中野の主張するような「日常」と遊廓の「非日常」のつながりに全く気付いていなかったかどうかということである。そうした疑問に基づき両者の論考を読み解くと、西山は『くるわ』の「遊客」の項において、吉原で「武家」が一般にきらわれたため、武家が町人風に身をやつして登楼したことを述べている⁷。これは遊廓外の身分秩序が逆転して意味をなした例と捉えられ、「廓外の倫理」が転倒した形で「通用」していたと言える。また「武士」だからこそ嫌われたということは、遊廓が「公平に通用する世界」とはいえないケースがあったことを示している。そういった意味で、西山の主張は矛盾を孕むように見受けられる。依拠する史料や年代の違いによって論者による見解の違いが生じたかとも思われるが、たとえば高田が論拠とする『色道大鏡』（後述）は遊廓研究においてしばしば言及される重要な史料であり、中野・西山も扱っている。つまり三者は同じ史料に目を通しながらも、遊廓における客の貴賤の扱いについて異なる認識を有しているのである。これはなぜなのだろうか。

この疑問を解消するためには、研究者の視点の差異に注目するだけでなく、まずは遊廓における客の貴賤の扱いに関する実態を把握する必要があるだろう。この目的に適すると考えられるのが、遊女評判記である。中でも評判物（遊女の批評を主眼とする遊女評判記）における客につい

ての記述は、遊廓における客の貴賤をめぐると実態を把握するにあたって有用である。次節では主に吉原を対象とした評判物から客の貴賤をめぐると記述を抽出し、分析を進めることとしたい。

第二節 遊女評判記にみる客の願望 客の願望と実際

はじめに、評判記に見られる貴賤をめぐると客の願望に注目したい。先述のとおり西山は客が「公平」に扱われたことを論じるにあたって根拠となる史料を挙げていないが、西山の考えを裏付けるような記述は評判物に散見される。たとえば、正徳三年（一七一三）、長養軒・通遊軒・如柳堂による『吉原大評判多にし染』には、角町「みやうがや吉左衛門内」の「床夜」という遊女の評に次の記述がある。

まことに此かたは高きいやしきのへたてなく、情ふかし。去によつて、一度逢ふ客衆は思ひわするゝ事あたわす。¹⁰

遊女「床夜」は客の貴賤を隔てず、情けも深いため、客は一度会ったら忘れないという。すなわち遊女が貴賤を問わないことが称賛されているのである。また宝暦四年（一七五四）の廓鶴堂樂水『吉原評判交代盤栄記』にも、「江戸町式丁目左側亀甲屋内」の「菊その」の評に「客衆の貴賤を多らば大せつになさるゝゆへ、日にまし御さかんにして」¹¹などがあり、同様に客の貴賤を選ばないことが称賛されている。こういった記述は評判物に多くみられ、情をもち、貴賤に隔てなく相手をする遊女が客や作者らに好まれた様子がうかがえる。一方で、客を選び好みする遊女を非難する評もみられる。延宝八年（一六八〇）頃刊行された、今宮からす『吉原人たばね』における遊女「正つね」（すみ町 与右衛門内）についての記述である。

有人のいわく、此君、^{「機元」}ゑりもとをねらひ、^{「不差配」}ふさはい成人をきらへりといふ人有。けにや、つとめたらん女郎に、^{「貧職」}ゑりもと、山水をいまさる有まし。さるか中にもなさけをしり給は、^{「貧職」}ひんしよくのものなり共、いかて、^{「貧職」}あたになん云ん。少むこきうへかと思ふ。¹²

ここでは「正つね」が「^{「機元」}ゑりもと」をみて（金持ちや権力のある人などにこびへつらう¹³）、^{「不差配」}「ふさはい」な人を嫌うことが非難され、「女郎」は「^{「貧職」}ゑりもと」や「山水」（貧しげなさま）を言うべきではなく、「なさけ」があれば「^{「貧職」}ひんしよく」の者であっても粗略にしない筈だと批判されている。大坂の諸分秘伝物『色道諸分難波鉦』（西水庵無底居士著・延宝八年（一六八〇））にも、遊女が偉ぶる侍を「侍何とさうもあるまい。侍畜生奴よ」（中野三敏校注『色道諸分難波鉦』）によれば「侍だからといって、何だというのさ」の意¹⁴と一喝する場面（例話）が描かれている。これもまた、遊女が武士を頂点とする秩序に従わないことを望まれていたことの証左であろう。

加えて、遊廓の座において時に客の貴賤が意味をなさなかった様子が、島原を主な対象とした藤本箕山『色道大鏡』（延宝六年（一六七八））「巻第十八 無礼講式」にみられる。『色道大鏡』の内容は多岐にわたり、遊里の大百科ともいわれる。先述の高田が、「廓」が「世俗の身分制や武士

にのみ許された刀剣等を持ちこむことのできない、一種の秩序外の地であり、制度であつた」ことを述べる際に論拠とした史料である。なお高田が引用するのは【】内のみであるが、文意を汲むためにその前後から引用した。

家業の門、九族の許へは訪訊なをぎりにて、遊郭の地へ伝届する事は仮にも、疎ならず。是か為に贈る禄物は、其身の分際に十倍せり。此類の悪人「遊郭にゆかんと思ひたてば、家を出るに平生の姿をして心易くぬけ、匹夫の小宿にかけ入り、衣服を改めて竹輿にうつる。】急がぬ時は三枚肩、急ぐ時は四枚或六枚、其道路飛がごとくにして【利那が間に遊郭に着く。僕をつれずして郭に入時、貴人たりといへども目にたゞず、又是を拙しともせず。途中にして知れる人にあふといへども、互に編笠とる事あたはず、且腰を偪むる業なく、完爾として行ちがふ而已。举屋に入て亭主跪き詞をのぶるに、客返答に及ばず。奥に通るといへども、これを無塩とせず。猶編笠着ながら階に登り、座敷の中にて是を脱ぐ。是則当道の軌範也。】「略」都て客座に着けば、宿より腰物を預る。いかなる貴人・勇士たりとても、異儀にをよばす。若是を渡さざれば、其所に留す。故、これを辞する事かなはず。】丸腰となりて宴する時は、沙門・女子に異ならず。盃を出すに、其早き事菓器・煙器に相全じ。酒をはじむるに貴賤をわかつたず、盞を献ずるに尊客なりとて恐れず。是酬はんとすれども、おさへかゝりては一往にうけえず。下戸なる人にも数を重ねさせて、苦む処を興とす。【略】座に法体ありとて崇めず、老年なりとて敬はず。おほくは金銀の費数ある者、身を重くし声を高くす。 15

客は皆腰の物を預けて登楼するのが決まりで、丸腰で酒宴がはじまれば貴賤関係なく打ち混じることとなり、多くの場合金を持つ者が勢いをもって騒いだという。但し引用した巻第十八の「無礼講式」の主旨は、「遊客の無礼な振る舞いの例をあげながらエチケットを述べ」ることにあるという点には留意したい¹⁶。引用の冒頭にある通り、ここでは親族（「家業の門、九族」）などに訪問はしないのに「遊郭」に「伝届」することは怠らないような「悪人」が「遊郭にゆかんと思ひたてば」といった想定のもと、「悪人」の「無礼」な行動と「当道の軌範」が入り混じって書かれている。したがってこうした座が一般的であつたかはわからないが、時に「法躰ありとて崇めず、老年なりとて敬はず」といった態度をとる客がおり、まさに「無礼講」的な座が遊廓においてとりもたれたであろうことがうかがえる。

更に、客が遊廓に訪れる際、その名前や身元を隠したがつたらしいことも史料にみえる。前掲の秘伝物『色道諸分難波証』には、「こゝもとへ来る程のおとこ、大鼓はしらず、真の名を、いふてくるは一人もいない」¹⁷とあり、客は替名・仇名を用いたため、遊女や店側は供の者や連れ同士の会話の中からそれとなく実名を聞き知つたという。宝暦以後の史料となるが寛政七年（一七九五）の「新吉原規定証文」¹⁸にも、「客帳」と称するものは前々から存在したが「未熟之分も有之趣ニ候」ため今後はしつかりと記す、但し客の名や住所を詳細に聞くことは客にも商売にも差支えるかもしれないので、「一同客え不響様」取り計らつて客帳をとるといったことが記されてい

る¹⁹。これらの記述を併せみると、客は自らの身元を隠したが、店も商売のために無理に問い質さなかったことが知れる。

以上のとおり確かに遊廓をめぐっては、客の願望においても、酒宴の様子や替名といった慣習からみても、遊廓外における身分秩序を排し、貴賤を隔てなくしようとするあり方があったことを確認できる。

しかし、だからといって遊廓において客の貴賤が全く度外視された訳ではない。そもそも遊女や店にとって、客の身分や職業を見分けることは重要な手管であった。『色道諸分難波鉦』は客の見分けについて、「粹すいと不粹ぶすいと、阿房賢あほうかしこい、田舎衆あなかしう京衆しう、さぶらひ衆あき、商人あきの、諸分しよわけ〔引用註、中野三敏校注『色道諸分難波鉦』によれば「それぞれの区別」の意〕はあることで、これは、何とも語られぬ、鍊磨れんまんの功かうで御ざんす」とあり²⁰、同書には客の判別方法が種々記されている。なおこの『色道諸分難波鉦』は延宝八年（一六八〇）序であるものの、その内容は初期の島原の秘伝物『こそくり草』（承応二年（一六五三））、『秘伝書』（寛永末年／明暦元年以前）などを基礎としており²¹、また『諸分店風』（年未詳）や『好色罌粟鹿子』（元禄七年（一六九四））にも改題再板されているから、特に上方においては客の身分や職業を見分けることは早くから行われていたと考えられる。

何故身分や職業の見分けが重要かといえば、それぞれの客に適した対応をするためである。『色道諸分難波鉦』の元本の一つである承応二年（一六五三）『こそくり草』（筆者未詳、諸分秘伝者）には、一例として「いなか衆」に対する手管が次のように記されている。

いなか衆あしらひの事

一すべておいなか衆とみる時は、けたゝましくおもひぶりをみすべし、あふよりはやくうちもたれ、あぶらおしのごとくたるべし、一儀おこたるときも、つねにかはりてくらうあるべし、文なども、あいたやみたやしたやとの心にかくべし、大かたみなかものは、いちもつにのみ心ひかるゝかや、おもひいれはあさくとも、かくはいへども、いなか京あり京にいなかある物じや、すねめさるな、いやそれはふるいこと、京にいなかありいなか京なし、当

世は²²

【大意】客が田舎衆とみえる場合は、客に会うや否やもたれかかると、大げさに思いぶりを見せるべきである。「一儀」（性交）をしない場合も、他の客と違って「てくろう」（手苦労）があるだろう。文なども、逢いたい、見たい、したい、との心に書くべきである。大体において田舎者は「いちもつ」（一物）にのみ心が惹かれる。田舎者に対しては思ひ入れが浅いかもしれないが、そうはいっても「田舎に京あり京に田舎あり」²³という言葉もある。つれなくなさるな。いやそれは古いことで、「京に田舎あり田舎に京なし」か今の世は。

「いなか衆」とは参勤交代の武士など、田舎から出てきた人々を指すと考えられるが、遊女は客を「いなか衆」と判断した場合、大げさに、且つ直接的な物言い・行動で応対した方が効果的であると記されている。これに対して同書の「公家殿でん上人あいさつの事」では、「おもへどいろにいださぬなどわびぬべし」（思えど色に出ないなど、つらがつて嘆くのがよい）²⁴などあり、

「公家でん上人」に対する場合、「いなか衆」への態度とは逆に婉曲的なアプローチが良しとされている。こうした対応の違いはあくまでそれぞれの客に好まれる接客をするためであるが、客の身分や職業が遊女に強く意識されていたことをうかがわせるものである。

また客も、「ひんしよく」^{〔貧賤〕}の者であっても粗略にしないことを「女郎」に求めた一方『吉原人たばね』、すべての客を受け入れろと求めた訳ではない。作者未詳『吉原歌仙』(延宝八年「一六八〇」頃)には、「ゆふぢよ」が取るべきでない客について、次のような記述がある。

大てんぐという書に、ゆふぢよは人のあそびものなれども、あしきものにはあふべからず。あしきものにあへばそのふうぞくに成、こゝろもそれにしたがふ。よき人もあしきけいせいにあへば、またそのふうぞくにうつるといふ事をかきたり。もつともなる事なり。²⁵

今日伝存しない遊女評判記『大てんぐ』の記述を引用し、遊女は「あそびもの」ではあるが、その風俗や心がうつるから「あしきもの」とは会ってはならない、客もまた同じであるということ述べている。遊女は客を選ばないことが求められる一方で、ここでは「あしきもの」とは遊んではならないとされ、客自らが快く遊ぶため、あるいは遊女を思い遣って、遊女や店に一定の規範が求められている。

客の求める規範

しかしここでいう「あしきもの」とは、具体的にどういった客を指すのだろうか。『吉原歌仙』の傍線部の続きには、「あしき」客に会えばその「ふうぞく」が遊女に「うつる」こと、またその逆も有り得ることが述べられており、まずは単に心根や態度の悪い人物が想定される。また、遊廓で「あしき」人物といえは、「野暮」も想定されるであろう。周知の通り、遊廓においては、「粹」や「通」という遊興規範が客によって追及され、それに至らない「野暮」は振られて当然の存在とみなされていた。評判物においても、遊女が「野暮」を拒否したことは多くみえる。たとえば作者未詳『吉原袖かゝみ』(延宝初年「一六七三」頃)の「京町 三浦内」の「薄雲」(太夫)評には、「やぼのめからは、左みるもことわりと皆人云り。尤かうこそあるべけれ」²⁶と、野暮を振ることは当然で、むしろそうするべきであると記されている。しかし単に野暮や心根の悪い人物だけが避けるべき客とされた訳でもない。

大臣客の取巻きであった奥平市六の作と推定される『吉原すゞめ』(寛文七年「一六六七」)には、遊女が「知音」(馴染み)にすべきでない客について、次の様に記されている。

知音のしなの事

心ざし有といふ人になさけをかけんこと、ゆふ女の道なりとしるへし。されともしみてあしきは、

膈人 役者 くるわの内の者

これらは、おそろしき手くたりをもたくむものなれば、よのちいんつたへきくて、うるさくおもふものなり。²⁷

「しみてあしき」「知音」として「隔人」「役者」「くるわの内者」があげられている。「隔人」は博奕打ち、「役者」は歌舞伎役者や浄瑠璃役者、「くるわの内者」は、妓楼の亭主・息子・店の若い者といった店側を指す。要するにこの『吉原すぢめ』においては、野暮といったいわゆる遊興規範ではなく、身分や職業に基づいて「しみてあしき」客が判断されているのである。

また、この『吉原すぢめ』では「しみてあしき」と緩やかな表現がされているが、役者について言えば、そもそもその登楼を禁じたことを示す史料もみえる。遊女評判記には分類されていないが、吉原遊廓の事跡を記した『吉原大全』（明和五年（一七六八））からは、揚屋において役者が客として拒否されたことが知れる。揚屋とは、客が女郎屋（置屋）から女郎を呼んで遊興する店である。女郎屋（置屋）とは遊女を抱える店の事で、揚屋は客の要望を聞いて女郎屋から遊女を呼び出し、客と座敷で遊興させた。遊女を呼ぶ際には揚屋差紙という呼出し状を、揚屋から女郎屋に遣わすのが習いであった。揚屋遊びは多額の遊興費を要する豪華を極めたものであったが、宝暦期には消滅した。『吉原大全』にはこの揚屋が存在した頃の差紙について、次のように記されている。

あげやより女良をよびに遣す節、たれ／＼といふ女良の名をしるし、すゑに申樂の類、ならびにかわら者、御法度の客にて御ざなくといふ文言をしたゝめ、女良やへ証文を入れたりとぞ。

28

「申樂」を能役者、「かわら者」を歌舞伎役者などと捉えれば、この差紙は揚屋で役者が禁じられていたことを示す史料ということになる。右の『吉原大全』の記述は、差紙の書き写しではなく聞き書きであること、他の遊廓関連史料に同様の文言を載せる差紙について記述がないことから、信憑性に疑問の余地はある²⁹。しかし他の遊女評判記にも、役者が客として嫌がられたことを示す記述は散見される。たとえば、評判物『吉原大雑書』（延宝三年（一六七五）の「京町三うら内」「小ふし」（格子）の評である。

されば、此君くらへ物にいわく、上るりやくしや、此君をよひしに、此てきはいやとて、ざしき
をけたてたち給ふ事、せんだいみもんのてからとやいわん。³⁰

先に刊行された遊女評判記「くらへ物」『吉原くらへ物』、現在伝存不明³¹）から吉原京町三浦屋内の「小ふし」が浄瑠璃役者を、この客（てき）は嫌だと言って座敷を蹴立てて振った、という話が引用され、その行為が前代未聞の手柄と賞賛されている。このことから、浄瑠璃役者が断られても当然の存在とみなされていたこと、しかしそのようにみなされているにも関わらず、実際には拒否されることはあまりなかったらしい様子うかがえる。この他にも『吉原大雑書』や、『吉原大雑書』から十年程時代が下った四国太郎（宝井其角）著『吉原源氏五十四君』（貞享四年（一六八七））でも役者を客にした遊女「鹿背山」を批判する評等がみられるが、こうした役者が客になることへの批判については「第七章 客として嫌がられた役者」で詳しく述べたい。また『吉原草摺引』（元禄七年（一六九四））には「しゝかしらのふへのやく」（獅子頭の笛の役）を客にしたがため、「きれいつきのかた」（綺麗好きの方）との仲が絶えたらしいとの噂が記された遊

女「三好」(京町三浦屋四郎左衛門内格子)の批評もみえる。すなわち次のとおりである。

つとめのころ、いせのうらよりかよひくるしゝかしらのふへのやくに、くつたくせらるよし。こひはふんへつのほかなれと、おもひかけなきわ人こゝろなれ。きれいっきのかたにおんあいのよし。此事にてなかつたへけるかや、まことかきゝたし。すゞだけうるこゑすきては、よもきせうふくりうるこへ、さそおんきつまりならんに、いまはこく町のほとりにいもせのおひたなとかや。今も夜ふけまでさけをきこしめしとや。人の行すへははかりがたし。³²

【大意】

「三好」は三浦屋で遊女として勤めていた頃、伊勢の浦から通う獅子頭の笛の役と恋仲になったという。恋は分別の外と言うが、思いがけないことである。このことよって「きれいっき」(綺麗好きカ)の客との関係が切れたというが、本当か聞きたいものだ。煤竹を売る声が過ぎ(大晦日頃)、ヨモギや菖蒲、栗を売る声(端午の節句・重陽の節供のことカ)もさぞお氣詰まりだろうと思っていたが、今は江戸「こく町」(現在の日本橋本石町カ)の辺で夫婦で帯棚(帯を売る店)をやっていると言う。今も夜更けまでお酒をお飲みになつているとか。人の行く末は計り難いものだ。

ここで評されているのは京町三浦屋四郎左衛門内の遊女「三好」、位は格子である。「三好」の評は十五年程前の『吉原袖かゝみ』(作者未詳・延宝初年(一六七三)頃)や『吉原大雑書』(小石河住山水氏頓滴林・延宝三年(一六七五))からみえるが、襲名の可能性もあり本人かははっきりしない。他の評判記に笛役に関することは書かれていないが、『吉原酒てんとうじ』(作者未詳・貞享三年(一六八六)頃)には「男えらみはきのどくの山」³³とあり、あまり客運が良くないらしいことが揶揄されている。

「しゝかしらのふへのやく」については解釈が難しいが、「いせのうらよりかよひくる」(伊勢の浦より通い来る)とあるから、この「しゝかしらのふへのやく」はおそらく伊勢大神楽の笛役と考えられる。伊勢から江戸に来る度足を運んでいたとも考えられるが、江戸にも伊勢大神楽(代神楽、太神楽とも)の者は居住していた³⁴。神楽の奉納を代行することをうたつた大神楽が江戸に進出したのは熱田大神楽が寛文九年(一六六九)、伊勢大神楽は二、三十年遅れた貞享から元禄七年(一六八四・一六九四)頃であつたというが³⁵、江戸大神楽は時期を限らず江戸市中を回つていたようで、右の批評の「しゝかしらのふへのやく」もあるいは江戸伊勢派の一人であつたのかもしれない³⁶。

更に「三好」の批評で注目されるのは「三好」が「しゝかしらのふへのやく」と深い仲になつたために「きれいっきのかた」との仲が絶えたらしいとの点である。もつともここでは「此事にてなかつたへけるかや」とあり、あくまで筆者の推測であるようだが、「しゝかしらのふへのやく」と深い仲になることが客を遠ざけかねない行為であつたことがうかがえる。そのような客が揚屋にあり、三浦屋の格子女郎と参会できたのは意外であるが、作者も「三好」と「しゝかしらのふへのやく」の仲は「思いがけないこと」と述べているから、やはり珍しいことではあつたのだろう。役者のみならず、「しゝかしらのふへのやく」といった芸能に携わる人々も他の客から敬遠さ

れたらしいことがうかがえる例である。

この他、結城屋来示『吉原つれ／＼草』には、見習いの遊女である「新造」にはよくない客が多く付き、それを新造が嫌がり恥じていたという記述がみえる。

卅六段 わかき時は血気うちにあまり

新造の時はたんき内にあまり、心物かなしく、ひかみ多し。やり手を師匠様のやうにこはかり、身を姉女郎に任せん。部屋にては、こし元のやうにつかはるゝこと、かふるの時にかはらす。わるさやすしてはな紙をつみやし、名代の外の客は、おやぢ、座頭、扱はたいこ持也。是等の人には、いまたさかりなき身をまかせて、心に人をはち、人をうらやみ、好むところ、日々にさたまらず。³⁷

すなわち新造は、「名代」（姉女郎に他の客がついている場合に代理として客をとること）の他は、「おやぢ」（老人客）、「座頭」、「たいこ持」が主な客であり、それは「心に人をはち、人をうらやむ」ことであつたという³⁸。「おやぢ」（老人）については引用後続部に「老ぬる客は、せいしんおとろへ、そのくせくち（愚痴）」にして、したるうて³⁹、心うこく所なし」とあり、好まれる客でなかつたことが知れる⁴⁰。「座頭」は言うまでもなく当道座に属する僧体の盲人を指し、琵琶や三味線、按摩・座頭金（高利貸）などを生業とした。安永頃（一七七二―一七八一）には当道座最高位である検校が遊廓で豪遊するようになり批判されたが、もともと座頭は太鼓持としても多く遊廓に出入りしていた。また遊女に三味線を指南していた様子もみえる。座頭かどうかは定かでないものの、先にも触れた『吉原源氏五十四君』（貞享四年（一六八七））では、盲人を客にしたと思しき新吉原京丁三浦屋内の遊女「万太夫」が批判されている⁴¹。

「たいこ持」は先の記述にもみえるとおおり、新造に充てがわれたあまり好まれない客である。太鼓持は宝暦（一七五一―一七六四）頃に專業化が進んだが、それまでは座頭など様々な身分・職業の者が兼業した。島原の遊女評判記『朱雀しのぶずり』（貞享四年（一六八七））には、主生業に基づいた太鼓持のランクが次のように記されている。

大鼓之訛判	女郎かひ之事 <small>人につれられて行 其か まいなきハ何も大鼓也</small>
上之大鼓	歌道のごゝろ有者 医者 針立 <small>はりたて</small> 万意得有人 <small>よろこびるえ</small>
中	問屋亭主 <small>といやのていしゅ</small> 自分の手代 能役者
下	座頭 川原役者
下々	男だて ちからづよ 相撲とり 髪結等 ⁴²

座頭は「下」の太鼓であつた。また先に忌避される客としてあげた役者も、「下」の太鼓とされている。

以上、遊廓において忌避あるいは拒否された客をめぐる記述を抽出し、考察を加えてきた。そこからは貴賤を問わないことを求める客の願望、身を隠して遊ぶ慣習、酒興において世俗的な貴賤を超える場合があつたこと等、西山の述べるようなある種の「公平」さが遊廓にあつたことが垣間見えた。しかしその一方で「あしき」客を排せようとする客の要求も存在し、その「あしき」

客は野暮といった遊廓内の価値基準や単純な金銭の多寡のみでなく、役者といった身分・職業によっても判断された。すなわち遊廓においても、遊廓外の秩序である身分観や職業観は依然として意味をもった。遊女らは「高きいやしきのへたてなく、情ふかし」（『吉原ゑにし染』）ことを称賛された一方で、誰に対しても隔てのないことは批判的ともなったのである。

次節では以上分析してきた当時の遊廓における客の貴賤の扱われ方を踏まえた上で、何故先行研究において遊廓が世俗的な貴賤を超越する場として説明されるのかを考察していくこととした。

第三節 言説の差異の背景

第一節でも確認したように、遊廓はしばしば世俗的な貴賤を超越する場として説明される。そして客の扱われ方に違いが生じるとすれば、それは貴賤等ではなく、客の金銭の多寡、あるいは「粹」や「野暮」といった遊廓内の価値基準によると捉えられる傾向にあった。だが前節で検討したように、遊廓においても遊廓外の身分観や職業観は依然として意味をもっていた。こうした遊廓における客の貴賤のあり方は、西山・高田の見解を否定するものである。しかし先にも述べた通り、両氏がこうした遊廓の状況をまるで把握していなかったとも考え難い。更に言えば、遊廓を礼賛した当時の客らも、一部の人々が客にならないことを知っていた筈であろう。それにも関わらず、何故遊廓が誰にとっても「公平に通用する世界」であったかのように、当時の史料においても、先行研究においても記述されるのであろうか。

まず一つの可能性として、遊廓における貴賤を語る際に、そもそも忌避あるいは拒否された客が無視されていることが考えられる。第二節でみた登楼が問題となる客、たとえば浄瑠璃役者や獅子頭の笛の役（「しよかしらのふへのやく」）などの芸能者は、遊廓外においてもしばしば差別的な扱いを受ける立場にあった。周縁的身分の排除は言うまでもない当然のこととして、当時の史料においても先行研究においても記述から排除されてきたのではなからうか。遊廓を礼賛する当時の記述は基本的には遊廓から排除されない人々によってなされてきたのであり⁴³、そうした当時の記述に則れば、遊廓が「公平」にみえるのは無理からぬことである。

他に、役者や被差別民などは登楼の前に排除されるが、それ以外の人々は客になりさえすれば「公平」に扱われるという解釈のもと、遊廓を「公平」な場として記述する場合もあるかもしれない。しかし第二節でみてきたとおり、役者や獅子頭の笛の役などは客になれたとしても、それが露見した場合他の客の批判を受けた。つまり客として入れさえすれば貴賤を気にせず済んだ訳でもなかったのである。

また他の可能性として、何故一部の人々が客になることを嫌がられたかに対する解釈の違いがあると考えられる。すなわち、ある種の客の排除を遊廓内のきまりと捉えるか、遊廓外の身分秩序の持ち込みと捉えるかの違いである。ここでこの推測を考える上で示唆を与えてくれる作品として、井原西鶴の『好色一代男』（天和二年（一六八二））の客の拒否をめぐるエピソードと、この話に対する染谷智幸の解釈を取り上げたい。『好色一代男』巻五の一「後は様つけて呼^{よび}」には、「前代未聞の遊女」「情第一深し」といわれた太夫「吉野」と、京七条通に住む小刀鍛冶の貧しい弟子のエピソードが記されている。この前半部の大略を示せば、以下の通りである。

吉野を見染めた貧しい小刀鍛冶が、なんとか太夫の揚代五十二匁を貯め、鍛冶職人の休日吹草祭りの日に廓に忍んだ。しかし会うことは叶わず、『及事のおよばざるは』と、身の程いと口惜と歎「き帰った。このことをある者が吉野に伝えたところ、吉野はひそかにその小刀鍛冶を呼び入れた。感激で涙を流すが何もできず逃げ帰ろうとする男に、吉野は何とか思いを遂げさせ、その上に盃ごとまでして帰させた。揚屋は「是はあまりなる御しかた」と吉野を咎めたが、吉野はわけ知りの世之助様『好色一代男』の主人公』であればわかってくれるといい、やがてやってきた世之助は「それこそ女郎の本意なれ」と言い、その日の内に吉野を身請けし妻にした。

以上のようにこのエピソードでは、普通は鍛冶職人が太夫の客になれなかったことが示されている。しかし、本文には小刀鍛冶がなぜ拒否される存在であったかについて、具体的な記述はない。この要因について推測すれば、ここでは二通りの解釈が可能であろう。

一つは、小刀鍛冶という身分・職業にその要因を求める解釈である。『好色一代男 決定版対訳西鶴全集』は、小刀鍛冶が『及事のおよばざるは』と、身の程いと口惜と歎「き帰ったのを、『金さえあれば自由にできるはずなのに、それができないとは』と、自分の身分の低いのを嘆いている」と解している⁴⁴。また小刀鍛冶を客にした吉野を揚屋が咎めたことについては、「太夫は上流人士を客とするので、身分の低い者と契ってはならないとされた」と註に記している⁴⁵。これは近世社会の「身分」が遊廓においても意味をもったことを認める見方であろう。

しかしこうした見方には、反論もあるだろう。それは小刀鍛冶がその「身分」によってではなく、遊廓内のきまりに則っていないため登楼を拒否されたに過ぎないとも考えられるためである。最高位である太夫に参会するためには、前々から人を通して約束をとりつけるなど、煩雑な手続きが必要であったとされる。また遊女を買うためには揚代のみでなく、店の者に気を配り、心付けを渡すことも必要であった。そういった廓の常識に則れない（だろう）存在として、小刀鍛冶が拒否された可能性も否めない。こちらは前者と異なり、廓内の秩序・慣習に基づく拒否という見方である。

この物語はこれまで様々に読み解かれてきたが、染谷智幸の場合、基本的には後者の視点をもってこのこのエピソードを解している⁴⁶。染谷は小刀鍛冶が五十三匁持参したこと、そして吉野が性交渉と盃事を行いあくまで遊女として小刀鍛冶に接していることに注目し、「遊女とは本来、買手の金銭に対して我が身を売るのが商売である。遊廓には様々な格式や文化が生まれてしまったために、そうした金銭以外のものが多く入り込むことになってしまったが、金銭と我が身を対価交換するのが本筋である」とし、吉野の行為は遊女として本筋に則ったもので、世之介（すなわち、作者である西鶴）が「女郎の本意」と吉野を賞賛したのは「情け深い一人の女としてではなく、あくまでも遊女として接した」ためであると⁴⁷。これを踏まえれば、染谷は拒否の要因を身分秩序という遊廓外の論理ではなく、そこにおける「格式や文化」、つまりは遊廓内のきまりや慣習に求めていると考えられる。こうした解釈に基づけば、遊廓から一部の客が排除されたとして、その要因は遊廓外の身分秩序に拠る訳ではないこととなる。したがって西山が『くわわ』（一九六三、至文堂）においてするように遊廓が「現実を遮断した特別な社会」であるとの説明も可能になるのである。

但し染谷は遊廓に「金銭以外のものが多く入り込」んだと述べており、遊廓の「格式や文化」

が外の要素によって構成されたことを認めている。すなわち、仮に小刀鍛冶が拒否された理由が遊廓内の決まりであったとしても、結局その決まりは遊廓外の身分秩序や賤視観を反映したものに過ぎないといえる。遊廓内の決まりに遊廓外の要素が入っていたであろうことは、ある種当然である。しかし遊廓におけるきまりや慣習は、しばしば遊廓が「非日常」や「異世界」であるとの論拠とされてきた。確かに登楼の際に腰の物を預かる、太夫との参会において客が下座に座るといった遊廓特有の決まりは、廓外の秩序や慣習を否定するものである。しかし遊廓内のきまりは外の秩序を全く否定している訳ではなく、両者は複雑に入り組んでいることを染谷の議論は示唆しているといえよう。

遊廓内外の秩序が入り組んでいることを端的に示す例には、本章でも既に触れた「武家」と「野暮」の関係がある。「武家」、といっても特に勤番侍は、多くの場合「野暮」として語られ、勤番侍を意味する「浅黄裏」^{あさぎうら}は明和年間（一七六四―一七七二）以降⁴。「野暮」の代名詞でもあった。これは実態に即した認識でもあっただろうが、しかし一方でその揶揄の裏には「武家」に対する羨望や反目の意識があったであろうことは想像に難くない。遊廓では遊廓外の秩序や慣習を振りかざす者は笑われたが、一方で遊廓外の秩序や慣習は遊廓の掟を笠に着て、あるいはあえて転倒した形をとって威力を保っていたと言える。

おわりに

遊廓における貴賤について言及した先行研究には、遊廓が現実社会の身分秩序を度外視する「公平」な世界であったという見解と、それを否定する見解がみられる。この見解の相違の要因を考察するにあたって、本章では主に寛文―宝暦頃（十七世紀後半―十八世紀中頃）の遊女評判記における客の貴賤に関する記述を抽出し、客の貴賤がいかに意識され、扱われてきたのかを実証的に考察してきた。その結果、遊廓は確かに西山が述べるような「現実を遮断した」場として求められ、且つ実際にそのような場とみなされていたこと、しかしそれと同時に、忌避あるいは拒否された客も確かに存在したことを明らかにした。そしてその忌避や拒否の判断は、遊廓内の価値基準のみでなく、遊廓外の身分秩序に基づいてなされていた。つまり一見特異なきまりをもつ遊廓も、その内実を紐解けば、遊廓外の社会と何ら変わりない姿がみえてくるのである。

それにも関わらず遊廓が身分秩序を超越する場として説明される要因としては、まずそうした先行研究が登楼を拒まれなかった人々の視点に立ち、排除された人々の存在に自覚的でなかったことが考えられる。あるいは一部の客の排除を単に遊廓の秩序・慣習として理解し、現実の身分秩序に基づく排除と解釈しなかった可能性もあろう。本章で述べてきた通り、遊廓では現実の秩序が強く意識されながらも、それが遊廓内の秩序・慣習に覆われ、一見して遊廓外と別世界であるかのようなあり方が形成されていた。そうしたあり方を、遊廓に理想を感じた客の視点から読み解くか、あるいは建て前を理解した店や遊女、または排除された客らの視点に立つかの違いにより、同様の史料を用いながらも先行研究間で見解の相違が生じたように思われる。

但し本章でも指摘したように、遊廓においても客の貴賤は確かに意味をもった。したがって遊廓を「秩序外」や「公平」な場と解する西山・高田らの見解を、そのまま遊廓の実態をあらわす言葉として受けとめることはできない。しかしこれまで遊廓が理想視されてきた要因を明確にするにあたり、西山・高田らの見解を単なる誤りとして一蹴することはできない。本章で論じた遊廓

の捉え方の背景にあるものに留意しつつ、次章以降登楼を嫌がられた人々について更に詳しく論じていくこととしたい。

註

- 1 西山松之助『くるわ』（至文堂、一九六三）「同著『近世風俗と社会 西山松之助著作集 第五卷』吉川弘文館、一九八五所収、七四・七五頁」。
- 2 中野三敏「すい・つう・いき」その生成の過程」（相良亨他編『講座 日本思想 第五卷 美』東京大学出版、一九八四）、一三九・一四〇頁。
- 3 西山松之助『くるわ』（至文堂、一九六三）「同著『近世風俗と社会 西山松之助著作集 第五卷』吉川弘文館、一九八五所収、七四頁」。
- 4 西山松之助『くるわ』（至文堂、一九六三）「同著『近世風俗と社会 西山松之助著作集 第五卷』吉川弘文館、一九八五所収、七四・七五頁」。
- 5 高田衛「廓の精神史―公界と悪所」（『国文学 解釈と教材の研究』三八・九、一九九三）、四五頁。
- 6 中野三敏「すい・つう・いき」その生成の過程」（相良亨他編『講座 日本思想 第五卷 美』東京大学出版、一九八四）、一三九・一四〇頁。
- 7 中野三敏「すい・つう・いき」その生成の過程」（相良亨他編『講座 日本思想 第五卷 美』東京大学出版、一九八四）、一四〇・一四一頁。
- 8 西山松之助『くるわ』（至文堂、一九六三）「同著『近世風俗と社会 西山松之助著作集 第五卷』吉川弘文館、一九八五所収、一五三頁」。
- 9 西山は『くるわ』（一九六三）の「二廓の機能」「三遊女の生態」において、中野は「すい・つう・いき」その生成の過程」（相良亨他編『講座 日本思想 第五卷 美』東京大学出版、一九八四）全般において引用している。
- 10 長養軒・通遊軒・如柳堂「吉原大評判多にし染」（江戸吉原叢刊刊行会編『江戸吉原叢刊 第五卷』八木書店、二〇一一、八三頁）（角町みやうがや吉左衛門内太夫座敷持ち床夜）。なおここで位は太夫座敷持ちだが、同年刊行篤躍軒（石川流宣）「吉原七福神」（正徳三年）（江戸吉原叢刊刊行会編『江戸吉原叢刊 第四卷』八木書店、二〇一一、二六二頁）では位は散茶女郎。
- 11 廓鶴堂楽水「吉原評判交代盤栄記」（『江戸吉原叢刊 第五卷』、三四九頁）（江戸町式丁目左側亀甲屋内菊その）。五橋菴北花置鶴「吉原出世鑑」（宝暦四年）（『江戸吉原叢刊 第五卷』、三二二頁）によれば位は散茶。
- 12 今宮烏「吉原人たばね」（江戸吉原叢刊刊行会編『江戸吉原叢刊 第三卷』八木書店、二〇一〇、五一頁）（角町与右衛門内正つね〔位未詳〕）。刊行年の推定については同書、四二七頁。
- 13 「ゑりもとをねらひ」は「襟元を見る」「襟元に付く」の意味と解釈した。「襟元を見る」「襟元に付く」の意味は「金持ちは重ね着して襟元が厚かったところから」利益を目当てに金持ちや権力のある人などにこびへつらう「ことである（「えりもとに付く」『日本国語大辞典』）。
- 14 酉水庵無底居士「色道諸分難波鉦」（中野三敏校注『色道諸分難波鉦』岩波文庫、一九九一、二〇

六頁)。

¹⁵ 藤本箕山「色道大鏡 卷第十八無礼講式」(新版色道大鏡刊行会編『新版色道大鏡』八木書店、二〇〇六、六二七-六二八頁)。

¹⁶ 渡辺憲司『江戸遊女紀聞―売女とは呼ばせない』(ゆまに書房、二〇一三)、二八頁。

¹⁷ 『色道諸分難波鉦』六一頁。

¹⁸ 「新吉原規定証文」は吉原の遊女屋・茶屋などによって作成された吉原すべてを対象とする規定で、寛政七年、弘化二年、嘉永六年作成の三種がある。詳細は第二章 吉原遊廓における客の取締まり」を参照のこと。寛政七年の規定は全部で八十一箇条、作成の理由は近頃「規定猥ニ成行候」ためであることがはじめに記されている。

¹⁹ 石井良助「新吉原規定証文について」(『日本団体法史』創文社、一九七八)「同著『女人差別と近世賤民』明石書店、一九九五所収、一八七頁」(寛政七年「新吉原規定証文」五箇条目)。

²⁰ 『色道諸分難波鉦』二八頁。

²¹ 野間光辰「解題」(野間光辰解説『近世文芸資料五 難波鉦 附返答古銀買』古典文庫、一九五七)。

²² 従吾所好社編『東京新誌』(二・三、一九二八)「同著『東京新誌 第二卷』ゆまに書房、一九八七所収、二六五頁」。

²³ 本来「田舎に京あり」は「田舎にもぎやかな所、みやびた点がないわけではない。また、悪い土地にも良い所がある」の意味である(「田舎に京あり」『日本国語大辞典』)。また「京に田舎あり」は「にぎやかな所にも、田舎めいて不便な所がある。転じて、よい土地にも、悪い所があるの意」(「京に田舎あり」『日本国語大辞典』)である。したがって土地についての言葉だが、ここでは客を対象とした言葉と解釈した。

²⁴ 従吾所好社編『東京新誌』二・三、一九二八(『東京新誌 第二卷』ゆまに書房、一九八七所収、二六六頁)。

²⁵ 作者未詳「吉原歌仙」(『江戸吉原叢刊 第三卷』、一一二頁)(吉原江戸町二丁目東屋内最中)。刊行年の推定については同、四二八頁。

²⁶ 作者未詳「吉原袖かゝみ」(江戸吉原叢刊刊行会編『江戸吉原叢刊 第二卷』八木書店、二〇一〇、一七六頁)(吉原京町三浦屋内太夫薄雲)。刊行年の推定については同書、四二二頁。

²⁷ 奥平市六(推定)「吉原すゝめ」(江戸吉原叢刊刊行会編『江戸吉原叢刊 第一卷』八木書店、二〇一〇、二三五頁)。奥平市六については未詳だが、書名のとおり「吉原雀」、すなわち大臣客の取り巻きとして吉原に入り浸り内情に通じていた者と小野は推測している(小野晋『近世初期遊女評判記集(研究篇)』古典文庫、一九六五、一四八頁)。

²⁸ 酔郷散人「吉原大全」(『江戸吉原叢刊 第五卷』、三九六頁)。

²⁹ 揚屋差紙は他にもいくつかの形式が伝えられているが(秀山人「柳花通誌」(『近世文芸叢書 第十』)、作者未詳「吉原雑話」(森銚三・野間光辰他編『燕石十種 第四卷』中央公論社、一九七九)等、申樂・河原者の禁を記す差紙はこの『吉原大全』にしか記述がない。他は御法度の客でないことを約束する差紙のみである。

³⁰ 作者未詳「吉原大雑書」(『江戸吉原叢刊 第二卷』、三三三頁)。「吉原大雑書」の跋に『山茶やふれ

笠』の発行予告があることから、作者は『山茶やぶれ笠』と同一の「小石河住山水氏 頓滴林」と推測されている（『江戸吉原叢刊 第二巻』、二七三頁）。

³¹ 稀書複製会編『稀書解説 第一編』（米山堂、一九二〇）、四五頁によれば寛文中の印本。

³² 鈴木武平（推定）「吉原草摺引」（『江戸吉原叢刊 第四巻』、一七九頁）。

³³ 作者未詳「吉原酒てんとうじ」（『江戸吉原叢刊 第三巻』、四〇七頁）。

³⁴ 但し江戸熱田派が江戸市中に住居があったのに対し、江戸伊勢派の住居は明らかでないという（宮尾與男『獅子舞と曲芸の芸能史 道ゆく大神楽』演劇出版社、二〇〇六、八六頁）。

³⁵ もっとも伊勢派の進出については諸説あり、もっと早い時期に進出していたとも考えられるという（宮尾與男『獅子舞と曲芸の芸能史 道ゆく大神楽』演劇出版社、二〇〇六、七四―七五・八六頁）。

³⁶ 吉原において大神楽は大晦日の夜のほか賀日の度に来たが、特に二月初午から二月中は毎日来たという（寛閑楼佳孝「北里見聞録 巻四」（『国書刊行会編『近世文芸叢書 風俗 第十』一九二一）、一九八頁）。

³⁷ 結城屋来示「吉原つれ／＼草」（『江戸吉原叢刊 第四巻』、三六五頁）。

³⁸ 他に井原西鶴の『諸艶大鑑』巻四「縁の撮取は今日」（『目隠しどち』（目隠し遊）で相手を決める際、太鼓持に捕まらないようにと願う女郎たちの姿が描かれている（麻生磯次・富士昭雄訳注『諸艶大鑑 対訳西鶴全集二』明治書院、一九七九、一四七頁）。

³⁹ 「したるい」は態度などがべたついてなまめかしい、甘ったるいの意（「したるい」『日本国語大辞典』）。

⁴⁰ 『江戸吉原叢刊 第四巻』、三六六頁。

⁴¹ 四国太郎（宝井其角）「吉原源氏五十四君」（『江戸吉原叢刊 第四巻』、四一頁）。

万太夫

みめよし。形つくるはぬ所ありて、すくものはきつふすくぞかし。高州「太夫高尾」に習つて、^{（煙草）}たはこのまぬ。「略」もちろん川竹といひながら、盲目の杖とならるゝよし、さたあり。うたてしや。役者なとさらひ侍れとも、男のよいにほたさるゝか也。是は執着ふかひものゝ涙、かたわなる身のくせとして、はらめしく、よしなきいひ事、たゞ許しおはしませ。

「略」以下は比喩的で解釈が難しいが、傍線部の文言は謡曲『景清』の引用である（『地謡・景清』所に住みながら、御扶持ある方々に、憎まれ申すものならば、ひとへに盲の、杖を失ふに似たるべし（両手で杖をさぐる）。片端なる身の癖として、腹悪しくよしなき言ひ事、ただ怒しおはしませ（ワキへ合掌する）」（小山弘志・佐藤健一郎校注・訳『謡曲集② 新編日本古典文学全集59』小学館、一九九八）。「盲目の杖を失う如し」という言葉が「頼みにしているものを失い、途方にくれる様」の意であることを考えれば（『日本国語大辞典』）、「盲目の杖とならるる」は万太夫が盲人の馴染み（＝頼みにしているもの）になったと解釈でき、右は万太夫が盲人を客にしたことへの批判であると考えられる。

なお謡曲『景清』は、日向に流された悪七兵衛景清の娘が父慕いを訪ねてきたが、今は盲目の乞食となった景清が、肉親の情愛に引かれつつも娘と永遠の訣別をするというもの。作者・成立年共に不明だ

が、寛正七年（文正元年）（一四六六）二月に初演記録がみられ、『景清』を載せた謡本やその注釈書は『吉原源氏五十四君』の頃（貞享）には多数流通していたという（『謡曲集② 新編日本古典文学全集 59』、三二二・六一五六一六頁）。

先の批評に話を戻すと、批評されているのは「万太夫」で京町三浦屋内、位は格子と推定される（明記されていないが、この頃三浦屋の位は太夫と格子のみで、『吉原源氏五十四君』では太夫が巻頭に書かれている。万太夫は巻中の扱いのため、格子と判断される）。これ以前の遊女評判記には「万太夫」について三浦屋内太夫高尾の「形見」等とあり、太夫として名高い高尾の妹女郎であり、大事に扱われていた遊女であったと考えられる。

⁴² 好色軒・南花軒「朱雀しのぶずり」（芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成 第九巻 遊び』三二書房、一九八三「初版一九七四」、五九一六〇頁）。

⁴³ 遊女評判記の書き手については「第三章 遊女評判記の概要」を参照のこと。

⁴⁴ 麻生磯次・富士昭雄訳注『好色一代男 決定版対訳西鶴全集一』（明治書院、一九九二）、一五〇頁。

⁴⁵ 『好色一代男 決定版対訳西鶴全集一』、一五三頁。

⁴⁶ 染谷智幸「遊女・遊郭と「自由円満」なる世界―井原西鶴の『好色一代男』を中心に」（『日本文学』四九・一〇、二〇〇〇）。

⁴⁷ 染谷智幸「遊女・遊郭と「自由円満」なる世界―井原西鶴の『好色一代男』を中心に」（『日本文学』四九・一〇、二〇〇〇）、二五頁。但し、廓が本来、金銭と遊女が「対価交換」される場であったという主張については検討を要する。

⁴⁸ 武士が野暮であることを揶揄する「浅黄裏」といった言葉が明和以降出現した（大村沙華「客の姿態」（『国文学：解釈と鑑賞』二八・三、一九六三、九九頁））。

第七章 客として嫌がられた役者

はじめに

江戸時代において公許の遊廓には江戸吉原・京都島原・大坂新町などがあつたが、先行研究においてはしばしば、こうした公許の遊廓内で客の貴賤が意味をもたなかったと説明される。しかし、そうした説明に反する史料も存在する。例えば次は既に「第六章 吉原における客の貴賤」でもみた奥平市六（推定）『吉原すゞめ』（寛文七年〔一六六七〕／諸分物）の記述である。

知音のしなの事

心さし有といふ人になさけをかけんこと、ゆふ女の道なりとしるへし。されともしみてあしきは、

隔人^{かくしん} 役者 くるわの内者

これらは、おそろしき手くたりをもたくむものなれば、よのちいんつたへきゝて、うるさくおもふものなり。²

遊女が「しみてあしき」「知音（馴染み）」として「隔人」（博奕打）、「役者」、「くるわの内者」が挙げられている。この中でも本節で注目するのは役者である。役者は他の史料からも、遊廓、とりわけ吉原において客になることを嫌がられたことが知れる。例えば、四国太郎（宝井其角）による『吉原源氏五十四君』（貞享四年〔一六八七〕／評判物）には「やく者衆きんせい。かさかき御無用」と、役者が客になることを禁じる揚屋の取決めがみえる³。後にみるとおり、後者は先行研究においても吉原で役者が禁止されたことの典拠とされている。

しかし『吉原すゞめ』と『吉原源氏五十四君』には、役者への態度に違いがある。つまり『吉原すゞめ』には「しみてあしき」とあるから、役者の登楼自体を咎めている訳ではないと考えられるのに対し、『吉原源氏五十四君』では「やく者衆きんせい」と明確にその登楼が拒否されている。何故二つの史料の間にこの様な違いが認められるのであろうか。年代の差による相違とも考えられるが、そもそも両史料は公的な文書ではなく、あくまで好事家が記した遊女評判記である。したがって特に『吉原源氏五十四君』にみえる揚屋の取決めについては、それが実際の取決めであったのか、あるいは作者の単なる願望もしくは戯文の類であったかどうかを問う必要がある。また「きんせい」にせよ「しみてあしき」にせよ、何故役者が嫌がられたのか。近世における役者の位置付けを考えれば、真つ先に思い浮かぶ要因は役者への賤視である。しかし世俗の論理を振りかざす客が「野暮」と笑われたと言われる遊廓において、そうした賤視が排除の要因となり得たのであろうか。

以上の疑問に基づき、本章では役者が遊廓においてどのような扱いを受けたのか、そして何故遊廓において役者が客として嫌がられたのかを明らかにしたい。なおこうした役者に対する忌避は『中村勘三郎楽屋ばなし』（昭和六十二年〔一九八七〕）によれば勘三郎の兄初世中村吉右衛門（明治十九年〔一八八六〕／昭和二十九年〔一九五四〕）の頃にも島原の揚屋角屋においてあつたという⁴。しかし本章ではあくまで江戸時代に焦点を置き、とりわけ客の様相を記す史料が豊富に残る吉原、特にその十七世紀後半／十八世紀中頃の状況に着目し、基本的には遊女評判記に依拠

しつつ、他の遊廓や時代にも目を配りながら遊廓での役者を論じていくこととしたい。

第一節 「れまど」の言説

はじめに、遊廓における役者に言及のある論考をみていきたい。以下に取り上げるのは三田村 鳶魚・瀧川政次郎・小池章太郎である。はじめに三田村の見解からみていこう。

三田村 鳶魚

三田村は「三上於菟吉著の『雪之丞変化』」と「吉原一夕話」で吉原における役者に論及している。まず「三上於菟吉著の『雪之丞変化』」の記述である。

「雪之丞は、もとより廓内に足ぶみを、公けに出来ぬ役者の身」ということが書いてある。けれどもお客の供でもして、吉原へ行く分には、別に差支えはない。チョンチョン格子〔下級の遊女屋。小格子。切見世〕や何かの安い女郎なら、買うことも出来たのです。ただ華魁〔花魁。上級遊女〕を買うことは出来ない。それから中等以上の女郎屋では、役者をお客にしない、という廓のきまりがあった。これは公の制度法律じゃありません。従って役者を廓へ連れて行くのは、役者を遊ばせるのではない、連れて行く客の贅沢なのです。⁵

また「吉原一夕話」では次の様に記している。

吉原の大見世〔最上級の遊女屋〕は芸人を一切上げません。上方から役者が下^{くだ}つて来たような場合でも、まだ舞台へ出ないうちに、その役者なり三味線弾^{しやみせんひき}なりが、そつと吉原へ来るようなことは、あつたかも知れませんが、一度舞台へ出て顔を知られると、もう決して上げない。⁶

以上をまとめると、役者は下級の遊女屋の安い女郎は買うことができたが、「華魁」（高位の遊女）を買うことは許されなかった。そもそもある程度のお店（中等以上の女郎屋）〔大見世〕では役者は禁制であり、そうした店では顔が知られていない場合、あるいは客の贅沢で役者を引き付けて行く場合しか役者の登楼は許されなかった。そしてこれは「公の制度法律」ではなく「廓のきまり」であつたということである。但し三田村はこれらの論拠となる史料については註を残しておらず、また何故役者が高級な遊女を買えなかったについても言及していない。

瀧川政次郎

次に、瀧川政次郎である。瀧川は『遊女の歴史』⁷および『売笑制度の研究』⁸において、「傾城屋」の「若い者」「主人」、および「太鼓持」等と「能役者」（「申樂の役者」）「歌舞伎役者」（「かはら者」）が客になれなかったことを同列に論じている。その概略を示すと、瀧川は「傾城屋」の者と役者がそれぞれ遊女と「同類」あるいは「仲間」同士であつたとし、遊女屋にとつては「遊女は菓子屋の店頭に並べられている菓子と同じ」であり「商売人が商売物を手につけていたのでは、商売は成り立たない」から「制禁」であり、役者については、「申樂・田樂の能役者」とその流れを汲む「歌舞伎役者」は、沿革的には本来「中世の白拍子、女田樂の後身」である遊女と「仲間」であり、そのため「吉原の廓内慣習法」は「申樂の役者、かはら者を揚屋の二階にあげること」を堅く禁止してゐた⁹とする。なお瀧川は、役者が当時「男倡」であつたことにも注視してい

る¹¹。したがって遊女と役者が同じ「仲間」「同類」であったという意味には、同じく売春に従事していた者という意味も含まれているように思われる。

また瀧川は三田村と同様に役者を禁じる決まりが幕府によるものではなく、あくまで「廓内慣習法」であったと強調し、更にそれが「室町季世」から「江戸初期」にかけて存在したものとみている¹²。根拠としては先述の『吉原源氏五十四君』、そして『吉原大全』にみられる「揚屋差紙」や『当世武野俗談』（ともに後述）が挙げられているが、役者が遊女と「仲間」故に禁止されたこと、及び室町から江戸初期にかけて禁止されたという点について典拠はない。

小池章太郎

更に小池の見解をみていこう。小池は「川柳悪所攷」で、役者が遊廓で拒否されたことにふれている。次の通りである。

役者が吉原で遊女を買いに登楼することは、表向きには禁じられていた。時代によってもちがいで、三世仲蔵は中通り時代の文政末年、京町二丁目松本屋の若緑というお職にのぼせて通いつめている（手前味噌）。だが初世仲蔵の時代にはきびしく、「吉原皆々同道にて参り候処に、度々おろされ申候なり」（月雪花寝物語）と登楼を拒否されている。遊女と役者が不祥事件を起しがちなところからこうした廓法ができていたらしいが、遊女の観劇は大つぴらであった。¹³

すなわち遊女は芝居見物を許されたが、役者が「吉原」で遊女を買うことは「表向き」には禁じられていたこと、更にそれが時代によって異なり、初世中村仲蔵¹⁴の時代（宝暦頃）には厳しく、三世仲蔵¹⁵の時代（文政頃）には緩まったことをそれぞれの自伝『月雪花寝物語』¹⁶、『手前味噌』¹⁷から指摘している。役者の拒否の理由としては「遊女と役者が不祥事件を起しがちなところからこうした廓法ができていたらしい」とするが、これについての論拠は挙げられていない。

先行研究の整理と問題点

さて、これらの議論を整理していこう。まず遊廓、とりわけ「吉原」で役者が禁じられていたことについて、三田村は「廓のきまり」、瀧川は「廓内慣習法」、小池は「廓法」と表現している。また瀧川・三田村は、これが公のものではなく、あくまで廓内の決まりであると、更に三田村はその範囲を、高位の遊女や中等以上の店と限っている。これについて三田村は論拠を挙げているが、他の論考で『吉原源氏五十四君』や仲蔵の自伝に触れており、瀧川・小池と同様の史料に基いた見解と推測される¹⁸。

次に、役者の禁に変遷があったとの小池の指摘についてみておきたい。この小池の指摘は冒頭に挙げた『吉原源氏五十四君』と『吉原すずめ』の齟齬の説明として注視すべきであるが、小池の提示する初世中村仲蔵の自伝『月雪花寝物語』と三世中村仲蔵の『手前味噌』をみる限り、時代による変遷があったとは必ずしも断言できない。初世仲蔵は舞台復帰後（宝暦四・五年頃か）に確かに吉原へ行き追い返されているが、店の等級については書かれていない¹⁹。三世仲蔵は下級の店（小見世）の遊女と馴染んでいるが²⁰、もし三田村のいう通り役者の禁の範囲が限られていたならば、役者の小見世通いは問題がないことになる。したがって初世仲蔵と三世仲蔵の扱われ方の違いが時代の違いによるものかは、これらの史料からのみでは明らかにできない。但し後に述べる通り役者の地位にも変遷があり、小池の指摘を捨て置くことはできない。なお初世仲蔵

は有名になる前に小見世より上と考えられる店で豪遊しており²¹、顔が知られてない場合は遊べたとする三田村の見解が裏付けられる。

次に、役者が禁じられていたことの理由についてである。役者と「傾城屋」の者と遊女がそれぞれ「同類」「仲間」であるため禁じられたとする瀧川の説明は、「傾城屋」の禁の理由としては納得がいく。確かに同じ界限の「商売人」と「商売物」の関係が盛んになれば、遊女渡世に支障が出たであろう。しかし役者と遊女が元来同じルーツの「仲間」であり、それが江戸時代初期に至っても「廓内慣習法」のあり方に影響したとの考えは、やや飛躍しているように思われる。確かに役者と遊女は瀧川が指摘する点以外にも、様々な密接な関わりがある²²。とはいえ、遊女を買うにあたって「仲間」同士が問題になるのは、あくまで同じ界限に住む故ではなからうか²³。事実瀧川は、「傾城屋」については同じ界限で遊ぶことができないだけで、他に行けば遊べたと述べている²⁴。遊廓に居を構えていた一部の太鼓持や芸事の師匠は「仲間」として登楼が問題になってもおかしくはないが、外に住む役者も「仲間」として禁止されたという理屈は、受け入れ難い。他方小池は役者が禁じられた理由について、遊女と役者が「不祥事件」を起こしがちなところからこうした「廓法」ができたらしいと述べる。やはり典拠がなく小池が何を念頭に置いているかは定かでないが、後に触れる通り役者はしばしば遊女に惚れ込まれ噂になったというから、小池はそうしたことを「不祥事件」と呼んでいるのであろうか。後に見る通り『役者女房評判記』（宝暦九年（一七五九）成立・作者未詳）には吉原出身の役者の女房が一人みえ、その相手が著名な坂東彦三郎であることから、何かしら騒動が起こったのかも知れない。

加えて瀧川・小池は共に役者が賤視されていたことには触れていないが、近世における役者の社会的位置付けを考えれば、役者の賤視と禁の可能性を視野にいたした考察が必要であろう。

また前章「第六章 吉原における客の貴賤」では客の世俗的な貴賤が廓で意味をなさなかったとの言説に着目し、これを考察するにあたって本章の主題とする役者についても触れた。しかしその主眼はあくまで遊廓における客の貴賤の扱いにあり、役者に関する史料の十分な考察を行っていない。したがって本章では遊廓においても客の貴賤が意味をもったという前章の視点に基づき、且つ役者の禁をめぐる先行研究の限界を踏まえ、役者がなぜ、いかに遊廓から排除されたかを明らかにしたい。次節では先行研究でも触れられている『吉原源氏五十四君』にみられる役者の登楼を禁じる定に注目し、この定の信憑性・妥当性について論じていく。

第二節 揚屋の「やく者衆きんせい」

ここで主題とするのは、『吉原源氏五十四君』における定（以下「五十四君揚屋定」と表記）の信憑性についてである。瀧川も論拠とするこの「やく者衆きんせい」を含む「五十四君揚屋定」によれば、役者は揚屋において客となることを明確に禁じられていたことになる。しかし『吉原すぢめ』との齟齬や、そもそもこの定が実際に揚屋で効力をもった取決めの写真なのかについては、冒頭にも触れたとおり検討の余地がある。

「五十四君揚屋定」

『吉原源氏五十四君』（評判物）は貞享四年（一六八七）成立、筆者は四国太郎と称する宝井（榎本）其角である。其角は著名な俳人であり、豪商紀伊国屋文左衛門の取巻きとして吉原に足を運んでいた。本書は写しのみの伝存だが²⁵、これ程名の知れた遊女評判記の作者は稀であり、内容

も秀逸であることから当時話題を呼んだという²⁶。本書は基本的には遊女の批評を旨とする評判物であるが、巻末に「定」(以下、「五十四君揚屋定」と記す)が付されている。全文は左の通りである。

定

一⁽¹⁾二月十五日より、さんちや女中かた不残御入被成候事。

但し、つほね仕舞禁制。

一⁽²⁾あけ銭之事、手前さしつまり申候間、前金に御借被成可被下候。尤、太鼓御供被召連候御方様は、御心付奉頼候。

一⁽³⁾さんちや、局入こみの御事に候間、けんくは、口論、わる口、御用捨なされ可被下候。

但し、はなかみ入、さんちやく、万あつかり物きんせい。うせもの不存候。御腰之物、「前」くの通に御さ候。

一⁽⁴⁾やく者衆きんせい。かさかき御無用。少々御心易き御方に候共、かゝか口御すいあるましく候。

一⁽⁵⁾うけきりふと遣候御方、その月切に新かんはんに書出し申候。

右、五ヶ條、正月晦日に相極申候。御客様たち、能々御心得可被下候。已上。

ふしや 太郎右衛門

えひや 次右衛門

長しまや 清兵衛

さゝや 甚左衛門

たち花や 五良左衛門

せにや 長右衛門

つたや 利右衛門

かまくらや 長兵衛

わかさや 伊左衛門

いせや 久左衛門

きりや 市左衛門

松もと 清十良

きゝやうや 久兵衛

あみや 伊右衛門

たはらや 佐右衛門

いつみや 半四郎

いつゝや 彦兵衛

布施田 多右衛門

松はや 六兵衛²⁷

この第四条目(以下(4))がここで注目する定で、役者(「やく者」と瘡搔き(「かさかき」、梅毒罹患者)が「御無用」、すなわちお断りであると記されている。(4)の後半は解釈が難しいが、揚屋

の女将（「かゝ」）が心易い役者や瘡搔きを客として手引き（「口御すい」）することの禁かと推測される。この「五十四君揚屋定」は先述の通り吉原全体の取決めではなく、あくまで揚屋の内規である。揚屋の最盛は延宝から天和頃であるから、最盛期から僅かに下った頃に成った「定」ということになる。「五十四君揚屋定」に連名している揚屋は十九件で、揚屋がわかる史料として同書と最も年代に近い元禄二年（一六八九）「絵入大画図」と比較する限り、ほとんど全ての揚屋が名を連ねている²⁸⁰。

しかし各条文を検討すると、同定には二つの問題が浮上する。一つは(1)が実行された可能性が低いこと、今一つは各条の繋がりが不明なことである。

『江戸吉原叢刊 第四卷』の「解説」（稲葉有祐）では「五十四君揚屋定」を「この年の二月十五日より行われる散茶女郎の揚屋入りについての定め」²⁸¹と解している。つまり(1)の内容（「さんちや女中かた不残御入被成候事」）が「定」全体の趣旨と捉えられており、この解釈に従えば他の条もこれに関連した規定ということになる。しかしこう解釈した場合、まず(1)散茶女郎の揚屋入りが問題となる。散茶とは本章冒頭でも触れたとおり寛文八年（一六六八）に非公許の女郎屋が吉原に流れ込み始まった位であるが、散茶は「内留」といって女郎屋の二階の座敷で遊ぶ決まりであり、揚屋に呼んで遊ぶことはできなかったというのが通説である²⁸²。しかし仮に「五十四君揚屋定」が効力をもったとすれば、貞享四年（一六八七）に散茶遊びの場は揚屋に移ったことになる。稲葉はこの「定」について「太夫・格子が次第に衰退し、散茶女郎が隆盛する当時の状況を如実に示すもの」²⁸³とも述べており、この時期の散茶隆盛を考えれば、散茶の揚屋入りはあり得ない話ではなかったようである。

しかし『洞房古鑑』卷之三には、散茶が揚屋入りした可能性を否定するような記述がみえる。

- 一 寛保四年末十月、揚屋不景気ニ付、^{〔歌〕}三茶ノ遊女共出シ呉候様ニ願候ニ付、及相談一候処、遊女屋共不心得ニ付相止候。右願人、尾張屋清十郎、泉屋清六、若狭屋庄三郎、海老屋治右衛門。

³²

すなわち「揚屋」が不景気のため、「揚屋」の尾張屋清十郎・泉屋清六・若狭屋庄三郎・海老屋治右衛門らは「三茶」（散茶）を揚屋に呼んで遊ぶ形にすることを願ったが、遊女屋はそれを承知しなかったということである。寛保四年（一七四四）の話なので「五十四君揚屋定」の頃と状況が変わった可能性も大いにあるが、正徳三年（一七一三）の『吉原七福神』や享保五年（一七二〇）の『吉原丸鑑』にも、散茶が揚屋入りできない事が示されている²⁸⁴。したがって散茶の揚屋入りは実施されなかった可能性が高い。すなわち「五十四君揚屋定」の根幹を(1)とすれば、以下の条文の前提となる条が否定されることとなり、定全体が遊女評判記信憑性をもち得ないことになる。したがってこの「五十四君揚屋定」は、実際には実行されなかった取決めの写し、もしくは作者の戯作であったということになる。

しかし立ち返って条文をみると、全てが散茶に関する「定」という前提自体にも再考の余地がある。(1)と(3) (3)の但書きは除く²⁸⁴)は確かに散茶に関する規定だが、(2)・(4)・(5)は代金と客の規定であり、太夫や格子遊びに適用されてもおかしくない²⁸⁵。つまりこの「五十四君揚屋定」は、

各条が独立した揚屋全体の規定と捉えることもできるのである。そうであれば(1)と(3)が実行されなくとも、(2)・(4)・(5)は行われた可能性もある。確実なことは(1)・(3)が否定され得ることのみで、(2)・(4)・(5)が実行されたのか、そもそもこの「定」が本当に定められたのかも断定できないことになる。

以上をまとめると、「五十四君揚屋定」は大きく分けて二つの解釈ができるということになる。まず①この「定」を『吉原源氏五十四君』の作者其角による全くの戯作とする捉え方³⁶、今一つは②揚屋が作成し其角によって写されたものの、実際には部分的に、あるいは全て実行されなかったという捉え方である。現時点でいずれが正しいかの判断はできないが、仮に①の戯作であった場合、役者禁制は揚屋共有の意識の表れではなく、其角の個人的好悪の表明である可能性さえでてくる。いずれにせよ「五十四君揚屋定」は、揚屋において役者が禁じられていたことの典拠とするには不確実な記述と言わざるを得ない。

揚屋差紙

それでは、他の史料からこの定の信憑性を検討することはできないだろうか。吉原には種々の掟が存在したが³⁷、管見の限り役者の禁を含む規定は「五十四君揚屋定」の他に見当たらない。但し瀧川が典拠とする酔郷散人『吉原大全』（明和五年「一七六八」）には、第六章でも触れたとおり揚屋差紙に役者を禁じる文言があったことが記されている。揚屋差紙とは、揚屋に遊女を呼ぶ際に揚屋から女郎屋に遣わす呼出し状である。

中古まで、あげや茶やとて揚屋丁に茶や十八軒ありけり。「略」その比、揚屋さし紙とて、あげやより女良をよびに遣す節、たれ／＼といふ女良の名をしるし、すゑに申樂の類、ならびにかわら者、御法度の客にて御ざなくといふ文言をしたゝめ、女良やへ證文を入れたりとぞ。³⁸

「申樂の類」を能役者、「かわら者」を歌舞伎役者等と捉えれば³⁹、この差紙は揚屋における役者の禁を示す史料ということになる。但し右の引用からもわかるとおり、この記述はあくまで伝聞に基づくものであり、差紙の現物をみて書かれた訳ではない。『吉原大全』の頃には揚屋自体も消滅している。揚屋差紙は他にも幾つかの形式が伝えられているが⁴⁰、申樂や河原者の禁はこの『吉原大全』にしか記述がない。他に伝わる差紙は全て御法度の客でないことを証明する文言のみで、「申樂」や「かわら者」に関する文言はみられない。「五十四君揚屋定」と併せてみれば揚屋で役者の禁が存在した可能性は高まるが、共に確実性に欠ける史料である。

『当世武野俗談』

今一つ瀧川が論拠としている史料として、馬場文耕による巷談集『当世武野俗談』（宝暦六年「一七五六」）に載る逸話がある⁴¹。内容は、宝暦頃の名妓「瀬川」が「常磐津文字太夫」という浄瑠璃語りを客とすることを拒み、客として登楼したつもりの文字太夫にうたわせ、役者にうたわせた給金を渡し追い返したという話である。この逸話の中では役者を客としないことについて遊女「瀬川」が「芸者、浄瑠璃語りなどへは、勤の身にも枕はかはさぬ習ひ、子細は外の客へ障り申候」と述べており、「芸者」「浄瑠璃語り」に身を売らない「習ひ」があり、それが「外の客へ障」るためであることがわかる。また瀬川を熱望し揚屋町の「鳥羽屋正三」に取持ちを頼んだ「常磐津文字太夫」について、地の文には「芸者として瀬川に逢んと、色々不届成事を申掛、並々の

徒なる傾城と思ひあなどりし」とある。つまり「常磐津文字太夫」が「瀬川」に会うのは身に過ぎた行為であったということだが、裏を返せば「並々」の遊女であれば浄瑠璃役者を客にすることもあり得たということがうかがえる。また時代の下った小川頭道による見聞集『塵塚談』（文化十一年（一八一四）成立）にも、細部は異なるものの同じ話が載せられている。こちらでは役者について「都て上通りの遊女屋は、歌舞妓河原者には女臈を決てうらぬ定法也」と、「歌舞妓河原者」に遊女を売らない「定法」があったと記されている⁴²。『当世武野俗談』の記述が「習ひ」であるのに対し、「決てうらぬ定法」とはより強い規定を思わせる。しかし『当世武野俗談』が実際に瀬川が生きた時代（宝暦期⁴³）に記されたものであるのに対し、『塵塚談』（文化十一年（一八一四）は約七十年後のものであるから、『当世武野俗談』（宝暦六年（一七五六）の「習ひ」という文言を重視すべきであろう。それにしても、単なる役者の拒否が七十年経ても語り継がれているという点は興味深い。おそらくこの話はかつての名妓を称賛すると同時に、「不屈」にも名妓に会おうとした役者の過ぎた行状を嘲笑う、ある種の痛快談として解されていたのではなからうか。

以上「五十四君揚屋定」を検討するにあたり、揚屋差紙・巷談集等の記述をみてきた。いずれも確実性に欠ける史料ではあるものの、これらを併せ見る限り、少なくとも役者は高位の遊女を買うことはできない「習ひ」があった、あるいは周囲がそのように理解していたことがうかがえる。但し役者を禁じる「習ひ」が「五十四君揚屋定」のような成文化された取決めであったのか、あるいは慣習で遠ざけるといった意味合いで存在したのかは、以上からのみでは判断し難い。また『当世武野俗談』では「外の客へ障」るために役者が拒まれたというが、これはどういった意味なのであろうか。次では登楼した役者の実態をより詳しく探るために、役者が登楼したケースを詳細に記している評判物に注視したい。

第三節 遊女評判記にみる「やくざ」

遊女評判記は、主に寛永から宝暦頃までに出版された仮名草子の一種である。遊女の品評を主としながらも、遊興の手管の伝授や娯楽的読物としての側面もち、客の噂や作者自身の告白的記述も多く含まれることは「第三章 遊女評判記の概要」で既に述べた。本章で扱うのはとりわけ同章で分析した延宝期前後の暴露を主とする吉原を対象とした評判物である。管見の限りこれらの評判物からは、四人の遊女の評判において役者の客に関する記述が見出せる。

まず先述の『吉原源氏五十四君』から約十年前に著された延宝三年（一六七五）刊『吉原大雑書』を取り上げたい。作者は後にみる『山茶やぶれ笠』と同じ「小石河住山水氏 頓滴林」と考えられ⁴⁴、妓楼の主人等ではなく、客による評判記と推測される⁴⁵。この『吉原大雑書』には、役者に関する評が二つみられる。なお左は第六章でも触れた「小ふし」に関する批評であるが、ここではより詳しくみていきたい。

『吉原大雑書』（延宝三年（一六七五））

「紋」おなし「京町三浦屋内」小ふし「格子」「浄瑠璃役者」

「略」されば、此君くらへ物にいわく、上るりやくしや、此君をよひしに、此てきはいやとて、「座敷」「立」「前代末開」「手柄」「疑茶」「散」「疑志」ぎしきをけたてたち給ふ事、せんだいみもんのてからとやいわん。まことにすくなる道をあらはし、今のお町のあり様、たとへさんちやのぎうなりとも、まん「き」「金」「んたん」「丹」といたしなは、

ふかすとまはるかぎくるま、かぎしたのざるよりかるき上らうのしり、よぶやいな、せきだか
た、げたかたあしにて、たゆふのうすくもさへふりかゝりに、よるうるしやわせにつよき御
しんていは、さりとは、こはきけいものきすい。⁴⁷

ここで評されているのは吉原京町三浦屋内の格子女郎「小ふし」(以下、小ふじ)である。京町三浦屋は当時吉原遊廓において最も著名な店であり、格子女郎は最高位の太夫に次ぐ二番目の位である。すなわち「小ふじ」は吉原内で格の高い遊女であったが、作者はこの「小ふじ」が「浄瑠璃役者」(「上るりやくしや」)に対し「この客は嫌」(「此てきはいや」)と座敷を蹴立て退出したという話をくらへ物(伝存不明『吉原くらべ物』⁴⁸)から引用し、その行為を「前代未聞の手柄」(「せんだいみもんのでから」)と賞賛している。このことから、浄瑠璃役者は断られても当然の存在と作者がみなしていたこと、しかし実際には拒否されることがあまりなかった様子がうかがえる。作者はその理由を「今のお町(吉原)のあり様」、すなわち金で動く「ぎう」(妓夫。店の若い者)や「上らう」(女郎)といった、吉原の質の低下にみているようである。先述の通り吉原では散茶の参入後に客層が広がったが、客の主力が町人等に移っていた一方、太夫・格子を相方として大金を落とす武士階級の客は段々に減じていった。多くの場合武士階級の客は外泊を禁じられていたため昼に遊んだが⁴⁹、そういった客が減っていく中でも「小ふじ」は「よるうるしやわせにつよき御しんてい」(夜売る巡り合せに強い御心体)であり、上手く夜の顧客を掴んでいたであろう。こうした記述からは、客の推移や各遊女の繁盛具合という経済的な要因が客の選別に影響した様子がうかがえる。

しかし仮に『吉原源氏五十四君』にみえるような揚屋一同の規定が存在したとして、その規定を各自の都合で破ることは許されるのであろうか。本稿「第二章 吉原遊廓における客の取締まり」でも触れた通り、「新吉原規定証文」には規定を守らない場合は家業を止めさせる⁵⁰、客の案内を差止める等の制裁が記されている。また町全体でなく仲間同士の規定であっても、何らかの制裁があつたことは他の遊廓の事例から推測される⁵¹。今回の場合、店側は役者に気付かなかつただけという可能性はあるが、「小ふじ」の役者拒否が「前代未聞」とされていることから、この頃において役者禁制の明確なきまりがあつたようにも思われない。同様のことは『吉原大雑書』におけるもう一件の例からもうかがえる。『吉原大雑書』における京町三浦屋内「あつま(新造)の批評である。

おなし
うち 「京町三浦屋内」あつま「新造」

「略」此君さるあけやにて、はつねたいにきたり給ふ。又其比のたいこに、いつみがざのしやみせん七郎左衛門とてさしきいたし、はつねかおてき、あつまをかのたいこにおくりければ、のめ／＼とかはらくしやにあひ給ひける。しり給はぬ御事のいたはしやと、ないをしらせければ、よしやかはらくしやにせよ、ふかくおもひのこひ衣、おもひそめて又もあひなんと、玉つさのかす／＼、一とあひそめてはやきこひしかな。月にむらくも花にかせ、おもふにあはせぬやりてのならひ、かくそとしるゆへに、かねてたのみをかけおびの、むすぶかひなくとけやらで、あわせぬやりてのなさけなやとの給ひける。いまた新ぞうなれば心にまかせず、しのひの玉つさたひ／＼なり。中にてひらきよのわらひくさとせし。そのみならず、こひぢ

やむ事なく、かうがい〔異見〕に七命とあり／＼とほらせてさしてんげり。そのうちいけん〔浮気〕ありてやめぬるとかや。うはきとそしるせり。さりながら、けいもし〔傾文字〕の御心にはしゆしやうなるにや。⁵²

三浦屋の新造（見習い）「あづま」（以下、あづま）は「はつね」という遊女と揚屋に出て、「はつね」の客（「おてき」〔敬〕）の計らいで「いつみがざのしやみせん七郎左衛門」という太鼓持（「たいこ」を客にすることとなった。作者は「あづま」が河原役者（「かはらやくしや」を客にしていることを「しり給はぬ御事のいたはしや」（知らないのは気の毒だ）と考え事実を告げたが、「あづま」は河原役者でも構わないと七郎左衛門に惚れ込み、その後も会うようになった。遊女の目付け役である遣手が「あづま」を止めても聞かず、忍んで恋文（「玉つさ」を出してはそれが「中」（店中か）で開かれ笑い種（「わらひくさ」となった。筈に「七命」と彫る程であったが、後に誰かしらから「いけん」〔異見〕）があり、二人の関係は切れたという。

ここで問題の「七郎左衛門」は「たいこ」「かはらやくしや」とあるから、役者と太鼓持を兼ねた者であったのだろう⁵³。「いつみがざのしやみせん」ともあり、吉原内の揚屋「いつみ屋」で雇っていた三味線方かと推測される。井原西鶴の『好色盛衰記』（貞享五年（一六八八））には、金のある「女郎買」が一座の興を添えるために太鼓持にも格子女郎の一人や二人をあてがった様子が描かれているが⁵⁴、この「あづま」の場合も「はつねかおてき」〔客〕、あづまをかのたいこ〔太鼓〕におくりければ」とあり、「はつね」の客が太鼓持に遊女「あづま」をあてがったのであろう。作者は役者に会ったことを「のめ／＼と」（はじらいもなく平然と）と表現するなど、その行為に批判的である。しかし二人の恋文が笑いの種になったなど、役者を客にすることが然程深刻さを帯びない様子もうかがえる。遣手などは二人が会うのを邪魔したようであり、また「あづま」が新造（見習い）であったことも作用した可能性はあるが、少なくともそこに厳格な役者の禁があったようには受け取り難い。

他に『吉原大雑書』と同年（延宝三年（一六七五））刊行の『山茶やぶれ笠』にも、役者との仲が取沙汰された散茶「友江」の評がみられる。本書は書名の通り散茶のみを評したもので、作者は『吉原大雑書』と同一とみられる。次はこの『山茶やぶれ笠』における堺町巴屋内「友江」（散茶）の批評である。

『山茶やぶれ笠』（延宝三年（一六七五））

〔紋〕 さかい町 友江〔散茶〕

ともへや内

〔役者〕

〔深〕

〔略〕此君はいつれやくしやにふかきかた有よし。御な〔色〕を申はあまりしらなれば、わざとゑんに〔雄引〕いたしぬ。あとよりうきよのさがなきくちにまかせ申侍らん。此君なにわのよしあし、町人源にきく。⁵⁵

「友江」の深い仲の客に役者（「やくしや」）がいるらしいこと、役者の名前は後で『吉原浮世のさが』に書くことが記されている（「うきよのさがなきくちにまかせ申侍らん」）。『吉原浮世のさが』は伝存不明で役者についても未詳だが、この頃はまだ下位で揚屋で遊ぶこともない散茶についても、役者との関係が取沙汰されたことがわかる。役者の禁を高位の遊女、ある程度の店以上と限る三田村の見解を否定する事例とも考えられるが、残念ながら他に散茶の例がみえず、断

言し難い。なおこの「友江」は『山茶やぶれ笠』から三年後の延宝六年（一六七八）『山茶よし垣』（立派著）にも名がみえるが、称賛されており、特にその人気が翳ったようには見受けられない。最後に、先に検討した「五十四君揚屋定」の載る『吉原源氏五十四君』（貞享四年（一六八七））における役者の事例をみていきたい。次は『吉原源氏五十四君』における京町三浦屋内「鹿背山」（格子）の批評であり、後半部では江戸町の遊女「小太夫」にも言及がある。

『吉原源氏五十四君』（貞享四年（一六八七））

鹿背山「京町三浦屋内・格子」

与風したるひいきよりもみちのく七間その名高し。われとも身持いつしき所か、高代のはやり君、にはかに品くたり、うき艸のさそふ水なき名と流す事、皆したらくのあるゆへ也。去比、「揚屋」清十良かたにて、かくれおとこのかくれかさ、ふるといふわけなく、初手からしてぬれぬれしかりき。たひかさなれと、人しらぬしたらを、ある時、御名代として西尾の君をかのかたへおくり給ひしに、若い女なれとも、さすがに心あるとしまの金言を耳にはさみ、もきたう⁵⁶なしかたともにてかへり給ふ。此男のわかす声、何とやら舞台しみて聞ゆるなど、なこや山三の佛をしたへは、なるほど、その山三に成たる人しやと、くはしうはきかねと、不破の番左にたのまれ候ゆへ、ありあり。

説、江戸町の小太夫、むら山のくらといふ事をさたし侍る。是は「揚屋」海老屋にての事なり。名古屋と聞て、盃もけかさぬのよし、たしか也。進退にほるゝと、心にほるゝと、男のよいにほるゝとはいつれか、ゝせ君のへんたうを相待もの也。⁵⁷

【大意】

鹿背山は広く知られた名高い流行り君であったが、自堕落な振る舞いがあったため、にわか品が下った。去る頃揚屋清十郎方にて、編み笠を被った忍びの体の客が来た。鹿背山はこの客を振るといふこともせず、初会から親しげに接した。その後も二人は何度も会ったが、周囲はそれ体たらくに気付かなかつたのだろう。しかしある時西尾が鹿背山の名代（姉女郎の代理として客をとること）として行くことになった際、ある年増が忠告をし、西尾は客を振ってお帰りになった。この客の憤る声や面影から考えてみると、どうやら客は「なこや山三」を演じた者のようである。作者は詳しくは知らないが、「不破の番左」に頼まれたからこの事を書く。

説、江戸町の小太夫の所にも「むら山のくら」という役者が客として来て揚屋の海老屋で座が取り持たれたが、小太夫は客が役者であることを知って、盃事を汚すことさえせず（「けかさぬのよし」）、その客を振ったという。小太夫と異なり役者を客にした鹿背山には、財産や地位（「進退」）に惚れたのか、心に惚れたのか、男振りの良いのに惚れたのか教えてもらいたいものだ。

評されているのは三浦屋の格子「鹿背山」である。「鹿背山」は名高い流行り君であったが、「しだらく」（自堕落）な振舞のために俄かに品が下ったとし、その行為として「なこや山三」と馴染んだことが挙げられている。「なこや山三」（名古屋山三郎）は出雲の阿国とともに歌舞伎の始祖とされる伝説的な人物で、美男として知られていた。更にここでは「なこや山三」を告発した者として「不破の番左」が挙げられているが、「不破の番左」（不破判左衛門）は延宝八年（一六八

○(頃)に江戸市村座で元祖市川團十郎が初演したとされる歌舞伎『不破』(元は土佐浄瑠璃『名古屋山三郎』延宝頃初演)に登場する架空の人物で、名古屋山三郎と遊女葛城をなかにして恋を争う役柄である。これらのことから客の「なこや山三」は歌舞伎『不破』(または土佐浄瑠璃『名古屋山三郎』)を演じた役者、もしくは単に役者の比喻と考えられる。この「なこや山三」を客にした「鹿背山」は七年程前の評判物から「今さかん」と名が見え、よく知られた遊女であったようである⁵⁸⁸。

またここでは「鹿背山」に対し、役者を拒否した遊女として「西尾」と「小太夫」が挙げられている。「西尾」は「鹿背山」の「御名代」(代わり)で「かのかた」(「なこや山三」)の相手をするために座敷に出ようとしたが、「心あるとしまの金言を耳にはさみ」「かへり給ふ」とあるから、おそらく「鹿背山」の客が役者であることを知る年増の遊女の忠告を受けて「西尾」は座敷になかったであろう。「西尾」については同書に「三浦家の女郎衆のかた気にあらず「気風と異なり」淑やかで、利発さも兼ね揃える有望の女郎であるが、気の毒なのは姉女郎「鹿背山」の「はさら」(婆娑羅)とあり⁵⁹、氣質の違いが客の選択に影響した様子がかげえる⁶⁰。また新造であつても繁盛していた⁶¹。「西尾」の経済的状况も、同様に影響したのであろう。「説」以降に記された役者を振ったもう一人の「小太夫」については、盃も「けかさ」^(西)ずに「むら山のくら」を振ったと称賛されているが、「むら山のくら」は種彦の註⁶²によると「村山内蔵之丞」という「かふきは村山座が寛永八年(一六三二)に京芝居の祖といわれる村山又八の次男又三郎によって設けられている。「小太夫」は揚屋入りしていた事、太夫の中に名がみられない事から格子女郎と推定されるが、「江戸町」とあるのみで所属の店は記されていない。

しかし『吉原源氏五十四君』の四年前に刊行された『吉原鏡ヶ池』(天和三年(一六八三)／世を捨坊主)には、「江戸町 七郎右衛門内」の「小太夫」が「村山六郎」と会ったという評判が載せられている。次のとおりである。

小太夫 おなしうち(江戸町 七郎右衛門内・格子)

きりやうよし、心立かしこし、そのかしこきかすきて此はるのころ村山六郎とかやに御あひし^(器量)
事よのきこえ、ひきやうのやうに申す、すぎたる事せうこともなし「しようことない。^(世)
どうしようもない」、あやまつてあらたむるには、^(聞)かる事なかれと、あれハ此うへを御たしなミ^(通)
あれかし、いんにやなをるまい、まだそのやうな事があるとさ。^(懼)

「江戸町 七郎右衛門」は恐らく江戸丁一丁目山口屋七郎右衛門であり、これは格子女郎を抱える店であるから、この「小太夫」は格子女郎の位であつたと考えられる。ここでは「小太夫」が「村山六郎」に会ったとされ、その行状が批判的に記されている。この「村山六郎」が何者かは不明であるが、「小太夫」が「村山六郎」を客にしたこと自体が批判されている点や、先の『吉原源氏五十四君』における「小太夫」と「村山のくら」の記述を鑑みれば、「村山六郎」はあるいは「村山内蔵之丞」と同一人物であろうか。右の出来事は「此はるのころ」とあり天和三年(一六八三)の春頃であつたようだが、「小太夫」「村山六郎」が仮に『吉原源氏五十四君』の「小太夫」「村山蔵内之丞」と同一人物であつたとすれば、『吉原源氏五十四君』では四年も前の「小太夫」

と「村山」に関する出来事を記していることになる。もともと『吉原源氏五十四君』では「小太夫」が「村山のくら」を拒否したとある一方、右の『吉原鏡ヶ池』では「小太夫」が「村山六郎」を受け入れたとあるから、同一の話とも断言し難い。いずれにせよ同一の話であったとすれば、歌舞伎役者を客にすることがいかに世間に騒がれたかがうかがい知れる例といえる。

ここで話を『吉原源氏五十四君』に戻し、改めて考えたいのは、役者と遊女が参会した場所である。右の「鹿背山」と「小太夫」の例では、参会場所として「清十良方」「海老屋」がみえる。これらは「五十四君揚屋定」にも名のみえる揚屋である。先の「あづま」(『吉原大雑書』)においても、役者と「あづま」が会ったのは「さるあけや」であった。揚屋は役者を客として登楼させていたということであろうか。「小太夫」の例では「小太夫」が「名古屋と聞て、盃もけかさぬのよし」とあり、誰かから客が役者であることを聞き知ったことがうかがえる。誰が役者であることに気が付いたかは不明であるが、少なくとも役者であることが知れたからといって、すぐさま追い出された訳でもなさそうである。「五十四君揚屋定」と類似した定が以前からあったかは不明だが、あるいは「鹿背山」の様な騒ぎがあったからこそ、『吉原源氏五十四君』の段階で役者禁制の定が揚屋間で取沙汰されるに至ったのであろうか。

加えて注目すべきは役者をあげた揚屋の不首尾を非難する記述がみえず、非難の矛先が基本的には遊女のみに向けられているという点である。『吉原大雑書』「小ふじ」の評では「今のお町(吉原)のあり様」が批判されているものの、そこで言及されているのは特に妓夫と遊女であり、また「鹿背山」の例では役者と深い仲になった行為が「したらく」(自堕落)とされている。先に見たとおりもし「揚屋差紙」において役者でないことを明言していたとすれば、揚屋は遊女屋(置屋)を騙して遊女を呼んだことになろう。それにも関わらず遊女のみが責められるというあり方は、第五章で論じた「さし合」をめぐる様態と何ら変わらない。

以上、評判物における役者の登楼例に考察を加えてきた。『吉原源氏五十四君』の「鹿背山」は役者を客にしたことが痛烈に批判されており、同書の「五十四君揚屋定」と併せみれば、『吉原源氏五十四君』(貞享四年(一六八七))の時点で役者を排する意識が高まっていたとも推測できる。しかしそれ以前は役者の登楼をめぐる前代未聞(『吉原大雑書』「小ふしじ」や笑い種(『吉原大雑書』あつま)等)とあり、加えて店ではなく遊女を責める記述が殆どであることから、役者の登楼を禁じる厳格な定が存在したとも断定し難い。

しかし役者をめぐる取決めの有無についてはともかく、殆どの史料に役者が客になることへの憤りや不平がみえることは確かである。したがって少なくとも慣習という次元において、役者を遠ざける考えが存在したことは間違いない。しかしその理由は明言されおらず、先行研究で瀧川が示していた遊女と役者が「同類」故との考えもみえない。小池のいう「不祥事件」は評判物で役者が取沙汰されたこと自体も指すのであろうが、そもそも何故取沙汰されたかの根本的な説明にはなっていない。それでははじめにでも触れたように、役者の社会的位置付けが要因であろうか。最後にこの問題を一考し、本章の議論を終えることとしたい。

第四節 役者が嫌がられる理由 役者への賤視

近世において役者は、芸能に携わる者として「河原者」「河原乞食」などと呼ばれ、社会的に卑

賤視されていた。「河原者」は本来河原に集住させられていた中世賤民を指し、近世においては役者をはじめとした芝居関係者、大道芸人、旅芸人などの蔑称として用いられた。特に歌舞伎役者・浄瑠璃役者は穢多頭弾左衛門の支配下とされ、興行の際は「穢多」に櫓銭や入場札を渡すのが慣例となっていた。宝永五年（一七〇八）、役者がこの慣例に反したことから、興行の支配権をめぐり芝居側と「穢多」が法廷で争うに至る（「勝扇子事件」）。この結果、役者は「穢多」支配ではないという判決が下された。当時江戸には大芝居と呼ばれる公許の歌舞伎座が四座（中村座・山村座〔のち廃座〕・市村座・森田座）あったが、この判決は大芝居のみならず、その他の芝居関係者にも及ぶものであった。しかしこの判決後も、役者は相変わらず「河原者」や「制外者」と呼ばれ、賤民に類するものとみなされ続けた。また瀧川の指摘通り、男色との関りも役者の位置付けを考えるにあたって留意すべき事柄である。その具体的な様相は変化しているものの、近世を通じて男色と芝居の結びつきは強かった。神田由築によれば、本論文の射程とする宝暦期（一七五一―一七六四）までにおいても、大芝居の人間さえ男色に関わっていたという⁶⁴。

役者を好んだ遊女たち

いまひとつ重要な点として、遊女がしばしば役者を好んだらしいことがある。本章でも役者に惚れ込む遊女の姿はみたが『吉原大雑書』「あづま」・『吉原源氏五十四君』「鹿背山」、たとえば延宝六年（一六七八）の『色道大鏡』「巻第五 廿八品」にも、遊女が役者を好むことが記されている。同書の著者藤本箕山は遊女に「商売の邪魔になりて、人のきらふに付て好む」（商売の邪魔になり、周りが嫌うような客を好む）という性格があり、それ故に「郭中の者」「河原の役者」「偶人」（偶人。人形使い）が遊女に好まれたこと、更に役者は器量も風俗も良いから好かれるといった見解を示している⁶⁵。また遊女が風体の良い役者に惚れ込むという場面は、井原西鶴の浮世草子においてもしばしばみえる。たとえば『嵐の無常物語』下巻「親仁はしらぬ床入するかな」では「形者のわか男に太鼓もたせて、女郎買は、猫にかつほ、鼠に餅、くらがりまぎれに喰るゝ物」（若い役者を太鼓持にして女郎を買うのは、猫に鯉節、鼠に餅で、闇にまぎれて食われるものである）⁶⁶とあり、遊女が役者を好むことは珍しくないとの認識が見て取れる。

本章の主な対象からは時代が下るが、更に洒落本に目をうつすと、遊廓のみならず岡場所においても役者は人気であったらしいことがわかる。たとえば普穿山人『秘事眞告』宝暦七年（一七五七）における「島の内」（京都の非公許遊里である島場所）について「女郎たちが」時々のはやり役者には、張こんで附合たがり⁶⁷とあり、また外山翁『浪華色八卦』（宝暦六年（一七五六））にも「嶋の内并坂町」について「野郎を買ふ中居あれば、役者に売る芸子ありて、粹がる事を専らとし」たといった状況が記されている⁶⁸。一方で同書には、大坂の公許遊廓である新町について次のようにある。

世上のはやり言葉隠し言葉知つて居てもかりにもいはず粹がらず、野郎役者の出合座敷、ほれ
て居てもまあびろつかず、「略」いつ迄もぬるい事して居るが、一段高上なる所にして、此味ひ
なくば曲輪とはいわれまじ⁶⁹。

右の通り公許遊廓の遊女は、役者に対して媚びない「高上な」「曲輪」らしい格式が望まれていたことがわかる。新町の役者の禁については未詳だが、天明八年（一七八八）の洒落本である赤

蜻蛉『女郎買之糠味噌汁』(天明八年(一七八八))には、江戸においても「仮宅」では役者についてうるさくいふべきでないとの見解がみえる。「仮宅」とは吉原遊廓が火事で焼けた際、再建までの間に一般住宅地内で仮営業を許された臨時の遊廓を指す。普段の堅苦しさは無くなったため、岡場所的な敷居の低さで繁盛した。次の引用は天明七年(一七八七)十一月に起きた吉原類焼後、中州(現中央区日本橋中洲町)に設置された仮宅が舞台である。

「役者に皮肉をいう「ワルジヤレ」に対し」**カ**ンてめいたちアをつな事をいふもんだ。この(仮宅)に(役者)に(糠)かりたくでやくしやはいやたのなんのかのと、そんなこたア町(吉原)ていゝなせいこのとち(遊立)じやアはじまりやせんそしてわつちどもがつれだつてきて女郎しゆがさがつたといわれちやア此勘さんのかほがたちやせん⁷⁰。

「カン」「勘さん」については「ワルジヤレ」の台詞中に「中村やさん」とあり、あるいは天明七年(一七八七)に十一代を襲名した中村勘三郎であろうか。「そんなこたア町(吉原)ていゝなせい」との台詞からは、仮宅では役者は許されるべきであるとの考えに加え、吉原では役者について文句を言われても仕方がないとの認識がうかがえる。他にも洒落本では「哥舞妓の類など、狂ふは、さりとは此里(吉原)の女良に似合ず、おか売女(岡場所の女郎)かおどり子めきていやし」といった見解が記されている⁷¹。客らが役者の登楼を咎めたのは、格式の高い吉原であるからこそという意識も背景にあつたらしい。

『役者女房評判記』や役者の日記等を見ても、岡場所の方が役者との距離は近かつたようにみえる。役者の女房の評判が記されている『役者女房評判記』(宝暦九年(一七五九)成立・作者未詳)によると、前身が遊女や芸者の女房は八人いるが、内七人が岡場所(島場所)出身で、吉原は一人のみである。この一人は江戸町一丁目で名の知れた天満屋に所属する遊女(花園)で、先に触れたとおり坂東彦三郎の女房になつている。「新造」で十八歳とあるから、遊女として店に出て直ぐに身請けされたと考えられるが、未詳である⁷²。岡場所では役者の禁はなかつたとみえ、『月雪花寝物語』や二代市川團十郎の日記『老のたのしみ抄』には岡場所へ通う役者の記述が所々みられる⁷³。

評判物にみえる役者の忌避

以上を踏まえ本章で分析した評判物に立ち返ると、「かわらやくしや」(『吉原大雑書』「あづま」といった表現や、役者との盃を「けが」す(『吉原源氏五十四君』「鹿背山」と記すなど、そこには断片的ながら役者に対する賤視がみえる。但し冒頭にみた『吉原すゝめ』では役者に馴染むべきでない理由として「おそろしき手くたりをもたくむ」ということが挙げられている。これについては後述するが、少なくとも「手くたり」が理由であれば、賤視等が要因ではないことになる。また遊女について言えば、役者を嫌がるどころか、むしろ好んだ遊女たちの姿もみえた(『吉原大雑書』「あづま」・『吉原源氏五十四君』「鹿背山」・『山茶やぶれ笠』「友江」)。役者の客をめぐって遊女に忠告する人々がいたことを思えば(『吉原大雑書』「あづま」・『吉原源氏五十四君』「鹿背山」)、遊女も客と同様に役者を賤視したとか、厳然と「役者禁制」の定があつたというよりは、客らの批判的な反応を気につけて、中には役者を嫌がった遊女もいたように解釈される。すなわち遊女たちが時に役者を嫌がったのは、客らの価値観に則つた行動であつたということである。金銭的な

利益のみから考えれば、店や遊女は本来役者を拒否する理由はない。しかし役者をとることは客の反感を買うという意味で問題であり、店側や遊女も状況により役者の登楼を拒否せざるを得なかったのではないだろうか。

最後に言及しておきたいのが、『吉原すゞめ』において役者に馴染むべきでない理由として挙げられている「おそろしき手くたりをもたくむ」という点である。これが何を指すかは判然としないうが、他客に嫌がられる手管としては、遊女が他の客に買われている間をぬって、金を払わず遊女と会う方法が想起される。表向きは客になれない廓の者が忍んで会う場合や、遊女が惚れ込んだ客(間夫)に対して金を使わせない場合にこうした参会方法がとられた⁷⁴。『吉原すゞめ』において役者と同列にされているのは「臍人」(博奕打)と「くるわの内者」であり、「おそろしき手くたり」がこうした忍び会いを指した可能性は高い。この方法は当然ながら遊女の協力が不可欠であり、『吉原すゞめ』の記述は役者に遊女が惚れ込んだことを示すものとも解釈できる。役者は本来の身分秩序においては下位であったが、容姿や人気、恋愛技術が意味を持つ遊廓では、時にその位置付けは反転した。あえて役者の禁が明言され、役者を客にする遊女が声高に批判されたのは、そうした役者の位置付けに対する不満の現れともみてとれる。いわばある種の嫉妬が、遊廓における役者の位置付けに影響したと考えられるということである。そういった意味で役者の忌避は、他の嫌がられた客である「かさかき」等とは全く異なる特徴を見出させる。無論嫉妬が役者を忌避した根本的な理由とは思われないが、役者の忌避を継続させる要因とはなり得たのではないか。それは『当世武野俗談』等における遊女が役者を拒否したといった話が、ある種の痛快談として読まれたであろうことから想像されるのである。

おわりに

以上、本章では十七・十八世紀頃の吉原を対象とする評判物を主な史料とし、遊廓における役者の禁について考察を行ってきた。吉原で役者が禁じられていたことについて、先行研究においては「廓のきまり」(三田村)、「廓内慣習法」(瀧川)、「廓法」(小池)と説明されてきたが、「五十四君揚屋定」や「揚屋差紙」の真偽は不明であり、成文法として役者を禁じる取決めがあったかについては不明とせざるを得ない。しかし客が役者と知って相手にすることを拒否する遊女の姿もみえ(『吉原源氏五十四君』「小太夫」「西尾」)、少なくとも慣習という次元において、役者の忌避は確かにあったと考えられる。また先行研究ではとりわけ高位の遊女を対象として役者の禁制があると言明されているが、当時は揚屋にあらぬ下位の位の散茶であっても役者との仲は取沙汰されている。また名の知れた歌舞伎役者であろうと、遊廓で太鼓持をするような役者であろうと、同様に嫌がられたことが本章の分析からはうかがえた。

役者を忌避する理由は明言されていないものの、史料には断片的ながら役者に対する賤視がみえた。しかし賤視のみならず、遊女がしばしば役者に惚れ込んだことに対する嫉妬も、他の客が役者を嫌う要因になり得た可能性を指摘した。役者の中でも特に著名な役者は、そうした嫉妬を煽りやすかったであろう。役者はたとえ千両役者でも近世社会の身分秩序において周縁に位置したが、遊廓では時にその位置付けが反転し得た。他の客はそれを面白く思わず、本来の身分秩序に基づいた役者の扱いを求めたのであろう。以上のとおり吉原における役者をめぐっては、役者を忌み嫌い客にすることを批判した客、客の価値観に則り役者を嫌がった遊女、一方で役者に惚

れ込む遊女といった、それぞれの異なる対応がみられる。役者の登楼を拒否できたであろう揚屋が全く批判的にならない点は不審であるが、この点は第五章でみた「さし合」と全く同じであることが指摘できる。遊廓、とりわけ吉原には客の選択をめぐって遊女に責任を押し付ける構造があったことは、本章の役者の忌避からもうかがえるのである。

註

- 1 小野晋『近世初期遊女評判記集（研究篇）』（古典文庫、一九六五）、一四六頁。
- 2 奥平市六（推定）「吉原すゝめ」（江戸吉原叢刊行会編『江戸吉原叢刊 第一巻』八木書店、二〇一〇）、一三五頁。
- 3 四国太郎（宝井其角）「吉原源氏五十四君」（江戸吉原叢刊行会編『江戸吉原叢刊 第四巻』八木書店、二〇一一）、五六頁。
- 4 関容子『中村勘三郎楽屋ばなし』（文芸春秋、一九八七）、九七―九八頁。
- 5 三田村鳶魚「三上於菟吉著の『雪之丞変化』」（『時代小説評判記』梧桐書院、一九三九）「同著『三田村鳶魚全集 第廿四巻』中央公論社、一九七六所収、三〇九頁」。
- 6 三田村鳶魚「吉原一夕話」（『吉原に就ての話』青蛙房、一九五六）「同著『三田村鳶魚全集 第十巻』中央公論社、一九七五所収、二五六頁」。
- 7 瀧川政次郎『遊女の歴史』（至文堂、一九六五）。
- 8 瀧川政次郎『売笑制度の研究』（徳高書房、一九四八）、六二―七二頁。
- 9 瀧川政次郎『遊女の歴史』（至文堂、一九六五）、一五八―一六〇頁。
- 10 瀧川政次郎『売笑制度の研究』（徳高書房、一九四八）、六三―六四頁。
- 11 「俳優の表間は舞台上の役者であり、その陰間は売若衆すなわち男倡である。遊女の表が芸者であり、裏が娼婦であることと異なるところがない。高級な芸能とされる日本の能楽も、男倡を兼業とした猿楽役者の芸能から発達したものである。」（瀧川政次郎『遊女の歴史』至文堂、一九六五、十頁）。
- 12 瀧川政次郎『売笑制度の研究』（徳高書房、一九四八）、六三頁。
- 13 小池章太郎「川柳悪所攷」（『季刊雑誌「歌舞伎」』八・四、一九七六）、九四頁。
- 14 初世中村仲蔵（一七三六―一七九〇…江戸系）は江戸時代中期の歌舞伎役者。主に天明期に活躍した実悪の名優（「中村仲蔵」『新版 歌舞伎事典』）。
- 15 三代中村仲蔵（一八〇九―一八八六…江戸系）は江戸後期・明治時代の歌舞伎役者。実悪の名優（「中村仲蔵」『新版 歌舞伎事典』）。
- 16 初世中村仲蔵による成立年未詳の自伝。服部幸雄・小池章太郎校訂『日本庶民生活史料集成 第十巻 都市風俗』（二二書房、一九七二）所収。
- 17 三代中村仲蔵による安永二年から書かれた自伝。三代中村仲蔵著・郡司正勝校註『手前味噌』（青蛙房、一九六九）所収。
- 18 三田村は「恋の病」で梅毒を考察する際に『吉原源氏五十四君』の定に触れている（三田村鳶魚「恋の病」『医学及医政』春陽堂、一九一九）「同著『三田村鳶魚全集 第十二巻』中央公論社、一九七六所

収)他、『当世武野俗談』や『月雪花寝物語』にも諸論考で言及している(「書名索引」〔三田村鳶魚〕三田村鳶魚全集 別巻〕中央公論社、一九八三) 参照のこと。

¹⁹ 『日本庶民生活史料集成 第十五巻 都市風俗』、八四四頁。

²⁰ 『手前味噌』、一一五頁。

²¹ 初舞台は迎えていたが、役者を断念し酒店を営業していた十七歳の頃(宝暦二・三年頃)に豪遊している(『日本庶民生活史料集成 第十五巻 都市風俗』、八四〇頁)。

²² 江戸吉原と芝居町は二大悪所として「対」の存在とみなされていた。本章の対象年代からは逸れるが、天保十三年(一八四二)には日本橋付近の芝居町(木挽町・堺町・葺屋町)が浅草へ移され、両者は立地的にも近接することとなる。また賤視を理由に役者と遊女が同一視されることもある。荻生徂徠は享保年間に八代將軍吉宗に献上した幕府改革の意見書『政談』において「遊女・河原者の類」が同じく「賤しきもの」であり、「平人とは混ざる事を堅く禁じ」るべきと主張している。この項は『政談』の中ではやや異色とみなされている(荻生徂徠著・辻達也校注『政談』岩波書店、一九八七、三五五頁〔補注五三二〕)が、他にも吉原と芝居町は密接な関わりがあった。たとえば①芝居興行にあたっての吉原への挨拶、②芸事の師匠の吉原への出入り・在住、③太鼓持の出入り・在住、④吉原における芝居の稽古、所作の写し取り、⑤両町間の親密な人間付き合い等があった。①は特に歌舞伎十八番「助六」上演の際の話で、「助六」上演が決まると劇場側は吉原へ挨拶に行き、演じる役者と吉原側で贈答を行うのが習いであった(落合清彦「遊里と男色と歌舞伎―悪場所連帯考―」〔伝統芸術の会編『伝統と現代 四巻 歌舞伎』学芸書林、一九六九)、九九頁)。また②について吉原内について頃から芸事の師匠が在住していたかは不明だが、早い例としては元禄二年(一六八九)に三味線師匠が吉原京町・江戸町に居たことがわかる(『絵入大画図』)。吉原への道筋にある田町に住む三味線師匠もみえる。こうした芸事の師匠の元には役者も通っていた(④)。③については本章でもみた通りである。④については役者が芸事の稽古で吉原内の師匠の元に通ったり、遊女の所作を写し取るために吉原に行くこともあった(吉原「俄」の振付けの稽古に吉原揚屋町の茶屋に行く様子が三代仲蔵『手前味噌』にみえる『手前味噌』、一一四頁)。⑤は同じく『手前味噌』を見ると、吉原江戸町一町目に女郎屋を出している麻布市兵衛町の八百金が十二代中村勘三郎の親分同様であったこと(『手前味噌』、一一四頁)、吉原の滝大国という遊女屋が芝居に金を出そうと申し出ていること(『手前味噌』、一二二頁)、吉原仲の町引手茶屋の大又という人物の弟が、仲蔵の母(舞踏家三代志賀山せい)の又弟子であること(『手前味噌』、一一七頁)などがみえる。

²³ 遊女の「間夫」には遊女屋の者が多かったが、これは遊女屋の者が遊女とよく顔を合わせたことや、勝手を知った遊女屋の者が金を使わず遊女に密会できたためという。しかし当然ながら遊女屋と遊女の交際は他の客から批判的となった。井原西鶴の『諸艶大鑑』巻六の三「人魂も死るほどの中」などにも、揚屋の亭主が島原の太夫「大橋」を口説いたが、世渡りの障りになるといつて「大橋」が亭主を断る場面がみられる(麻生磯次・富士昭雄訳注『諸艶大鑑 対訳西鶴全集二』明治書院、一九七九、一八九頁)。

²⁴ 瀧川政次郎『売笑制度の研究』(穂高書房、一九四八)、六七頁・同著『遊女の歴史』(至文堂、一九六五)、一五八頁。

²⁵ 引用するにあたり依拠した『江戸吉原叢刊 第四巻』所収「吉原源氏五十四君」の底本は、柳亭種彦の書写本を笠亭仙果が転写したもので、両者による頭注・傍注が付せられている。本章の議論には直接関係しないので、引用するにあたってはこれらを省いた。但し三条目の「[前]」は原本の字の判別が不能であり傍注から補った部分である。

²⁶ 稲葉有祐「解説」(吉原源氏五十四君)『江戸吉原叢刊 第四巻』、五〇五頁。

²⁷ 『江戸吉原叢刊 第四巻』、五五・五七頁。

²⁸ 元禄二年(一六八九)「絵入大画図」に載る揚屋は全十八件。「五十四君揚屋定」の「長しまや清兵衛」と「つたや 利右衛門」がみえない代わりに「橋本や 佐兵衛」がみえる。また「絵入大画図」の揚屋町には黒塗りされている店があり、店の異動があったと考えられる。連名の順番は「絵入大画図」をみる限り基本的には店の並び順だが、一部はその通りではない。

²⁹ 稲葉有祐「解説」(吉原源氏五十四君)『江戸吉原叢刊 第四巻』、五〇六頁。

³⁰ 藤本箕山「色道大鏡 卷第十二」(新版色道大鏡刊行会編『新版色道大鏡』八木書店、二〇〇六、三七八頁)に散茶について「内留」とあり、作者未詳「吉原恋の道引」(江戸吉原叢刊刊行会編『江戸吉原叢刊 第三巻』八木書店、二〇一〇、一七頁)にも女郎屋の二階で遊ぶと記されている。「五十四君揚屋定」にも「局入こみ」とあるので、この時点で散茶が遊女屋(置屋)で遊ぶ形だったのは間違いない。

³¹ 稲葉有祐「解説」(吉原源氏五十四君)『江戸吉原叢刊 第四巻』、五〇六頁。

³² 竹嶋仁左衛門「洞房古鑑 卷之三」(森銃三・野間光辰・中村幸彦・朝倉治編『随筆百花苑 第十二巻』中央公論社、一九八四、七六頁)。「洞房古鑑」は吉原の天満屋楼主竹嶋仁左衛門が寛延元年名主役に就任後、先例を書き集めた書。

³³ 鶯躍軒(石川流宣)「吉原七福神」(『江戸吉原叢刊 第四巻』、四三九頁)には「局は客の余情によつて揚屋へいさなひける。さん茶うめ茶、此事かなはず」とある。また武州真土山隠士蝶郎「吉原丸鑑」(江戸吉原叢刊刊行会編『江戸吉原叢刊 第五巻』八木書店、二〇一一、二五一頁)には散茶女郎「しかさき」について、「此きみをあげ屋の一座にもらしぬる事は口をしけれど、見世のはんじやう、名をとらんより得をとれとのていしゆかさしづなるべし」とある。

³⁴ 物の禁は寛政七年「新吉原規定証文」四十六条にもみえ(石井良助「新吉原規定証文について」『日本団体法史』創文社、一九七八)「同著『女人差別と近世賤民』明石書店、一九九五所収、二〇一頁)、散茶のみの規定ではないと推測される。

³⁵ (2)は揚屋の経営が苦しい時の前払と大鼓持を連れてきた際の心付を頼む条、(5)は揚代(うけきり)を即座に払った客の名を月締の際に新看板に載せる事を定める条。

³⁶ 戯作の掟が書かれた遊女評判記もみえる(作者未詳「吉原歌仙」『江戸吉原叢刊 第三巻』、一四一頁)。

³⁷ 吉原開基に際し幕府から達された五箇条や、「新吉原規定証文」、『洞房古鑑』に載る揚屋・茶屋作法等がある。

³⁸ 醉郷散人「吉原大全」(『江戸吉原叢刊 第五巻』、三九六頁)。

³⁹ 瀧川はこれを中世以来の仕来りと推測しており(瀧川政次郎『遊女の歴史』至文堂、一九六五、一五九頁)、もし中世以来の掟とすれば「かわら者」は賤民一般を指す言葉の可能性も出て来る。

40 他に秀山人「柳花通誌」(国書刊行会編『近世文芸叢書 風俗 第十』一九一一)、作者未詳「吉原雑話」(森銑三・野間光辰他編『燕石十種 第五卷』中央公論社、一九八〇)等に写書きが載る。

41 馬場文耕「当世武野俗談」(森銑三・野間光辰他編『燕石十種 第四卷』中央公論社、一九七九、一一一―一四頁)。

42 小川顕道「塵塚談」(森銑三・野間光辰他編『燕石十種 第一卷』中央公論社、一九七九、二九八頁)。

43 瀬川(四代目・吉原江戸町一丁目松葉屋半右衛門内・昼三)は宝暦五年に身請けされたと同書『当世武野俗談』にある。

44 『吉原大雑書』の跋に『山茶やぶれ笠』の発行予告があることから、作者は『山茶やぶれ笠』と同一の「小石河住山水氏 頓滴林」と推測されている(江戸吉原叢刊刊行会編『江戸吉原叢刊 第二卷』八木書店、二〇一〇、三七三頁)。

45 「小石河住」とある事や、『山茶やぶれ笠』「跋」で客に話を聞き評判を記したとある事から、店側というよりは、客側の視点に立つ者であったと推測される(『江戸吉原叢刊 第二卷』、四一四頁)。

46 「き」は引用した『江戸吉原叢刊 第二卷』では「さ」と翻刻されているが、影印の載る近世文学書誌研究会編『近世文学資料類従 仮名草子編三五 遊女評判記集(中)』(勉誠社、一九七八)を元「き」と判断し変更した部分である。

47 頓滴林(推定)「吉原大雑書」(『江戸吉原叢刊 第二卷』、三二三頁)。

48 稀書複製会編『稀書解説 第一編』(米山堂、一九二〇)、四五頁によれば寛文中の印本。

49 『稀書解説 第一編』、四三頁/鈴木武平(推定)「吉原草摺引」(『江戸吉原叢刊 第四卷』、一六八、一六九頁)。

50 石井良助「新吉原規定証文について」(『日本団体法史』創文社、一九七八)「同著『女人差別と近世賤民』明石書店、一九九五所収、一八七―一八八、二二四頁」・曾根ひろみ「明治4年『新吉原町規定申合』成立の意義―遊女屋の仲間の結集」(『歴史学研究』九二六、二〇一四)、一一―一二頁。なお『洞房古鑑』には「所作法相背候者、名主ヨリ相答候例」が五件載せられており『隨筆百花苑 第十二卷』、九八―九九頁)、客に関する例は見えないが、処罰としてはやはり商売の停止が通例だったようである。

51 曾根ひろみ「娼婦と近世社会」(吉川弘文館、二〇〇二)、一一四頁。紹介されている宮津の事例(文久元年)では、置屋仲間で「差障り之客」として付合いを禁じていた客をあげた店が、商売一日差控えの上、その客が払った金を仲間へ差出すという罰則を受けている。

52 『江戸吉原叢刊 第二卷』、三二九頁。

53 太鼓持は宝暦頃に專業化が進んだが、それまでは兼業がほとんどであったという。島原の評判物『朱雀しのぶずり』(貞享四年)には、主生業に基づいた太鼓持のランクが記されている。

54 『好色盛衰記』巻一「夢にも始末かんたん大臣」には「惣じて女郎買、一座の興に、太鼓の者どもまでに、格子ひとつも買てやる事、何とおもはれず」とある(麻生磯次・富士昭雄訳注『椀久一世の物語・好色盛衰記』嵐は無常物語 決定版対訳西鶴全集四 明治書院、一九九二、九二頁)。

55 小石河住山水氏頓滴林「山茶やぶれ笠」(『江戸吉原叢刊 第二卷』、四〇三―四〇四頁)。

56 「もきたう」は「もぎどう」で「没義道」(無義道。不人情の意)あるいは「挑筒」(装着胴。能楽で上衣を着ないで上半身が下着の着付けだけの着方すること)のいずれかか。

⁵⁷ 四国太郎 (宝井其角)「吉原源氏五十四君」(『江戸吉原叢刊 第四卷』、二二二-二三頁)。本章註25の通り注釈は省略。

⁵⁸ 今宮鳥「吉原人たばね」(『江戸吉原叢刊 第三卷』、九二頁)。但し同一人物ではなく襲名の可能性もある。

⁵⁹ 『江戸吉原叢刊 第四卷』、二六頁。

⁶⁰ 世を捨坊主作『吉原鏡ヶ池』(Yoshiwara kagamigaikē, Princeton University, Marquand Library, Rare Books, Call Number : NE1321.85.S58 S559)。「篠崎」(おなごうぢ)「三浦うち」(三浦の内にあるま)とおもふほどのことやかや」、十三才。

⁶¹ 作者未詳「吉原酒てんとうじ」(『江戸吉原叢刊 第三卷』、四〇七頁)、鈴木武平(推定)「吉原草摺引」(『江戸吉原叢刊 第四卷』、一七八頁)。

⁶² 『江戸吉原叢刊 第四卷』、一三三頁。

⁶³ 世を捨坊主作『吉原鏡ヶ池』、三二才。

⁶⁴ 若衆歌舞伎が男色との関係で禁止されたことはよく知られているが、神田由築によると、元禄期年(一六八八-一七〇三)までは一部の役者と野郎(若衆が前髪を落とした役者)との間に芸道上の師弟関係と男色上の奉公関係を兼ねた関係が成立していたという。すなわち役者の師匠が野郎を弟子としてとる一方で、その野郎に客をとらせ男色をさせるといふ買春の形態がとられていた。これは元禄二年(一六八九)の幕府の統制により解体されたとみえたが、統制以後も個々の役者と野郎の奉公関係が解消されることはなく、役者が「子供屋」を経営するかたちで存続した。子供屋は芝居の興行地を中心に拡大し、中小芝居のみでなく、十八世紀半ば頃までは大芝居の関係者も多く携わったという(神田由築「江戸の子供屋」佐賀朝・吉田伸之著編『シリーズ遊廓社会1 三都と地方都市』吉川弘文館、二〇一三、六七九-七一頁)。郡司正勝はこうした役者の売色は中世賤民の「河原者」から受け継いだ一つの特性であったと指摘している(郡司正勝『かぶき』筑摩書房、二〇〇五、一一五-七頁)。

⁶⁵ 『色道大鑑』巻第五 廿八品は客が野暮から粹に至るまでの階梯を二十八段階で記すものであり、役者に関する記述があるのはその二十四段階目である。この段階は自然と遊女に好かれるという普通の「粹」を越えた状態であり、常人で到達することは難しく、多くは「郭中の者」、並びに「河原の役者」と「隅人」(隅人。人形使い)がこれに至るといふ。

第廿四大秀品

(似性相 [じせいさう] 真業相 [しんじょう])

平生の客の、此品にあたる事、尤類まれ也。おほくは郭中の者これにいたる。郭中のものとは、傾城屋・拳屋をいふ。並に河原の役者、付り隅人是にしたがふ。「略…なぜ「郭中の者」がこの品なのかという問答」答云、郭中の者の傾城のさはり、かれ巧者にしてしのふのみにあらず、利欲にして招くにあらず、器量よきに依てこかるゝにあらず、曲郭の者といふ名目に付て傾城の好む妙あり。其好むとはいかん。商売の邪魔になりて、人のきらふに付て好む。たとへば常の傾城買だに、傾城は何心なくあひ来るに、外の男か遣手など、せくかきらふとなれば、傾城のかたより俄におもしろく心うかるゝ物也。いはんや、くるはものにおいてをや。「略…女の性が僻めることについて」蓋曲郭のものは、自分の智慧にはかゝはらず、郭力をもつてかれにむかふ時、女郎そこばく

の心ざしをあはす、是を妙といふ。尤うらやむべき處也。次に役者は郭中の者にかはり、旦夕傾城になるゝにあらねば、其味ひ籠学なるべけれど是も人のいむ所あるにつけて、女郎の心したはるゝなるべし。これらの類は、器量のあしきもの稀にして、風俗ぬるからず。さるによつて女のこのむ所おほし。隅人は、巧者となく、器量となく、風俗となく、只女郎のさはり各別にして、費〔まいない〕すくなからず。せちなる事をさりて万女郎の心にまかす。是によつてをのづから女郎したはずといふ事なし。此三箇の内にして、女郎の心ざし厚薄ありといへども、平生の女郎買にかはりたる所あるによつて、此品に挙。〔新版色道大鏡〕 一九七一―一九八頁)

『色道大鑑』の著者藤本箕山はまず「郭中の者」が好まれる理由として、「商売の邪魔になりて、人のきらふに付て好む」と述べる。この説明として、仮に遊女が何とも思っていないような普通の客であっても「外の男か遣手などせく〔禁止する〕かきらふとなれば、傾城のかたより俄かにおもしろく心かかるゝ物也」とし、「郭中の者」は言うまでもないとする。要は遊女は障害があるとそれを面白く思うものであり、特に「郭中の者」を客にすると他の客は嫌がるから、遊女は「郭中の者」を好むと言うことであろう。そして「河原の役者」も「郭中の者」と同様に「人のいむ所」があり、加えて器量も風俗も良いため好まれるとする。また「隅人」（人形使い）も「さはり各別」で、「費」（金品）も多く勘定高くないから好まれるという。渡辺憲司は「公界」を論じる中でこの「廿四品」に注目し、「芝居関係者と遊郭関係者が、被差別的状況で共同体意識を持ったことを示す史料である」と述べている（渡辺憲司「くがい」考）〔立教大学日本文学〕一〇五、二〇一〇／のち同著「第一章第三節 公界の遊女たちの苦界」『江戸遊女紀聞―売女とは呼ばせない』（ゆまに書房、二〇一三、五一頁）が、ここで明示されているのは、邪魔をされると面白くなるという傾向が遊女にあり、それ故に「郭中の者」「河原の役者」「隅人」が好かれるとの見解である。

以上の「廿四品」を見る限り「河原の役者」「隅人」が「さはり各別」の存在であり、客となれば周囲から嫌がられたことは間違いないが、「廿四品」の記述からは「河原の役者」と「隅人」が禁制であったようにはみえない。むしろ他の客から嫌がられるもの、まま客として登楼していた様子がかがえる。

⁶ 『梶久一世の物語・好色盛衰記・嵐は無常物語 決定版対訳西鶴全集四』、二七八頁。この後文には嵐三郎四郎（寛文三年頃―貞享四年。前名中村勘之介。嵐三右衛門座で立役として活躍）が女郎買ではなく長崎の客に挨拶するために島原へ訪れ太夫に惚れられた話が記されている。同様の文言は『諸艶大鑑』巻一の三「詰り肴に戎大黒」冒頭にもみえる。また『諸艶大鑑』巻六の二「小指は恋の焚付」では京都の役者「山川」（山川内記〔のち彦左衛門〕寛文―元禄頃活躍した立役）に惚れ込んだ遊女「最中」の話がみえる。「最中」は世間の噂もかえりみず「山川」に惚れ込んだため、浮名が立ち勤めも寂しくなったが、楼主がいくら折檻しても気持ちを変えず、「山川」に惚れ込んだことが印象付けられたという。実際の話であったかは不明であるものの、役者が遊女に人気があったことが印象付けられる。

⁶⁷ 普穿山人「秘事真告」（蘇武緑郎編『花街風俗叢書 浪花遊里風俗篇』大鳳閣書房、一九三一、四三七頁）。

⁶⁸ 外山翁「浪華色八卦」（『花街風俗叢書 浪花遊里風俗篇』、四四八―四四九頁）。また宝永元年の西沢

一風「茶屋諸分車 下」(長友千代治「翻刻『茶屋諸分車 下』」(大東急記念文庫編『かがみ』第三十九号、二〇〇九)では島場所の「山衆」(下級の茶屋女)が野郎買いをしている話が見られる。

⁶ 『花街風俗叢書 浪花遊里風俗篇』 四七〇頁。

⁷ 赤蜻蛉「女郎買之糠味噌汁」(洒落本大成編集委員会編『洒落本大成 第十四卷』中央公論社、一九八一、一四二頁)。

⁷ 南陀伽紫蘭作・北尾政演画「古今青楼噺之画有多」(江戸吉原叢刊行会編『江戸吉原叢刊 第六卷』八木書店、二〇一二)、一一〇頁。

⁷ 武井協三「役者女房評判記の紹介」(『芸能史研究』六五、一九七九)。なお武井協三は吉原より深川出身の女性が多い理由を岡場所の開放的雰囲気や盛隆に求めているが(同、四六―四七頁)、そうした要素のみならず役者の忌避との関わりも併せて考える必要がある。

⁷ 初世中村仲蔵「月雪花寝物語」(『日本庶民生活史料集成 第十五卷 都市風俗』、八四五頁)、市川栢筵(二代市川團十郎)「老のたのしみ抄」(享保十九年―延享四年の日記)(西山松之助・渡辺一郎他校注『近世芸道論』岩波書店、一九七二、四四六頁)など。

⁷ これについては『吉原すゝめ』の「ない□やうまぶの事」に詳しい(『江戸吉原叢刊 第二卷』、二一六―二一七頁)。また「まぶを切る」という言葉もあり、これは「遊女が、客に揚げられている時間のうちに、隙をうかがって間夫に会う」ことを意味する(「まぶを切る」『日本国語大辞典』)。

第八章 長崎丸山遊廓で捕縛された「穢多」「非人」「無宿」——『犯科帳』を主として

はじめに

本章では、長崎奉行所判決記録『犯科帳』（寛文六（一六六六）～慶応三年（一八六七））を主な史料とし、遊廓に客として登楼し捕縛された「穢多」「非人」及び「無宿」の判例について検討する。

近世遊廓と被差別民の関係はこれまでも種々の研究で論じられてきたが、それは主として次のような点に注目したものである。すなわち（一）遊女屋を営む者が「非人」「穢多」と同列に認識される場合があったこと¹⁾、（二）遊女の社会的位置付けと「穢多」「非人」の身分がどう関係したかということ²⁾、（三）吉原遊廓と「非人小屋」・「穢多村」・芝居町が近接していたこと³⁾、（四）「穢多」「非人」の女性が遊女になったこと⁴⁾、である。つまり近世における遊廓と被差別民の関係は、総じて遊女屋や遊女の社会的位置付けとの関連で論じられてきたといえよう。

しかし一方で、遊廓の客として登楼した被差別民については、議論の遡上に上ることは多くない。近世の小説等に「穢多」等の客がみえることについては中尾健次⁵⁾が指摘しているが、より踏み込んだ議論を行っているのは、長崎丸山遊廓に登楼した「穢多」「非人」の捕縛例が『犯科帳』にあることを指摘する森永種夫のみである⁶⁾。後にも述べるとおり、他の遊廓については被差別民の登楼に関する判例は残されていない⁷⁾。

森永は『犯科帳』にみえるすべての「穢多」「非人」の捕縛例を挙げている訳ではないが、その指摘は重要である。なぜなら序でも述べたとおり、遊廓をめぐっては、そこが客の貴賤が問われない非日常の場であるという説明が先行研究においてしばしばなされてきたからである⁸⁾。確かに当時の史料にも、遊廓を別世界として礼賛する記述は多くみえる。しかしそうした記述が被差別民を念頭におかないものであったことは、本章で主眼とする『犯科帳』の例からも明らかである。

筆者はとりわけ近世の江戸吉原遊廓に注目し、そこで拒否あるいは忌避された客に焦点を当ててきた。しかし本章の主眼とする長崎丸山遊廓は、宮本由紀子が指摘するように、鎖国下における唯一の貿易港を有する長崎において「唐紅毛人」を相手とするために開業した遊廓であり、風俗の取締りや治安政策との関わりで許された江戸の吉原とは根本的にその意義を異にする⁹⁾。とりわけ客について考える上で留意しておく必要があることは、遊女は「唐人行」「オランダ行」「日本行」と区別があり、更に「オランダ行」は出島への出張を認められる等、基本的に「唐紅毛人」を軸とする独特な制度をもったという点である。更に、丸山遊廓がしばしば技荷・密売の温床になつたことや、盗賊がしばしば入り込む場であったという点にも留意が必要である。宮本が詳しく論じるように、丸山遊女は度々唐紅毛人から贈物を受けたり、「唐紅毛人」と密売人の仲介をし、人參・薬種・亀甲などの密売に関わつた¹⁰⁾。また丸山遊女の調度品や衣裳はとりわけ豪華であり¹¹⁾、それらを目当てとした盗賊も多く入り込んだようである¹²⁾。すなわち客の中には、単に遊女と遊ぶことのみならず、何らかのおこぼれを期待して登楼した客も少なからずいたということである。遊女との参会のみを目的としない客も多く入り込む場であったという意味で、江戸吉原と丸山遊廓は大きな違いがあった。

本章ではこうした事情を踏まえながら『犯科帳』の事例を再検討し、遊廓に登楼した「穢多」

「非人」が何故捕縛され、仕置を受けるに至ったのか、つまりはどのような論拠のもとに「穢多」や「非人」が登楼を問題視されたのかを明らかにしたい。またこれを考察するにあたっては「穢多」「非人」のみならず、登楼し捕縛された「無宿」の例にも注目し、「穢多」や「非人」との違いを比較検討する。

第一節 先行研究の整理と対象の概要

第一項 『犯科帳』

本章の主な史料となる長崎奉行所判決記録『犯科帳』とは長崎奉行所で作された判決記録で、その記録は寛文六年（一六六六）より慶応三年（一八六七）までの二百年間にわたる。昭和三十一年（一九五六）から昭和四十三年（一九六八）にかけて、森永種夫により『犯科帳』とその関連史料『御仕置伺集』『口書集』『長崎代官記録集』の目録及び翻刻版が刊行された¹³。本章では判例を挙げるにあたり、この翻刻版『犯科帳』とその関連史料の巻数・頁数を記すが、たとえば『犯科帳 8-217(6)』と記した場合は、翻刻版の『犯科帳』第八巻、二二七頁、事件番号六を指す。本稿で使用した翻刻版『犯科帳』とその関連史料の書誌情報は註14のとおりである。また本論を進めるにあたっては、『犯科帳』にみえる「穢多」「非人」の登楼例を整理した【表二：『犯科帳』にみえる「穢多」「非人」の登楼例】を適宜参照されたい。

森永は、『犯科帳』における被差別民の記述について次のように述べている。江戸時代において「非人部落」には「非人頭」「非人目明」があり、「皮屋町」にも「乙名」「目明」があつて、それぞれその部落を支配していた。したがって江戸その他の場所では刑罰はそれぞれの頭に委ねられていた¹⁵が、長崎の場合は直接奉行の手によって刑罰が執行された。これは『犯科帳』における「非人」の判決文のあとに、「非人御仕置の儀、江戸は勿論、京大坂にても、その頭々へ引き渡し、御役所にて御仕置仰せ付けられ候儀はこれなく、しかしながら当地の儀は、非人頭と申し候ても、手限りに御仕置出来候ほどのものこれなき故、御役所にて御仕置仰せ付けられ候儀と相見え、先例これある儀につき、此度も御役所にて仰せ付けられ候」といった朱書が付け加えられることが多いことからわかるという¹⁶。森永による右引用は「非人仕置」についてだが、「穢多」に関する判例でも朱書に「当地之儀は穢多頭と申候ても手限ニ御仕置出来候程之者無之」という記述がみえる¹⁷。つまり遊廓に登楼し仕置を受けた「穢多」「非人」の判例が残るのは、奉行によって刑罰が執行された長崎だからこそであり、他の地域においてはそれぞれの頭によって記録に残らない形で処罰が下されたものと考えられる。すなわち『犯科帳』は、「穢多」や「非人」の登楼をみるにあたって不可欠の史料であるといえる。

第二項 長崎丸山遊廓

次に、本章の主な対象となる長崎丸山遊廓について確認する。近世の長崎における唯一の遊廓である丸山遊廓は、寄合町・丸山町から成る。そのはじめは諸説あるが、長崎では慶長十一年（一六〇六）一六〇七頃から市中に遊女屋が散在し始め、寛永十九年（一六四二）（寛永十六年とも）にはそれらの遊女屋が集められ、丸山遊廓が形成されるに至ったという¹⁸。京都島原・江戸吉原・大坂新町と並ぶ大規模な遊廓であり、冒頭に述べた通り、唐紅毛人を相手とすることに第一の意義をもった。また遊女を目当てとしない客が多く入り込んだといった点についても、既に述べたとおりである。

なお冒頭で触れたとおり、江戸吉原については「非人小屋」と「穢多村」との近接が先行研究において指摘されているが、長崎においては、「穢多」「非人」の居住地と遊女町を意図的に近接させた様子は見受けられない¹⁾。但し村番を勤める者や各寺院の山番・墓番等を勤める者の場合、それぞれ村の小屋や墓原の小屋に住んだという²⁾。番非人は出島・丸山・寄合町には居住しなかったようであるが²⁾、長崎市中の見廻りには「非人」も従事していたから²⁾、一部の「非人」と遊女屋の生活圏は重なっていたと考えられる。

第三項 先行研究の整理と本章の視点

本項では、先行研究として森永の見解を確認し、本章の視点について述べていきたい。森永は「非人だけにしか見られないような犯罪」として「身分詐称の罪」を挙げ、「非人」の遊廓への登楼について次のように述べている。

長崎の丸山町・寄合町は他国へも知られた歓楽街であり、誰しものぞいてみたい欲望にかられた。しかし、両町の遊女屋への登楼は、非人には禁じられていた。そこへ揚るには、平人の身なりを装うか、平人の仲間に入れて貰って紛れこむよりほかにはなかった。それがあとでばれたとき、知らずに彼等の出入りを許した遊女屋のものも処罰された。^{2, 3}

すなわち、「非人」は遊女屋への登楼が禁じられ、またそれをばかかって「非人」が身分を偽ると、「身分詐称」の罪を問われたということである。また知らずに「非人」等の出入りを許した遊女屋も、それが発覚した場合に処罰されたという。なおここでは「非人」についてのみ述べられているが、森永は身分を偽って登楼した「穢多」^{2, 4}の判例にも言及しており^{2, 5}、右の指摘は「穢多」を含めたものであったと考えられる。

この森永の見解に対する疑問点・問題点を筆者の関心に基づき整理すると、次の三点になる。

まず①被差別民である「穢多」「非人」が登楼を禁止されていたとして、「穢多」か「非人」かによってその位置に差があったのか。「穢多」と「非人」は同じ被差別身分でも、殆ど固定的な身分であった「穢多」と、「平人」と行き来する場合のあった「非人」では相違があることが指摘されており^{2, 6}、その位置の違いが注目される。次に②「穢多」「非人」が遊女屋にきた場合、遊女屋では具体的にどのような対処がとられたのか。公儀は「穢多」「非人」の登楼について何らかの取決めに遊女屋に達していたのであるか。また③に関連して、③そもそも遊女屋への登楼は、「非人」や「穢多」には禁じられていたといえるのか、という問題がある。先にみたとおり、森永は「穢多」「非人」の登楼の禁止を自明視しているが、禁止することを達した御触等の史料を提示していない。そもそも「穢多」「非人」は後に述べるように「平人」との交際を禁止され、町家・百姓家に泊まることも罪となった。森永も、「非人」は遊女町のみならず、町の旅籠屋にも泊まってはいけなかったことを指摘している^{2, 7}。したがって「穢多」「非人」が遊女屋で捕縛されたのは、単に町家に立入ったからであり、遊女屋への登楼が特別禁じられていた訳ではないとも考えられる。この問題を検討するにあたっては、同じく町家等への止宿を禁止された「無宿」にも注目する。

「無宿」は「穢多」や「非人」と異なり被差別民ではないものの、後にみるとおり、町家等への止宿を禁止されていたという意味においては同様の存在である。以上を踏まえ、次節ではまず長崎における「穢多」「非人」「無宿」と「平人」に関わることの禁止、及び長崎遊廓における客の取締

りの原則を確認しておきたい。

第二節 客の取締りに関わる法

第一項 「穢多」「非人」「無宿」と「平人」

「平人」と「穢多」「非人」

『日本国語大辞典』の「平人」^(へいじん)の項によると、「平人」は「特殊な地位・身分・世界にいる人に対して、それ以外の多くの人」や「華族・士族などに対して、平民」を指すが、齋藤洋一及び大石慎三郎は『身分差別社会の真実』において、江戸時代ではとりわけ「百姓・町人身分」が「平人」身分としてくられたことを指摘している²⁸。幕府や諸藩が「穢多」「非人」と「平人」が交際すること、あるいは「穢多」「非人」が「平人」に紛れて暮らすことを禁止する例は数多い²⁹。これに関わる幕府法の初出は遅く、安永七年（一七七八）十月であるが³⁰、これ以前にも様々な地域において「平人」に紛れること等を禁ずる藩法は多くみえる³¹。

長崎において、いつから「穢多」「非人」が「平人」と交わることを禁止されたかは定かでないが、姫野順一は長崎において「穢多」「非人」が制度的に確立したのは享保期頃とみている³²。『犯科帳』では早くは天明二年（一七八二）に「非人」が「平人」に身分を偽って奉公し仕置を受けた例がみえ（『犯科帳』4・1①）、「穢多」については、文化元年（一八〇四）に「穢多」竜蔵が遊女を身請した事についての判例がある（犯科帳6・90(48)）。したがって少なくともこの頃には長崎においても、「平人」と「穢多」「非人」が明確に区別されていたと考えられよう。

「平人」と「無宿」

次は「無宿」についてである。「無宿」は欠落などにより人別帳からはずされた者であるが、「平人」との交わり以前に、そもそもその存在自体が度々問題視された。初めて幕府法に「無宿」が登場したのは宝永六年（一七〇九）³³であるが、ここではそれまで「無宿」であればすべて捕縛していたものを、以後は犯罪行為を犯していない場合、捕縛しないと改めている。しかしこの後も江戸では、享保年間（一七一六―一七三六）や天保年間（一八三〇―一八四四）に「無宿」であれば捕えて帰郷させる等の処置がとられており、その扱いは一定でない。他国の「無宿」か自領の「無宿」かによってもその対処は異なつたようだが、長崎においても『犯科帳』をみる限り、享保頃を境に判例は激減するものの³⁴、「無宿」であれば捕えて「所払」あるいは「非人預」にするという処置が断続的に続いている³⁵。天保四年（一八三三）の「盗賊方乙名」の職権にも「無宿」の捕縛が含まれており³⁶、江戸後期に至っても「無宿」は取締り対象になっていたことがうかがえる。

このように存在自体が問題視されたためか、「無宿」は出自としては「平人」であっても、旅籠や百姓家・町家に「無宿」を止宿させることは禁止とされた。管見の限り、長崎において早くは元禄十四年（一七〇一）に「無宿」を泊めたために仕置を受けた長崎八幡町五兵衛の例がみえる（『犯科帳』1・95(8)）。以後も「無宿」を止宿させ、仕置を受けた「平人」の例は枚挙に遑がない。したがって「無宿」と被差別民は身分としては異なるものの、少なくとも町家・百姓家への立入りが咎められたという点では同様であったのである。

第二項 客の取締りに関わる法

以上、「穢多」「非人」「無宿」と「平人」についてみてきたが、次に公儀が丸山遊廓に対し、ど

のような客の取締まり体制を課していたかを確認しておきたい。

まず丸山遊廓では、他の公許遊廓と同様に、原則として「不審成者雖一夜宿仕間敷事」が定められている(寛文十二年(一六七二)二月五日・丸山町・寄合町への達書³⁷)。加えて寛政六年(一七九四)五月には遊女屋に入り込み「及狼藉候族」が³⁸、文化十三年(二八一六)十一月には「狼藉者」や「身分不相応」に遊興をなす者が取締り対象であることが達せられた。とくに後者(文化十三年)の達しでは、尋ねものがある等³⁹といって遊女屋の座敷に上がり込み狼藉・盗み・口論等をする者がいるが、そのような者は「何方江も届ニ不及其場におゐて搦捕御役所ニ可差出候」こと、また「盜賊方旅人方市中取締方隱密方掛り」にその旨を伝えるべきこと、加えて遊女屋は「身体疑敷もの」はもちろん、名や住所がわかっている旅人であろうと市中郷中の者であろうと、「身分不相応」の金銭を遣捨てて怪しい客は申し出るべきで、金銭を多く遣捨てるからといって見逃せば咎を申し付けることが言い渡されている⁴⁰。文政十年(一八二七)閏六月にもこれらの条々が改めて確認された上で、理不尽に遊女屋に揚がつてくる者がいたら「無用捨搦取」り、「最寄之役場」へ申出るべきこと、この旨は「市中郷中不洩様相触」れるが、「盜賊方、旅人方、市中取締掛りニ茂可申渡候」ことが定められている⁴¹。更に実際に採用されたかは不明であるものの、遊女町を特別視し、「格別厳重」に規則を立てたいという「公事方掛」(勘定奉行)の提案もみえる⁴¹。そこでは、遊女町は旅人は勿論のこと、無頼の悪党も入込む場所であり、特に厳重に取締っても不都合はない、よって同町の肝煎・行事⁴²の内二人程を撰び公事方の部下にして遊女屋その他の来客を毎日取調べ、何かあればその時々届出をさせたい、との見解が示されている。

しかし客の厳しい取締りが難しかったらしいことは、やや年代の遡った天明六年(一七八六)の寄合町の「諸事書上控帳」からうかがえる。同年には事件を契機として客を厳しく取り調べる⁴³ことが一旦定められたものの、その後そうした取締りのあり方が継続されなかった様子が記されているのである。すなわち寄合町・丸山町では同年二月、行方不明になっていた「御坊主守山与七」が遊女屋に逗留していた事件をきっかけとして「面体相知不申者」を厳しく取締まることを申付けられたが⁴³、結局は、「旅客」や「地客」(地元の客)の内、「面体知らない者について」「宿所帳面元」を糺す様になつては「商売方手狭」になるであろうから、「両御家中」(御役所御家中〔長崎奉行役所〕と岩原御家中〔長崎目付役所〕)の者を留置かないように取締ることと勘弁すると、三月になつて年番(名主)の久松土岐太郎から各組頭等へ改めて仰せ付けられている⁴⁴。つまりこの段階では、役所の者を除く「旅客」「地客」への厳しい取締りは断念されているのである。寛政元年(一七八九)の「諸事書上之控」では「丸山町寄合町旅人体之者之内、難心得もの」については「其姓名出所を承」べきであること、また「御役所并御勘定方御普請役方御普請役家来」の場合乙名へ届け出ることが達せられているが、厳しい取締りが改めて徹底されるようになったのかは定かでない⁴⁵。慶応(一八六五―一八六八)頃に作成されたとされる丸山遊廓の「遊女屋宿泊人帳」⁴⁶においては、多くの場合客の住居や身分・職業は簡易な記述に留まっており(何藩・何町、百姓体・商人体等)、名前も「某」で済まされている場合も多い。つまり丸山遊廓においては厳重な取締の必要性が認識されながらも、徹底した取締りが常になされた訳ではなく、それは多分に遊女屋の裁量にも依つたと考えられるのである。

以上、丸山遊廓における客の取締りに関わる法を提示した。これらを見る限り、公儀が遊廓に對し必ずしも厳しい取締を課していなかったこと、更に「穢多」「非人」の登楼を禁じる法は特に

みられないことが指摘できる⁴⁷。これらを踏まえ、次節では『犯科帳』における「非人」「穢多」の判例を実際にみることににより、「穢多」「非人」が遊廓においてどういった扱いを受けたのか、具体的に分析することとしたい。

第三節 『犯科帳』にみえる「穢多」「非人」

『犯科帳』には十例、「穢多」「非人」が登楼して問題になった判例が確認できる(表二)『犯科帳』にみえる「穢多」「非人」の登楼例」参照。また以下「No.」は表二内の「No.」の項を指す)。但し安高啓明は『近世長崎司法制度の研究』において『犯科帳』に所収されるのはあくまでも「判例」であることを指摘しており、この十例が「実数」ではないことに留意しておきたい⁴⁸。実際、後にも触れるとおり、嘉永三年(一八五〇)と同四年(一八五一)の寄合町「諸事書上控帳」には「非人」らしき者が登楼した問題について記述されているが⁴⁹、この事件に関する判例は『犯科帳』にみられない。『犯科帳』における十例の内訳としては、「穢多」五例、「非人」七例(内、「非人無宿」⁵⁰が二例、「無宿」「実態は「非人」欠落⁵¹」とあるのが一例)で、「穢多」「非人」が共に登楼した例が二例ある。No. 4は遊女屋以外の情報が欠けているため詳細は不明であるが、揚がってすぐに捕縛されたと思われる例が六例あり(No. 3、7・10⁵²)、「穢多」「非人」が遊女屋に登楼するだけで問題になったことがうかがえる。

またどのような事件との関連で登楼が発覚したかについては、①遊女と欠落し丸山町が捕えた例が一例(No. 1…「無宿」「非人」欠落)、②遊女を身請し発覚した例が一例(No. 2…「穢多」)、③盗みとの関連で発覚したのが二例(No. 8…「非人無宿入墨」、9…「非人無宿」)、④登楼し遊女を買おうとしただけで捕まったと思しき例が六例(No. 3…「無宿」「穢多」「非人」、4…「穢多」、5…「穢多」「非人」、6…「非人」、7…「非人」「盗賊方乙名が召捕え」、10…「穢多」(町役人が捕押え、盗賊方役人衆に引渡し)である。盗賊方や町役人に捕縛された客がいたことからは、断片的ながら、先にみた公儀からの達に逸脱しない形で遊女屋が不審な客に應對していたことがうかがえる。

但し以上のなかで登楼そのものが問題にされているのは、④登楼し遊女を買おうとしただけで捕まったと思しき例の場合のみである。他の判例については調書などから登楼がわかるものの、仕置を下すにあたって登楼自体は問題とされていない。No. 9(「非人無宿」福太郎)に至っては、遊女屋が取調べ対象となっているために遊女を買ったことがわかるが、福太郎の罪状では遊女屋について言及がない。すなわち「穢多」「非人」は登楼すべきでないが、盗み等他に罪を犯した場合はその罪が問題とされ、登楼自体は罪に問われないということである。安高によると『犯科帳』においては、複合的犯罪(併合罪)は当該事件中で一番重科と想定される犯罪が基本罪状となり、司法判断の基軸とされた。たとえば殺人を含む複合的犯罪であれば、殺人に対する量刑が行われた。また軽度の要件を複数含む犯罪の場合は、この中で重罪にあたる犯罪を一等重くした量刑になったという⁵³。以上を踏まえ登楼自体が問題にならない例をみると、登楼が盗みなどよりも軽度の犯罪であり、しばしば罪状として数え上げられなかったことが指摘できる。

なお先にみたように森永は「非人」等の登楼に「身分詐称の罪」が伴うと述べているが、身分を偽ったことが判例から明確にうかがえるのはNo. 2・8のみである。またNo. 8も遊女屋の罪状に身分を偽ったことの記載があるが、登楼した「非人 無宿」久米太郎の罪状には身分の詐称につ

いての記載はない。つまり「非人 無宿」久米太郎は身分詐称の罪には問われていない。このことから「身分詐称の罪」も登楼と同様に、場合によっては訴因に含まれない軽度の罪であつたとがうかがえる。

しかしこれらの判例からは、遊女屋がどのように「穢多」「非人」であることを見分け、町役人に報告したのが明らかでない。「穢多」「非人」以外の判例からみえる遊女屋が客を怪しんだ（あるいは怪しむべきであつた）客としては、数日間遊ぶ客⁵⁴、衣類等の預り物（質入れ）を頼む客⁵⁵、揚代を所持しない客⁵⁶、または揚代の支払いを滞った客⁵⁷、以前遊女屋を打ち壊した客⁵⁸の他、登楼前から深酒をしていた客等がみえる⁵⁹。しかし先の「穢多」「非人」の判例は、このいずれにもあてはまらない。後にみる嘉永三年（一八五〇）「諸事書上控帳」の例では地元の客から怪しい客について指摘があつたようであるから、遊女屋や他の客はおそらくその身形⁶⁰や見知つた顔かどうかなどによつて「穢多」「非人」を判断し、町役人等に報告したものと考えられる。先述のとおり「非人」は長崎において市中廻りも行なつていたから、遊女屋が顔を見知つていた可能性もあるであろう。

またNo. 2の判例では遊女も遣手（遊女の目付役）もはじめは客が「穢多」と気付かず、気付いた後も遣手は花銀（祝儀）を貰つたために楼主に報告せず、遊女は「外聞恥敷」ために客が「穢多」であることを隠したという。加えて遊女の親類は、遊女が「穢多」に買われたことを「風聞不直」と思い、身請話を急がせたようである。『犯科帳』には遊女屋に入つてすぐ捕まつた「穢多」「非人」の判例が多い一方、馴染んでから捕まつた例はNo. 2の他にみえない。勿論先述のとおり『犯科帳』の判例数は実数ではないが、このことから、はじめに素性が見抜けなかつた場合、遊女屋やその周囲が仕置を恐れて訴え出なかつた場合も多くあつたであろうことが推察されるのである⁶¹。

第一項 身分による仕置の違い―判例の分析

次に、本節では「穢多」「非人」「無宿」と「平人」が共に登楼した件についての判例である表二「『犯科帳』にみえる「穢多」「非人」の登楼例」のNo. 3の事例を主な考察対象とし、身分によつて登楼の仕置がどう相違したかについて検討を進めていきたい。なおNo. 3の史料全文は本章補註に掲載した。

科人

本判例における科人の概要は以下のとおりである。以降、各科人については次のアルファベットで略記する。

- (a) (平人) ⁶² 大村町 長之助 所 預↓急 度 叱
- (b) 無宿 元恵美酒町 和三太 入 牢↓軽 追 放（前科有り）
- (c) 無宿 元長州 金蔵 入 牢↓市中郷中払
- (d) 穢多 皮屋町 政吉 牢守預↓手鎖五十日
- (e) 穢多 皮屋町 儀七 牢守預↓手鎖五十日
- (f) 非人 浦上村船江 藤七 牢守預↓手鎖五十日⁶³
- (g) (遊女屋) ⁶⁴ 丸山町富屋 たみ 無 構

本判例は、(a)「平人」と(b)(c)「無宿」が「遊所見物」に行き、酒狂の上(d)(e)「穢多」、(f)「非人」も一緒になつて遊女屋に登楼したことが問題とされた事件である。(b)のみ文化四年（一八〇七）

に「入墨重敲市中郷中払」の刑を受けたため、本例では市中に足を踏み入れたことも罪になっているが、(b)以外は他に罪はなく、単に登楼が捕縛理由になったものと考えられる。また(g)の遊女屋が最終的に「無構」になっていることから、(a)～(f)は登楼してすぐ(g)の遊女屋に不審に思われ、捕縛されるに至ったものと推察される。各人の詳しい罪状は後述するが、罪状についての書き方は(a)～(f)とも殆ど同じで、各人が何を罪とされたか判別し難い。したがって以下では判決文のあとに朱書で記される類例(仕置の参考とされた判例)や、他の判例も参照しつつ、それぞれが何を問題とされ捕縛されたのかを明らかにしたい。

各人罪状

(a)長之助(平人)

まず(a)の罪状である。(a)は「無宿」と共に「遊所見物」し、酒狂の上とはいえ「穢多」「非人」一同と登楼したことが不埒とされている。しかし一同が登楼した(g)遊女屋の罪状では「無宿もの穢多非人共罷越候始末」が問題とされており、「平人」である(a)の場合、その登楼自体が罪になった訳ではないと考えられる⁶⁵。それにも関わらず(a)が「急度叱」の処罰を受けたのは何故なのか。それを考える手がかりとして、(a)の罪状に記された類例をみることにしたい。ここで挙げられている仕置類例は寛政六年(一七九四)十二月四日八幡町勝次郎の例『犯科帳』5-99⁽³¹⁾⁶⁶で、その事件の内容は次のとおりである。(「平人」)勝次郎は佐嘉領唐子へ商いに行った際、「無宿」利兵衛に出会い当座の話をした。勝次郎は利兵衛が盗みをしたのは知らず、勝次郎自身に怪しいことはないようだが、日帰りのつもりで往来切手を取らず他領で数日逗留し、「盗賊」(ここでは「無宿」利兵衛のこと)と同道したのは不埒である、という(仕置は急度叱)。(a)の長之助は他領には行っていないので、ここでは悪さをした「無宿」と同道したという点で勝次郎の事件が参考にされたと思われる。つまり(a)は登楼そのものではなく、「無宿」「非人」「穢多」と同道したことが問題とされ、仕置を受けたと解釈できるのである。

(b)(c)和三太・金藏(「無宿」)

次に、「無宿」の二人である。(b)(c)も(a)と同様に一同で登楼したことが罪状では問題とされているが、前述のとおり(b)は市中立入りの罪もある。しかし罪状からのみでは、登楼自体が問題とされたのかわからない。類例をみると、(b)は文化五年(一八〇八)正月二十三日元嶋原無宿乙松の例⁶⁷が、恐らく「構之地」への立入及び「穢多」との関わりで参照されており、(a)と同様に登楼は問題にされなかったようにみえる。しかし(c)の仕置類例には、他領(c)は「元長州」の「無宿」であるのに当地に立入り、「無宿」「穢多」「非人」と遊所へ行ったのみで他に悪いことはしておらず、先例はないが、「無宿」への仕置は市中郷中払と決まっているためそのように処罰するとあるのみで、登楼自体が罪になったのか判断し難い。そこで『犯科帳』にみえる他の「無宿」の判例も参照すると、「無宿」が遊女屋に登楼したことのわかる判例は本例を除き四十四例あるが⁶⁸、捕縛の理由はいずれも他の犯罪(盗みや市中への立入り等)であり、「穢多」や「非人」のように登楼し揚代を渡しただけで捕縛されたという例はみられない⁶⁹。また「穢多」「非人」を登楼させた場合は罪に問われる遊女屋も、「無宿」についての判例を見る限り、その立入りについて仕置を受けていない。立ち入ったのみならず明らかに「無宿」が止宿に至ったと思われる場合でさえ、遊女屋が仕置を受けないケースもみえる(犯科帳8-310⁽⁶⁶⁾、犯科帳9-188⁽⁷⁹⁾・口書集上-53⁽²⁶⁾)。「無宿」についてこのような措置が何故とられたのかについては改めて考察するが、いずれにせよこ

これらのことから、本例において問題にされたのも「無宿」の登楼そのものというよりは、市中への立入り、あるいは「穢多」等との同道であったと考えられる。

(d)政吉・儀七(「穢多」)、(f)藤吉(「非人」)

最後に、一同で登楼したことが「穢多非人之身分ニ而」不埒とされている(d)(e)(f)についてみる。先述のとおり登楼し遊女を買おうとしただけで捕まった「穢多」「非人」の例は本例を除いても五例あり、この三人は(a)(b)(c)と異なり、登楼自体が罪になったと考えられる。仕置類例は文化元年(一八〇四)四月二十五日皮屋町「穢多」恒右衛門の例(犯科帳6-90(4)・No.2)で、この判例は恒右衛門が、遊女吉川の身請を望んだ甥の「穢多」竜蔵に対し「穢多之身分ニ付堅可相断処無其儀愛情之余リ」金を渡したこと、その上「素人」(平人。遊女吉川親類)に銀子を貸したことが不届とされている⁷⁰。つまり(d)(e)(f)とはその罪状が全く異なるが、「穢多」と遊女屋、「平人」が関わる判例として参照されたと考えられる。更に留意しておきたいのは、ここでは「穢多」「非人」が一括りに扱われたということである。少なくとも本例においては、「穢多」と「非人」は同じ類例が参照され、同様の仕置を受けたことがみてとれよう⁷¹。

以上の分析からは、「穢多」「非人」は登楼自体が罪となったが、「平人」「無宿」は登楼そのものというよりは、「無宿」「穢多」「非人」等と同道したことで罰を受けたであろうこと、また「穢多」と「非人」で仕置に違いがないことが明らかになった⁷²。第一節第三項で挙げた問題点、すなわち①「穢多」「非人」の仕置の差、②捕縛の経緯については、概ねその見通しがついたといえる。最後に残された問題として、次項では③遊女屋への登楼は「非人」や「穢多」には禁じられていたと言えるのかという点について考察したい。

第二項 登楼の禁をめぐって

これまで確認してきたとおり、判例からみる限りにおいて、「穢多」「非人」は「無宿」や「平人」と異なり、登楼しただけで捕縛されるに至っている。しかし第二節第二項で確認したように、「穢多」「非人」の登楼を禁止することを明記した御触等はみられない。そのため、遊女屋への登楼は「非人」や「穢多」に禁じられていたと言えるのか、あるいは単に町家に立ち入ったために問題にされたのかという疑問が生じるのである。

この問題に一つの手掛かりを提示するものとして、No.7の判例(文化十四年)がある。これは参詣の帰りに「不図」寄合町の遊女屋へ行き、遊女屋にいたところを捕縛された「非人」清八の例である(犯科帳7-109(2)(表二:No.7))。

浦上村船江 非人

(29)一 清 八

丑四月廿三日非人小屋頭宇七江目安方申渡

右之者当三月十五日御崎参詣帰懸ケ不図寄合町江罷越遊女屋ニ罷在候付盜賊方乙名より召捕致吟味候処外に怪敷筋も無之非人之身分不相弁遊女屋江罷越居候迄之儀ニ付其方江引渡遣候間其方手限相応之咎可申付旨申渡候

(朱書)

『書面清八儀御奉行江相伺候処悪事等いたし候儀ニ無之身分を不弁町家江立入候迄之儀ニ付非人頭江引渡相当之咎申付候様可申渡旨御下知ニ付奥沢八左衛門申渡引渡遣』

「非人」清八は「不図」寄合町に訪れたというが、朱書にみえるようにその「立入」が問題とさ

れており、遊女を買ったか、あるいはそのような素振りをみせたのであろう。右では傍線部と
おり、奉行所は「町家」に「非人」が立ち入ったことを罪とみなし、しかし奉行所ではなく非人頭
に仕置を任せるというレベルの判断を下している。ここで最も注目されるのは、少なくとも本判
例においては「遊女屋」が「町家」と同義、あるいは「町家」という大きなカテゴリーに含有され
る場として「遊女屋」が捉えられているという点であろう。

それでは一方で、同じく町家・百姓家への止宿が禁止された「無宿」は、何故遊女屋への立入
り自体が問題視されなかったようにみえるのか。ここで参照したいのは、寛政元年（一七八九）
の寄合町「諸事書上之控」における「抜荷」に関する「仰渡」である⁷³。丸山遊廓においてはし
ばしば抜荷・密売が行われたことは冒頭にも述べたが、寛政元年（一七八九）閏六月には唐紅毛
抜荷取締掛り宮崎興兵衛が「唐紅毛抜荷取締」について仰せ渡す中で、市中において抜荷を取締
ることは勿論、「無宿者并帳外旅人共隠し罷在」ことはあつてはならず、その理由として「帳外旅
人入込不正之荷物、買取候儀有之候故、密売企候者不相止候に付」ということが挙げられている。
すなわち寄合町には「無宿」や「帳外」「旅人」が抜荷・密売を目当てに度々入り込んでいたの
あり、遊女屋ではそういった意味で「無宿」を警戒する必要があつたのである。同年十一月には
同趣旨の触が出されているが、そこには「無宿旅人等入込、密売いたし候儀は、畢竟市中之者之
内、右様之儀に携候もの有之ゆへ」とあり、「市中之者」の中に「無宿」等の登楼を手引きをする
者がいたことが知れる⁷⁴。「無宿」は元々「平人」である上、「市中之者」が同道まですれば、そ
の身元の見分けが困難であつたであろうことは想像に難くない。登楼した「無宿」の中には遊女
屋で盗みを働いた者もまみえる⁷⁵。これらの事情を踏まえれば、遊女屋は「無宿」を立入らせ
るべきではなかったが、立入らせてしまったとしてもいわば被害を受けた側として、その責を咎
められなかったのではないだろうか。もともと「非人」や「穢多」の登楼にも遊女屋が困つたこ
とには違いないであろうが、『犯科帳』にみえる例も先述のとおり「無宿」についてのものが圧倒
的に多く、とりわけ「無宿」をめぐって遊女屋がしばしば迷惑を被つたことがうかがえるのであ
る。以上はあくまで推測にすぎないが、長崎における遊廓の立ち入りをめぐっては「無宿」と「穢
多」「非人」の扱いに相違があるのは確かであり、その背景として「無宿」がしばしば抜荷や密売
のために遊女屋へ入り込もうとしたという、丸山遊廓ならではの事情が垣間見えるのである。

このように「無宿」の登楼が諸犯罪との関係で問題視されたと考えられる一方、「非人」は「町
家」である遊女屋への立入りが問題視され、判決が下された。但し留意しておきたいのは、「非人」
の「町家」への立入り、引いては「平人」との交わりを問題視する論理は、あくまで奉行所側のも
のであり、当然ながら遊女屋側は異なる見解をもつた。先述のとおり寄合町の「諸事書上控帳」
には、『犯科帳』にみえない「非人」の登楼例が嘉永三年（一八五〇）と同四年（一八五一）にみ
えるが、そこには「市中の者」が「非人」と同道することについて「世間之風聞に相成候得は反的遊
女屋及潰に候外無御座候」と、「非人」の登楼が遊女屋の経営に差し支えるという見解が示されて
いる⁷⁶。なぜ「非人」の登楼が遊女屋の経営に関わるのか。これについては、嘉永三年十月に、
大黒屋種次郎方で「非人体」の者が遊女を買ったことに関する願書に詳しい（嘉永三年戌十月七
日 差出…寄合町大黒屋種次郎 惣代筑後屋貞蔵・同大黒屋吉次郎・（奥印）乙名見習芦刈三代太郎
宛…奉行所）⁷⁷。それによると十月朔日、長崎村高野郷要吉が三人の男と同道したが、同じ夜に
登楼していた長崎村馬場郷広五郎はその三人が怪しいと遊女屋に言い、遊女屋は要吉達と広五郎

を引き合わせた。すると要吉はその三人は確かに肥前領の「深堀」（現長崎市深堀町カ）の者であり、「非人体」の者であるなどと心外だと立腹し、帰っていった。しかし翌日になって再び訪れた広五郎が、あの三人が「深堀」の者であるというのは偽りであることに間違いないと言い、驚いた遊女屋は、商売に支障が出るので要吉を取調べてほしいと奉行所に「愁訴」した。なぜ商売に支障がでるのかについては、同願書に次のとおり記されている。

一体私共商売之儀は唐紅毛人為饗応遊女差出候儀御免被仰付置候に付而は、都而唐紅毛人共儀は数千里之灘海を渡来仕候故、兎角吉瑞を專一に相撰候訳に御座候得は、右様穢之もの入込趣承り候得は、自然と疑念を記し、其家之遊女老人も呼入不申様成行可申、左候而は私共儀は不
及申、遊女共においては生涯難義仕候段□に歎ケ敷仕合奉存候処、兼而地族之客入込候儀に付、精々心付罷在候儀に御座候処、近來兩町不景氣に相成、來客も無数候場を見込、右様手段申合地下之者手引を以連參、名前等承り候得は取捨申聞候儀、此俣召置候得は、遊女之親共故障申立身柄引取候様成行候ては、いつれにいたし候ても及潰候外無御座、重畳歎ケ敷次第に奉存候

78

すなわち遊女屋の商売は「唐紅毛人為饗応」にあるが、「唐紅毛人」は「数千里之灘海を渡来」してきたため、とにかく「吉瑞〔吉祥。めでたいしるし〕を專一」に遊女を選ぶ。そのため「右様穢之もの」、つまり「非人」が入り込んだと知っては疑念を持ち、その家の遊女を全く呼び入れなくなるかもしれない、そうなるのは遊女屋は勿論、遊女の「生涯」も難義する。かねて「地族之客」（地元の客）の登楼には気を付けていたが、近頃寄合町・丸山町とも不景氣になり、來客もあまりないことをわかっていて「地下之者」（地元の客）が「非人」を「手引」し連れて来て、名前等を改めても取繕う。このままにしておいては遊女の親達も「故障」（不服）を申し立て遊女の身柄を引き取ることになりかねず、いずれにしても遊女屋は潰れるより他にない、ということである。

ここで「非人」を伴った要吉は、嘉永三年（一八五〇）五月一日に遊女「其山」を誘い出し出奔していたものの単身で立ち帰ったようで、同年十月五日に寄合町大黒屋種次郎から寄合町乙名芦荻高之進へ遊女「其山」の居所を探し連れ戻すことを仰せ付けられるよう願う書付が出されている⁷⁹。そこには要吉について「右体商売女自俣に連れ出し候者」などあり、あるいは以前にも遊女の連れ出しをめぐって問題を起こした客であったのかもしれない。

話を願書の内容に戻すと、ここでは「非人」の登楼が「唐紅毛人」にとつてよろしくないということが強調され、他の客については度外視されている。奉行所に宛てた願書であるが故、丸山遊廓の意義である「唐紅毛人」のための側面を特に強調しているくらいもあるだろう。しかし少なくともこの願書から見ると、遊女屋は「非人」の登楼を「平人」との間わりではなく、「唐紅毛人」との関係において問題視しているのである。こうした遊女屋側の事情は、『犯科帳』における判例にはみえない。しかし「非人」の登楼をめぐる奉行所の判決の裏にこうした丸山遊廓の意義を慮る背景があった可能性があることは、十分に留意する必要があるであろう。

おわりに

以上本章では『犯科帳』を主な史料とし、そこにみえる登楼した「穢多」「非人」及び「無宿」

の捕縛例に注目し、①「穢多」と「非人」の位置に差はあるか、②「穢多」「非人」が遊女屋で具体的にどのような対処をされ、捕縛に至ったのか、③遊女屋への登楼は、「非人」や「穢多」には禁じられていたと言えるのか、という三つの問題点に引きつけて考察を行ってきた。この結果、①登楼して捕縛された際、「穢多」「非人」の位置は同じであること、②公儀が「穢多」「非人」について特別な取締りを遊廓に課した様子はいかぬが、登楼した「穢多」「非人」がすぐに捕縛されたと思しき例が多く、遊女屋は「穢多」「非人」を身形や顔などで判断し、町役人等へ報告する体制をとっていたこと等を明らかにした。また③については、「非人」の登楼について「町家」への立入りとして問題視する判例がみえ、奉行所は「遊所」を「町家」と位置付け判決を下している可能性があることを指摘した。つまり奉行所側は「穢多」や「非人」が「平人」と関わること、引いては身分秩序の維持を重視し判決を下したものと考えられるが、一方で遊女屋は「非人」を「穢多のもの」とみなし、彼らが遊女と関わることで「唐紅毛人」の客がつかなくなることを懸念していた。すなわち「非人」の登楼を問題視するにあたって奉行所と遊女屋の論理は異なるのであるが、奉行所の判決には「唐紅毛人」に対する懸念もその背景としてあったものと考えられる。

一方で「無宿」は「穢多」や「非人」と同じく町家への立入りが禁止されていたものの、立入らせた遊女屋は処罰を受けないなど、「穢多」や「非人」とは異なる扱いを受けたことがわかった。この背景としては、丸山遊廓に多くの「無宿」が抜荷・密売や盗みを目的として入り込んでいたことがあり、遊女屋は立入らせてしまったとしてもその咎めを受けなかったものと推察される。以上のとおり「無宿」「穢多」「非人」は同じく遊廓への登楼が問題視されたが、「無宿」と「穢多」「非人」は異なる論理のもとに問題視され、またその背景には唯一の貿易地における遊廓ならではの事情があった。但し江戸においても「穢多」の登楼が発覚した場合は畳・建具を新調したというから⁸⁰、殊に遊女屋や揚屋・茶屋が「非人」や「穢多」に対してもった懸念という点においては、同様の事情があったと考えられよう。

註

¹ 廣末保『境界の悪所』（平凡社、一九七三、二二頁）、沖浦和光『悪所』の民俗誌』（文芸春秋、二〇〇六、一二九―一三三頁・一五七―一五八頁）、姫野順一「卑賤観と身分鎖国時代」『ながさき部落解放研究』一五、一九八七）等。

² 先述のとおり遊女屋を営む者は卑賤視されていたが、その遊女屋に属する遊女が身分秩序の中でどういった位置付けにあったかが問題とされている。関口博巨「十八世紀列島社会の差別観念と遊女」『歴史の中の遊女・被差別民・謎と真相（別冊歴史読本四五）』三一・一九、新人物往来社、二〇〇六）
「のち「荻生徂徠にみる十八世紀の差別観念と遊女」として『歴史読本』編集部『歴史の中の遊女・被差別民』新人物往来社、二〇一一所収」／服部英雄「現代と中世を交差する遊び女像」『歴史の中の遊女・被差別民・謎と真相（別冊歴史読本四五）』三一・一九、新人物往来社、二〇〇六）「同著『河原ノ者・非人・秀吉』山川出版、二〇一二所収」等。

³ 沖浦和光『「悪所」の民俗誌』（文芸春秋、二〇〇六）、六一頁等。

⁴ 三田村鳶魚『吉原に就ての話』（青蛙房、一九五六）、八六頁。同書『吉原に就ての話』（青蛙房）は中央公論社による鳶魚江戸文庫及び三田村鳶魚全集に再録されているが、そちらでは「賤民」の文字が削られている。他、瀧川政次郎『吉原の四季』（青蛙房、一九七一、三七頁）および斎藤洋一・大石慎三郎『身分差別社会の真実』（講談社、一九九五、八八頁）等。

⁵ 中尾健次『江戸時代の差別観念』（三一書房、一九九七）。

⁶ 森永種夫『流人と非人』（岩波新書、一九六三）。他に森永の研究を踏まえ森永の扱っていない判例（表二：No.5・6）を紹介した服部英雄（現代と中世を交差する遊び女像）『歴史の中の遊女・被差別民・謎と真相』別冊歴史読本四五（三一・一九）新人物往来社、二〇〇六）『同著『河原ノ者・非人・秀吉』山川出版、二〇一二所収』の研究もあるが、服部は森永の説明する「穢多」「非人」の「身分詐称の罪」（後述）を踏まえた議論をしておらず、本稿では取り上げなかった。また長崎市編『長崎市史風俗編 下』（一九二五）や、姫野順一「皮屋町乙名龍藏の身分制度との闘い」『ながさき部落解放研究』十一号、一九八五）など、『犯科帳』にみえる「穢多」の判例を紹介・考察する論考はみえる。但しいずれも「穢多」「非人」の判例を全て扱っている訳ではなく、その登楼を包括的に明らかにしている。い。

⁷ 江戸吉原については、「非人」が「遊女買上」をして問題になったことが寛政八年の『南撰要類集 第二十八ノ三』にみえ、「穢多」については武陽隠士『世事見聞録』（文化十三年）、原盛和『隣の疝気』（宝暦十三年）等に遊女屋が客として遇したこと等がみえるが、登楼した際にどのように処罰されるのか等、具体的な点については記述されていない。

⁸ 近年遊廓研究をめぐっては、その経営ネットワークに注目した塚田孝・吉田伸之・佐賀朝等を中心とする「遊廓社会論」や、それに呼応する議論がとりわけ大きな成果をみせている（佐賀朝・吉田伸之編『シリーズ遊廓社会1 三都と地方都市』吉川弘文館、二〇一三・同編『シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ』吉川弘文館、二〇一四）。しかし「遊廓社会論」をめぐっては、そこに訪れる客は主眼とされておらず、客の貴賤をめぐる従来の言説に関しても、具体的な議論はなされていないままである。

⁹ 宮本由紀子「丸山遊女の生活」『駒澤史学』三一、一九八四・同著「丸山遊女犯科帳」（西山松之助先生古稀記念会編『江戸の芸能と文化』吉川弘文館、一九八五）に詳しい。

¹⁰ 宮本由紀子「丸山遊女犯科帳」（西山松之助先生古稀記念会編『江戸の芸能と文化』吉川弘文館、一九八五）。

¹¹ 宮本由紀子「丸山遊女犯科帳」（西山松之助先生古稀記念会編『江戸の芸能と文化』吉川弘文館、一九八五）、一三六・一四〇頁。

¹² 寛政六年「諸事書上控帳」十月の「申渡」には「他国之者」の中に「盗人多有之」ことが記されている（『寄合町諸事書上控帳（続）』（原田伴彦他編『日本都市生活史料集成 第七巻 港町篇二』学習研究社、一九八二「初版一九七七」、一三二頁））。

¹³ 『犯科帳』に関する先行研究は多数あるが、安高啓明『近世長崎司法制度の研究』（思文閣出版、二〇一〇）がその序論で詳細にまとめており、参照されたい。

¹⁴ 森永種夫編『口書集』長崎奉行所記録 上巻』（犯科帳刊行会、一九六三）・同編『口書集』長崎奉

行所記録 下巻』(犯科帳刊行会、一九六四)・同編『長崎代官記録集 下巻』(犯科帳刊行会、一九六八)・同編『犯科帳 第一巻』(犯科帳刊行会、一九五八)・同編『犯科帳 第二巻』(犯科帳刊行会、一九五九)・同編『犯科帳 第三巻』(犯科帳刊行会、一九五八)・同編『犯科帳 第四巻』(犯科帳刊行会、一九五九)・同編『犯科帳 第五巻』(犯科帳刊行会、一九五九)・同編『犯科帳 第六巻』(犯科帳刊行会、一九五九)・同編『犯科帳 第七巻』(犯科帳刊行会、一九六〇)・同編『犯科帳 第八巻』(犯科帳刊行会、一九六〇)・同編『犯科帳 第九巻』(犯科帳刊行会、一九六〇)・同編『犯科帳 第十巻』(犯科帳刊行会、一九六〇)・同編『犯科帳 第十一巻』(犯科帳刊行会、一九六一)。

¹⁵ 但し死刑や遠島といった重い罪については幕府が扱い、追放刑以下に関わるものだけが「非人」または「穢多」仕置だった(石井良助「江戸幕府の権力のこと」『江戸の町奉行その他』井上書房、一九五九)。「同著『江戸の町奉行』明石書房、一九八九所収、二〇〇頁」。

¹⁶ 森永種夫『流人と非人』(岩波新書、一九六三)、一三二―一四頁。

¹⁷ 『犯科帳』6・224(7)(表二:No 3)。但し刑が軽い場合は非人頭に仕置を任せる場合もあったことが表二No 7の事例からわかる。

¹⁸ 丸山遊廓についての主な先行研究としては、長崎市編『長崎市史 風俗編 下』(一九二五)、本山桂川『長崎花街篇』(春陽堂、一九二八)、古賀十二郎『丸山遊女と唐紅毛人』(上・下、長崎文献社、一九六八・六九)、宮本由紀子「丸山遊女の生活」『駒澤史学』三二、一九八四)・同著「丸山遊女犯科帳」(西山松之助先生古稀記念会編『江戸の芸能と文化』吉川弘文館、一九八五)、横田冬彦「混血児追放令と異人遊郭の成立」(ひろたまさき・横田冬彦編『異文化交流史の再検討』平凡社、二〇一一)・同著「長崎丸山遊郭の「遊女宿泊人帳」覚書」『女性歴史文化研究所紀要』二〇、二〇一一)、松井洋子「長崎と丸山遊女」(佐賀朝・吉田伸之編『シリーズ遊廓社会 1 三都と地方都市』吉川弘文館、二〇一三)等が挙げられる。

¹⁹ 長崎において「昔から」の「かわた」の居所であった大音寺・皓台寺付近は丸山遊廓に近接しているが、その後「穢多」「非人」の在所は慶安元年に浦上村西坂付近に、享保三年には浦上村馬込に強制移転された(姫野準一「天領長崎における非人制度の確立と展開」〔長崎県部落史研究所編『論集 長崎の部落史』一九九二)、磯本恒信『長崎の風土と被差別部落史祖考』長崎県部落史研究所、一九八四)。丸山遊廓の開業は寛永十九年であり、はじめの六年間は近接していたことになるが、それ以後は公儀が被差別民の在所と遊廓を近接させようとした様子はみられない。これは宮本が指摘するとおり、丸山遊廓が外国人を対象とする場として意味をもつたためと考えられる(宮本由紀子「丸山遊女犯科帳」〔西山松之助先生古稀記念会編『江戸の芸能と文化』吉川弘文館、一九八五)。但し遊女屋が卑賤な存在としてみられていなかった訳ではないようで、『オランダ商館日記』第三輯(二六五三年九月三日)〔承応二年七月・八月〕の条)には「牛馬その他の皮製造人」よりも、若い娘を買い取って哀れな生活をさせる「遊女屋」の方が「身分が低く卑しめられ」ている、とある。こうした考えが江戸時代を通じて存在したかは定かでないが、市中にあるからといって遊女屋の地位が高かった訳ではないことに留意しておきたい。

²⁰ 森永種夫『流人と非人』(岩波新書、一九六三)、一三頁。

²¹ 姫野準一「天領長崎における非人制度の確立と展開」(長崎県部落史研究所編『論集 長崎の部落史』

一九九二)、七八頁。

²² 『犯科帳』 8・111⑤では、遣手が客と喧嘩し、打擲を受けた事件で、市中廻りの非人溜番甚蔵が適切な処理をとらなかったことが不埒とされ、押込二十日とされている。

²³ 森永種夫『流人と非人』(岩波新書、一九六三)、一五頁。

²⁴ 森永は『流人と非人』(一九六三)において「穢多」という言葉を用いておらず、直接的な言及は避けている。

²⁵ 森永種夫『流人と非人』(岩波新書、一九六三)、一三八・一四五頁(表二:No. 2・10)。

²⁶ 石井良助『近世賤民に関する若干の考察』『法政理論』一・二、一九六八)「同著『江戸の賤民』明石書店、一九八八所収」。

²⁷ 森永種夫『流人と非人』(岩波新書、一九六三)、一四五頁。

²⁸ 斎藤洋一・大石慎三郎『身分差別社会の真実』(講談社、一九九五)、三八頁。

²⁹ 斎藤洋一・大石慎三郎『身分差別社会の真実』(講談社、一九九五)、八六・八九頁/牧英正『身分差別の制度化』(阿吽社、二〇一四)、一四・一三六頁/石井良助『近世賤民に関する若干の考察』『法政理論』一・二、一九六八)「同著『江戸の賤民』明石書店、一九八八所収、七〇・七一頁」。

³⁰ 石井良助編『徳川禁令考 前集 第五』(創文社、一九九〇)「初版一九五九」、四七四・四七五頁(三三四)。「穢多」「非人」が「平人」体にする(こと)の禁。

³¹ 原田伴彦編『編年差別史資料集成 第十集』(三一書房、一九八八)、二四頁。またこの幕令後の安永八年以降、幕府の直轄地の機関のみならず、大名たちから「穢多」「非人」の取扱いに関する問合せが始め、幕府の指導のもとに諸大名の身分政策が歩度をそろえ、均質化していったことを牧英正が明らかにしている(牧英正「安永期以降における幕府の身分政策について」『同和問題研究 大阪市立大学同和問題研究室紀要』四、一九八〇)「同著『身分差別の制度化』阿吽社、二〇一四所収」。

³² 姫野順一「天領長崎における被差別部落の形成と経済生活についての覚書」(長崎県部落史研究所編『論集 長崎の部落史』一九九二、十三頁)および姫野準一「天領長崎における非人制度の確立と展開」(長崎県部落史研究所編『論集 長崎の部落史』一九九二、六十四頁)。また刑罰「非人手下」で非人の身分に落とされた者については、元文元年(一七三六)に、「市中致徘徊不宜ものは市中江不出様ニ申付」ける旨が定められている(姫野準一「天領長崎における非人制度の確立と展開」〔長崎県部落史研究所編『論集 長崎の部落史』一九九二、六一頁)。

³³ 『徳川禁令考 前集 第五』、四六一頁(三四〇九)。

³⁴ 正徳三年に長崎市中で打ち壊し事件が起きたこととも関連してか、享保期の「無宿」の捕縛例が多い(橋本賢一「元禄・享保期の長崎無宿と宿なしの実体と片付けについて」『ゆけむり史学』創刊号、二〇〇七)。

³⁵ 姫野によると、享保六年以前は長崎生まれの無宿が立ち返っても追放の裁可がされていたが、享保六年以後は非人預けが前例となった(姫野準一「天領長崎における非人制度の確立と展開」〔長崎県部落史研究所編『論集 長崎の部落史』一九九二、六六頁)。

³⁶ 安高啓明『近世長崎司法制度の研究』(思文閣出版、二〇一〇)、三二七頁。

³⁷ 長崎市編『長崎市史 風俗編 下』(一九二五)、一一・一三頁。またこの条々は同年同月に起きた客

が遊女高尾を斬り殺し、自害した事件を受けたことよって発布されたことが指摘されている。

³⁸ 「寄合町諸事書上控帳(続)」(『日本都市生活史料集成 第七卷 港町篇二』、二一九頁)。

³⁹ 文化十三年十一月(長崎市編『長崎市史 風俗編 下』一九二五、三三三三四頁)。

近來丸山町寄合町遊女屋に何方之もの共不知尋もの有之杯と申罷越座敷等ニ踏込及狼藉右騷之内には間々紛失等有之由、或者通路におゐて遊女屋共使之ものと見請候得者品々難渋申掛及口論候後酒代等貪取候族有之趣相聞不届之至ニ候、以来右体之もの於有之は何方にも届ニ不及其場におゐて搦捕御役所ニ可差出候、若右之通取計候は、悪党共方可請遺恨など心得違等閑にいたし置候段相聞におゐてはたとへ後日ニ相知といふども其咎のかるへからず、万一悪党共遺恨に存及狼藉候儀等有之候は、是又於其筋搦捕或は其たくみ申合等いたす趣相聞におゐては其旨可申立候、尤盜賊方旅人方市中取締方隱密方掛り江も右体之儀及見聞候は、早速召捕候様急度申渡置候間其旨可相心得候、且又遊女屋共儀も安永五申年申渡置候通相心得身疑敷ものは勿論名住所相知れ候旅人或者市中郷中之ものたりといふ共身分不相応之金銀遺捨疑敷見請候は、早速可申出候、若又身疑敷如何と心付候而も金銀多遺捨候は、遊女屋揚屋等之為にも相成候事故自分利欲に迷い怪敷者とも見のかし候之様成儀有之におゐては是急度咎可申付候

なお文中に「安永五申年申渡置候通」とあるが、この申渡しについては未詳である。

⁴⁰ 文政十年閏六月(長崎市編『長崎市史 風俗編 下』一九二五、三五頁/文化十三年十一月の達しに追加された分のみ)

右之通文化十三年相触置候処、又々近來相弛み、猥ニ尋ものと号し、理不尽に遊女屋に踏込、亦是牽頭(太鼓持)と唱、遊女買揚もいたさず、多人数罷越、無謂及狂乱、相咎候得者口論申掛、右騷之紛盜物等致候ものも有之由相聞、重々不埒之事に候、依之猶又此度蔽申渡候間以来無據儀ニ而親類又は身寄之者をは相尋候儀茂有之候は、両町役場江掛合尋呉候様相頼可申候、向後尋者と号し理不尽に踏込もの有之候は、無用捨搦取、若遺恨を以徒党之者茂有之は早速最寄之役場江召捕之儀申出候様可致候

右之通市中郷中不洩様可相触候、尤盜賊方、旅入方、市中取締方掛りニ茂可申渡候

⁴¹ 「高木作右衛門役儀一件」の付紙 慶応四年三月 差出…公事方掛新組

(長崎代官記録集 下、366⁽³⁾)

別紙旅人取締之儀は都而新組見込之通御採用相成可然哉奉存候

〔慶応四年〕辰三月

公 事 方 懸 印

旅人取締向之儀ニ付心附候廉々奉申上候書付

〔略〕

一 兩遊女町(寄合町・丸山町)之儀は旅人は勿論無頼之悪党入込候場所ニ而別而嚴重取締付置候半ては如何之不都合可生哉も難計候ニ付同町肝煎行事之内兩人程人撰いたし私共手ニ付遊女屋其外来客之分日々取調心付候儀は其時々届出候様いたし置候は、一廉御取締ニも可相成右両町之儀は格別嚴重規則相立置候様いたし度候ニ付猶篤と取調可申上候

⁴² 地役人。慶応三年七月の組織改編以前は組頭・日行使。

⁴³ 「寄合町諸事書上控帳(続)」(『日本都市生活史料集成 第七卷 港町篇二』、一八三頁)。

⁴⁴ 仰せ付けの内容は左の通りである。

一 御年番、久松土岐太郎殿より用事有之、各并組頭日行使迄相揃早々罷出候様申候処、当町病気に付丸山町より百次郎殿、組頭衆喜代八、当町組頭嘉右衛門・茂八・左内罷出候趣、土岐太郎殿御面談有之、御役所御家中岩原御家中遊女屋へ罷越候儀、兼而両町へ稠敷申付候節は、手前之不取締を差置難題申付候に□寄候故、以来片時も不留置様之取締方、両町役人相始相請致候様、御前より被仰付候段、且又、旅客地客之内、面体不相知候逆、宿所帳面元相糺候様に成行候而は、商売方手狭に相成可申、両御家中迄相制決而不留置様勘弁致、品々可申出旨、被仰渡引取

またこれに続いて「御役所御家中様并岩原御家中様方」の取締について加筆があるが、そこでは「御役所御家中様并岩原御家中様方」が「他国之客」と偽る可能性が記されており、「旅客」と「地客」の取締は不審人物というよりも御家中を登楼させないという意味で申渡されたことが理解される(以上、「寄合町諸事書上控帳(続)」(『日本都市生活史料集成 第七卷 港町篇二』、一八六・一八八頁))。

⁴⁵ 「丸山町寄合町旅人体之者之内、難心得もの入込候は、其姓名出所を承、糺万一御役所并御勘定方御普請役方御普請役家来之趣に候は、其家主より早速乙名ともへ、相届可申出候」(「寄合町諸事書上控帳(続)」(『日本都市生活史料集成 第七卷 港町篇二』、二二二頁))。

⁴⁶ 成立年代について、長崎県の郷土資料史料編纂委員会編『長崎県の郷土史料』(長崎県立長崎図書館、一九八八、一八九頁)には慶応四年(一八六八)とあるが、横田冬彦は慶応元年(一八六五)一八五七)の間と推測している(横田冬彦「長崎丸山遊郭の「遊女宿泊人帳」覚書」『女性歴史文化研究所紀要』二〇、二〇二二、六八頁)。同史料は長崎歴史文化博物館所蔵。正確には「遊客名簿」そのものではなく、イカルス号水兵殺害事件の捜査のために奉行所が作成されたものと考えられるが、本史料を紹介・考察した横田冬彦は「その前提に各遊女屋の遊客名簿が想定され」との見解を述べている(横田冬彦「長崎丸山遊郭の「遊女宿泊人帳」覚書」『女性歴史文化研究所紀要』二〇、二〇二二、六五頁)。

⁴⁷ 公儀による法の他、「穢多」「非人」側の仲間掟として登楼が禁止されていた可能性もある。しかし長崎の「穢多」の「仲ケ間掟」は存在が『犯科帳』1・25(別)で確認できるのみで、その内容は明らかでない。

⁴⁸ 安高啓明『近世長崎司法制度の研究』(思文閣出版、二〇一〇、一六四・一六五頁)。

⁴⁹ 「寄合町諸事書上控帳」(原田伴彦他編『日本都市生活史料集成 第六卷 港町篇一』学習研究社、一九八二「初版一九七五」、四四一・四四二・四四九・四五〇頁)。

⁵⁰ 「抱非人」(「非人小屋頭」の支配に服し、「非人人別」に登録されていた「非人」から欠落し、「野非人」(「非人頭」の支配に入らず、諸方を流浪した無宿の「非人」)になった状態のことを指すと考えられる。なお「野非人」と「無宿」は共に物乞いをしたが、「物貰又は乞食等ニ相成候ても、元非人之素性にて無之ものハ、野非人と不唱、無宿之取計ニ可致事」とされ、その素性によって区別された(石井良助「近世賤民に関する若干の考察」『法政理論』一・二二、一九六八)「同著『江戸の賤民』明石書店、一九八八所収、九二頁)。

⁵¹ No 1の科人は、『犯科帳』の記述では「無宿 吉郎兵衛」であるが、罪状から「非人原」を欠落した者であることがわかる。欠落等をした「非人」を人別帳から外すことは、「平人」に紛れることとなるため受理されなかったが、「前々」は行なっていたと文化八年七月の問合せにみえる（石井良助・服藤弘司編『問答集 1 三奉行問答』創文社、一九九七〔巻の廿七、七〇二頁〕／牧英正『身分差別の制度化』阿吽社、二〇一四、一四〇―一四一頁）。したがってこの吉郎兵衛は、非人の人別帳から外れていない「非人 無宿」であった可能性もある一方、非人の人別帳から外れ単なる「無宿」あるいは「野非人」になっていた可能性もある。ここでは「元非人」ということを重視し、「非人」の例として「無宿（非人欠落）」と記した。

⁵² 遊女屋の二階で店働の女へに揚代を渡したことが問題になっている判例：No 5・6・10、明記されていないが「止宿」ではなく遊女屋への「立入」が問題となっている判例：No 3・7、また詳細不明だが遊女屋が「無構」となっているNo 4も、すぐに捕縛に至ったと推測される。

⁵³ 安高啓明『近世長崎司法制度の研究』（思文閣出版、二〇一〇）、四四三―四四四頁。

⁵⁴ 元茂木村無宿半蔵・犯科帳 5・193 (3)（事件発覚：寛政八年）。

⁵⁵ 元出来大工町欠落立帰庄五郎・犯科帳 6・104 (7)（事件発覚：文化元年）。これは盗人がしばしば遊女屋や遊女に質入れを頼むため。しかし元伊勢町欠落立帰磯之助・犯科帳 6・128 (55)（事件発覚：文化二年）など、遊女や禿が客から物を預り、質入れした結果、後々盗品だとわかって処罰される例は数多い。

⁵⁶ 無宿伊助・犯科帳 8・195 (36)（事件発覚：天保七年）。

⁵⁷ 大坂雑魚場無宿佐吉郎・犯科帳 10・380 (14)・11・146 (87)（事件発覚：文久元年）。

⁵⁸ 今魚町無宿安五郎・犯科帳 8・202 (51)・口書集上・151 (21)（前科：犯科帳 8・181 (12)）（事件発覚年：天保七年）。

⁵⁹ 袋町八次郎・犯科帳 6・380 (28)（事件発覚：文化九年）。

⁶⁰ 元禄年間、穢多頭弾左衛門と非人頭善七の間の争論が決着し、「非人」に対する「穢多」の支配が強化された後、幕府は享保八年に「非人」と「平人」と混じらないように「非人」の鬘を切らせてざんざりにする等の処置を取った『嬉遊笑覧』／齋藤洋一・大石慎三郎『身分差別社会の真実』講談社、一九九五、九二頁）。

⁶¹ この推測を補う例として、登楼が許されなかった「黒坊」をそれと気付かず客として挙げた遺手が、その後に気付いて追い返したものの、主人にはそれを隠していたという例が二件ある（宮本由紀子「丸山遊女犯科帳」〔西山松之助先生古稀記念会編『江戸の芸能と文化』吉川弘文館、一九八五、二四一―二四二頁）。

⁶² 身分・職業の記述がないが、町人または百姓と考えられるため、「平人」と記述した。

⁶³ 急度叱が最も軽く、次いで市中郷中払、軽追放（居住地及び犯罪地等から追放）、手鎖。

⁶⁴ 本判例では「遊女屋」との記載がないが、『犯科帳』6・10 (29)等の判例により、「丸山町富屋」が「遊女」を抱える遊女屋であることがわかる。

⁶⁵ 遊廓によつては領民の登楼が禁止される場合もあるが、第二章第二節でみたとおり「寄合町諸事書上控」において「地客」の登楼自体は問題とされていない。

八幡町

(37) 一 勝次郎

寅十一月七日町預

同十二月四日急度叱

右之者佐嘉領唐子江商ひ物持越候節無宿利兵衛ニ出会当座之咄いたし候迄ニ而同人盗いたし候儀不存申合候筋無之旨申之疑敷儀も不相聞候得共都而他国出致し候節は往来切手を取可罷出旨兼而定も有之処日帰リ之積ニ候迎町役人江も不相断無切手にて他領江罷越数日逗留いたし殊盗賊と同道致し候段不慎之至ニ付急度叱置已来可慎旨申渡候

『所持之薬種は和物ニ付渡遣』

67 文化四-五年 『犯科帳』 6 - 204 (20)

元嶋原

一 乙松

卯十一月廿九日入牢

辰正月廿三日軽追放

右之者先達而盗いたし入墨重敲之上市中郷中払相成候身分不慎御構之地江立入其上皮屋町穢多太右衛門方ニ手加勢いたし罷在候内無宿七五郎より拾ひ物之由ニ而身分不相応之品売口被頼候は、怪敷儀と可心付処無其儀盗之品売口承合候段旁不届ニ付軽追放申付候

『文化二丑五月元銅座跡太藏例を以如斯』

68 『犯科帳』 1 - 339 (33) ^ 1 - 389 (21) ^ 2 - 273 (14) ^ 3 - 228 (33) ^ 3 - 248 (14) ^ 3 - 365 (1) ^ 4 - 174 (51) ^ 4 - 336 (19) ^ 5 - 154 (32) ^ 5 - 193 (3) ^ 5 - 295 (98) ^ 5 - 379 (81) ^ 7 - 85 (48) ^ 7 - 363 (8) ^ 8 - 195 (36) ^ 8 - 201 (49) ^ 8 - 202 (51) ^ 8 - 217 (6) ^ 8 - 250 (63) ^ 8 - 310 (66) ^ 8 - 364 (62) ^ 9 - 95 (117) ^ 9 - 188 (79) ^ 9 - 206 (20) ^ 9 - 219 (51) ^ 9 - 223 (60) ^ 9 - 240 (8) ^ 9 - 263 (30) ^ 9 - 343 (35) ^ 10 - 103 (113) 『口書集』ト - 412 (4) 『犯科帳』 10 : 291 (16) ^ 10 - 309 (43) ^ 10 - 354 (47) ^ 10 - 380 (114) ^ 10 - 387 (123) ^ 11 - 18 (48) ^ 11 - 33 (88) ^ 11 - 93 (108) ^ 11 - 103 (125) ^ 11 - 131 (53) ^ 11 - 146 (87) ^ 11 - 181 (33) ^ 11 - 314 (66)。以上年代順。『口書集』下 - 412 (4) のみ『犯科帳』にみえない。また右に挙げた判例で『口書集』等に調書がみえるものもあるが、ハコでは省いた。

69 なお江戸新吉原でも登楼した「無宿」に関わる判例はみえ(平松義郎監修『近世法制史料集』等)、そちらでも登楼自体は問われていないが、他の犯罪も絡むため判然としない。他の遊廓における「無宿」の扱いについては今後の課題である。

70 文化元年二月 『犯科帳』 6 - 91 (48) (表二: No. 2)

(48)の主犯である皮屋町穢多乙名童藏、及び他の科人は省略)

皮屋町 穢多

一 恒右衛門

子二月十一日手鎖牢守預

同四月廿五日 百日手鎖

右之者甥童藏相馴染候丸山町榎屋太三郎抱遊女吉川を身請いたし女房ニ可為致旨元三郎久吉申聞候共穢多之身分ニ付堅可相断処無其儀愛情之余リとは乍申却而右之者共相頼多分之身請銀等元三

郎久吉江相渡シ身請為致竜藏女房ニいたし候積リ一旦小屋ニ囲ヒ置其上元三郎久吉申ニまかせ素人江銀子貸出候始末不届ニ付手錠申付候

(朱書) 『例無之甥竜藏儀輕追放ニ相成候程之不届有之候を差留も不致却而致世話候段所払ニも相当処一体自分勝手ニいたし候儀ニも無之全愛情之余深く心得違いたし候ものニ而御仕置は相当致間敷依之再応評議之上重キ御咎之方江附如此』

⁷¹ 本判例は表二からもうかがえるとおり、登楼しただけで捕縛される穢多・非人の先例となっているが(手鎖五十日)、平人及び無宿と関わったことは大きな問題にされていないのか、後に平人と交わらずに登楼した穢多・非人(表二:No.5・6)も本判例と同様の仕置とされている。

⁷² 表二:No.5でも穢多と非人の仕置に差はない。

⁷³ 「寄合町諸事書上控帳(続)」(『日本都市生活史料集成 第七卷 港町篇二』、二〇四頁)。

⁷⁴ 「寄合町諸事書上控帳(続)」(『日本都市生活史料集成 第七卷 港町篇二』、二二二頁)。

⁷⁵ 『犯科帳』3-248(14) 4-336(19) 5-379(81) 7-363(8) 8-310(66) 他。

⁷⁶ 「寄合町諸事書上控帳」(『日本都市生活史料集成 第六卷 港町篇一』、四四九頁)。

⁷⁷ 「寄合町諸事書上控帳」(『日本都市生活史料集成 第六卷 港町篇一』、四四一-四四二頁)。

⁷⁸ 「寄合町諸事書上控帳」(『日本都市生活史料集成 第六卷 港町篇一』、四四一-四四二頁)。

⁷⁹ 「要吉」の住居は「非人」との同道についての願書では「長崎村高野平野郷」だが、こちらでは「桶屋町」となっている。「寄合町諸事書上控帳」(『日本都市生活史料集成 第六卷 港町篇一』、四四一頁)。

⁸⁰ 加藤貴校注『徳川制度(上)』(岩波書店、二〇一四)(朝野新聞(明治二五-二六年)の記事の載録)「穢多の一大族制」。

補註

文化五年十一月 『犯科帳』6・224(7)(表二:No.3)

(※アルファベットは引用者による)

(a) 大村町

(7) 一 長之助

辰十一月五日所預

同月七日急度叱リ

右之者去ル四日夜元恵美酒町無宿和三太元長州無宿金藏申合遊所見物いたし相廻リ酒狂之上とは申穢多政吉儀七非人藤七一同丸山町富屋たみ方江罷越候段不埒ニ付急度叱リ置候

(朱書) 『寛政六寅年十二月四日八幡町勝次郎例ニ見合如斯』

(b) 元恵比酒町 無宿 由太郎事

一 和三太

辰十一月五日入牢

同月七日輕追放

右之者去卯年盗いたすニ付入墨重敲市中郷中払申付候身分不慎去ル四日夜大村町長之助無宿金藏申合遊所見物いたし相廻リ酒狂之上とは申穢多非人一同丸山町富屋たみ方江罷越御構之地江立入候段不届ニ付輕追放申付以来御構之国々江立入間敷旨申渡候

(朱書) 『文化五辰正月廿三日元嶋原無宿乙松例ニ見合如此』

(c) 元長州 無宿

一 金藏

辰十一月五日入牢

同月七日市中郷中払

右之者去ル四日夜大村町長之助無宿和三太申合遊所見物いたし相廻リ酒狂之上とは乍申穢多非人一同丸山町富屋たみ方ニ罷越無宿之身分ニ而不埒ニ付市中郷中払申付候

(朱書)

『無宿ニ而当地江立入無宿者并穢多非人一同遊所江参り候而已ニ而外ニ悪事も無之右様之類例相見不申候得共無宿もの御仕置之節は何れニも市中郷中払ハ当前之儀ニ付右等之当りを以如此』

皮屋町 穢多

(d) 一 政吉

辰十一月五日牢守預

(e) 儀七

同月七日三人共五十日手鎖

浦上村船江 非人

(f) 藤七

右之者共儀穢多非人之身分ニ而大村町長之助無宿和三太金藏申合丸山町富屋たみ方ニ罷越候段不埒ニ付手鎖申付候

(朱書)

『穢多仕置之儀江戸は勿論京大坂ニ而も其頭々江引渡御役所ニ而御仕置被仰付候儀は無之併当地之儀は穢多頭と申候ても手限ニ御仕置出来候程之者無之故御役所ニ而御仕置被仰付候儀と相見江先例有之儀ニ付此度も御役所ニ而被仰付候事』

文化元子年四月廿五日皮屋町穢多恒右衛門例ニ見競如此』

(g) 丸山町 富屋

一 たみ

辰十一月七日無構

右之者宅江去ル四日夜無宿もの穢多非人共罷越候始未遂吟味処不念之筋も不相聞ニ付構無之候

第九章 結

本稿冒頭から繰り返し述べてきたように、近世遊廓、とりわけ江戸吉原をめぐるのは、客の貴賤が問われない場であったとの説明が先行研究においてしばしばなされてきた。そしてそうした説明は、現在に至ってもなおなされ続けている。確かに「第六章 吉原における客の貴賤」でみたとおり、江戸時代当時においても、吉原が客の貴賤を問わない場である（またはあるべき）といった記述は多くみえる。しかし客になることを忌避・拒否された一部の人がいたことは、「第七章 客として嫌がられた役者」や「第八章 長崎丸山遊廓で捕縛された「穢多」「非人」「無宿」」において具体的に明らかにしてきたとおりである。すなわち当時における遊廓の礼賛からは忌避・拒否された人々の存在が無視されているのであり、むしろ遊廓をめぐる礼賛から読み取れるのは、当時の社会秩序において一部の人々の排除が言うまでもないこととしてみなされたという点である。遊廓を「公平に通用する世界」等とみなす先行研究の説明は、そうした点を顧みず、当時の礼賛を無批判に受け入れたものと言わざるを得ない。本稿ではそうした遊廓を礼賛する言説を検討するにあたり、主な史料に遊女評判記を据えつつ、他にも法制史料等に拠りながら、客として忌避・拒否された人々、客が遊女に求めたこと、客を禁じる法規等について論じてきた。本章ではこれまでの議論を踏まえ、以下三つの論点を挙げたい。

差別・排除される客——法規・身分秩序・卑賤視・関係性

とりわけ第六章から第八章で詳しくみてきたとおり、江戸時代前期から中期頃の遊廓においては、客として嫌がられ、登楼を忌避または拒否された人々が存在した。それは例えば歌舞伎・浄瑠璃役者、座頭、「穢多」「非人」（「乞食」）、あるいは太鼓持や「おやぢ」（老人客）などである。その忌避・拒否にはそれぞれの度合いや背景があり一概に括することはできないが、一部の客の排除は、「第八章 長崎丸山遊廓で捕縛された「穢多」「非人」「無宿」」でみたとおり、公儀の法規と密接に関わっている。しかし公儀の方針と、遊廓で忌避・拒否される客は必ずしも一致しない。例えば女犯が禁じられ、吉原で遊んだ後に捕縛された例もみえる僧は、遊女にもてなかつたとの記述はみえるものの、その登楼自体が拒否された様子はみられないのである。僧は多く医師のふりをして通ったというが、吉原や丸山遊廓の客帳をめぐるのは、身分を厳密に改めては渡世に差し支えるとの店側の主張がみえ、僧の変装は見逃されたのかもしれない。一方で役者は公儀による明確な禁や捕縛例はみえないにも関わらず、一部の店や遊女からその登楼を拒否・忌避されていた。遊女評判記の作者らも役者を「河原役者」と呼び、役者との盃について「けかさぬ」（汚さぬ）と表現するなど、役者が客になることを痛烈に批判した。すなわち遊廓で客として受け入れられるか否かは、必ずしも公儀の法規とは関係しない。加えて公儀と遊女屋側が同じように一部の客の登楼を問題視しているようにみえても、公儀の論理と遊女や揚屋等の論理は必ずしも同一でない。丸山遊廓を事例として第八章でみたとおり、『犯科帳』において「非人」は「町家」に立ち入ったこと、引いては「平人」と交わるといふ身分秩序の越境を理由に登楼が罰せられていたが、遊女屋は他の客、とりわけ主要な客である「唐紅毛人」が嫌がることを理由に「非人」の登楼を問題視していた。丸山遊廓の第一義である「唐紅毛人」を理由に出すことは公に向けた体の良い説明にもみえるが、いずれにせよ遊女屋と公儀は同じく「非人」「穢多」を客として拒否しなが

らも、その拒否の内実は異なつたと言える。吉原遊廓においても「穢多」の登楼が発覚した場合に挙げた店の調度品を取り替えたともいうから、同様の事情があつたようにも思われる。すなわち客の忌避・拒否を考えるにあつては、むしろ当時の社会的位置付け、もつと言えれば身分秩序に基づく卑賤視が重要であると考えられる。

しかし遊廓では社会的位置付けに基き一律に客が排除された訳でもなく、そうした嫌がられる人々との関係性もその受け入れに影響を与えたという点には留意が必要である。遊廓では茶屋・揚屋・遣手・妓夫(店の若い者)や遊女が客を重層的に判断・選別したが、揚屋が受け入れた客を遊女が拒んだり、逆に周囲が止めても遊女が客に会うのをやめないとといったケースも見受けられた。加えて遊女や店側が受け入れても他の客がそれをしばしば批判したこと、そうした客がいる一方で、人の嫌う役者を遊女にあてがったり、長崎丸山遊廓では「地下之者」(地元の客)がしばしば「非人」を「手引」したこと、「平人」と「穢多」「非人」「無宿」が同道するような例もみえた。本来登楼できない身分の客を「手引」した者の中には仲介によつて金銭を得た者もいたであろうが、単に酒の勢いで同道するような場合もみえる。吉原と長崎の状況を同一とみなすことはできないが、吉原においても長崎においても、嫌がられた客の側に立つ客らも存在したということである。畑中敏之は差別および身分を論じる中で、近世社会において固定的であつたと捉えられがちな「身分」も、そもそも関係性の中で意識されたものであつたことを強調している¹⁾。喜田貞吉や礪川全次も被差別民を論じる中で、賤視の「起源」と「理由」は異なる²⁾と述べ、同様に差別・排除のその場の論理を重視する。遊廓における役者や「穢多」「非人」の忌避・拒否は基本的には近世一般の身分秩序に根ざしたものと考えられるが、遊廓をめぐつては確かにその関係性によつて身分秩序を越える局面があつた。しかしそれは卑賤視された人々の「解放」と言うまでには程遠いものであり、むしろ近世遊廓は一部の人々に対する差別や排除をめぐり、様々な思惑が錯綜した場であつたと言ふことができる。

客を選別する主体——揚屋・茶屋・遊女屋・遊女の思惑

更に一部の客の忌避・拒否を考えるにあたり留意されるのは、好ましくない客を登楼させたことについて、評判物では主に遊女の責任が問われているという点である。しかもそのように責任を問われたのは、太夫や格子といった高級遊女のみではない。散茶や見習いの新造など下位の遊女にも適切な客の選択が求められたことは、「さし合」や役者の登楼に関する事例からみたとおりである。

しかし客の選別の主体として真つ先に思い浮かぶのは、遊女よりも先に客に会う筈の茶屋や揚屋、あるいは客を迎える楼主や客引きの遣手・妓夫であろう。実際本稿「序」でも述べたとおり、客の仲介を担う茶屋、遊女を呼んで遊ぶ場である揚屋は客の身元を選別し得たし、多くの遊女につく遣手や妓夫も不審な客に目を光らせていた。こうした客の選別は本稿で注目してきた客の貴賤というよりは、揚代(遊興費)を回収できるか否かを見極める意味で重要であつたと考えられる。しかし評判物を見る限りにおいて、好ましくない人々を客にした場合、真つ先に責められているのは遊女である。「第五章 遊女に矛先を向ける客——遊女評判記にみる「さし合」」でみたとおり、「君ひとりのみならず、くつわぎうまでとゝかざる事をうらみ」(『山茶やぶれ笠』)と、「くつわ」(轡、楼主)や「ぎう」(妓夫、店の若い男)への恨みは遊女の次とされている。すなわ

ち主要な客らは、楼主でも妓夫でもなく、他でもない遊女らが、客の要望に沿い主体的に客を選別することを期待していた。それは「さし合」といった客の貴賤とは関わらない客の取決めにおいても、役者等の嫌われる客の場合においても同様である。

遊女に責任を押し付けるこうした客の態度は、経営者側―すなわち揚屋や遊女屋にとっては都合の良いものであったであろう。すなわち仮に好まれない客がやってきたとして、その客が金になる可能性があれば、店側はひとまず客として受け入れ、あとは遊女に判断を丸投げすればいいのである。遊女がその客を断つても大した痛手はないし、遊女が受け入れれば金になる。仮に他の客からそうした客の受け入れを批判されても、遊女に責任を押し付ければいい。本稿「序」で述べたように揚屋・茶屋・遊女屋・遊女間には互いに相克・癒着があり、仮に懇意にしている揚屋が受け入れた客であれば、遊女は関係性を考慮し嫌な客でも引き受けざるを得ない場合もあったであろう。またしばしば揚屋や遊女屋と対立した仲介の茶屋は、事によれば好まれない客でありとも知らぬふりをし案内したかもしれない。身分・職業を見抜けず好まれない客を通したケースもあっただろうが、役者がしばしば揚屋に登楼し得たのは、役者であることが見逃されたためばかりでもなかったであろう。あるいはそうした揚屋の姿勢にしぶれを切らした結果、『吉原源氏五十四君』（貞享四年（一六八七））において役者を禁じる揚屋定を試みるに至ったとも考えられる。しかし客の選別が重層的になされたことが殆ど留意されず、とりわけ遊女の選択が常に重視されたことは、遊女評判記にみえる顕著な客の論理として指摘できるのである。

客と遊女評判記の力

更に遊女評判記における客の論理をみるにあたって注目されるのは、そうした一部の客を嫌がる客の声が遊廊における慣習に影響を与えたであろうという点である。つまり一部の客を忌避・拒否する遊廊における慣習は、経営側によって一方的に設けられた訳でなく、客らの批判を反映し形成・継続したものと考えられるのである。

揚屋や茶屋、遊女は本来であれば、金銭が入ることさえ確かであれば、渡世のためにも貴賤を問わず客を取りたかった筈である。「序」では原盛和『隣の疝気』（宝暦十三年（一七六三）成立）において算用に困った遊女が「野暮でも、馬鹿でも、かさかきでも、えたでも、御機嫌次第いくつでも御膳をすえかけ」ることが多くなったと述べていることをみたが、「第七章 客として嫌がられた役者」で扱った『吉原大雑書』京町三浦屋内「小ふし」の例においても、「よるうるしやわせにつよき御しんてい」であれば客が選べるといった作者の見解がみえ、遊女の繁盛具合と客の選択は密接に結びついていたと考えられる。しかし一部の客らはそうした事情を鑑みるでもなく、とりわけ寛文〜延宝期以降は遊女評判記という媒体を利用し、嫌な客にまつわる不平不満を発露した。

遊女評判記は一見「低俗な雑書」（小野晋）であり、そこにみえる不満はあくまで一作者の癩癩であるかのようにも映る。しかし「第三章 遊女評判記の概要」で論じたとおり、遊女評判記、中でも遊女の批評を記す評判物は、自説を補強するために周囲の客をも巻き込み作成された書物であり、必ずしも作者一人の主観によつて著されたものではない。加えて遊女も評判物の内容を気かけ、時に作者に接触した。もし評判物が先行研究において示唆されるように単なる仲間内の筆慰みで済まされたのであれば、何故遊女たちは作者に対し謝罪し、評判の訂正を求めるよう

なことをしなければならなかったのか。その筆慰みは実際に刊行され、広範囲の人々に読まれることを十分に想定して著されたものなのであった。すなわち評判物は遊女の渡世に影響を与えないものであり、それ故評判物の作者は遊廓内においてある種の権威を持ち得たのである。そうした媒体における一部の客に対する批判が、その忌避・拒否をめぐる慣行に作用したであろうことは想像に難くない。つまり遊廓において忌避・拒否された客の存在を考える時、遊廓内の慣習や社会的位置付けとの関連のみならず、そこにおける客らと遊女評判記の力を見過ごすことはできないのである。

註

¹ 畑中敏之『身分を超える 差別・アイデンティティの歴史的研究』（阿吽社、二〇一四）。

² 喜田貞吉「特殊部落の成立沿革を略叙してその解放に及ぶ」（『民族と歴史 二・一 特殊部落研究』一九一九）、礪川全次『異端の民俗学』（河出書房新社、二〇〇六）。

初出一覧

※いずれも初出時から大幅な加筆訂正を施し改題している

序 ※書き下ろし

第一章 近世遊廓に見出される江戸への憧れ——研究史の整理と問題点

※書き下ろし

第二章 吉原遊廓における客の取締まり——公儀との関係をめぐって

※「吉原遊廓における客の取締まり——公儀との関係をめぐって」『成城文藝』二四三、二〇一八

第三章 遊女評判記の概要——その変遷と書き手・読み手

※「遊女評判記の書き手と読み手——延宝期前後の吉原物を主として」『常民文化』四二、二〇一九

第四章 吉原遊廓における客と客

※「吉原遊廓における客と客」『常民文化』三九、二〇一六

第五章 遊女に矛先を向ける客——遊女評判記にみる「さし合」

※「遊廓に連れ立つ男たち——十七世紀後半の遊女評判記にみえる「さし合」を中心に」『女性学年報』三七、二〇一六

第六章 吉原における客の貴賤

※「吉原における客の身分——遊女評判記を中心に」『常民文化』三八、二〇一五

第七章 客として嫌がられた役者

※「吉原における役者——十七・十八世紀をめぐって」『風俗史学』六〇、二〇一五

第八章 長崎丸山遊廓で捕縛された「穢多」「非人」「無宿」——『犯科帳』を主として

※「遊廓で捕縛された「穢多」「非人」「無宿」——『犯科帳』を主として」『史潮』新八五、二〇一九

第九章 結 ※書き下ろし

表一 延宝期前後（寛文～天和）の吉原評判物

No.	和暦	西暦	月	表題	作者	作者詳細	板元	備考
1	寛文7年	1667	3月頃	吉原讃嘲記時之大鞆 〔再刻〕	吹上氏かわずのすけ安方	「たまたまれきれき衆の末座につ らなつて〔略〕やぶれらいこの身 なれば」 ¹ 、「あげや町に二三年 ほうかうして〔略〕もとよりな もしらぬあおもものやの身身すぎ なれば」 ²	江戸うろこかたや加 兵衛	初版寛文4頃、 『吉原根元記』 〔寛文6・伝存未 詳〕への返答
2	寛文8年	1668	5月中旬	吉原よぶこ鳥	不明〔「坊主」と呼ばれ る大尽客の取巻き〕	『吉原袖鑑』の作者と同一カ。 協力者：伝三	江戸うろこかたや加 兵衛	
3	寛文7年頃	1667		吉原天秤	不明	「いなかのやでんよりも、はるば るとはじめてこの花のお江戸へ上 りつつ」 ³ 、松前から百里の地に 住む	不明	
4	寛文10年～ 延宝初頃	1670- 1673		吉原袖かゝみ〔再刻〕	不明〔『吉原よぶこ鳥』の 作者と同一カ〕 ⁴	未詳	不明	『吉原丸裸』〔寛文 12〕『吉原くらべ もの』〔寛文末延宝 初頃〕への返答
5	寛文12年	1672	正月	吉原丸裸	又蔵主作之		ひゞやよこ町はんき や又右衛門	
6	延宝2々	1674	2月中旬	吉原失墜	富士屋吉連、油虫朝臣濡 高氏勘太郎、頓敵朝臣ふ くべ氏十太郎	富士屋吉連…油虫	大伝馬三町目山本九 左衛門	『徒然草』注釈本 に模したもの。用 語等の諸分の説明 が中心で、遊女の 評判は僅か。
7	延宝3年	1675	孟春	吉原局惣鑑	家満、信正、庚実		堺町板木や七郎兵衛 開	
8	延宝3年	1675	4月中旬	吉原大雑書	頓滴林〔『山茶やぶれ 笠』と同一〕作カ、菱川 師宣画カ		堺町菊屋七郎兵衛カ	

1 吹上氏かわずのすけ安方作「讃嘲記時之大鞆」（『江戸吉原叢刊 第一巻』、二五一頁）。

2 吹上氏かわずのすけ安方作「讃嘲記時之大鞆」（『江戸吉原叢刊 第一巻』、二五二頁）。

3 作者未詳「吉原天秤」（『江戸吉原叢刊 第一巻』、三九〇頁）。

4 稲葉有祐「解題」（吉原よぶこ鳥）（『江戸吉原叢刊 第一巻』、四九六頁）。

9	延宝3年	1675	夏至	山茶やぶれ笠	小石河住山水氏頓滴林作、菱川師宣画カ	それなりの教養あり	堺町菊屋七郎兵衛	
10	延宝6年	1678	正月	山茶よし垣	作者立派		通油町〔名前不明〕	
11	延宝8年	1680	秋以後	〔山茶評判〕吉原歌仙〔仮題〕	不明		不明	
12	延宝8年	1680	秋頃	吉原人たばね	新作者今宮からす〔二番町乃住人新作者おもわれぶり氏いやいや与作・霞ヶ関住人そこらで主馬蔵〕	「われわれも其むかし、けいせいをこかし、つめを取、およそゆひをきらせし太刀とりにもなりて」 ⁵ 、「御身世俗のゑんまとして、太夫かうしをしらず」 ⁶	不明	
13	延宝9年	1681	正月頃	吉原あくた川名寄	あさちが原かうけつむあん せんしやう山とうらくしとんせい坊〔あさちが原角田川の住人都鳥〕	協力者多数	江戸通油町かめや彦右衛門	『吉原人たばね』への返答
14	延宝9年	1681	孟春	吉原三茶三幅一対	玉門寺隠居		江戸升屋	
15	延宝9年	1681	3月上旬	吉原下職原	米河岸之住人ほんほち氏大ぬれや茂助作、若信序		江戸さうしや権左衛門	
16	天和2年	1682	正月	吉原買もの調	四万六千人		不明	
17	天和3年	1683	初夏	吉原大豆俵評判	不申共御推氏〔都鳥〕		不明	
18	〔天和3年〕	1683	霜月	吉原鏡ヶ池	世を捨坊主作	「筆者売人のそだちなれば」〔跋〕	堺町正本や十右衛門	
19	貞享3年	1686	4月頃	吉原酒てんどうじ	浅草住不長徳序		不明	
20	貞享4年	1687	9月	吉原源氏五十四君	四国太郎〔宝井〔榎本〕其角〕作、菱川師宣画	其角〔1661-1707〕は江戸時代中期の俳人、吉原で豪遊した紀伊国屋文左衛門に俳諧を教えた	〔写本のみ伝存〕	

⁵ 今宮烏「吉原人たばね」(『江戸吉原叢刊 第三巻』、一〇六頁)。

⁶ とうらくしとんせい坊〔都鳥〕「吉原あくた川名寄」(『江戸吉原叢刊 第三巻』、一七七頁)。

※繰り返し記号は仮名になおす、常用漢字にする等の変更を行った。また〔 〕は推定・補足である。

表二 『犯科帳』 にみえる「穢多」「非人」の登楼例

No.	事件発覚年	① 登楼した科人	在所・生所等	身分・職業等	罪状	罪状補足 ※()内は吟味着手の理由	仕置	② 遊女屋・遣り手等	罪状	仕置	③ 遊女	罪状	仕置	備考	巻-頁- (事件番号)
1	享保19 (1734)	吉郎兵衛	生所 本五嶋町	無宿(非人欠落)	非人原欠落ち、折々長崎へ来て遊女七浦方へ通い欠落したこと重々不届	・予め申合わせての欠落ではなく宥免 ・(七浦と申遊女を連退候を丸山町より捕出候付遂僉議)	入牢→非人手下				丸山町丹波屋宇兵衛後家抱遊女七浦	吉郎兵衛と連立欠落(予め申合わせての欠落ではなく宥免)	所預→差免	「去冬頃より右七浦方江折々参候」とあり	犯科帳1-307(46)
2	文化1 (1804)	竜蔵	皮屋町	穢多乙名	「穢多之身分ニ而」町人と身分偽り度々遊所通い、遊女吉川を身請けし小屋に困ったことが別而不届	・天明2年茂木村非人乙八類例に見合 ・此者は他の穢多の取締をする身分であり類例より品重き方に付如斯	入牢→輕追放	(1)丸山町升屋太郎幼年ニ付後見善右衛門 (2)元丸山町升屋太郎抱遣手油屋町たね	(1)竜蔵が穢多だと気づいたら訴出るべきところ、等閑にし不念 (2)竜蔵が怪しいと気づいたら主人へ聞く等すべきところ、花銀等を貰ったために主人から竜蔵の身元を尋ねられた節も偽りを言ったこと不届	(1)他参留→叱 (2)入牢→出牢所預→居町払	元丸山町升屋太郎抱遊女吉川	竜蔵の身元が最初はわからなかったとしても、おつて穢多とわかれば主人に言うべきところそれをせず、一旦穢多の妻になったこと不届	入牢→非人手下	・身請けは吉川親類がしたように見せかけておこなった ・他5人(竜蔵叔父恒右衛門/吉川親類/身請の仲介人等)仕置、1人無構	犯科帳6-90(48)
3	文化5 (1808)	(1)長之助 (2)(由太郎事)和三太 (3)金蔵 (4)政吉 (5)儀七 (6)藤七	(1)大村町 (2)元恵美酒町 (3)元長州 (4)(5)皮屋町 (6)浦上村船江	(1)(平人) (2)無宿 (3)無宿 (4)(5)穢多 (6)非人	(1)無宿2人と遊所見物の上、穢多非人も加わり一同遊女屋へ登楼し不埒 (2)構地立入り之上、一同遊女屋へ登楼し不届 (3)一同遊女屋へ登楼し不埒 (4)(5)(6)一同遊女屋へ登楼し不埒	(1)寛政6年12月4日八幡町勝次郎例に見合如斯 (2)文化5年正月23日元嶋原無宿乙松例に見合如此 (3)類例相見不申…但し無宿の仕置は市中郷中払は当前に付如此 (4)(5)(6)文化元年4月25日皮屋町穢多恒右衛門例に見競如此	(1)所預→急度叱 (2)入牢→輕追放 (3)入牢→市中郷中払 (4)(5)(6)牢守預→手鎖50日	丸山町富屋たみ	穢多非人共罷越候始末遂吟味	無構					犯科帳6-224(7)
4	文化6 (1809)	(九兵衛、久右衛門)		(穢多)	(No5に前例としてみえるが、遊女屋の罰則以外は欠)			寄合町筑後屋ひさ	穢多共罷越候始末遂吟味	無構					犯科帳6-253(3)

5	文化8 (1811)	(1)直七 (2)良八		(1)穢多 (2)非人	(1)(2)買物で市中へ出、遊女を買おうとし店働の女へ銭2貫文渡したこと「穢多非人之身分不弁不届」	(1)(2)文化6年10月18日穢多九兵衛久右衛門例を以如斯	(1)(2)入牢→手鎖50日	丸山町大坂屋とみ	不埒の筋なし	請取候銭2貫文取上、無構					犯科帳6-295(35)
6	文化9 (1812)	(1)幸八 (2)久蔵 (3)普之助	(1)浦上村 かっくい 原帳面崇 福寺 (2)皓台寺 (3)長照寺	(1)崇福寺 山番非人 (2)皓台寺 山番非人 (3)長照寺 山番非人	(1)(2)(3)遊女屋で遊女を買おうとして二階へ上り店働の女へ銭渡したことが「非人之身分不弁不届」	(1)(2)(3)去来3月18日穢多直七非人良八例に見合如斯	(1)(2)(3)入牢→手鎖50日	寄合町大黒屋辰三郎	不念の筋なし	請取置候銭4貫文取上、無構					犯科帳6-352(21)
7	文化14 (1817)	清八	浦上村船 江	非人	御崎参詣帰懸けに凶らず寄合町へ行き遊女屋に登楼、他に怪しいことはないが「非人之身分不相弁遊女屋江罷越居候迄之儀」につき	・御奉行へ相伺候処悪事等いたし候儀に無之身分を不弁町家江立入候迄之儀に付非人头へ引渡相当之咎申付候様可申渡旨御下知に付奥沢八左衛門申渡引渡遣 ・(盜賊方乙名より召捕)	非人小屋頭宇七へ目安方申渡						「町家」に入ったことが問題とされている		犯科帳7-109(29)
8	天保7 (1836)	(久米次郎 事)久米太郎		非人 無 宿 入墨	衣類等盗み、遊女屋で遊女買揚げの際に筭など盗み、質入れ・売払いにつき不届	(遊女屋次兵衛罪状に久米太郎は「本五嶋町之もの之由申偽」とあるが、身分偽りについて記述なし)	入牢→和泉守殿江伺→伺之通死罪→但牢屋敷江検使差出申渡	(1)長崎寄合町遊女屋ゑん煩に付代次兵衛 (2)同町遊女屋全助 (3)同町遊女屋いと煩に付代善七	(1)(3)①久米太郎は非人無宿で所々盗みをする者であるのに右体の者を両度止宿させ、②御法度の銀髪差を禿が貰受けたのも等閑にし旁不埒 (2)①につき不念	(1)(3)和泉守殿江伺→御差図銀髪差取上急度叱 (2)和泉守殿江伺→急度叱	(1)ゑん抱禿もと (2)全助抱禿きちや	(1)(2)久米太郎に頼まれ盗品を主人へも聞かず質入れ	(1)(2)和泉守殿江伺→御差図叱	・他7人処罰(質入れ仲間/銀髪差等買取/銀髪差所持番非人) ・一件の者共へ久米太郎の罪状申聞かせも課される	犯科帳8-220(12)

9	嘉永2 (1849)	福太郎	(嘉永3年 19才)	非人 無 宿	町家で金子盗み、 両替し酒食に遣捨 につき不届(遊女 屋にあがったこと は記述なし)		入牢→和泉 守殿江伺→ 死罪(嘉永 3)	寄合町遊女 屋貞蔵煩ニ 付善次郎(伺 集のみで犯 科帳にはみ えず)	何も知らず不埒の 筋なし	(記述な し)	寄合町遊 女屋貞蔵 抱遊女八 千代(嘉永 3年20才)	福太郎に買揚 られた際金2 歩貰請け、盗 取金子と知ら ないとは言え 主人へも申聞 かなかったこ と不念	和泉守 殿江伺 →伺之 通貰請 候金子 取上	他、共犯(遊 女屋のこと なし)の肥後 国無宿常作 処罰(死 罪)	犯科帳 10-118 (10)、 御仕置伺 集下- 29(76)
10	嘉永5 (1852)	藤兵衛	肥前国彼 杵郡浦上 村之内 皮屋町 林助焔(23 才)	穢多	かつくい原非人よ ね居宅で盗み・質 入れ、「穢多之身 分不弁」遊女屋で 遊女買揚げるつも りで見世働之女へ 銭渡し不届	(盗いたし候上遊女屋江罷 越候処町役人に被捕押盗 賊方役人衆に被引渡…)	入牢→敲	寄合町遊女 屋 吉次郎 煩ニ付代徳 次郎	不埒の筋無し	無構、 藤兵衛 より請 取候銭1 貫文取 上				他2人処罰 (質入れ仲介 番非人/質 屋)	犯科帳 10-219 (60)、 口書集中 -254 (12)

- ・本表では登楼した「穢多」「非人」がみえる判例から、①登楼した「穢多」「非人」及びその同道者、②遊女屋・遣手等、③遊女、を取上げ、その罪状等を記した。①②③以外の罪人については備考に簡潔に記した。
- ・①は各判例の主犯(判例の一番目に記載されている者)ではない場合がある。
- ・『犯科帳』では概ね最終的な仕置を下した年を基準に判例が整理されているが、本表では登楼した年を明確にするため、事件が発覚した年を記載し、「事件発覚年」とした。
- ・表内は要約。「」内のみ原文ママ。また()内は作成者註。
- ・「巻-頁-(事件番号)」の項は本文と同様、翻刻板『犯科帳』の巻数・頁数を記した。
- ・先行研究では森永がNo1・2・8・10、服部がNo2・5・6に言及している。

以下の資料より作成

森永種夫編 1958-61 『犯科帳』第1-11巻 犯科帳刊行会

森永種夫編 1963-64 『口書集：長崎奉行所記録』上・中・下巻 犯科帳刊行会

森永種夫編 1962 『御仕置伺集：長崎奉行所記録』上・下巻 犯科帳刊行会